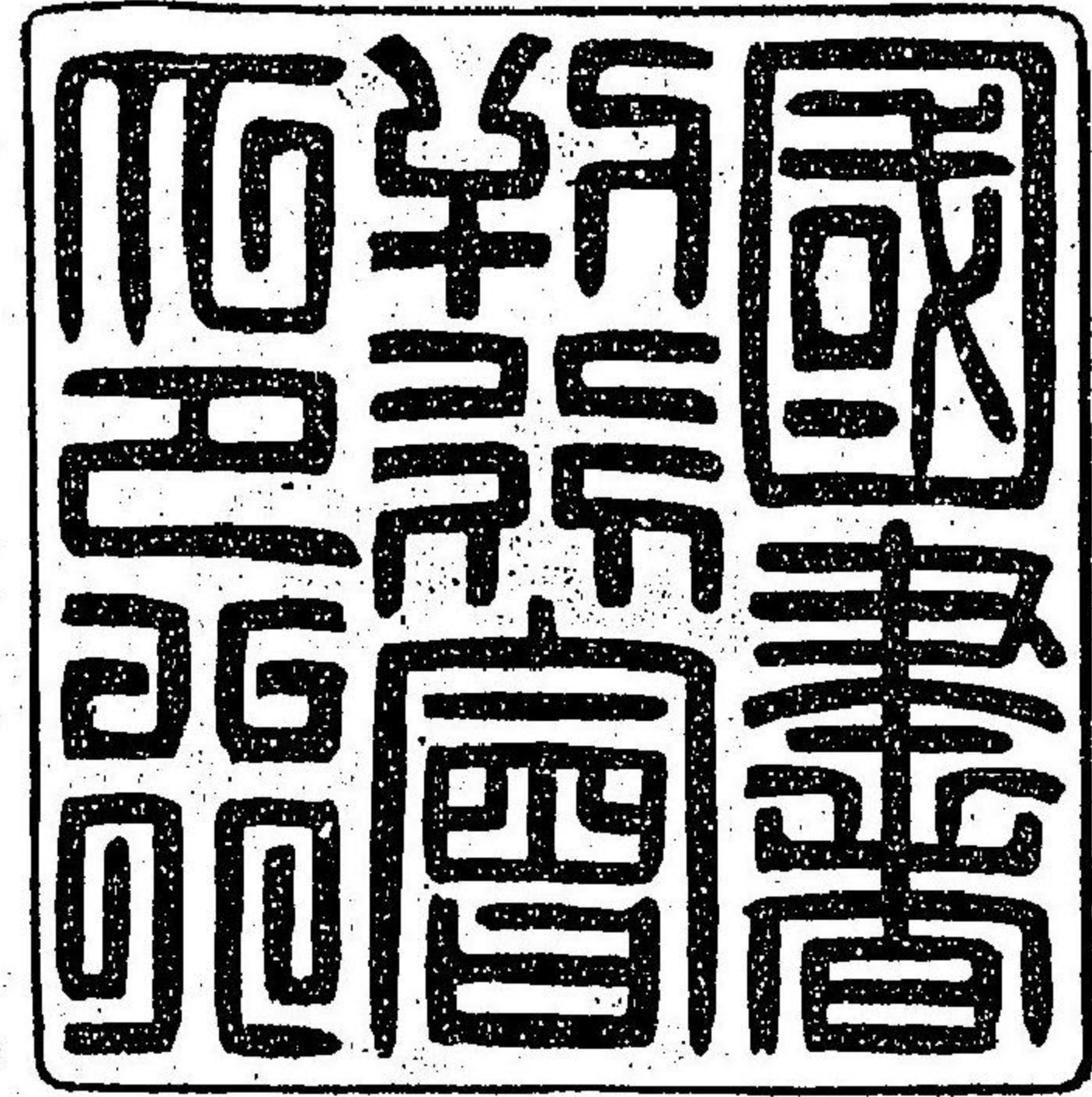
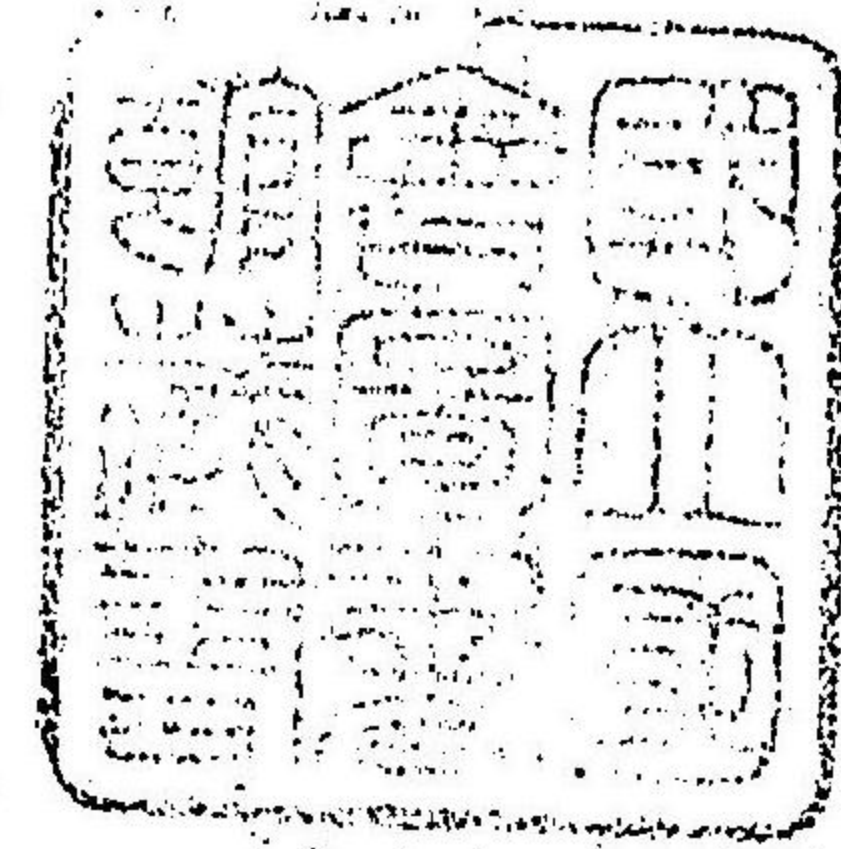


工19E21

燕石十種
第一

081.5 E831

081.5
E83
I



213504

燕石十種第一

例言

本書は達磨屋活東子通稱岩本左七屋現今二三の編輯にして、養父花の屋蛙麿通稱達磨屋五一の補助に成り、十部を一輯として第六輯まで都合六十種を蒐輯したるものなり、活東子の語るところによれば、本書は百卷計り編輯せんとせしも六輯にて中止すといへり、本書は世の知る如く、専ら近世俚俗の珍書を集め、江戸時代に於る風俗人情或は出来事を知らん材料として、頗る趣味あるものなれども、たまくこれを購求せんと欲するも、傳寫本尠きを以て俄に書賈にあがなふ事難し、よりにて本會是を出版して、汎く同好の會員諸氏に頒つこととす、

本書固より傳寫本を蒐輯せしものなれば、本文の脱落、魯魚、焉馬の

例言

誤又は後人の書入に係るものありて、今は其書入の順序も知れ難きものあれども、力の及ぶ限りは判然せしめ、又知れ難きものは止むを得ず本の儘にしたるものありて、校訂上の苦心筆紙に盡し難し、流布傳寫本と比較して、本會出版本の眞價を認められなば幸甚なり、

本書は本會藏本を底本とし、内閣文庫、東京帝國大學、帝國圖書館藏本等を以て校訂し、尙諸家藏本を以て更に校訂したり、其各部に就ての解題は左に大概を列記す、

一 高尾考一卷 本書は御留守居與力原武太夫の記したる高尾考に、太田南畝及其他の諸名家の考説を附したるものなり、すなはち高尾考の次に、三浦屋内二代高尾古墳之譜、高尾考補綴、萬治高尾の考、三浦屋四郎左衛門抱遊女高尾系圖、高尾考追加楓の落葉、吉原遊女高尾七代等なり

一 遊女考一卷 相場長昭の著にして、藤原時代より徳川時代まで遊女の古書に散見せるものを抄録せしものにして、稿本ともいふべきものなり、相場氏の傳未だ考へ得ず、

一 猿樂傳記二卷 本名倭樂傳記といふ、上下二卷にして作者詳かならず、猿樂の起原より故實、猿樂の家々また脇師、囃方等に至るまで猿樂一切の大概を記せり、書中享保年中迄の事見えたれば、著作時代も略推定せらるべし、

一 江戸眞砂六十帖五卷 江戸に於る出來事を見聞の儘筆記したるものなり、序文に、私に曰元祿二己巳年出生して、六十餘年の星霜を考見るに、世々珍事多し、未生以前に聞傳へしは二十年來も知るべし、是は眞に足らず、予が一生の事左に思ひ出して書置ぬ云々と、憾らくは作者の名を記さず、寶曆頃の作なるべし、本書廣本ありて、第三輯九卷に收めたり、

一我衣一卷 江戸の人曳尾庵南竹の著なり、専ら徳川時代に於る風俗を記したるもの、書中の挿繪は最参考となるものにして興味も亦多大なり、活東子の語るところによれば、著者は醫師なれば醫に關せる記事數多あるにより其の中より抄録せりと但完全本は二十巻もあらん、黒川眞道氏藏本は十二冊本なれどもこれまた抄録本なり、其の巻尾に文政八年に筆をと、むるよしを記載せり、

一賤のをだ巻一卷 本書は森山某の著にして、享和二年の自序あり、元文延享寛延寶曆明和安永に亘りて、自身の見聞に係る江戸市中の風俗を記したるものなり、書名は古歌の賤のをだまきくりかへしの意を採れるならん、文化九年門人健齋橋正舎の奥書あり、

一塵塚談二卷 本書小川顯道の著なり、作者元文二年に生れ、文化

十一年七十八歳に至るまで、其の年間に於る風俗珍談等思ひ出る儘に書きつらねたるよし自記せり、

一後はむかし物語一卷 手柄岡持の著なり、岡持は本名平澤平格、佐竹家の留守居役にして、狂歌に巧みなる事は世の知る所なり、本書は其見聞に隨ひ筆記せしものにして、享和三年の自序あり、又石川雅望瀧澤解二人の補記あり、

一瀬田問答一卷 本書は太田南畝の問ひに瀬名貞雄が答へたるものにして、江戸の地理または傳記に係るもの其他合せて三十四條ありて、最も興味あるものなり、

一奴胤一卷 本書は太田南畝晩年の隨筆なり、最初に奴胤の事を記せるにより、やがて書名にしたるよし文化十五年の自序に記せり、

一戯作者小傳一卷 岡清兵衛より笠亭仙果に至るまで八十六人

の小傳及著述を記したるものなり、作者詳かならずといへども、近來の作ならん、

一 戲作者六家撰一卷　こは編纂者岩本活東子の作にして、自序を附けたり、本書は山東京傳、式亭三馬、曲亭馬琴、十返舎一九、柳亭種彦、談洲樓焉馬の六人の傳を集め、各肖像を掲げ、古今和歌集六歌仙に配し、各其著作の書につき長短を評し、京傳は業平、三馬は遍昭、馬琴は康秀、一九は黒主、種彦は小町、焉馬は喜撰の如しといへり、卷尾に北齋國貞、豊國の三畫工の小傳及肖像を添へたり、
一 後見草三卷　上卷は龜岡石見入道宗山の筆記にして、一名明曆懲愆録といふ、明曆の大火を記せるものにして、中下の二卷は鷓齋といへる人の筆記に係り、寶曆十年より天明七年に至るまでの天變地妖を記せしものなり、上卷と合せ後見草と命じたる事序文にあり、又卷尾附録に淺間山噴火の記事を添へ、志賀紀豊と

作者の名を掲げたり、

一 事蹟合考五卷　柏崎具元の著にして、大道寺友山の落穂集追加に増補したるものなり、江戸城の事、淺草地方、或は奥州街道の事、或は山王祭禮、或は猿若勘三郎、或は加藤清正屋敷、或は上水、或は聖堂、或は五百羅漢等の由來を記したり、但卷三は諸本目錄缺たれば今回これを補ひたり、本書落穂集追加を掲げ次に柏崎氏の考を載たる本あれど此の本は落穂集追加の文を省ける本を探收せり、

一 南向茶話一卷　江戸の地理につきて古今談を掲げたるものなり、いづれも問答體に記せり、奥書に寛延四年辛未二月初午日茅屋向故名亭とあり、本書追考一卷を添へたり、前書を補ひたるものなり、奥書に明和二乙酉年春三月上巳日酒井氏源忠昌とあり、されば本書は同氏の作なる事も知られたり、

一 墨水消夏錄三卷 蘭洲東秋飄の著にして、江戸の地理古今談及び古寺墳墓傳記等を記したるものなり、

一 蜘蛛の糸卷二卷 京山百樹の隨筆にして、弘化四年七十九歳の緒言あり、本書は茶番、團扇賣、さごさい、など一々題を掲げ總て三十三個條を記せり、

一 浪花五俠傳一卷 本書は浪華の俠客五人男とて、鴈金文七雷庄九郎布袋市右衛門極印千右衛門庵平右衛門の像を掲げ、其人々の罪狀を記したり、但奥書に、右浪華俠者罪狀一卷借覽す、好問堂主人書寫一本附於大津繪五俠肖像之帖後、文政四年辛巳晚秋初七靠天野夫茲とあり、

一 猿舞沿革考一卷 一名茶番由來といふ、川崎重恭の著にして、猿樂の沿革を述べたるもの、重恭は江戸の人にして、平田篤胤の門人となり、強記博渉を以て稱せらる、本書文政九年自からの奥書

あり、

一 三升屋二三治戲場書留二卷 本書は三升屋二三治が得意の戲場の古話故事給金附等を記せしものにして、劇道の好參考書たる事人の知るところなり、

明治四十年五月

燕石十種第一

目次

燕石十種序	一	頁
初輯		
燕石十種附言	一	
高尾考	二	
遊女考	四八	
猿樂傳記	七六	
江戸真砂六十帖	一〇九	
我衣	一三三	
賤のをた巻	二〇一	
塵塚談	二三七	
後はむかし物語	二八〇	

瀬田問答	三〇三
奴師勞之	三二二
二輯	
戲作者小傳	三三九
戲作六家撰	三七二
後見草	四〇八
事蹟合考	四六三
南向茶話	四九〇
墨水消夏錄	五一七
蜘蛛の糸卷	五六五
浪華五俠傳	五九八
猿樂沿革考	六一四
三升屋二三治戲場書留	六三二

燕石十種第一

燕石十種序

十玉は非情にしておのれ玉なるを知らず燕石も又石なるを知るべからず人見て能くこれを分てり此書玉にして捨られんやはた石にして用ゐられむや已素より有情なりといへども吾が撰集の巧拙を知らず人視てよく之を別たん玉なる歟石なる歟光りありやひかりなしや

安政四季丁巳正月上瀬四日市場の小店において活計の隙なきいとまに筆を把る

撰者に代りて

書繪

無物老人覺識

燕石十種附言

昔もろこしに燕石を玉として十襲珍藏せしまれものありとか予とをばかりの年よりはかなき浮世草紙のたぐひを好みて今はたちに及び既に十年の間に得る所の書若干巻其うち殊に奇とするもの歴世の數にあへり是を輻輳して後の遺忘にも備へ且談柄にもせばやとて帳中に秘し獨撫玉と愛玩するは彼のまれものに等しからん故に十襲の通音をとりて此書の題號とす

天保丙申歲肇春

待買堂主人誌

高尾考

高尾七代之事

初代高尾

仙臺萩にくはしければ略申候法名傳譽妙順といふ土手の道哲に墓あり

二代目高尾

紀伊中納言殿御家來高五百石取申候最上吉右衛門といふもの請出し紀伊國へつれ行く是をさい上高尾といふ

三代目高尾

水戸宰相殿爲替御用達水谷六兵衛うけ出す其後右六兵衛下人平右衛門と云六十八歳になる男と不義にて出奔す其のち半太夫りやううんへ行妻となる其後牧野駿河守へ妾奉公に出で中小性河野平馬と出奔す其後深川の髪結の女房になりそれより役者袖岡政之助女房となる又三河町元結賣の女房となり申候ある時大をん寺前の鎌倉屋といふ茶屋の前きたりたふれ死す是を水谷高尾といふ

四代目高尾

三萬石淺野壹岐守請出す是を淺野高尾といふ

五代目高尾

紺屋九郎兵衛請取す四代目になきうつくしき女にて筆跡もことの外よろしく心ばへすなをにて誠に貴人の奥方となるともはづかしからぬ生れのよしまかる處九郎兵衛は至てあしき男にて脊ひきくはなひしげ猿眼にてことの外醜男なりしよしまかし請出して随分中むつましく覺しとなり九郎兵衛染もの下手にて常にだ染くくと人みないひたりしゆる是をだぞめ高尾といふ

六代目高尾

拾五萬石榊原式部大輔請取す式部大輔隱居被仰付越後園高田の領分被參候節つき添參り式部大輔死去の後尼と成り後世を願ひ三十餘歳にて病死

七代目高尾

何もの請出すといふ事をきかず年明け候て出候や不知近來木挽町采女が原に水茶屋の女となりしを見るものまゝ御座候其後はいかゞ成りしや不知右之通高尾は七代にて絶たり此上高尾の出來ん事を

ねがふのみ

右は御留守居番與力原武太夫ものがたりを書留置候を寫すもの也

○按 原武太夫盛和が記する處詳かなりと云へし予吉原古板の書を再考するに三浦家往古より高尾あり且六代の高尾九代の高尾など云事古書に見ゆ依て左に諸書を抄出して好事の者の考訂を待つのみ

引用書目

- 吉原草摺引 元祿七年 板
- 吉原大黒舞 寛永六年 板
- 吉原九鑑 享保初の 板
- 新吉原細見圖 享保十三年 板
- 兩巴厄言 享保十八年 板
- 吉原志家位名見 享保廿年 板
- 菜の花 元文四年 板
- 鴛の思羽 寛保元年 板
- 吉原細見 延享四年 板
- 吉原見袂の花 寛延四年 板
- 吉原見花 寶曆七年 板

已上十一部

已上の書を抄出して左に列し愚按は○にを加へて是を分つものあり

元祿七年板

作者鈴木氏草

吉原草摺引

黄表紙中本六冊

太夫今は都の薄やかなさけ

三浦四郎左衛門

格子小紫手のうちかへす戀のいつはり

評略す三浦四郎左衛門

太夫高維もみぢなになふ

評略す三浦四郎左衛門

此君せいすこしちひさしといへどもどう見ても太夫しよくそなはりまことにちかき比までたかをのやまはからまでもとはやされ給ふはおてがら也このきみはきやくによりてさけはかりならずさはひそれくにおんくみわけさりとはいきこさいかく申べきやう

なしいつぞやのわづらいよりふるさとへおかへりの
よしなひくのおやぢさまにおんあひのきづまりに
てきよろうなされ候やおいとしやいつみやにておや
ぢさまおんあいのときはうちそとよりかけかねをか
けおんあいのよしさてく御きづまりもすいりやう
いたし候おりくはいなの御ゆけきかたにもおんあ
いのよしとりきたありおやぢさま御かへりときは
いつもかはらぬしふそめのはおりをめしけるがたれ
もしらぬことの今はおやぢさまのかたへゆきていつ
ものはおりを此ころはやる手そめのにしきといふさ
うしをてほんにしてそめて御さるものを

○ 按此時高尾なしとみへたり 此次に
京町三浦四郎左衛門
太夫 いま うすくも 評略す ヤリて むく
京町三浦四郎左衛門
格子 いま 小むらさき 評略す
京町三浦内
わか な 評略す

かくのごとくつゞきて今高尾なし然れば仙
臺高尾の事は萬治年中のことなれば中絶し
て出来たる高尾なるべし

實永六年己丑板

武陽豊島郡眞土山之住作者流宣

吉原大黒舞云

黄表紙横本 江都書林

松野宇右衛門 秩父屋吉兵衛 相模屋太兵衛

高雄 大夫

京町三浦四郎左衛門内

さてもそのうちにんわう百九代ごやうせいんの御
宇慶長のむかし錦城の都になりて品川の波じづかに
東叡山の鳥もおどろかざれば花のお江戸の道ひろび
る武家のやかた善つくし民の町なみ美をつくすに此
色男を柳町にとりたてはんじやうの春とさかへしよ
りも山本が吉野三浦が高尾とて大夫の名を一大にか
がやかし萬人これを戀しのぶいまの吉野にうつりけ
れども高尾の名はいざしらす此里においては一貴當
千のわかもの也容貌うるはしくさのみ色はしろから
すけだかし物ごしは常に心やさしく情をしりて諸藝
ひとつとして欠たる事なし且には茶のゆをたのしみ
夕には琴を友として三味とつての名君也

○ 按ずるに此高尾仙臺高尾より三代目なるや四代目
なるや不審且此書によれば柳町の比より高尾あり

享保 年板

吉原丸鑑云

作者武州眞土隠者蝶郎

○ 末の卷欠て年號不知評文の中に薄雲享保二年
酉の四月のはなむなく成り給ふによりその
のちは高尾の君のもとにおはし姉妹のけいや
くありと云々全部六卷なり
然らば享保の始の板なるべし末の卷なれば板
元不詳
青表紙の中横本也

大夫

京町三浦屋四郎左衛門内

極上々吉

高尾 定紋丸の内に楓の葉

そもく是は元祖高尾より九代の後胤おさななをし
のぶと云此さきのおうしうと出し君につきそひ給ひ
正徳五年に水あげありて大夫の位にをなはり給ふお
よそ此くるのは内の女郎三千第一の美人なればその
かはかたちのすぐれ給ふ事はいはずともしるべし道
中のよそをいひときははしづかにしてたとへば満月の
雲なき空をゆくがごとし座つきのもつたひをなはり
たる大夫しよく座頭に足おとをきかせても極上々の
きみとはさとりぬ物うち云たるけはひいやしからず

の御名まなか評する事もよしあしのながものがたり
とひがへり

何人のよみけるにや

三浦には齋か高尾をうみ出して

思ひよらざるその名あげまき

井上上吉 山 京町 大三うら内

松の位ゐのそなはりし君をしよ筆に出しも事成こ
とも此度の高尾様故先は二の位に致しました此君様
にはたれ人もふみまよふも道理也御きりうと床あぢ
御心といひ諸藝は何にふそくかけめなき大極上うへ
なし

井上上吉 井あげまき 京町 大三うら四郎左衛門内
御手からく此度高尾様をもみ出し給ふ故世上に
てのとりざた此君の御事十倍せり床いやきつ情ふか
く御きりやうよし何を是ぞとさして申さん盃のなか
ふなきやうに頼ます

按此年高尾出来しと見へたり此評によりてみれ
るならん

元文四乙未正月板

菜の花 細見也 板元所 新吉原揚屋町 三文字屋又四郎 平野屋番

京町一丁目 中の丁より右側

格子 三浦四郎左衛門

太夫高尾

二人禿

井あげまき

山路

二人禿

わかせ

わかうら

二人禿

二人かふる

二人かふる

一人かふる

一人かふる

二人かふる

しけさき

一人かふる

うつせみ

一人かふる

一人かふる

一人かふる

おの江 一人かふる

かほよ 玉かつら

奉書摺背表紙の細見也

寛保元年酉板

鴛の思羽

細見也

板元

毎日改所

あげや町

現金屋八藏

大傳馬町二丁目

本屋宇兵衛

大でんま町三丁目

山本九右衛門

品	定
太夫	八十四夕
座敷持	ハ
格子	六十夕
部屋持	ハ
呼出	四十五夕
十二夕	井
散茶	ちうや三分
四寸	四
文一分	同
並局	一
あげや付	並
茶屋十八軒	局

京町一丁目

中町より右がわ

三浦四郎左衛門

高尾	かいで	井あげまき	わかうら	わかうら
太夫わかば	うす雲	井あげまき	わかうら	わかうら
ふたば	みどり	井あげまき	わかうら	わかうら
しまき	しづや	井あげまき	わかうら	わかうら
大うち	大うち	井あげまき	わかうら	わかうら
やまち	まつよ	井あげまき	わかうら	わかうら
さかの介	とめの介	井あげまき	わかうら	わかうら
わかよ	わかよ	井あげまき	わかうら	わかうら
やよひ	きよの	井あげまき	わかうら	わかうら
そのまき	かせん	井あげまき	わかうら	わかうら
かせん	かせん	井あげまき	わかうら	わかうら

附録

三浦屋内二代目高尾古墳之譜

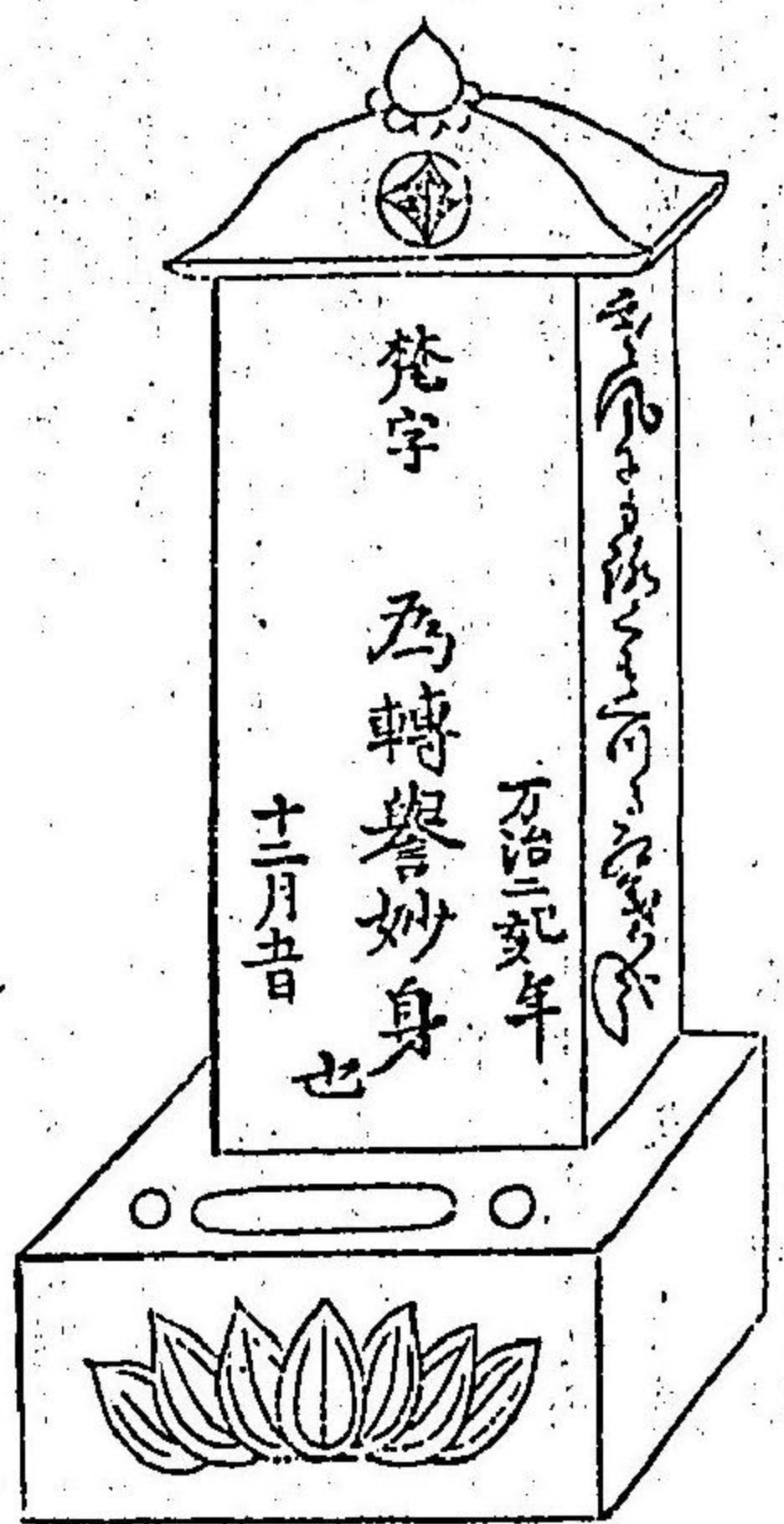
瀬名氏源貞雄誌

江戸砂子江戸鹿子等に記せしは、土手の道哲に三浦屋内二代目高尾が碑あり萬治三年傳譽妙心信女と法名しるしたるよし書りやつがれ道哲にまかりて是を見るに法名の文字二字相違せり左に圖をあらはしぬ



如斯なりしかるに翁予に語りていはく是まことの碑にあらず傳譽妙身が碑は淺草三谷寺町春慶院に

有四面塔の碑なり萬治年中伊達綱宗高尾を殺害されしを土佐節の淨瑠璃に造りて其頃時花しにその文句にすがりて道哲にうつしたりし碑なりと云々爰におひて予また三谷町春慶院に至りて尋ねみるにかのはなしに少もたがはず古碑ありまた左に書圖す



如斯萬治二年十二月五日と有道哲の碑には萬治三年十二月廿五日とあり惟ふに高尾と云傾城兩年繼と死せる事はありぬとも法名辭世の句迄同じからん事のあるきべや何れか一方は偽作せしものならん偏に是はかの翁が話にたがはず後年淨瑠璃に道哲の教化にて高尾があさましき仰きへて正覺院となりけるよし

を造りて世以はやりし頃參詣の輩を導んため造りたるものならめさりととも春慶院の誠の妙身が碑如此埋れてたがしる人もなく道哲の虚妄の碑を江戸砂子江戸鹿子等にしるしといめて世人のとりはやす事なげかはしからずや又妙身が幸ならざる事の不便也心あらん人江戸砂子江戸鹿子等の先板の不是を補ひて妙身が誠の遺體の納りし春慶院の眞實の碑を世にしらしめて供養に手向よかし

又いはく道哲にて法名辭世まで一字もたがはず寫しける内に年暦一年を書たがひたる事の不審也予是を推考するに萬治二年かの妙身歿する後其繼の高尾こそ翌三年の夏伊達綱宗に大河三股邊に船をうかめて手にかけれられし事なれば此高尾に導師も法名も石碑もあるべきいはれなし綱宗はかゝる行跡の餘りにや隠居閉門仰付らるゝと萬治三年の殿中御日記にあれば疑ふ處もなく此綱宗の切害されし高尾が事を後年淨るりに造りて貴賤もてはやせしにもとづき道哲は碑を建しにあらたに戒名を附與せんもいかいなれば春慶院にある先の高尾の法名辭世を用ひけれども年號ばかりは萬治二年にして綱宗に害されし前年にし

て見る人は是をうたがはんと態と萬治三年ときりたるなるべしすいみ舟にて切害されし事なれば冬にはあらざれども辭世の句の季に附合せざれば是も十二月と記したるものならむか扱は傳譽妙身と戒名せし高尾は綱宗の切害されし高尾にはあらずその先代の高尾なるべし

○巴人亭按其角みなし栗集の中遊心寺の高尾か庵

衰しる霜に石を粧ふ葛の裾 イ 九

按 これ幾代の高尾なるや

○永代橋西の橋づめに眷屬地神の宮あり土人云これ仙臺高尾の首のながれよりけるを埋めて小祠をたてし也故に女の縁切の願をかくるに櫛を納ると云いつ比の事にや有けん年月未詳(近比御船手の下役大橋長左衛門といへる人正月元日に川邊に女首をみて埋とも云高尾大明神と云のぼり多し)

○土手の道哲に高尾がもてる羽子板とてあり今は垂撥の代りとなせり古風なる模様なり

巴人亭

三浦家傳説

高尾續扣

初代 元吉原故不知

二代目 町人にて水谷身請

三代目 仙臺國主身請

四代目 町人最上吉右衛門身請

五代目 だそめ身請後たばこやとなり

六代目 榊原身請十九歳

三浦屋身上仕舞の年扣
寶曆八寅年に御座候

高尾考補綴

引用書目

あづま物語 全

新吉原幕櫛

書名不知細見記

細見記

細見記

美里の春

里の家名記

細見記

江戸真砂六十帖

吉原袖鏡

書名不知細見記

兩巴卮言

細見記別本

細見記

細見記

細見記

寛永廿年板

元禄四年板

年代未詳

享保十一年板

元文四年板

寛保三年板

延享三年板

延享五年板

寶曆五年板

寛延中寫本

萬治中板

正徳中板

享保十五年板

同年板

元文中板

延享元年板

延享四年板

かふる松
入相花

寛延二年板
寶曆五年板

泡影記

自元禄元年至延享元年
記録寫本

あづま物語

寛永二十年 板本

元吉原 細見記 七丁

江戸町

一せんゑもん内

はし

〇いちやう

〇たかを

〇ふし見

〇さ月

江戸町

ついき

中略

一 甚左衛門内

はし〇むへもん

〇たかを

〇ふしや

〇いくた

〇やなぎ

〇たんど

〇たのむ

〇しけ

〇さもん

かうし〇たぐみ二十

〇かつま十六

〇くまのすけ二十一

〇かすは十八

〇かつらぎ十六

たゆふ〇よしの二十三

〇せきしう二十四

〇三かさ十六

ある人のいはく此よしのせきしうのきみと申はそのなかくれもなきゆうちよにてましますと
いふあづまおとこ見たてまつり月花にひとしくおもひ三人のきみたちを一首によむ
みるにたゞよしのはさくらせきしうの
きみはみかさに出し月かも

京町

一 わか三つら内

はし ○まつかぜ ○たんしゆ ○わかさ ○たかを ○大さか
たゆふ かしわき十五 せきしう ○せきや ○うめの介 ○しまの介
かうし ○としの介 しやみせん 小うたの天下

あづまおとこ見たてまつりげんじ物がたりのみちなんありてよめる

かしはきのそのたまつさをしのひかねて

よるのしとねそあこかれにけり

二 九郎右衛門内

はし ○おとは ○小太夫 ○まつはし ○おとめ ○はつせ
○さきやう ○まつかせ ○むさし ○とかは ○たかを

たゆふ ○ては廿一 ○くらの介廿二

あづまおとこ見たてまつりあわれくらの介のきみ御なさけかはらずそひはべる身とならま
し物と思ひつゞけ一首つゞく

おもひてはちきりにあらぬくらのすけ

かはらぬいろをたのみきにけり

右あづま物語一冊は寛永二十年板本元吉原の細見記なり中本形にて紙數二十七張あり
所々にさし繪あり新吉原江戸町二丁目玉屋山三郎藏本也此本のはじめに

江戸町

一 おやぢ内

遊女の名略

同書の五丁につほれと云ははし女郎の
うきすまひなりと云を以てはし女郎は
賤妓としるべし

かくのごとくありおやぢと云は庄司甚右衛門が異
名ときけばこの甚右衛門がことなるべし

按るに此書によれば寛永中元吉原の廓にたかをと

云遊女四人ありすてはし女郎也此前きに高尾と

云名妓あらば四人迄賤妓の名によぶべきいはれな

し名妓の高尾は此後いできたるなるべし 京町の

部に四郎左衛門なし他町には四郎左衛門四郎兵衛

などいふ名いくつもあれど家名を記さればいづ

れか三浦屋といふ事しれずもとよりたかをといふ

名は右四人の外になし寛永六年板本吉原大黒舞に

柳町の時より三浦が高尾とて名妓ありとかきしは

いぶかしき事也同書のおはりに左のことしるす

一 たゆふ 七十五人



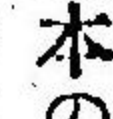
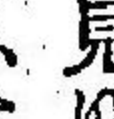
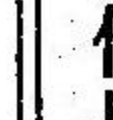
一 かうし 三十一人

一 はし 八百八十一人

總合九百八十七人

吉原袖鏡

女郎評判記中本形一冊所々さし繪あり

此袖鏡年號の所を失ひて時代しかとはしれざれども
さし繪の内奴のきるものに  ○ぬと云はんじもの
を染たる所を書き書風を見るにたしかに明暦萬治の
頃の板本也箕山が色道大鏡にも以前世間におちる
書目とかきて袖かゝみをのせれば寛文已前の書な
る事はあきらか也予先年人に此書をかりて見たりし
が其時うつしとらざりしは残念也今其人にたづぬる
も人にかし失ひしといふ此書の内第一に高尾を評し
たる長文ありこれは二代さきの高尾のきみはみな全
盛にておはしけるが此君としわかとはいひながらそ
れにはすこしおとらせ給ふと書たることはよくおほ
へて居る也今思へば此袖鏡の高尾は三代目にて伊達
高尾のつぎなるべし此書のはじめ一丁目に太夫の紋
盡しありて  如此の紋三浦高尾とあり春慶院の高
尾の墓につけたる紋とおなじ又延寶六年板吉原戀の
道引と云繪本の紋盡しにも  この紋を第一ばんに
かきたり明暦萬治寛文延寶の比の高尾は  此紋に
てありしと見ゆ  此るいの紋をつけしは後の
こととおぼふなりふたゞ袖鏡年號ある全本を得ば
伊達高尾何代目といふ事あきらかにしるべし高尾考

の眼とするものは此書なり

新吉原幕櫛

元禄四年女耶評判

太夫之一 高雄 三浦内

あさぢか原角田川住人部鳥
今九しやうしんゑん州にと
ふていはい此君はすきし

萬ねんこよみけしがのこしつめいしそでかいみふる
ぎつねくらべもの一書には太夫の第一として巻か
しらに書しすだいの評判にうき名をとりたまはざり
しにいかなればひとたばねよりこのかたは第二とか
うしふさはいと書したまふらんせんゑんしうのお
りからはうき名なかりし今新十王てつさつをゑらみ
古來のさくしやもときたまふこといづれ兩方にむた
い有所也十人のくちを聞てその中の六人のくち一よ
うしたるをもちひ評とはなせり然るにたかをの名だ
いけいせいにつかさたらん君を今代がはりのゑん州
は高尾と中あしくゆへにやいかに新ゑんまなこをい
らけしやく取なをしあゝおろかなり九州せん四の
宮は第一高雄と無二の中をのれがひいきなるをば悪
人をも善人とかきて極樂せかいにかめをのれが氣
にあはざるをもつては只人をも悪人としるしひどう
のつみにしよしたるものあだかも山のごとししよせ

んがりそめの一書なれどもけいせいつかにきらん人
の思はずんるところ四方のかい手のおもはくはづか
しかるまじやおろかのひはん吉原太夫の第一はたか
をなりわれ見るめをさらにしとつくときくに高雄に
あはざるぶさはい數多なり先さくしや小むらさきを
悪みふさはいと書いたすもつとも小むらさきふさは
いにはきはまれども小むらさきよりたかをにくきと
ころありしさいはたかをといへる名をつきてもとの
さくしやをうしろにたて人しらじと思ふふき數多な
り思はれぶりなるゑんまことこゝろ正なるゑん州など
とはばつくんちがひ申さういやかく九しやう神ふ
で取なをし尤なりしかし先さくしやは高雄の身には
かまはず京あづまのはてまで高雄の名をしみす
に此君をあだに書ちらさばすでにゑんりゑどのかい
せいにつかさたかをの名をあだにすたらせ吉原のも
みぢをからすに似たり京のよしのは都のさくら江戸
のもみぢはたかをなりそのうへあいきやうあり物の
なさけ心いたいけなるによつてすこしのふきをな高
雄にめんじて三寸の見なをしとすしかるに今きのふ
けふの吉原しりのゑんしうにてけちりんもゆるさす

いちづにしづむべきにあらず御身江戸に在して江戸
のもみぢをかきなさん高尾がちぢよくにありしく
にの名おりたりさなきだにあづまはでんぶたりされ
ば萬人にもまれ公儀をなすうき世もの、高雄こそふ
さはいと京のなかれにこの書わたるまじきにもあら
ず國のはぢは我はぢなるまじや御身はいつくの人な
りや江戸のひゑきなくんばもの、道理をわきまへぬ
ものしらす成べしゑんまきやうよりわれく手下に
しよくすましただし今よりゑんまをかはり申さうか
おゑんといひてふでをなげてよこにねる十王つら
あかめいや我はあしきをよしといひてへつらはんに
てはなし道のまよといふ見るめきくみさしいで
てさはのたまひそ御身一たばねにあく人の小むらさ
きはめ給ひしは清十郎かたにて此二三ねんいせんお
もはぬうちたへましたと御ことばにかゝりたるをか
たじけなしと申給ふをひごろきそのひいきか小む
らさきふさはいたかをばふさなきところまんねんこ
よみ四のみやと八ものひぢの中たちして此君をお
かすになさけといて給ふ事はれなくも日本の神かけ
七まいのせいしをもつてあしからずなさけふかきと

ころをしるあしたにこの書しよこゝにふれて評有と
も見るめきくみもと作者のひゑきなき所實正ばん
じ情ふかくまこと高雄のくらの有御身せぞくのゑん
まとして太夫かをしをしらすいかでぶんしや花のもと
の名をつがや四の宮か書をくごくとたかをふさは
いなしくもりなきうへはよの人四の宮にくはしく思
ひ給へわれくまん中を申ぞ十王その坐をおり給へ
ゑんまをかはり申さう物しらすわけなしの今みやか
かすそこをひらけくさしものゑんまも道理につめ
られまつかうくさきめんしよくにてかさねてはまき
かしらに書せんまつかうくとしばらくちりをひね
り侍る世の人高雄のふきいつはりなかく九州たし
かにうけがひ申ぞいかに
うき名たつあな高雄やおきのとく 都鳥

からかみ表紙 横本

板元鱗形屋

かうし 三浦四郎左衛門

△太夫 九十夕 かうし 三十夕

太夫	うす雲	まきいぬ	しやうく	まきしの
みどり	はるの	いぢや		
ふたば	あづまぢ	かたへ	そのぼら	
子格	山	梅の介	歌の介	ふしの
まつよ	りんさん	わか紫	さんさん	
そのまき	玉かづら	さんさん		
にしき	りんか			
せんか				

延享元年板 からかみ表紙横本 板元鱗形屋

かうし 三浦四郎左衛門

△太夫 九十夕 かうし 六十夕

太夫	うす雲	みどり	同しやうく	同やくも	同おふしう
ふたば	はるの	かたへ	こてふ	りんや	さんや
子格	山	梅の介	同とよさん	同きんさん	同みさき
まつよ	りんさん	わか紫	こよひ	そめき	うてな
そのまき	玉かづら	さんさん	まつよ	同まきしの	同そのぼら
にしき	りんか		ちんか	いぢや	もいよ
せんか			よそふ		
			同かほよ		
			同わかづら		
			同まき		
			同にしき		
			同かづら		
			同まきいぬ		
			同はるの		
			同大き		

延享三 板

美里の春

唐紙表紙横本 板本 大傳馬町三丁目 山本九左衛門

かうし 三浦四郎左衛門

太夫	うす雲	まきいぬ	はるの	みくも
みどり	はなよ	大吉	たより	
子格	山	梅の介	歌の介	ふしの
まつよ	りんさん	わか紫	さんさん	
そのまき	玉かづら	さんさん		
にしき	りんか			
せんか				

享保十九甲寅

横本

新吉原揚屋町 三文字屋亦四郎 寶所 神田新石町 相模屋平助

△太夫

小紫	秀かいで	井とやま	同
かわい	同	同まつかぜ	同
同し	同	同	同
同にしき	同	同山の井	同
同かとり	同	同おのへ	同
同やまじ	同	同やしほ	同
同はなよ	同	同空蟬	同
同きよの介	同	同みせら	同
同清浦	同	同そめ山	同
同たつみ	同	同竹しの	同
同上巻	同	同あづまじ	同
同かみぢ	同		
同若浦	同		
同若世	同		
同浦崎	同		
同唐崎	同		

三浦四郎左衛門

元文五年板

吉原細見タテ小本

板本

大傳馬町三丁目
鱗形屋源兵衛

高尾 からさき わか紫	太 わかいで あづまぢ かとり	夫 もみぢ わか浦 その山	かうし あけ巻 大吉 しづや 山路 まつよ まつの介 しが崎 才五郎 わかよ 夕し やよひ そのまき もみぢ かせん	りん山 梅の介 玉かつら やそ介 かなよ 大助 せうく	年久しく御 名のたへし うすぐもと いへるきみ ことし三月 三口にいづ るしんぞう
-------------------	--------------------------	------------------------	--	---	---

三浦四郎左衛門

寛延二年板

かふる松

三浦四郎左衛門



太夫 うすぐもはさき みどり	同 見世の分	▲きんさん まつよ ▲まきやね 大吉 ▲玉かづら もみぢ ▲ひとへ うの介 ▲むらぢ りきの介	▲しらさき 市五郎 ▲やくも とみの介 ▲みくも ちどり ▲まつかぜ つるの介 ▲しら太夫 とこよ	▲めぎね あげまき しがさき しのいめ こよし わかうら やえぎく やちよ	みのへ やりて まさ
----------------------	-----------	--	--	--	------------------

寶曆 四

横本

山本九左衛門

▲あげまき しのぶ	▲とこよ とみぢ ▲そめぎね しげか	▲みくも ことり ▲しらさき てう吉 ▲やくも さんし ▲むらぢ いちの ▲みつから 太之助	▲しら太夫 しがさき ▲しきしま まきよし ▲あふ州 ままつがへ ▲まきしは まわかくさ	やりて きく
--------------	-----------------------------	---	---	-----------

寶曆 五

入相花

板元

大傳馬町三丁目
山本九左衛門

▲あげまき しのぶ ▲とこよ とみぢ ▲そめぎね 善之介 ▲せう吉	▲やくも まんし ▲むらぢ いちの ▲はつさき むめの ▲しがさき まきよし ▲ししま まわかうら	▲まきてう まきしの ▲まつがえ まやちよ ▲やえぎく まきよし まわかうら	▲座敷持 房つけ廻し ▲金盛分	▲座敷持 かたしまひ ▲惣盛分	やりて むく
---	--	--	-----------------------	-----------------------	-----------

萬治高尾の考

淺草三谷月光山春慶院は余が友某の菩提寺なるにより余現住にまみへて高尾の墓ある故問ひしにさきざきよりのいひ傳へなりとて左の如くかたられき

萬治の比三浦の別宅三谷町にあり高尾病ひに伏して別宅にありしが其比當寺に常念佛ありて彼の宅にちかく聞ゆ高尾病床にありてつねに當寺の鍾念佛の聲をきゝわれ身まかりなばかの常念佛ある寺に葬し給はれといひ置て萬治二年十一月五日彼の宅におゐて身まかりぬ元來三浦屋の菩提所は樵寺なれど彼が遺言によりて其からを當寺に埋め墓を建ぬ彼の高尾仙臺侯の手に死せしといふは妄説なり仙臺侯かの高尾を身請の志ありそのなかばに病てうせぬゆへに薄雲を身請し給ひぬとまへ〜よりいひ傳へたる當寺の説也當寺の墓四方塔にて至極念入たる墓なりことに四五年前惣墓地の地形を直したる事ありて高尾の石碑もしばらくとりのけたるに下は石室也かれこれ考ふるに葬式も伊達侯の命をうけて行ひしか三浦がかく迄葬に念を入るいはれ有べからずとかたられき

又三谷町に年久しく住ぬる文七といふ老人の語に三谷町に三浦長屋といふ處ありこれはむかし三浦屋の別宅ありし所なり庭中にありし池空くあつたの捨所となりてなかなばうづもれたれど形のみは今に残れり伊達侯の身受せられし薄雲が出生の地は信州埴科郡鼠宿なりその親族今に残りてかの地にあるよし友人のもとよりおくりたる萬治薄雲の傳記別書あり今これを略す

是等のことを合せ考れば春慶院に傳ふる説むべなりはるか後の板本なれど貞享四年板江戸鹿子にも二代の高尾病によりて死したるよしを記せり三つまたに於て伊達侯の手に死せしといふ事妄説なる事明なり

○駄染高尾考

江戸眞砂六十帖(寛延年間寫本)に云大傳馬町一丁目横町に藍屋九郎兵衛とて駄染屋あり身上よく家屋敷をもち家來大勢にて染物せしに親九郎兵衛とちがひ幼少よりきやしやにして諸藝に達し美男也家業をいやしき事に思ひ遊びをもつばらとして三浦の高尾にふかく馴染てかよひぬ外の客は駄染屋のむすこと笑ふされど高尾ゆへに家屋敷は賣はらひ商には倒れて

せんかたなしかかるに高尾さる屋敷の門番をたのみて采女が原の町家に料理茶屋出して繁昌す大かた門番の振舞をもとゝしけり其後はいかいたりけん本所三つ目に夫婦つまらぬ體に見ゆとしるせり按に原武太夫子の話とすこしく異同あり昔は上糺屋駄染屋とて別あり駄染やは木綿のみ染て縮緬きぬを染る事のならぬさだめ也しかも大家は駄染屋にありしとある糺屋の老人語りき

○榊原高尾考式部高尾とし云

泡影記云(自元祿元年至延享元年記祿寫本)寛保元年榊原式部太輔令身請遊女高尾而出淫靡日作大門外内外于盛砂而行粧美也十跡乘而迎于宅松平和泉守松平左衛門佐爲侍受而祝之宴干焉
新吉原五十間道小田原屋又兵衛といふものは三浦屋遠縁のもの也榊原高尾身請證文を今におさむ余一覽して寫しとりぬ文左のごとし

身請證文之事

一貴殿抱の高尾と申傾城未年季之内に御座候處我等娘分に費請度申入候得ば承引被致則樽代金差出し我等娘分に費請申處實正也尤右之高尾諸親

類共に引受少しも如在に致申間敷候若不縁にて其元へ相もどし候はゞ右之女子金子貳百兩相附衣類手道具相へ貴殿方へ相返し可申候其時異儀申間敷候

一御公儀御法度に被爲仰付候通江戸御町中は申に不及於脇之料理茶屋并に道中はたご屋總て遊女商賣が問敷所にかたく差置申間敷候若右様之處に差置申候はゞ御公儀様へ被仰上何分にも仕置可有候爲後日之女費證文仍如件
寛保元年酉六月四日 日本橋南楡物町

賈主 久兵衛○

揚屋町和泉屋

請人 清 六○

四郎左衛門殿

按に十代目高尾十九歳の時身うけせられしといふ説は非なりこの高尾享保二十年太夫となり七年をへて寛保元年六月四日榊原侯の身請によりて出廊す町人の名前にて身請せられしと覺ふ

享和三年癸亥秋九月

京傳記

鷗庭按るに嚴秘録に此時請出されし高尾は本所發江重願寺と

いふ浄土寺の門番花賣六兵衛といふ者の疑なりと儘に知るも
のい語りけると云々

右高尾考補綴は山東京傳の持にして伊東關洲の書也

新吉原京町一丁町

三浦屋四郎左衛門抱遊女高尾系譜

高尾 寛永頃之人也

初代高尾後尼となりて日本堤西方寺中に庵を結び一
生佛に仕へ念佛の行者となり法號傳譽妙心信女と號

寒風にもろくも落る紅葉かな

此句を吟詠して萬治三年庚子正月廿五日身まかりぬ
この寺に塚あり楓樹を植てしとせりと今猶存す

高尾

二代高尾と號す
石井高尾と呼り

全盛世にこえたるとなん石井と號するは此頃近江國
彦根の城主井伊掃部頭直孝家臣石井吉兵衛元政と云
人二男より新家に直孝に仕へ侍るが詩歌管絃の達才
にて側近くこそ侍る歳十九歳にして始めて江府に供
して下りける其年の事にや或人の誘引に任せて北廓
に來り此君を迎へて一夜枕をかわしけるにいかなる
前の世の契りにや互ひにおもひ忘る事なく二夜三夜
と重る枕に深くも行すへの事まで誓ひてその年もも

はやくれ翌年の春たつはじめよりも通ひなれて二月
の餘寒も袖におぼえず三月の花も移らぬ心にはあは
れと詠め侍りしとなん誠にや羽をならぶる鳥枝をつ
らぬる紅葉も色ふかく甲斐なふ物の限りあれば千歳
の松も枯れ萬年のいはほもくだくるのならひうき川
竹の流れの身に逢人からのうちにも思はぬにそふな
らひありて或人の身請せん事にぞ定めければ高尾も
まかせぬこゝろうち驚きて吉兵衛が方へ此よし玉章
に書おくりければいとせんかたなく打なげくのみに
て今宵は別れの盃せんと高尾がもとにまかりて春秋
のみじかき夢のさむる方なくたがひに物いふ事もな
うしてゆふ告鳥のうらめしく曉の露に袂をうちしほ
りてぞきぬいそぎけるにその日は主君直孝の和
歌の會にして道の好人も集られける吉兵衛此席に加
はりて歌よみ侍りけるに晝過るほどに高尾が許より
あはたしく一筆の玉章に申事の候へば只今御かよ
ひあれとのみ申おこしたり飛たつばかりに思ひ侍れ
ども和歌のあはれいまだ半は過ざればせんかたなく
思ひてとまりぬ其夜も亥の刻ばかりに漸く會終り
て人々も家路に歸られける吉兵衛も小家に退て考ふ

るに函谷の關鶏の空音に明しとや侍れども此館の門
は支干の限りなれば出がたくたゞ物思ひのやむども
なく灯の影は夏蟲の命も明がたの思ひをとめてぞ
侍りけるに折ふし門の戸たゞくは水鶏ならで同勤の
若輩二三人も來りて主君の御意のよしとて晝のほど
より吉兵衛が體ひとかたならぬ物思ひにみえ侍りけ
るいかゞ煩ひにても候べきや參りて様子承れとの條
申ければ忝くいさゝか煩ふ事もなふ物思ひとともな
ふいかゞ御覽ばやもはや夜も更候へば寐申べくとて
しひてかしこまりをも申されず有ければ人々怪みこ
の旨直孝に言上に及びければおろかなるものしる處
なし吉兵衛をまづよふべき由ありければそのまゝ吉
兵衛が小屋に即時むかへ侍りければ吉兵衛もいかゞ
の事とは思へども駕をまたずして行くの例あれば時
をもうつさず御前に侍りぬ直孝吉兵衛を見給ひて汝
今日の不快甚し嚙々難義ならん小屋せばうして保養
もなりがたし是より出入のものゝ方に參りて此枕を
して病ひを養ふべしとて御枕を給りぬ吉兵衛おし戴
て其席より御館を出登に風を切て日本堤にぞむきぬ
漸く引四つの鐘音信るゝ頃揚屋孔雀屋（揚屋孔雀屋

今はなし今田町より土手へ上る前孔雀長屋則此長や
也）に參りければ内よりみなゝむかひ出で先きほ
どよりも度々三浦屋より御使にてこそ候へと早く御
しらせ申べしとて亭主は出でけりまてども亭主歸ら
ず女房などいとあやしみ夫のむかへにぞ參りけるに
間もなく女房歸り來て高尾が自害を語りける吉兵衛
おどろきていかゞの譯ならんとて女房を伴ひ三浦や
に參りて高尾が前により吉兵衛參りたり何とてかく
はやまりしと聲たてゝ申ければ高尾は終焉の息もた
るだる吉兵衛が裾に手をかけ眼うちひらき吉兵衛の
顔を見笑ひて其まゝともしの消るが如くぞなりにけ
る吉兵衛もかなしさいふばかりなしあたりを見侍れ
ば書置とて封じたれば皆々うちよりおしひらき侍る
に吉兵衛と深くもちかひしかひなう思はぬ人の身請
の事に吉兵衛が薄き力及びがたきことなればけふ吉
兵衛早／＼參りたらんはとも死して西の國にて添
ひ參らせんとこゝろかはらましや夜も半ばを過るま
でまち深く候へばひとりと死して操たてんとてかくこ
そ思ひきはめたれ猶なき跡をも忘れずも訪ひ給はら
ば後世にて待申さんなどなが／＼と哀れにぞ書置た

れば主君より給はりたる枕のうち黄金のあまた有ければ其まゝ高尾が菩提として跡を厚ふぞとぶらひ法のおしへもたがはず野邊の烟にふすべけり夫より襟ひきのふけふとつりて病ひの枕重うして引籠りけるに卯月もはや立に彦根に歸城有ればかはらぬ衣のそのまゝに移はてし花染の心もはるかに江府をうち立て彦根に行道すがらも度々に願ひて近州草津の驛にて長き暇を給はりければうちよるこひで深草の里に庵を結び黒髪をそぎて元政法師と名乗法華の行者となりぬとし二十歳(按二十歳出家なり)そのうち身延道の記さまの和歌詩集に名を残し道徳諸佛の意にかなひ高尾が亡跡を吊ひ行年四十六にして卒去廿六歳の出家學文千年を経て此法師には及びがたからんか

高尾 三代目高尾と號す 四條高尾と云

全盛世に越えたり此君の時都かへりの盃といふ名器出來たり今に扇屋に相傳ふといへりあるとし八月十五日夜の月見んとて盃を客のもとより送られけるに高尾此盃にて酒のみて珍らしく京の吉野が(京島原の太夫世に吉野かんとうの娘也)方へさすべしとて

其まゝおくりものをそへて島原へ遣しけるに吉野も

さるものなれば押へ可申とて高尾が方へ下しける大塚の高圓に合ひをぞたのみけるに送りものを添てける高圓も合ひをしておくりものをそへて高尾にもどしける又もおくり物して吉野へさしければよし野ものみて高尾へもどしけるとなん(高圓太夫新町の太夫全盛たり云々)此君西條の號は本郷四丁南側二丁目を拜領して蠟の問屋にて御印籠の御用達西條吉兵衛といふもの深く馴染後妻となる義輪といへる所に別業あり高尾は別業に住けるとなん吉兵衛御用金の事にて三年寄より金壹萬兩を借る後新川道明方にて又壹萬兩を借三年寄の金を濟しけるが其時年寄の似せ印をして證文の奥に据ければ後に公事に及び吉兵衛が罪遁るゝ事なく千住において御仕置ありしとかや其後高尾もせんかたなく牽頭か妻となりしと也操なき事ははじめの高尾にくらべては笑ふべしと

高尾 四代目高尾と號す 島田高尾と云

島田重三郎といふもの此君に深くなじみしとかや中將網村朝臣も此君に四五度も手をかけられしに島田

にみさほを立て意にしたがはざりければ網村朝臣は

太夫薄雲にふかくなじみ身請して三谷堀より舟にて沙留の屋敷にむかへ夫より仙臺に下り一子をもふけ給ふのよし此君網村が爲にみつまたにて船につるし白刃にかゝりて身まかり或は靈のたゝる故に永代橋のこなたに高尾明神と神に祭りたりと世の人のいふ

本のまゝ

はあやまり也永代橋の高尾明神は寛の日記繪圖にも

有山城國高尾の神を祭る故のよしうたがひなしかゝる風説みな家臣原田甲斐といふもの伽羅の下駄の事まで沙汰せんとて土佐芝居にて狂言に作り人々にしらしめ一家を動して我工みにせんとのはかり事なり

此君は末に島田此君に別れて出家して土手道哲と成りし事みつまたにて死たる高尾が亡がらを此寺に葬りけるなどいろくの定らぬ説は考ふるに初代高尾西念寺にて死す後にこゝに葬高尾が爲に出家したるは二代目高尾がとき石井吉兵衛が事をかたるならん今狂言にせんとて土佐座の作者是を合たらんものか

高尾 五代目高尾と號す 秋葉高尾と云

神田お玉が池駄染屋の妻となり一生を過しけるよしひつとふさのみの全盛なかりしと見えて世にかた

り傳ふ事もなかりける

高尾 六代目高尾と號す 子持高尾と云

此君ながれのふしにも思ひといめけん人の有てや子を持侍りけるよし其子をば坐敷におひてやしなひつゝ年月を過して何人の妻と成其子の行衛ともにしれがたし

高尾 七代目高尾と號す 六指高尾と云

(寛保より元文にかゝる)

この君足の指六つありとなん古今に傾城の足袋を用ひし事此君に過しと今に云傳ふ

高尾 八代目高尾 九代目高尾 (同断)

高尾 十代目高尾と號す 柳原高尾と云 (元文の比とや云傳ふ)

此君の全盛世にける處也式部太夫と云人此君にふかくこゝろをかけて身請して播磨の國姫路に連行けるとなんその沙汰世に聞へあげて家も危くぞきこえける流石遠つ親の忠義末の世までも残りし徳かやはりまがた遠く雲の越路にうつしけるとなん此君のおやは深川淨心寺の門番花賣六兵衛と云もの娘なりしが氏なくして玉の輿とやいはん越路の雪も安く凌て寛政十一年八十四歳にして世を去り給ふとかや元文

の比より六十とせの夢も邯鄲の榮花の枕よりは羨れぬばかりなり

高尾 十一代目高尾

此君の世にや三浦屋の家も絶て今はあともなかりしとなんものゝかぎりとしてあるものならんとおどろかれぬ咲ばちる花のならひなれば入月の山の端のくらき道を迷ふも燈籠の灯ならでは誠の光をみかくこそ人が人がくのかたるま常に心得て傾城家をかたふけるの器もにはたちよらざるこそめでたけれ

高尾 玉屋山三郎が案にて寛延の比

抑玉屋山三郎といふは古へよりの娼家なりけるとなむいつの比か三浦屋四郎左衛門が聲と成りしと其時ひきて物として小紫といふ名を貰ひしとかや故に今において太夫名に付て此家のほまれとす且三浦屋の家の跡とてもなかりければ此比の人々古の聲のちなみのよしかたり傳へてふたゝび高尾の名を付たりしがいかいしたりけん其後はしひてその沙汰もなかりけりあはざるを求るの敵ならんかと云々

文化元歲次甲子仲冬下廿二日村上氏某より恩借寫之 藤忠許

私曰 元政十九出家四十二歿身延記行は寛文卯のとし

捨る身の目はさみだれのこよひ哉
初代高尾萬治二年に死是淺草引移は明暦三年なればはづか三年なれば初代高尾はふきや町にて勤たると見えたり

文化六巳年暮秋

方圓門 得筆寫之

文化七午年仲秋末借寫之

舉筆館

文化十年癸酉得能木爪亭藤本而寫之

杏花園

時五月十一日也 篤庭曰數本を合せて校正 楓岸紛々落葉多洞庭秋水 雲明月吊湘娥の一首を手向として彼の人の事は何とも云がたし

序

壁の耳遠この一卷を携來りて予に序文を乞ひ且彼人とあるはかの御方の事をいへるなるべしといへり子見る所は彼御方ともきはめがたし其故は三世二河白道といふ土佐ぶしの淨るりの高尾懺悔の段といふに「うきよとかやに身を任せ外の客をばふり捨てあはづの森の葛の葉の恨を含みし云々又鬼つらといふ悪性の云々ともあり此鬼つらは彼御方の事なるべしさればかの人為に彼御方につれなかりしかば三つ股のみくづとはなりけらしかぞへうたの末を見ればかの御方によるべくやかの人によ

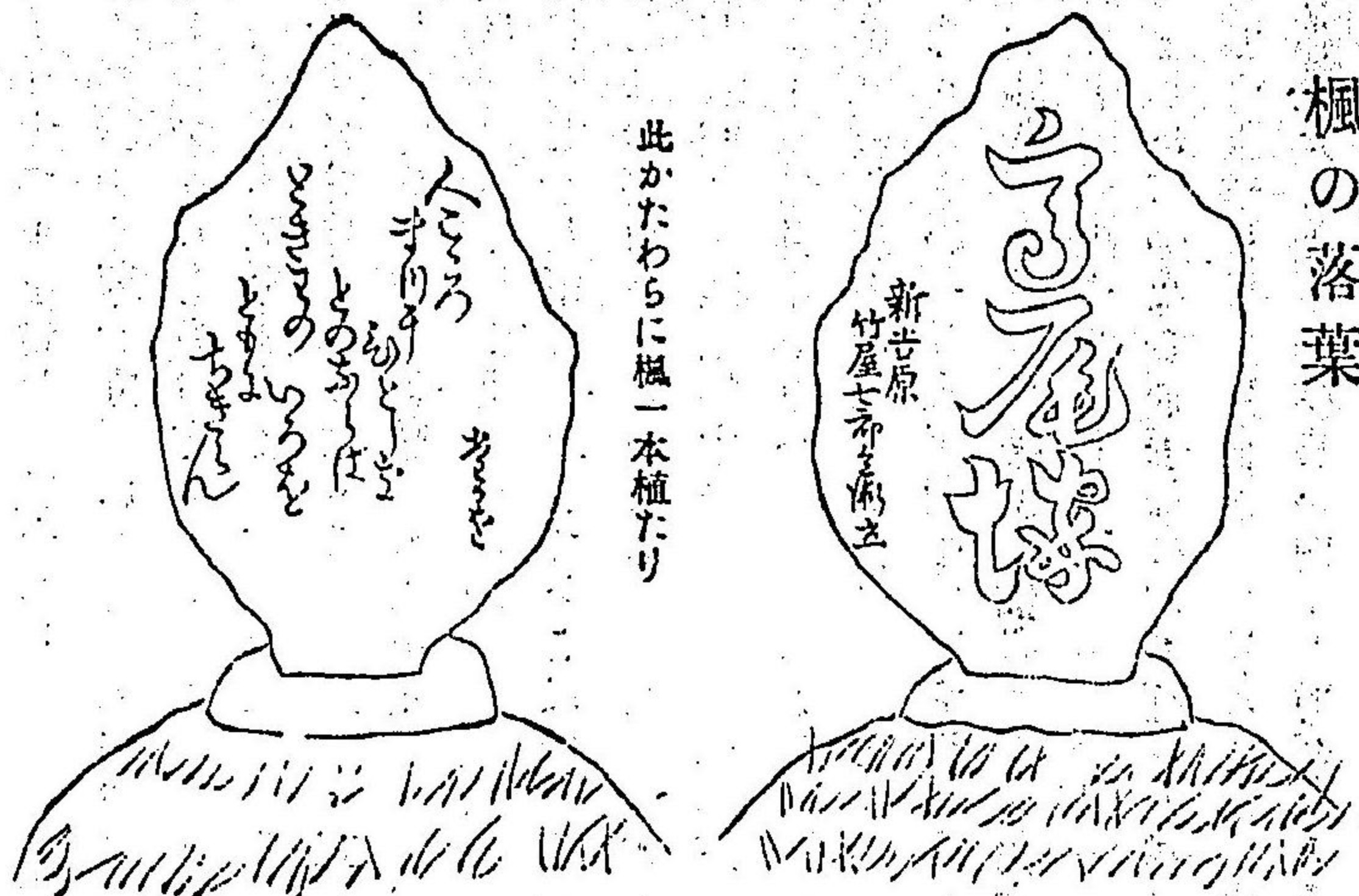
るべくや心よりかぬるをもて戯場にてはよりかぬといふかいつれにもかの人の事はいはざるもしかなべからんいへば必あたることありと聖人ものたまひけるぞやもし是を穿たんとて澤村氏の人にはハハレやくたいもないと云べくまたは市川氏の人に問はハア、つがもなへといふべくこそ

文化二ののとせやよひ廿八日

尻他具里吳陽人手がらの岡持

高尾考追加

楓の落葉



此かたわらに楓一本植たり

文化六己巳年百五十回に當りしとて五月廿五日に取
越し供養あり塔婆の施主 池田屋母 寺僧云此池田屋は
高木善兵衛 千住宿の孫也
予住職に逢て尋しに高尾の戒名を埋みてこの塚を建
しと云春慶院にある事を尋ねしかばかれは高尾にな
じみし客の建し墓也と當寺にては申傳へ侍るとかた
られき

夫より春慶院に行て尋ぬるに住職にやあらん崩黃の
衣を着し居たるが出来りていひけるは當寺には高尾
の墓は高尾病中の遺言に任せて當寺へ葬りしよし言
傳へのみにて別にしるしたるものもなしとてかれ是
物語せられし處前文京傳子の尋ねし時の答にたがは
ざればこゝに略す

春慶院の高尾の墓を見居候時五十あまりの老婆の裾
すこしかぐげ杖つきて予がそばへ來り何を見るぞと
問ふ故に是は高尾が墓なりといひければ此女かしら
かたぶけしはし考へていひけるは高尾が墓は道哲に
ありこはたかへるなるべしといふ故これ見よ道哲に
ある戒名同じ事にして年と日のたがひありとこたへ
ければ道哲にあるこそまことならぬいかにとなれば
ことし百五十回に當りぬれば竹屋七兵衛と云人がの

高尾塚を築て碑を建たり其頃高尾にはいかなる縁あ
りてこたびかく塚を立られしと尋ねければ高尾には
少しもゆかりなしされども三浦の老尼高尾百五十回
の時は道哲へ塚を建度よし常々いはれけるが一兩年
あとに此老尼身まかりたりこたび此塚を立る事は名
聞にあらずたゞかの老婆の本意を立しまでなりと七
兵衛物がたりしよし此老婆のかたりし也よくもかく
くはしくしりし事よと思ひてそこはいづくの人ぞと
尋ねしにおのれは丁なりとこたへてわかれぬ
又老婆云仙臺侯高尾病中いまはの時三浦方へ來らせ
給ひてすぐに御やしきへ駕にてつれ行給ふ折から土
手を過る頃駕籠の中に高尾息絶たるよしこれを道
哲へ葬りしといへり高尾出廊の時大病の事なれば身
請金の沙汰にも及ばず後より仙臺侯より角力取など
附添ことの外賑やかにして三浦方へ金子三包被下候
節あまりわづかなる金子なれども死せし後は是非な
しとてつぶやくつゝ封をきりて見れば残らず黄金に
て有し故大によるこび右の内より道哲へも高尾のと
ぶらひ料として其ころ少しは納めたるよし夫ゆへに
今に道哲の方はたえず折々のいとなみもあればをの

づから道哲の方は人のしるやうに成て春慶院の方は
しる人もすくなかるべしと語りき

高尾三股にて死せしといふ事傳へ聞すと笠家左衛門と
いふ者がたりししかし此者は三浦四郎左衛門が實子
にして三浦家断絶の後飯田町もちの木坂に俳諧の宗
匠也廿四五年以前迄居たり其比六十八歳なりしと同
町澁谷氏の話なり

按高尾仙臺侯に切害せられし事世にいひ傳へしなれ
ばすこしは事のありしなるべし推考に高尾三股涼舟
の中にて仙臺侯のために手は負たれど即死せず三浦
方にて療治せしかどしるしなくて十二月に至りて死
せしなるべし辭世の句十二月に紅葉もちと時過しや
うに思はるきはめてこれは十月頃手疵おもりし頃案
じ得たるなるべし且春慶院にある四面塔の墓あまり
古代の質素のものとも見へす屋根の紋所といひ戒名
の左右に日輪月輪を彫り塔の左右の表へも蓮をほり
たるなどあまり細工過たり是まさしく道哲にて墓を
建しはるか後何人か此春慶院に立しなるべしいかに
となれば轉譽妙身の爲也とあり此爲也にて推量すべ
しこれ妙身菩提のため後に立たる事あきらけし年號

月日も道哲の方よりうつし取る時道哲の方年經てし
かともわからざるまゝに萬治三年を二年十二月廿五
日を五日とうつしたがべし物ならむ辭世の句も塔の
角の所へ無據あとより彫入たるやうに見ゆれば道哲
のかたを實とすされど春慶院の方を實とする人は實
とし給へ遮莫々々

文化己巳十月の中の十日あまり 文寶しるす
右口碑に残りたることの葉をひろひあつめて奉入
御覽候迄也按はまことに愚按に候へば他見御高免
希ひ奉る也

吉原遊女高尾七代
仙臺高尾 傳譽妙順
初代高尾 傳譽妙順

仙臺高尾と云は能く人の知る所なれば傳は洩す但し
今にその上のかた流れよりたる處とて永代橋川手前
へ左りの脇に高尾大明神として腰より上の願聞をか
くるとて女の櫛笄の類ひ奉納して見ゆ一説に中洲の
三つ股に落命せしとは其頃の説にして實は亭中にて
の事とも云ふ

最上高尾
二代目高尾
紀藩(五百石)最上吉左衛門根引して是を最上高尾と
世にいふ

水谷高尾

三代目高尾

水府侯爲替用達水谷六兵衛根引してその後六兵衛が
内平左衛門(六十前後のものなり)とみそかごとして
出奔それより神田をびすや忠兵衛の妻となり半太夫
梁雲と通じてはしる後牧野駿河侯へ妾に出で氣に應
ず又小性平馬と密通して此處をも走りて深川八幡前
の生業髪結をなすもの、妻となりそれより俳優者袖
岡政之助方へ走り入て政之助が婦妻と成その後如何
なりしやある時淺草大音寺前鎌倉屋と云茶屋の前に
來り倒れ臥て死すこれを水谷高尾といふ
按に古語にも女子と小人とはあひつけがたしと況
や傾城傾國のたぐひをやみなかくぞあるべしされ
ども情を表にしてうちに貞烈のいさほしをいだく
は遊君の掟とも云べきか既に萬治の高尾はいさぎ
よく死に臨み水谷高尾は淤泥に倒るその名を繼其
かんばせならべて如此天地懸隔の遠ひある事にや
淺野高尾
四代目高尾

淺野因幡守(三萬石とかや)が引かせ給ふこれを淺野
高尾といふ
たぞめ高尾
五代目高尾
紺屋九兵衛根引す此九郎兵衛が染物殊の外はやりけ
るよしされども一たびの染方よろしからず世以てあ
だ染ものと評判ありしよし是をだぞめ高尾と云
辨原高尾
六代目高尾
越後の邊の侯引つれて彼國へ隠居の折召連らる死後
高田邊にて(彼ものなりや)尼と成て終る是を辨原高
尾と云

七代目高尾
何人根引せしや又年の限りにて廊中を離れたるが後
に築地采女が原へ水茶屋を出して世に評判ありしが
其の後はいかなりしやしらす此後高尾なしと云
或説にいつの比の遊君にや上州邊去りがたき御方
とある人青樓に高尾をいとなみつゝにそのもの高
尾を根引せしがその御方とやらんが世に出まじた
る事もや有けん住所をかへて三州邊に高尾を忍ば
せしとぞ今に彼國に高尾が琴ありし是は御方より
給りしことよし

元より
浮舟の
よるへ
さためわ
かしまくら

見ても
なを

きのふは
またも

みまくの
ほしければ
なるゝを

けふは
しらぬ
なきさに
よる波の
ひとは
いとへと
よふ申り

たつとも
なかけの
身ながら
こゝろまでも
今日
はや
御なつかしく

こふした
事には
なく候
あわれ行すへかけて
待し夕への
こゝろ

こゝろたけを
こゝろへた
いかなる
しぐせに候や
ものかわく
せめて
あらましの

立居に
つけて
思ひわする
ひまも
なくしんそくしらぬ

むかし
しのふより
ほかは
なく候
こゝみの色に
かくと
斗の
うきふしをも
申上度
事は
かさなる
山なから
罪にて
言の葉を
しらせ参らせ度
めつらし
からぬ
御事
盛す
事やと
さつと
めて度
と
さくけり
いよく
其夜も
かわらぬ

御やうす
御かゑり候
ても
御しゆひ
よく
おわし
ましや
そののみ
とわまほしく
誠に
過し夜は
たへくにて
御けわひに
うちむかひ
御嬉しさの
ほと
日の本にも
たとへん
山もなふ候
まかし
逢嬉しさに
心せかれて
ひころ
積りくし

ことの葉も
残かちにて
絶々の
別し跡は
くや
ほむより
ほかな
く候
たとへは
秋の夜を
千夜を一夜に
重ぬとも
いふ言の葉は
いかて盡なん
ましけ
鳥を限りの
うき契り
よしならく
なくとも
あれかしと
あまりの事に
恨むはかりに
いま
へんしもと
そんし候へ共
かゑりてまた

御爲を
おもはぬにも
成なんかと
とむるころも
いかふ
おくれを
とり
手枕の
透間をたに
いとひ参らせ候に
夜寒の
かせ
扱御身に
いたくしう
御あたり候はんと
はかいも
なかき
道のほとこの
うそまじき
たれなす
わさにやと
おもへはく
つみは
こなたに

なからも こそと我身

猶更 思ひ

心も いねもやらす 一入く

すみ候へとも ひとを

とかむる 犬のこへ 加すかに

ふるゝも 耳に

もしや そなたの

御跡をしたふ かたにや

はからせ給へ 名残おし

扱とや 御樂に

申かわせし

事の葉は よもや

御はすれ あるましく候

こなたとて も くり事 なから

我身事は 君にまかする

身に候へとも いよく

行末かけて たのむこのもと

よそには なきと申ものにて候

尤御如在 なき

おふ瀬の うへは

このもしう おもひ

強からぬ 女の身あさま

こゝろのまよひ しく

ゆへか飛鳥川の 世の

ならひ なれは若や 移ろふいろも

あらんかと 御心の秋風を

また見ぬ 先に

きつかはしう 思ふも

にくからぬにや たとへ

御けんは たへまに

七夕の仰を ふたりか なかに

なすとも へたつる 中の

天の川

こなたの こゝろは

かし申参らせ いかて

あふなさの 数多の

身なれは 偽りましうも

いと口おしく おもひ

いと口おしく おもひ

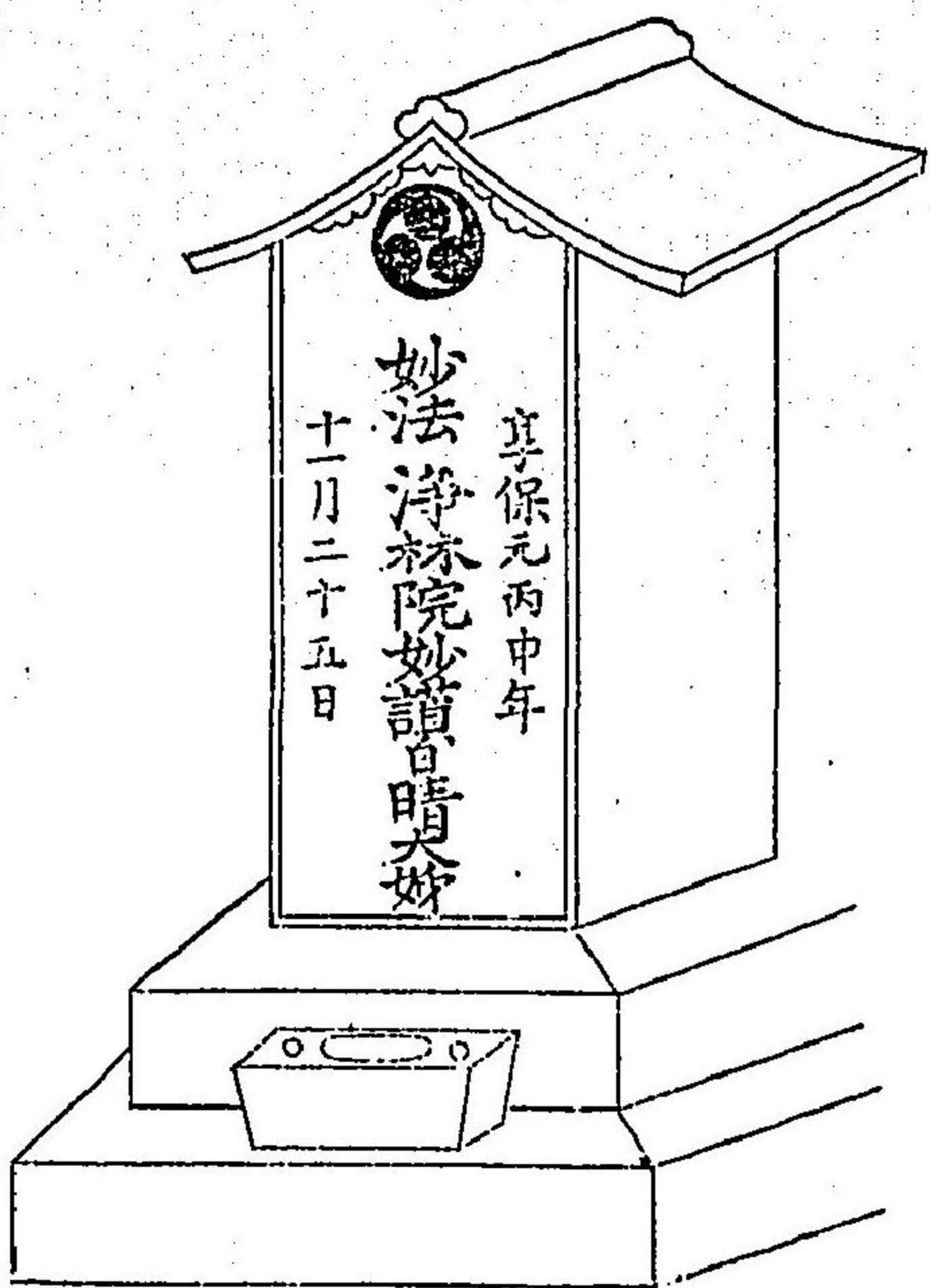
夕しは浪のうへの 御歸らせ

いよ口 御やかたの 御首尾

つゝかなく おはしまし候や 御けんのみし忘れねは こそ

思ひ出さす候 かし

君はいま
駒かたあたりほとくます
御やかたの
君え
高尾



楢原常之助源範清
義母迷修行年
七十七歳而當之
于時正徳五年二月廿九日

仙臺荒町法花日蓮宗法龍山佛眼寺に墓あり藩中近衆
目附役

杉原進太夫六百石餘もと千石也直に
分地にて六百石也
高尾高雄と改む
七十八にて死す
小塚善八跡
善六三百石

所に高雄が書數百枚尺にてあり
燕澤善應寺和尚うけ書して杉の方と云ふ

三浦屋二代上卷新莊小よし二代目高尾なり
奥州ばなし(工藤平助女眞葛撰)曰むかし國主たかを
といふ遊女をこがねにかへてくるはを出し給ひて御
館までもめしいれられず中洲川にて切はらはせ給と
世の人思へるはあらぬこと也是はうた上りにおも
しろく事をへて作りなせしがやがてまことの如くな
りしもの也高尾はやはり御館にめしつかはれて後老
女と成りて老後あとをたてくだされしは番士杉原重
太夫又新太夫と代々かはるゝ名のりて(祿玄米六
百石)今目付役をつとむる重太夫則その末也只野氏
(瀧澤解云只野氏は則この草紙の作者奥葛の良人也
その實録たる事疑なきものか)近親なる故ことによ
しはしれり杉原家にも世人あらぬ事をまこととし

やがて唱ふるはをかきと思ふべけれど我こそ高尾
が末なりと名のらんもおもたしからねばおしま
りて聞ながしをるとなりき又白石の女あだ打とて宮
城野しのぶなどいふもまたくなき事たり此兩説は作
りごとの世にひろごりしなり

遊女考

相場長昭編集

白女

古今集卷第八離別歌三源のさねがつくしへ湯あみんとてまかりける時山崎にて別ををしみける所にてよめる白女「命たに心になふ物ならは何か別れのかなしからまし」後選集卷第十五雜歌(五紙左)云女ともたちのもとにつくしよりさし櫛を心ざすと大江玉淵朝臣女「難波かた何にもあらずみをつくしふかき心のしるしばかりそ」大和物語(抄四卷の十八紙左)云亭子の帝河尻におはしましにけりうかれめにしろといふ物ありけりめしにつかはしたりければまゐりてさふらふ上達部殿上人皇子達のあまたさふらひ給うければしもにとほしさふらふかうはるかにさふらふよし歌つかうまつれとおほせられければすなはちよみてたてまつりける「濱千鳥とひゆくかきり有ければ雲立山をおはとこそみれ」とよみたりければいとかしこくめで給ふてかづけもの給ふ「命だに心になふもの

ならは何か別のかなしからまし」といふうたも此しろがよみたる歌なりけり(此語大鏡卷卅右大同小異古今著聞集十訓抄にも出)又(二十紙右)云亭子のみかど鳥かひの院におはしましけり例のごと御遊有このわたりのうかれめどもあまたまゐりてさふらふ中に聲おもしろくよしある物は侍りやとはせ給ふにうかれめばらの申やう大江のたまぶちがむすめといふものなんめづらしうまゐりて侍ると申ければ見させ給ふにさまかたちも清げなりければあはれがり給てうへにめしあげ給ふそもそもまことかなどとはせ給ふにとりかひといふ題を人々によませ給ひけりおほせ給ふやうたまぶちはいとらうありて歌などよくよみき此とりかひといふ題をよくつかうまつりたらんにしたがひてまことの事はおほさんとおほせ給ひけり承りてすなはち「淺緑かひある春にあひぬれば霞ならねと立のほりけり」とよむ時に帝のしりあはれがり給て御しほたれ給ふ人々もよくあひたる程に酔なきいとになくす帝御うちぎひとかさねはかまたまふありとあるかんだちめ四位五位是に物ぬぎてとら

せざらんものは座よりたちねとの給ふければかたはしよりかみしもみなかづけたればかづきあまりてふたまばかりつみてぞおきたりけるかくて南院の七郎きみといふ人有けりそれなん此うかれめのすむあたりにかつくりてすむときこしめしてそれになんのたまひあづけるかれが申さん事院にそうせよ院より給はせん物もかの七郎きみよりつかはさんすべてかれにわびしきめなみせぞと仰られければつひになんとふらひかへり見ける(此語大鏡八の卅左大同小異)古今著聞集卷之五(四十三紙右)云丹後守玉淵が女白女十訓抄卷十二(二十一紙左)云歌よくうたひて聲よき物をととはるゝに丹後守玉淵が女に白女と申けり云々(大鏡裏書云丹後守大江玉淵事參議音人卿男)大和物語亭子の帝河尻に云々の條の註云江口の遊女也或説に源のつくるがむすめと云々

遊女記

自山城國與渡津浮巨川西行一日謂之河陽往返於山陽南海西海三道之者莫不遊此路江河南北邑々處々分流向河内國謂之江口蓋典樂寮味

原樹掃部察大庭莊也到攝津國有神崎蟹島等地比門連戶人家無絕倡女成群棹扁舟看檢船以薦枕席聲過溪雲韻聽水風經廻之人莫不忘家州庶浪尤釣翁商客船相連殆如無水蓋天下第一之樂地江口則觀音爲祖中君□□小馬白女主殿蟹島則宮城爲宗如意孔雀香爐三枚神崎則河孤姬爲長者孤蘇宮子力余小兒之屬皆是俱尸羅之再誕衣通姬之後身上自卿相下及黎庶莫不接牀第施慈愛又爲妻妾歿身被寵雖賢人君子不免此行南則住吉西則廣田以爲之爲下祈微嬰之處殊事百太夫道神之一名也人別剗口之數及百千態蕩人心亦古風而已長保年中東三條院參詣住吉社天王寺此時禪定大相國被寵小觀音長元年中上東門院又有御行此時宇治大相國被賞中君一延久年中後三條院同幸此寺社一狛犬憶等之類並舟而來人謂神仙近代之勝事也相傳曰雲客風人爲賞遊女自京洛河陽之時愛江口人刺史以下自西國入江之輩愛神崎神崎人皆以始見爲事之故也所得之物謂之團手及均分之時廉耻之心者忿勵之與大小諍論不異鬪亂或切羸絹

尺寸或分米斗升口口有陳平分肉之法其豪家之侍女宿上下船之者謂之口亦遊得少分之贈爲三日之資愛有髻儀組絹之名舳取登指皆士九公之物習俗之法也雖見江翰林序今亦記其餘而已

檜垣姫

後撰集卷第十七雜上(四紙右)云つくしの白河といふ所にすみ侍けるに大貳藤原興範朝臣のまかりわたるつひでに水たへんとて打よりてこひ侍ければ水をもて出てよみ侍けるひがきの姫「年ふれば我黒髪も白河のみつはくむまておいにける哉」(後注曰)かしこに名たかくことこのむ女になん侍ける大和物語(抄三の五十一紙右)云つくしに有けるひがきのこといひけるはいとらうありをかしくて世をへける物になん有ける年月かくてありわたりけるをすみともがさわぎにあひて家もやけほろび物の具もみなとられはていといみじう成にけりかかりともしらで野大貳うての使にくたり給ひてそれが家のありしわたりを尋てひがきのこといひける人にいかであはんいづくにかすむらんとのたま

へば此わたりになんすみ侍りしなどともなる人もいひけりあはれかゝるさはぎにいか成にけんたづねてしかなのたまひけるほどにかしら白きをうなの水くめるなんまへよりあやしきやうなる家にいりけるある人あわて是なんひがきのこといひけるあはれがり給ふてよばすれどはちてこそかくなんいへりけるむは玉の我黒髪は白河のみつはくむまて成にけるかなと讀たりければあはれがりてきたりけるあごめひとかさねぬぎでなんやりける又おなじ人大貳のたちにて秋の紅葉をよませければ鹿の音はいくらばかりのくれなゐそふり出るからに山のそむらんこのひがきのこ歌なんよむといひてすき物どもあつまりて讀かたかるべき末をつけさせんとてかくいひけるわたつみのなかにそれたるさをしかはとてすゑをつけさするに秋の山へやそらにみゆらんとぞつれたりける檜垣姫集(塙本二百七十二卷十七紙右)に有り

宮木

後拾遺集卷第廿釋教(八紙左)云書寫のひじり結縁經供養し侍けるに人々あまた布施おくりける中に

おもふ心や有けんしばしとらざりければよめる遊女宮木津の國のなにはのことか法ならぬあそひたはふれにてとこそきけ遊女記木作城はおなじ人なるべし

藤

詞花集卷第六別(三紙左)云東へまかりける人のやどり侍けるがあかつきにたちけるによめるくいつなひきはかなくもけさのわかれのをしき哉いつかは人をなからへてみし

戸々

千載集卷第十三戀三云藤原仲實朝臣備中守にまかれりける時ぐしてくだりけるをおもひうすくなりて後月を見て詠侍ける遊女戸々數ならぬ身にも心の有かほに獨そ月をなかめつる哉

妙

新古今集卷第十羈旅歌(十二紙右)云天王寺へまかりけるにはかに雨ふりければ江口に宿をかりけるにかし侍らざりければよみ侍ける西行世の中をいとふまてこそかたからめかりの宿りををしむ君かな返し遊女妙世をいとふ人としきけはかりの宿

に心とむなと思ふはかりそ山家集下(六紙右)撰集抄源平盛衰記卷八(九右)西行法師と云るが云々(九紙左)云江口の妙に宿をかり假の宿と讀しかば心とむなと返しつゝ云々

木姫

公卿補任曰嘉禎三年從三位藤原兼高十月廿七日叙故中納言長方卿四男母江口遊女木姫隱岐守師高朝臣

初君

玉葉集卷第八旅(十八紙左)云爲兼佐渡國へまかり侍りし時越後の國てらどまりと申所にて申おくり侍りし遊女初君物おもひこしちの浦のしら波の立かへるならひありとこそきけ

阿己

新續古今集卷第九離別歌(四紙左)云尾張國に京よりくだれりける男のかたらひつき侍けるがあすのぼりなんとしける時しぬばかりおぼゆればいくべき心ちせぬよしいひけるに傀儡阿己しぬばかり誠になけく道ならは命とともにのひよとそおもふ

侍従

新續古今集卷第十羈旅歌(十紙右)云あづまのかたよりのほりけるにおをはかといふ所にとまりて侍けるにあるじの心あるさまにみえければあかつきたつとて堪覺法師しるらめや都を旅になしはて、猶あづまちにとまる心を返し、傀儡侍従東路に君か心はとまれとも我も都のかたをなかめむ

小観音

遊女記白女條に既出古事談第二臣節條云御堂召遊女小観音(観音弟也)其出家之後被參七大寺之時歸洛經河尻其間小観音參入道殿聞之頗赧面給御衣被返遣之云々

中君

遊女記白女條に既出

小馬

遊女記白女條に既出

主殿

遊女記白女條に既出

如意

遊女記白女條に既出

香爐

遊女記白女條に既出古事談第二卷臣節條云小野宮大臣愛遊女香爐其時又大二條殿愛此女相府香爐被問云我與豨愛何乎汝已通大臣二人(二條關白豨長之故稱之)

孔雀

遊女記白女條に既出

三枚

遊女記白女條に既出

河孤姫

遊女記白女條に既出

孤蘇

遊女記白女條に既出

宮子

遊女記白女條に既出

力余

遊女記白女條に既出

小兒

遊女記白女條に既出

狛犬

幘

遊女記白女條に既出

長柄

壬生忠見集(十三紙右)云いよにくだるによしあるうかれめにおとにきくめにはまだみぬはりまなるひいきのなたと聞はまことか返し女年ふれば朽こそまされ橋柱むかしなからの名にはかはらて

己支

元良親王御集(瑞本二百卅之二紙右)云宮うかれめこ支に住給ふ頃せまりつといひさわぐを聞給ふて藏人にいひかはしけるひとりのみ世にすみかまにくゆる木のたえぬ思を知人のなきいとへともうき世間にすみかまのくゆる烟を待よしもかな御返し女は、木々を君か住家にいりくへてたえし烟の空にたつ名は

毛止里

相如集(瑞本二百五十一の三紙右)云はらへの使に難波にゆきてもとりといふうかれめにつきて津の國のなにはの蘆のほのかにもねにきと人にいひつ

熊野

へきかなおなしもとりにやる行末は命もしらす夢ならていつれの下にかまたはあふへき

中右記卷之四(七十五紙右)元永二年記云九月三日夜半參北殿御前乘車出門下官權中將同車向源相公六條亭令同車天曙間乘船下官乘善光寺別當清圓船(傳平等院所供儲也)以圓賢(彌勒寺別當)船爲女房御船以八幡別當光清舟爲伊與守船以三上野前司實房舟爲相公船自餘不能委記勸修寺僧雖被設八珍膳於予船道間組合也扈從人々源相公伊與守權中將下官及三人息男等也又禪師小野僧都被參過土曲之間江口熊野與比和君同船追一舟中指二等發今樣曲付船漸過神崎之間今長者小最弟黑輪鶴四艘參會各五內有望與州寵愛之氣暫遊廻水上之間微雨灑漸滂沱留女房船於遊女白古宅與州以下君遊君向北前宅及半夜唱歌至曉更各歸宿相公迎熊野與州招金壽羽林抱小最下官自本此事不堪仍歸自沈寢了四日云々五日云々六日出神崎於高濱召遊君六人總頭長者金壽(三領單衣)熊乃江口伊

世(三領)比和(江口)輪鶴(各一領)此外伊與守給
米云々路間長谷莊真上莊平田莊(平等院左也)送
酒肴過江口之間遊女群參長者熊野自本在此
船爲纒書長者譜文令和母子判給熊野一件
母子預纒頭又戶母給扇事了猶相具熊野伊世二
人宿八幡別當光清木津莊光清儲珍膳

比和君
中右記既出

小最

前同

弟黑

前同

輪鶴

前同

白古

前同

金壽

前同

伊世

前同

小三日

傀儡子記

傀儡子者無定居無當家穹廬毘帳逐水艸以移
徙頗類北狄之俗男則皆使弓馬以狩獵爲事
或隻翽弄七九或舞木人鬪桃梗能生人之態殆
近魚龍曼延之戲變沙石爲金錢化艸木爲鳥
獸能人自女則爲愁眉啼粧折腰步齟齬笑施朱
傅粉倡歌淫樂以求妖媚父母夫智不誠口乖雖
逢行人旅客不嫌一宵之佳會微孽之餘自獻
于金繡服錦衣金釵鈿匣之具莫不異有之不耕
一畝不採一枝葉故不屬縣官皆非土民自
限浪人上不知王公傍不怖收宰以無課
役爲一生之樂夜則祭百神鼓舞喧嘩以祈福
助東國美濃三河遠江等黨爲豪貴山陽播州山陰
馬州土黨次之西海黨爲下其名備則小三百三千
載萬歲小君孫君等也動韓娥之塵除音繞梁周書
露縷不能自休今樣古川樣足柄片下催馬樂里鳥
子田歌神歌棹歌辻歌滿國風俗咒師別法士之類不
可勝計即是天下之一物也誰不哀憐者哉

百三

傀儡子記既出

千載

前同

萬載

前同

小君

前同

孫君

前同

目古會

古事談第二卷節條云二條帥長實著水干裝束遊女
(神崎君目古會)ニイカミミユルト被問ケレハ目
出ク御座ノ由申之重被問云水干裝束ニテ又ヨカ
リシ人又誰ヲカ見哉云々遊女申云肥前守景家ト申
人コソ見候シカト詞未了前忽解脫云々

金

古事談第二卷節條云神崎遊女金は大治年間之女
十訓抄卷第十(十八紙左)云伊通公參議の時大治五
年十月五日の除日に參議四人師頼長實宗輔師時等
中納言に任ず是皆位次の上臈也といへども伊通其

恨にたへず宰相右兵衛督中宮太夫三の官を辭して
檳榔毛車を大宮表に引出して破りくだき湯水干に
さよみの袴著て馬にのりて神崎の君かねが許へお
はしけり今は官もなき徒者なれる由なり云々
梁塵秘抄口傳集(三紙右)云神崎のかね女院に候ひ
しかばまのりたるには申てうたはせてきしを云
云猶うたひしをかねがつほねむかへたりしかば云
々(四紙右)云資賢やかねなどがうたをきとりて
云々

若御前

續古事談上卷(五十一紙右)云其時白拍子ノ會アリ
ケリ若千歳ニゾアリケル絲竹口傳(十五紙右)云若
御前ノ流ト云箏彈世間ニアリ彼人ハ按察大納言宗
俊カ孫也京極大臣宗輔公女鳥羽院御時男子ノ裝束
ヲシテ具シマキラレタリケルニ若御前ト云名ヲタ
ビテケリ名譽ノ箏彈ナリ祖父會祖父マテ箏ノ家ナ
リ箏ノ少將ノ局ト云人ノ弟子也彼若御前ノ流ヲハ
三位實俊ツタヘラレタリ其子中將公世卿御賀ノ時
ス、ミ申サレシカトモ御承引ナカリキ今ハ絶タル
ニヤ中ニモ妙音院大臣箏ニ名ヲ得給ヘリ委ハ系圖

ニミエタリ平家物語妓王が條に出す合せみるべし
梁塵秘口傳集(八紙右)云あこなつか母は大進の姉
にて和歌と申給ひし也云々

延壽

平治物語卷第一(廿二紙右)云みの、國あをはかに
つき給ふかの長者大炊がむすめえんしゆ
和名抄大須本抄云建長八年二月延命延壽石熊等利
錢日記同年四月白拍子玉王注進云々
梁塵秘抄口傳集(三紙左)おとまへかゆかりあこま
つかにはことの外にかはりたれ延壽かはあこま
かおなしさまなれと云々

延命

前條に出
石熊
前におなし

太玉王

前條に見えたる玉王は太玉王の太の字落たるなり
古今著聞集卷第廿(卅四紙左)云白拍子ふとたまわ
うが家にある女にある僧かよひけるを本妻あさま
しく物ねたみのものにていかにせんとねたみけれ

ども猶用ひす通ひけるほどに云々
建長六年二月二日の夜又此僧かの女に合宿したる
に云々

妓王

平家物語卷之第一(十二紙右)云其頃京中に聞えた
る白拍子の上手ぎわうぎ女とおと、ひ有とちと
いふ白拍子が娘也しかるにあねのぎわうを入道相
國ちようあひし給ひしうへいもとのぎ女をも世の
人もてなす事なめならず母とちにもよき屋つく
りてとらせ毎月百石百貫たのしひ事なめなら
ず抑我朝に白拍子のはじまりける事は昔鳥羽院の
御宇に島の千ざいわかの前かれら二人が舞出した
りける也始は水かんに立るばし白さや巻をさひて
舞ひければ男舞とぞ申けるまがるを中ぐるより
ほじ刀をのぞかれ水干ばかり用ひたり扱こそ白拍
子とは名付けられ京中の白拍子ぎわうが事のめでた
きやうを聞いてうらやむ者も有猜者も有うらやむ者
はあなめでたのぎわう御前のさいはいやおなじゆ
ふ女とならば誰もみなあのやうてこそありたけれ
いかさまにもぎといふ文字を名に付てかくはめで

わうの長かうたうのくわこちやうもぎわうぎ女佛
どちらがそんりやうと四人一所に入られたり

妓女

前條に出
とち

佛

平家物語卷第一(十二紙左)云かくて三年といふに
(白拍子の上手一人出来たりかの國の者なり名
をば佛とぞ申ける年十六とぞ聞えし云々(二十一
紙右)に佛が尼に成る事年十七と有委しくは今様
の巻またぎわうが條と引合て見べし

侍従

平家物語卷第十(十六紙右)云池田の宿にも着給ひ
ぬかのしゆく長者がむすめじ、うがもとに其夜は
三位しゆくせられけりじ、う三位の中將殿を見奉
て日頃はつてにだに思召より給はぬ人のけふはか
かる處へ入らせ給ふ事のふしぎさよとて一首の歌
を奉る旅の空はにふのこやのいふせきにふる里い
かに戀しかるらん中將の返事にふるさと戀しく

たきやらんいざや我らもつひでみんとて或はき二
き二とつき或はきふくなど付しも有けり云々(此
間の事は今様の部に出す依て略す)同(十六紙右)
云さてしも有べき事ならねばぎわう今はかうとて
出けるがなからん跡の忘れがたみにもとや思ひけ
んしやうじになく、一首の歌をぞかきつけ、る
もえ出るもかる、もおなし野邊の草いつれか秋に
あはてはつへき(中略前におなし)かくて都にある
ならば又もうきめをみんすらん今はた、都の外へ
出んとてぎわう廿一にて尼になりさがおくなる
山里に柴の庵を引結び念佛してぞゐたりけるいも
とのぎ女是を聞てあね身をなげば我も共に身をな
げんとこそ契りしがましてさやうに世をいとはん
に誰かおとるべきとて十九にてさまをかへ姉と一
所にこもりゐて偏に後世をぞねがひける母とち是
を聞てわかき娘共だにさまをかふる世の中に年お
ひよはひおとろへたる母しらがを付ても何にかは
せんとて四十五にてかみをそり二人の娘もろとも
に向せんしゆに念佛して後世をねがふぞあはれ
なる(中略)同(廿二紙左)云さればかの白河のほう

もなし旅の空都もつひのすみかならねばや、有て
 中將が原をめぐりてさても只今の歌のぬしはいか
 なる者ぞやさしうも仕つたるものかなとのたまへ
 ばかげときかしこまつて申けるは君はいまだしろ
 しめされ候はずやあれこそ八島の大^{宗盛}臣殿のいまだ
 當國の守にてわたらせ給ひし時めされ参らせて御
 さいあひ候ひしに老母をこれにといめおきつれば
 いとま申しかどもたまはらざりければ頃ははや
 ひのはじめにてもや候けんいかにせん都の春はを
 しけれとなれしあつまの花やちるらんといふ名歌
 つかまつりいとまたまはつてまかりくだり候ひし
 海道一の名人にて候とぞ申ける

千手

平家物語卷第十(十八紙左)云年のよはひ二十^{ハタチ}ばか
 りなる女房の色しろうきよげにてかみのかゝり誠
 にうつくしきがめゆひのかたびらにそめつけの細
 まきしてゆどのゝとをさしあけて参りたり其あと
 に十四五ばかりなるめのわらはのかみはあこめた
 けなりけるがこむらこのかたびらきてはんざふた
 らいにくし入て持て参りたり云々(十九紙右)云中

將しゆごのおしにの給ひけるはさても只今の女房
 はいかなりつる物哉名をば何といふやらんととひ
 給へばかのゝすけ申けるはあれは手ごしの長者が
 むすめて候がみめかたち心ざまいにわりなき者
 とて此二三年は佐殿にめしおかれて名をばせんじ
 ゆのまへと申候とぞ申ける其ゆふべ雨すこしふつ
 てよろづものさびしげなる折ふし件の女ぼうひは
 こと持て参りたりかのゝすけも家の子らうどう十
 よ人引具して中將殿の御まへちかふ候けるが酒を
 すゝめ奉る千じゆのまへしやくをとる中將すこし
 うけていとけうなげにておはしければかのゝ介申
 けるはかつきこしめされてもや候らんひねもちは
 本より伊豆の國の者にて候へばかまくらにてはた
 びにて候へども心のおよばん程は奉公仕候べし何
 事も思召事あらば承つて申せと兵衛佐殿おほせ候
 それ何事にて申て酒をすゝめ奉り給へといひけ
 れば千じゆの前しやくをさしおさらきのてういた
 るは情なき事をさふにねたむといふらうゑいを一
 兩度返したりければ三位の中將此朗詠をせん人を
 ば北野の天神まい日三度かゝつて守らんとちかは

せ給ふとなりされどもまげひらは今生にてははや
 捨られ奉つたる身なればしよゐんしても何かせん
 但ざいしやうかるみぬべき事ならばしたがふべし
 とのたまへば千じゆのまへやがて十あくといふと
 も猶ゐんせうすといふらうゑいをして極樂ねがは
 ん人は皆みだの名がうをとなふべしといふ今やう
 を四五返うたひすましたりければ其時中將さかづ
 きをかたふけらる千じゆのまへ給はつてかのゝす
 けにさすむねもちかのむねときのことぞ引すまし
 たる三位中將ふつうには此がくを五常らくといへ
 ども今しげひらがためには後生らくとこそくはん
 ずべけれやがてわうしやうのきうをひかんとたは
 ふればはをとりてんじゆをねぢて皇しやうのきう
 をぞ引れるかくて夜もよう／＼ふけよろづ心の
 すまゝにあな思はずやあづまにもかゝるいうな
 る人の有けるよそれ何事にて今一こそとのたま
 へば千じゆのまへかさねて一じゆのかげにやどり
 あひおなじながれをむすぶも皆これせんせのちぎ
 りといふしらびやうしを誠におもしろふかぞへた
 りければ云々(二十一紙右)云其後中將南都へわた

されてきられ給ひぬと聞えしかば千じゆのまへは
 中々おもひのたねとや成にけんやがてさまをかへ
 こきすみぞめにやつればてゝまなのゝ國せんこう
 じに行ひすましてかの後世ぼたいをとふらひける
 こそあはれなれ

横笛

平家物語卷第十(二十一紙左)云高野に年頃しり給
 へるひじり有三條の齋藤左衛門かちよりが子に齋
 藤たき口時よりとて本は小松殿の侍たりしが十三
 の年本所へ参りたりければ建禮門院のさうじよこ
 ぶえといふ女あり瀧口是にさいあひす云々(二十
 一紙右)云うき世をいとひ誠の道に入なんとて十
 九のとしもとゝりを切てさかのわうじやういんに
 おこなひすましていたりけるよこぶえ此よしをつ
 たへ聞て我をこそすてめさまをかへけん事のうら
 めしさよたとひ世をそむくともなどかかくとしら
 せざらん人こそ心つよくともたづねてうらみんと
 思ひつゝある暮がたに都を出てさかのかたへぞあ
 くがれける云々(二十二紙左)住あらしたる僧坊に
 念じゆしけるを瀧口入道が聲ときゝすまして御さ

まのかはりておはすらんをもみもし見え参らせんがためにわらはこそ是まで参て侍へと具したる女にいはせければ瀧口入道むねうちさはざあまじさにしやうじのひまよりのぞきて見ればすそはつゆ袖はなみだに打しほれつゝすこしおもやせたるかほばせ誠にたづねかねたる有さま大道心者も心よはう成ぬべし瀧口入道人を出ひてまつたく是にはさる人なしもし門たがひにてもや候らんといはせければよこ笛なさけなううらめしけれども力およばずなみだをおさへてかへりけり其後瀧口入道同宿の僧に語りけるは是も世にじづかにて念佛のせうげは候はねどもあかず別し女に此すまひを見えて候へばたとひ二度は心づよくともまたもしたるがふ事あらば心もはたらき候なんすいとま申とてさかをは出て高野へ上りしやうじしんわんにおこなひすましてぞいたりけるよこ笛もさまをかへぬるよし聞えしかば瀧口入道一首の歌をぞおくりけるそるまてはうらみしかとも梓弓まことの道に入そうれしきよこぶえが返事にそるとても何かうらみん梓弓引とむへき心ならねは其後よこ笛は

ならの法花寺に有けるが其思のつもりにやいく程なくてつひにはかなくなりけり云々

静
平家物語卷第十二(二十五紙左)云判官はいそのせんじといふ白びやうしがむすめしづかといふ女をちようあいせられけり云々義経記卷第四義経都落のせんじが娘にしづかといふ白拍子をかりしやうぞくきせてぞ召上せられける云々(二十八紙左)云其外しづかなどをばじめとして白拍子五人惣じて十一人ひとつ船にぞのり給へる同卷の第五よしの山の條(一紙左)云判官聞給ひくるしき事にぞおぼしめしけるしづかや名残をすてじとすればがれらが中をたがひぬ又かれらが中をたがはじとすればしづかや名残すてがたく(中略)(三紙左)云判官ひんのかいみを取出して是こそ朝夕にかほをうつしつれ見ん度ごと義経をみると思て見給へとてたびにけり是賜はりて今なき人の様にむねにあてゝぞこがれけり泪のひまよりかくぞ詠じける見るとてもうれしくもなしますかみ戀じき人のかげを

とめねはとよみたれば判官枕をとり出して身をはなさで是をみ給へとてかくなんいそけとも行もやられす艸枕しづかになれし心ならひにそのみならず財寶を其數とり出してたびけり其中にことに秘藏せられたりけるしたんのとうにひつじの革もてはりたりけるたくぼくのしらべの鼓を賜はりて仰られけるは此つみは義経秘藏して持つるなり白河院の御時法住寺の長老の入唐の時二ツの重寶をわたされけりめいきよくといふびは初音といふつみみ是なり云々(四紙左)しづかよし野山に捨らるゝ條云供したる者ども判官のたびたる財寶をとりてかきけすやうにうせにけるしづか日はくゝにしたりがひて今やと待けれども歸りてこと問ふ人もなしせめておもひのあまりになくゝ枯木のもとを立出てあしにまかせてまよひける云々(中略)(五紙左)云ある御堂のかたはらにしばらく休これはいづくぞと人にとひければよしのゝみたけとぞ申けるしづかうれしさがきりなし月日こそおほけれけふは十七日この御えん日ぞかしたうとくおもひければ道者にまされ御正面に近づきて

拜み参られければ内陣外陣の貴賤中々數をしらず大しゆの所作の間はくるしみのあまりにきぬ引かづきふしたりけりつとめも果しかばしづかもおきゐてねんじゆしてぞ居たりけるげいにしたりがひて思ひのなれこまひする中にもおもしろかりし事はあふみの國より参りけるさるがくいせの國より参けるしらびやうしども一ばんまふてぞ入にけるしづか是をみてあはれ我も打とけたりせばたんせいをはこばざらんねがはくは權現の此度安穩に都に返し給へ又あかで別し判官にことゆるなく今一たび引あはせさせ給へさもあらば母のせんじとわざと参らんとぞ祈り申ける道者皆下向して後しづか正面に参りて念珠して居たりける所にわか大しゆ申けるはあらうつくしの女の姿やただ人とおぼえずいかなる人にておはすらんあのやうの人の中にこそおもしろき事もあれいざやすめて見んとて正面に近付しにそけんの衣をきたる老僧のはんしやうぞくの珠數もちて立しがあはれ權現の御前にてなに事にても御入候へ御ほうらく候へかしとありしかば(中略)(七紙右)ものはおほくなら

ひしりたりけれども別して白拍子の上手にて有ければたんきよくもうつり心もことばもおよばれず聞入泪をながし袖をしぼらぬはなかりけりつひにかくぞうたひける(白拍子のうたひもの今様の部に出略之)(七紙左)云一とせ都に百日の日でありしに院の御幸ありて百人の白拍子の中にもしづかひ舞たりしにぞ三日のこうすひながれたり扱こそ日本一といふせんじを下されたりしか云々(八紙右)云修行の坊にとりいれてやう／＼いたはりその日は一日とめてあければ馬にのせて人をつけ北白川へぞおくりける是はしゆとの情とぞ申ける卷第六(二十二紙右)しづかかまくらへ下る條に云大夫判官四國へおもむきたまひし時六人の女房達白拍子五人惣じて十一人の中にことに御心ざしふかゝりしは北白川のしづかと云白拍子よし野のおくまで具せられたりける都へかへされて母のせんじが許にぞ候ける判官殿の御子を姪して近き程に産をすべきにてありしを六はらに此事聞えて云々(中略)(二十三紙右)云一たんのかなしみのがれんためにほつしやうじなる所にかくれ居たり

しを尋出して母のせんじもろともにぐそくして六原に行ほりの藤次請取て下らんとしける磯のせんじが心の中こそむざんなれまのあたりうき目を見んすらんとかなし又とゞまらんとすればたゞひとりさしはなつてはる／＼と下さん事もいたはしく云々(二十四紙右)鎌倉殿仰られるは殿上人には見せ奉らずしてなど九郎には見せけるを其上天下の敵になり参らせたる者にて有にと仰せられれば前司申けるはしづか十五の年まではおほくの人人おほせられしかどもなびく心もさふらはざりしかども院の御かうにめしぐせられ参らせ神泉苑の池にて雨の祈の舞の時判官に見へそめられ参らせ堀川の御所にめされまゐらせしかばたゞかりそめの御あそびのためとおもひ候しにわりなき御心ざしにて人々あまたわたらせ給ひしかどもとどころの御住居にてこそわたらせたまひしに堀川殿に取おかれ参らせしかば清和天皇の御すゑ鎌倉殿の御弟にてわたらせ給へば是こそ身にとりては面目とおもひしに今かゝるべしとかねては夢にもいかでかしり候べきとてさめ／＼となきければ御

前の人々是を聞て鎌倉殿の御前をもはからずこしかたより今までのしづかひ身をおめすおくせず申たり／＼とおの／＼ほめ玉ひけり云々(二十六紙右)云かくて月日もかさなれば其月にも成にけりしづかおもひのほかにけんらう地神もあはれみ給ひけるにやいたむ事もなく其心つく／＼と聞て藤次の妻女せんじもろともにあつかひけりことさら御産も平安なり少人なき給ふ聲を聞てせんじあまりのうれしさに白ききぬにおしまきてみれば祈るいのりはむなしくて三神相應したるわかぎみにてぞおはしける云々(二十八紙右)しづかわか宮八幡へ参詣の條(三十三紙左)鎌倉殿やがて御参詣有りけりしづか舞ぬると聞て若宮には門前に市をなす云々(三十四紙)云左衛門のせう藤次が女房もろとも打つれて廻廊にぞもうでたりけるせんじさいはらそのこま其日の役人なりければしづかをつれ廻廊の舞臺へのぼる(中略)しづかは神前にむかひてねんしゆしてぞ居たりける先いそのせんじめづらしからねども法らくのためなればさはらにつゞみうたせてすきものせうしやと云白拍子をかぞへ

てぞ舞たりける心も詞もおよはれずさしも聞えぬせんじが舞だにもこれ程におもしろきにましてしづかひ名にしおふたる舞なればさこそおもしろかるらめと申あひける云々(二十七紙右)云しづかひ其日のせうぞくには白き小袖一かさねから綾を上にかきかねて白きはかまふみしだきわりびしぬひたるすいかんにたけなる髪をたからかにゆひなしで此程のなげきにおもやせてうすげせうまゆほそやかにつくりなしみなくれなるの扇をひらきほうでんにむかひてたちたり云々(卅七紙左)しづか其日は白拍子はおほくしりたれともことに心にそむものなればしんむしやうのきよくといふ白拍子の上手なれば心もおよばずこは色にてはたをあげてぞうたひける上下あとかんずる聲雲にひくばかりなり(中略)祐經心なしとやおもひけんすいかなの袖をはづしてせめをぞ打たりけるしづか君が代をうたひあげたりければ人々是をきゝなきけなき祐經かな今一折まはせよかしとぞ申しけるせんずるところてきのまへのまひぞかしおもふ事をうたはばやと思つしづや／＼しづのをたまきくりかへ

しむかしを今になすよしも哉芳野山みねの白雪ふみ分て入にし人のあとぞ戀しきとうたひたりければ云々(二十八紙左)云かゝるうき世にながらへてもなにかせんとやおもひけんは、にもしらせずかみをきりてそりこぼしてんりうじのふもとに艸のいほを引むすびせんじもろともおこなひすましてぞ有けるすがた心人にすぐれたりをしかるべきとしぞかし十九にてさまをかへ次の年の秋のくれにはおもひやむねにつもりけん念佛申往生をぞとげにけるきく入てい女の心ざしをかんにけるとも聞へける

いそのせんじ

平家物語義經記前條に出

玉壽

古今著聞集卷九武勇第十二(十二紙左)云貞綱は酒に酔て白拍子玉壽と合宿したりけり思ひもよらぬに寢所に打入りければ貞綱太刀をぬきて打はらひて玉壽引立て後園にしりぞきて楡垣より隣へこして我身もともに遁にけり云々

金

古今著聞集卷十(二十三紙右)云近頃近江國かいづに金といふ遊女有けり其頃のさたの者なり法師の妻にて年頃すみけるに件の法師又あらぬ君に心をうつしてかよひけるを金もれ聞て安からず思けり云々(此金大力なる事みへたり)

姫法師

諸門跡譜卷之中(六紙右)云後鳥羽院愛女舞女姫法師

虎

曾我物語卷之四(二十八紙左)大いそのとらおもひそむる事の條にさればしうちやく身をはなれずおんせいつきすして大磯のちやうじやのむすめとらといひて十七さいになりけるいうくんをすけなりとしごろ思ひそめてひそかに三とせぞかよひけるこれやふるきことばにうつし得たりやうひとうのるくほをなしあらはせりにんみんあふぎたるくちびるをなんと思ひ出してをりく、なさをのこしける同卷(二十五紙右)とらを具してそがへゆきし條云かくて月日をおくりけるがさだむるつまもつべからずとてたゞとらがなさはかりにひかれて

をりく、通ひけるたがひの心ざしの深き事はふつくんにもおとらず千代よろづよとぞちぎりけるそもそもこのとらと申はは、は大磯のちやうじやちちは一とせあづまにながされしふしみの大納言さねもとのきやうにてぞましましけるなん女のならひりよしゆくのつれく、一夜のわすれがたみなりさればとらが心ざまじんじやうにしてわか道の道に心をよせ人丸赤人のあとをたづねなりひらのむかし源氏伊勢物語になさけをうつし云々同卷六(初紙右)十郎おほいそへゆきてたちき、の條云此二三年なさけをかけてあさからぬとらにいとまこはんとて云々(二紙左)云をりふしとらがすみかにはともものいうくんあまたなみるて物がたりしける中にとらが聲とおほしくてたゞいまのぼる人々はいづの國の誰人ぞ聞給はずやせんぢんはよ、山のとうまのせうとぞ申しけるとらき、てまことやぐしのことばにみ、のたのしむときにはつ、しむべし心のおこる時にはほしいま、にすべからざれとは申せどもあはれげにこのとのばらのうまくらよろひはらまきをわらはにくれよかし女ぼうたちぎ

きてあはぬねがひものなにの御ようにやといふすけなりにまゐらせおもふ事をとばかりいひてなみだをうかべけり云々同卷(三紙右)わたのよし盛さかもりの事の條云みやこの事はかぎりありなかにてはきせ川のかめつるてこしのせうしやう大いそのとらとてかいどう一のいうくんぞかし一獻すすめてとほらばやまかるべく候とてかのちやうのかたへつかひをたて、かくぞといはせけるにちやうなのめならずによるこびてとほさふらひのちりをはらひよしもりこれへとしやうじけりとらにおとらぬ女ぼうとも三十人よ人いでた、せざしきへこそはいだしけれ(中略)されどもとらはざしきへ出ざりけりよしもり心えずおもひてこの君たちもさる事なれどもとらごせんのけんざんのためたりなどや見え給はぬ(中略)とらは又十郎が心を見かねていかにやむかしのふん女が事をみしり給はずやさやうの事だにあるぞかし云々同卷(十一紙右)あさひなとらがつぼねへむかひにゆきし事の條云さてもは、はとらをせいしかね何とては、にはしたがはざるやとぞいひけるとらは猶も涙にむせび

ながれをたつる身ほどかなしき事はなしつまの心
をおもひしればはのめいにそむきはしにしたが
へばときのさらにめつるに似たりともかくにも
わがおもひみだれそめける黒髪のかかぬなさけの
かなしきよ云々(中略)十郎此あり様を見て何かは
くるしがるべき一たんことあれざしきへいで給へ
かし母のめいそむきなばみやうのせうらんもおそ
ろしと申ければとらは是にもしたかはすたなく
よりほかの事はなし云々(下略)同卷(十四紙左)と
らがさかづき十郎にさしぬる事の條(よしもりい
かる事みへたり文略)同卷(十六紙左)五郎おほい
そへゆきし事の條(五郎があにの後方にある事を
しりてよしひで歌をうたひて座を和らぐる事みへ
たり)同卷(十八紙左)あさひなと五郎ちからくらべ
の事の條云あさひながさかづきとりあけ三どほす
そのさかづきをとらのみてよしもりにさす云々同
卷(二十紙左)そがにてとらが名残をしみし事の條
(二十二紙左)云こんどの御ともをさいごにさだめ
ふたゝびかへらじと思へば別のみちすてがたくて
と申ければとらきゝもあへす十郎がひざにかゝ

りしばしは物もいはざりけりやゝありてうらめし
やどはずばしらせじとおほしめすかやまことにお
らは、大いそのいうくんあさましきものゝ子なれ
ば云々(中略)十郎がひざのうへもとらが泪にうく
ばかり袖もしぼりぞ兼たりける云々(中略)是をか
たみにとてすけなりにそふとおほしめせとてびん
のかみをきりてとらせぬとらは泪もろともにうけ
とりはだのまもりにふかくをさめものをいはず
ふししづみぬ云々(中略)今をかぎりの別なりのち
の世までのかたみとて十郎きたりけるめゆひのこ
そでにとらがこうばいいろのこそでにきかへて心
のあらばうつり香よしばしのこりてうきわかれな
ぐさむほどもおもかげのきかへしきぬにとまれか
し云々同卷(二十七紙右)山びこ山にての事の條
(そがとなかむらのさかひ山びこ山までとら御前
の十郎をおくりし事也)同卷(十六紙右)云あに
の十郎はやはんに打死し給ひぬおとゝの五郎どの
はあかつきにおよびいけとられ給ひき此人々のふ
るまひはてんまきじんのあれたるにやかゝるおひ
たいしき事こそ候はざりつれかやうの事を大いそ

のとら御前のいもうときせ川のかめづる御せんよ
り大いそへつげさせ給ふ御つかひなりとではしり
とほりけり同卷十一(初紙右)とらがそがへ來りし
事の條云あま一人こき黒染の衣におなじいろのけ
さをかけてあしげなる馬にかいくらおきてのりし
人出きたる何ものぞとみれば十郎がつねにかよひ
し大いそのとらなり云々(文長ければ略す)同卷
(六紙左)は、はとらをぐしてはこねへ登りし事の
條(佛事を行ひて別當の教化を聞事なり)同卷(十
一紙左)はこねにて佛事の事の條(十八紙右)云又
大いそのきやくしんの御心ざしこそ世にすぐれて
は候へかまへてくおこたらすとふらひ給へとお
ほせられければとらもなみだをおさへて佛事と
うけたまはりし事ゑしんほつぐわんのぎなりければ
あかぬ別れのみちいつかはおこたり候はんと云々
同卷第十二(初紙右)とらはこねじ、いとまごひし
て行わかれし事の條に云さる程に大いそのとらは
十郎すけなり打死して後いかなるふちかはにも入
ばやと思ひけれどもなき人のほだいのためにもな
るまじければひとへにうきよをそむきかの人のご

せをとらはんと思ひたちけさ衣などとのへて
はこね山にのぼり百ヶ日の佛事のをりふしになく
なくひすいのかざりをそりおとし五かひをたもち
けり云々(中略)とら御せんに申されけるはそがへ
いざなひ十郎がたみに見まゐらせ候はんといは
れければとらもつとも御とも申互ひのかたみに見
えまゐらせたく候へども大磯にてのついでせん又は
せんくわうじへの心ざし候げこうにこそまゐり候
はめとて行別れけり同卷(二紙左)出のやかたのあ
と見し事の條云かくてとら心に思けるは此ついで
に十郎のむなしくなりしふじのすそ野出の屋かた
の跡を心ざしてはこねの山をうしろになして行程
に云々(中略)つかのほとりにてねんぶつしくわこ
いうれいじやうぶつとくだつとゑかうすれば十郎
のこんれいもいかばかりうれしとおぼすらんと思
ひやられてあはれなりとらなみだのひまよりかく
ぞつらねたまひける露とのみきえにしあとをきて
みれば尾花か末に秋風そふくうき世ぞと思ひそめ
にしすみころも今また露や何とおくらん云々同卷
(六紙右)手こしの少將にあひしことの條云さても

とらはあるこいへにたちよりあるじのをんなをか
 たらひてせうしやう御せんをよび出してたび人の
 これにてそと申べき事の候と申給へといひければ
 やすき事とてよび出しけり少將はとらがかはれる
 すがたを見ていひ出すべきことばもなくしてたひな
 みだをぞながしけるとらなくく申けるはかのす
 けなりにあひなれてすでに三年になりさふらふし
 くゑんふかきゆゑにや又よの人をみるとおもはざ
 りつるなり此人うせ給ひぬるときしときはおな
 じこけのしたにうづもればやと思ひしかどもつれ
 なきいのちながらへて候ぞやされば世をわたるあ
 そびものゝならひは心にまかせぬ事もさふらふべ
 しと思ひて百ヶ日のぶつじのついでにはこねにて
 かみをおろし云々同卷(八紙左)とらと少將ほふね
 んにあひたてまつりし事の條云さる程に二人はう
 ちつれだちあさの衣かみのぶすまをかたにかけて
 諸國をしゆ行し玄なの國せんくわうじに一兩年
 のほどたねんをまじへずしてねんぶつ申くわこし
 やうりやうとんせうぼだいといのり又みやこにの
 ぼりほふねん上人にあひたてまつりねんぶつの法

だんをくわしくちやうもんしいやましにねんぶつ
 しゆぎやうすゝみけるこそありがたけれ同卷(九
 紙右)とら大いそにとちこもりし事の條(かうらい
 じの山のおくの廬に少將もろとも住し事也)同卷
 (九紙左)母と二の宮のあね大いそへたづね行しこ
 との條(十一紙右)とら出あひよび入し事の條(十四
 紙右)云とらなみだをとめて申しけるは云々(中
 略)あのおまごせんはわがあねにてまし候み
 づからをうらやみておなじくともにさまをかへひ
 とついはりにとちこもり云々

少將

前條にみえたり猶曾我物語卷第八(二十七紙左)す
 けつねがやかたへゆきし事の條云すけなりすこじ
 もはいからずやかたのうちへいり見たまへばてご
 しのせうしやうはさゑもんせうが君とみえたり
 きせがはのかめづるはびせんくにきびつみやのわ
 うとうないが君とみえたりちやくしいぬばうにし
 やくとらせさかもりしけるをりふじなり云々同卷
 (二十四紙左)やかたのしだい五郎にかたる事の條
 (三十七紙右)云びせんくのくにのちうきびつみやの

わうとうない手ごしのせうしやうきせがはのかめ
 づるを並べおきてさかもりなかななりしに云々同
 卷第九(十八紙右)すけつねうちし事の條(十九紙右
 云あたりをみれば人もなしさゑもんせうはて
 ごしのせうしやうとふしたりわうとうないはたゝ
 みすこしひきのけてかめづるとこそふしたりけれ
 云々同卷第十二(七紙左)少將しゆつげの事の條
 云かくてせうしやうはとらがかはれるすがたを見
 てまことにうらやましくなれるすがたかなだうり
 かなことわりかな云々(中略)(八紙左)云御身は
 十郎どのせんちしきとしてうき世をそむき給ふわ
 れは又御身のすがたをせんちしきとしてころもを
 すみにそめんとおもひ候とてやがてひすいのかみ
 をすりおとし花のたもとをぬぎかへてこきすみぞ
 めにあらためつゝ年廿七と申にするかの國手ごし
 の宿を出立けり云々同卷(十五紙左)せうしやうほ
 うもんの事の條云かくてはゝも二の宮もぶつどう
 のおもむきくはしくきかまほしく候へと申ければ
 とらはせうしやうのかたを見やりすこしうちわら
 ひあねごはねんぶつのほうもんどもしらせ給ひて

候へ申てきかせまゐらせ給へと申ければわらはも
 くはしき事はしりまゐらせず候一とせみやこにて
 ほうねん上人おほせられしは云々(法文略之少將
 のとらのあねなる事前にもみえたり)

龜鶴

虎が條少將が條に出たり又からいとさうし下(十
 二紙左)云二番はきせ川のかめづるしぼりはきを
 うたふたり云々(歌は今様の部に出)

とねくろ

梁塵秘抄口傳集云あそびとねくろがいくさにあひ
 て臨終のきはめにいまは西方極樂のとうたひて往
 生し云々

ぼたん

からいとさうし下(八紙右)云五番はむさしの國い
 るまかはのぼたんといひしゑらびやうし是をはじ
 めて十一人なり云々(十二紙左)云四ばんはいるま
 かはのぼたんすゝりわかをうたふたり云々

千代

前太平記卷之第九(十四紙左)云爰ニ松崎ノ千代ト
 云シ遊君ハ九州第一ノ美女ニテ無雙ノ舞姫ナリケ

ルヲ云々(松崎ハ筑前也)

白菊

北條時頼記卷之第六(九紙左)云圓か谷に白菊といふ白拍子有云々

力壽

源平盛衰記卷第七(二十紙右)近江石塔寺事條云大江定基三河守ニ任シテ赤坂ノ遊君力壽ニ別テ道心出家シテ大唐國ニ渡云々

龜菊

婦人養艸卷之第一(二十五紙右)云承久三年武家天氣にそむく事は其時の舞女龜菊といふもの申狀に依て也其ゆゑは後鳥羽院より龜菊が訴訟を鎌倉へ兩度までおほせらるれども義時同心せざるがゆゑに御氣色あしく成て承久の亂おこれり承久亡亂記云攝津國長江倉橋の兩莊は院中に近う召つかはれける白拍子龜菊に給ひたりけるを云々
八幡愚童訓下(二十四紙左)云承久兵亂爲ニ御祈禱ニ御幸アリキ云々(二十六紙左)二位殿龜菊御前理不盡ニ内奏シ光親宗行中納言ノ御氣色近習尊長尊範カ鼻惡被レ勸西面下臈メラカラヲ憑セ給テ無益ノ

合戦ヲ思食立テ只一日ノ間ニ天下ハ暗ト成ハテヌ(中略)傾城トハ城ヲ傾クト書依レ有ニ先蹤一也龜御前ニ過タル傾城コソ無リケレ

文珠御前

婦人養艸卷之第二(四紙右)云遊女は云々吾朝にては江口の文珠御せんみめかたち心ざまいとえんなり

竹岡尼

婦人養艸卷之第三(二十三紙右)云竹岡の尼といはれしはもと室といふ所の流婦なり中納言源顯基ふかく愛せられけるが後にはすてられて京より室へかへり尼になり竹岡といふ所に後世をつとめて有けるある時中納言の御内のもの西國より京へかへるとて路にて此尼にあへりければ陸奥紙に我黒髪をつゝみ一首の歌をよみて中納言の從者の舟のうちへ投入しなりつきもせぬうきをみるめのかなしさにあまとなりても袖をかはかぬ此歌を中納言見たまひてくやみあはれがり給ふとなり
櫻木
尾花集卷之第三(二十紙左)云題しらす遊女櫻木も

のおもふとなかむる空のしぐるゝは身をしる雨のふるにぞ有ける

雲井

尾花集卷之第五(八紙左)云八月十五夜たのめける人のまからざりければ遊女雲井(江戸)もろともみてこそ月は月ならめ何中空にあくがるゝ身や

音羽

尾花集卷之第五(八紙右)云人のもとよりおとにきく音羽の瀧のいとはやもみなぬ袖になみのかくらんとよみてつてにおこせける返しに遊女音羽(江戸)よる瀬なき袖のしら波數ならぬ音羽の瀧の音もはづかし

淺尾

渚の松卷之第五(二紙右)云八月十五夜たのめける人のはざりければ遊女淺尾(越後柏崎)もろともみてこそ月も月ならめ空たのめにもふけ行はうし

刈藻

渚の松卷之第十二(四紙左)云身をなげきてよめる遊女刈藻(越後柏崎)河竹のよそにながれの名は立

て枕さだめぬうきねにぞなく

榮花物語三十一殿上花見卷(十四紙右)上東門院住吉石清水詣の條にいはいく江ぐちといふ所になりてあそびどもかさに月を出しらてんまき繪さまぐにおとらじまけじとしてまゐりたりこゑどもあしへ打よする浪の聲も江ぐちのいふべきかたなくこそ見えしか云々(十六紙左)云二日あまの河といふ所にとまらせ給ひてあそびどもめして物どもたまはず人々みな物ぬぎなどす同三十八松のしづえの卷(十七紙左)後三條院住吉詣の條に云二十二日のたつるときばかりに御船いだしてくだらせ給ふ程に江口のおそびふたふねばかりまゐり祿などをぞ給せける更科日記(九紙右)云足がら山といふは四五日かねておそろしげにくらかりわたれりやうやう入たつふもとの程だに空のけしきはかゝしくもみえずえもいはすしげりわたりていとおそろしげなり麓にやどりたるに月もなくくらき夜のやみにまどふやうなるにあそび三人いづくともなく出来たり五十ばかりなるひとり二十ばかりなる十四五なると有いほのまへにからかさをさゝせてす

悉たりをのことも火をともしてみればむかしこは
たといひけんかまごといふ髪いとなぐくひたひい
とよくかゝりて色しろくきたなげなくてさてもあ
りぬべき下づかへなどにもありぬべしなど人々
哀がるに聲すべて似るものもなく空に澄のぼりて
めでたく歌をうたふ人々いみじう哀がりてけちか
くて人々もてけうするにしくにのあそびはえか
からじなどいふをきいて難波わたりにくらぶれば
とめでたくうたひたりみるめのきたなげなき聲さ
へにる物なくうたひてさばかりおそろしげなる山
中にたちて行を人々あかず思て皆なくををさなき
心地にはまして此宿をたゝん事さへあかず覺ゆ云
云同記(十四紙右)云美濃國なるさかひにすのまた
といふ渡りして野上といふ所につきぬそこにあそ
びとも出で来て夜一夜うたうたふにおしがらなり
しおもひ出られて哀に戀しき事かぎりなし云々江
次第卷第十五(二十二紙右)八十鳥祭條(三十四紙
右)云次中宮御料次東宮御料宮主著藤突(西面)捧
御麻修禊了以祭物投海次歸京於江口遊女
參入細頭例祿如恒云々明日香井和歌集下(五十五

紙右)吾妻へ下るとてあをはかの宿にてあそびて
侍ける傀儡のほるとてたづねれば身まかりける
よし申をきいてたづねばやいづれの艸の下ならん
名はおほかたのあをはかの里藤原光經集(五十五
紙左)云貞應二年十月二十六日津の國をはやしと
いふ所に湯あみんとてまかりて侍りしほどなれあ
そびし遊女に十一月九日小屋野より別るとして旅人
のゆきゝの契り結ぶともわするな我を我も忘れじ
古事談卷之第三に云書寫上人可奉見生身普賢
之由祈請給有夢告云欲奉見生身普賢者可
見神崎遊女之長者云了仍乍悦行向神崎相
尋長者之家之處只今自京上日之輩群來遊宴亂舞
之間也長者居橫座執鼓彈拍子之上句其詞云
周防ハロツミノ中ナルミタライニ風ハフカネドモ
サ、ラナミタツ云々其時聖人成奇異之思眠而合
掌之時伴長者應現普賢之貌乘六牙白象出眉
間之光照道俗之人以微妙之音聲說曰實無漏
之大海ニ五塵六欲之風ハ不吹トモ隨緣真如ノ波
タ、ネトキナシト云々其時聖人信仰恭敬シテ拭
感涙開目之時ハ又如元爲女人之顔彈周防室

積給閉眼之時ハ又現普薩形演法文如此數
ケ度敬禮之後聖人乍涕泣退歸于時伴長者俄起
坐自問道追來聖人之許示云不及口外下謂了
即逝去于時異香滿空云々長者俄頓滅間遊宴醒
興云々(此語西行撰集抄五の卷十九のひらにもみ
えたり)今昔物語集舊本卷之第十三定法師別當之
條(八十八紙右)云遊女傀儡等ノ歌ヲ招テ詠ヒ遊ブ
ヲ常ニ業トス云々同卷之十九(百十八紙左)云佛事
ヲ不營リケリ常ニ遊女傀儡ヲ集テ歌ヒ嘲ケル
ヲ役トス云々平家物語卷之第五(三十八紙左)富士
川合戦の條云其邊近き宿によりゆう君ゆう女ども
めしあつめあそびさかもりしけるがあるひはかし
らわられ或はこしふみをられて云々同卷之第六
(十八紙右)云今年正月十五日備後のともへおしわ
たり遊君遊女共召あつめてあそびたはふれ酒もり
しける處へ云々同卷之第十(四十紙左)云三河守範
頼やがてついでせめ給は平家はたやすうほろ
ぶべかりしにむろたかさごにやすらひ遊君ゆう女
どもめしあつめあそびたはふれてのみ月日をおく
り給ひけり云々増鏡卷之第二(二十六紙左)云とほ

つあふみの國はしもの宿につきたるにれいのゆ
う女おほくえもいはさうぞきてまわれり頼朝う
ちほゝるみてはしもの君に何をかわたすべき
といへばかぢはら平三景時といふふしとりあへず
たいそまやまのくれてあらばやいとあいたちなし
や馬くらこんくらり物などはこび出てひけばよろ
こびさわぐ事かぎりなし同卷之第六(二十二紙左)
云鶴舟御らんじ白拍子御船にめし入て歌うたはせ
などせさせ給ふ云々曾我物語卷之第五(二十二紙
左)五郎をんなになさけかけし事の條(二十三紙
右)云ときむねもけはひさかのふもとにしりたる
もの候五日十日をへてゆく道にても候はずこの
たびいでなんのちは又あひみん事もかたし明日ま
わりあひ申さんとてうちわかれけり云々(かぢは
らげんださゑもんとあらしひの事略之)(三十四
紙左)云そもく此のしゆをたづぬるにけはひ
ざかのふもとにゆうくんありときむねなさをか
けあさからずおもひしにひくてあまたの事なれば
かぢはらがはまいてしてかへりさまにこの女のも
とにうちよりにて夜とにもあそびけりあかつきか

へるとていかいしたりけんこしのかたなをわすれ
 いでけるを女のもとよりかたなをつかはしけると
 ていそくとてさせるかたなをわするとはおこしも
 のとや人のみるらんかげすゑむまにのりながらゆ
 んでのあぶみをいまだふみもなほさす返歌をぞし
 けるかたみとておきてこしものそのまゝにかへ
 すのみこそさすがなりけれそのころげんださゑも
 んは歌道にはていかかりうなりともおもひしなり
 さても此うたのおもしろさよと思ひそめてかげす
 ゑかよひなれけりよその事わざなとたはれければ
 女ひきこもり五郎一人にもかぎらずしゆつしをと
 どめけりこれをしらす五郎かのもとにゆきたづね
 けれどもあはざりけりなによりけるにやあや
 うくともゆうくんにとひければかぢはらげんだ
 どのゝとりておかれよのかたへはおもひもよらず
 といひければ五郎きゝてながれをたつるをそびも
 のをたのむべきにはあらねども世にある身ならば
 げんだには思ひかへられじと身一ツのやうにお
 もひけるひんはしよだうのさまたげとはおもしろ
 かりけることばかな人をも世をもうらむべからず

とて此うたをよみて出きぬあふとみるゆめちにと
 まるやともかなつらきことはにまたもかへらんと
 かきてひきむすびておきたりけり五郎かへりての
 ち此女出てみればむすびたるふみありとりあげて
 みれば日ごろなれにし五郎がしゆせきなりこのう
 たをつくく見て文をかほにあてさめくとなき
 つゝともゆうくんこれ御らんせよや人々はち
 ともしらではづかしや云々同卷(二十九紙右)五郎
 がなさけかけし女しゆつけの事の條云さるほどに
 みな人よくきゝ給へていじよりやうふにまみえず
 とはまへにいひつる女の事也いかなるていじよか
 二人の夫に見えいかなる身にてかひく手あまたに
 むまれつらんさらぬだにわれらふせいのものはよ
 くしんにちうするといひならばせりおのれをしる
 ものゝためにかたぢづくろふともんせんのことば
 なるをやわれ又かひくしくなければかげすゑが
 まことささいちよになるべき身にてもなしらいせ
 こそつひのすみかなれそのへほとけもなふじゆ
 しじひをたれたまふされば花になく鶯水にすむか
 はづだにもうたをばよむぞかしいはんや人として

いかでか是をはぢざるべきとて此うたをよみけ
 るかすならぬ心の山のかたければおくのふかき
 たづねこそいれすつる身になほおもひてとなもる
 のはとふにははれぬなさけなりけり云々(中略)
 しかるべきせんちしきをたづねてしやうねん二十
 七さいと申にしゆつけしてしよくをしゆぎやう
 してのちには大いそのとらがすみかをたづねとも
 におこなひすまして八十よにして大わうじやうを
 とげにけるありがたかりし心ざしとぞきこえし云
 云

猿樂傳記

上卷目錄

- 一 倭樂並三番叟由來
- 一 猿樂田樂彦の舞の事
- 一 南都仲算等の三僧歸洛後禁裏にて謠舞
附謠物十六章書寫し差上る事
- 一 男舞女舞大頭といふ事
- 一 白拍子のはじめ龜菊妓王妓女佛御前の事
- 一 幸若舞の事
- 一 大和の圓滿今の能をはじむる事
附聖德太子秦川勝に仰有て此事を預らしむる事
- 一 申樂といふ文字の來由
附申と猿と通ずる事
- 一 唐冠の次第
- 一 並聖德太子十二冠の事
- 一 謠番數の起り
- 一 並近代に至り作りし謠名目の事
- 一 能と名附る濫觴の事

- 一 謠といふ字義
並謠作者評論の事
- 一 翁渡し式三番次第
並古と今と其式替る事
- 一 翁渡し金春家と他家と其品變る事
- 一 松竹鶴龜等風流の事
- 一 天地人に表する面の起りの事
- 一 翁脇師へ守を渡す時脇師咒文之事
- 一 開口の次第
- 一 並禮脇置鼓千歳の高音と云笛の事
- 一 翁烏帽子の形
並翁扇持様
- 一 附脇師扇持様習の事
- 一 伊勢日吉加茂住吉春日等の大社に屬する猿樂の事
- 一 南都薪の能翁渡し平生と變る事
附三太夫權頭と云事
- 一 並囃子の次第年豫といふ事
- 一 弓矢の立合
- 一 並一獻の事

- 一 薪の能と名附る來由
並日數の事
- 一 狩衣の仕立古今相違の事
- 一 勸進能のはじめ
- 一 並東山殿慈照院殿上覽の事
- 一 同能の番附舞臺繪圖諸大名見物の事
- 一 觀世太夫由緒
並觀世と稱する濫觴の事
- 一 附御家太夫と成し來山の事
- 一 御謠初の起りの事
- 一 觀世縷の起
- 一 並御目見の節獻上の事
- 一 寶生太夫由緒
並觀世家より出たる次第の事
- 一 金春太夫由緒
並大和圓滿より傳る次第其後十六家に流儀の事
- 一 翁渡し觀世家金春家にて唯一習合の神道
並品ある事
- 一 金春源左衛門脇大藏太夫シテ大藏源右衛門太鼓大藏彌右衛門狂言金春惣右衛門太鼓金春三郎右衛門

- 一 太鼓と別る事
- 一 金春家道成寺練足亂拍子他家と違ひ習ひ有事
附常の袴仕立やうの事
- 一 金春七郎亂氣自殺の事
- 一 上掛り下掛りといふ來由の事
- 一 金剛家由緒
並鼻金剛尊同又兵衛尊の事
- 一 附尉の面不動の面楊貴妃の面等來山の事
- 一 喜多七太夫由緒
- 一 並金春太夫共に御當家へ被召出次第藤堂和泉守
柳生但馬守執持の事
- 一 喜多家立派
- 一 並白狐太夫と異名の事

下卷目錄

- 一 脇師はじまりの事
- 一 春藤源七脇の家
- 並目腐六右衛門噂の事
- 一 寶生新次郎脇の家春藤より別る事
- 一 高安彦太郎脇の家
- 附此家より翁なしといふ事を拵へ式三番の代りに用る事
- 一 進藤理左衛門脇の家由緒の事
- 一 福王茂右衛門脇の家先祖由緒の事
- 一 美濃權頭小鼓傳授宮増兄弟へ傳へ幸若觀世新九郎と分りし傳流系譜の事
- 一 幸流小鼓の家三人に別れし由緒の事
- 一 觀世新九郎小鼓の由緒
- 附觀世彌次郎横死の事
- 一 新九郎中頃寶生と稱し後又觀世と成事
- 附觀世新十郎忍びて家の傳授を聞取事
- 一 寶生彌三郎新九郎家より別れ大鼓の家を取立る

- 事
- 一 高安三太郎大鼓の家由緒
 - 並大藏道寛の事
 - 一 葛野九郎兵衛大鼓の家由緒の事
 - 一 大藏源右衛門大鼓の家由緒
 - 並後源右衛門自殺に付我家を斷絶さする事
 - 一 大藏道知同道意藝の噂の事
 - 一 大藏六藏大鼓より小鼓の家に轉ずる事
 - 一 一曾笛の由緒の事
 - 一 森田長藏笛の由緒
 - 並小笛と號する來由の事
 - 一 春日市右衛門笛の家
 - 並春日と稱する來由の事
 - 一 長命清左衛門笛の由緒
 - 並葦笠の助噂の事
 - 一 同兵助同權之丞の事
 - 一 貞光安兵衛笛の家由緒の事
 - 並笛流儀品々の事
 - 一 太鼓の流儀品々の事
 - 一 觀世左吉太鼓の家由緒

- 附太鼓傳流系譜の事
- 一 金春太鼓の家由緒の事
 - 一 金春三郎右衛門寶生と改號す
 - 並御法度を破り窄舎其後亦家を立る事
 - 一 樋口久左衛門太鼓の家由緒の事
 - 一 狂言師起り三番叟
 - 附玄惠法印狂言を作る事
 - 一 大藏彌右衛門同八右衛門狂言の家由緒有之吼噓コシケツワイの狂言の由來の事
 - 一 鷲仁右衛門同傳右衛門狂言の家由緒同鷲と名を取し來由の事
 - 一 脇本佐左衛門狂言の家由緒の事
 - 一 日吉太夫家由緒の事
 - 一 梅若太夫家由緒の事
 - 一 堀池太夫といふ家の事
 - 一 鶴屋七郎左衛門といふ家の事
 - 一 石井了雲といふ大鼓の事
 - 一 威徳といふ大鼓の事
 - 一 楠田吉田といふ小鼓の事
 - 一 松井喜左衛門狂言の事

- 一 山田藤右衛門小鼓の事
 - 一 御三家の太夫の事
 - 一 高井平右衛門小鼓の事
 - 一 觀世三左衛門由緒の事
- 以上

猿樂傳記卷の上

夫舞樂のはじめは天照大神天の磐戸に隠れ給ふを
 歎き猿田彦の命神樂を奏し給ふよりはじまる聖徳
 太子漢樂を以て倭樂を定め是より八音備り舞樂調
 ふ其舞樂を略し用るより猿田彦の三字を分て猿
 樂田樂彦の舞と號す猿樂と名付るは五穀成就の祭
 の爲笛鼓の音曲鳥帽子をかむり水干を著して舞う
 たふ物はとう／＼たりと云今の式三番に用る祝
 言の謠也土田に限らず田舎の長が家毎にも是を祭
 り田島の豊に實の爲の祝也此謠物をうたふ時心
 中に祈願の咒文を唱ふ是神道より傳授也
 ○田樂は神を祭り天を祭るゆるに先祖を祝に用ひ日
 本にて神と申すも元々人々の先祖にして天神人祖一
 體なれば天を祭る處則神の體也と神道習合してより
 法師の捧に登り高く天靈を祀る形をなす後世に及
 び其職は法師にして南都の寺院にて是を用る彦の舞
 は疫鬼等の時行病ひを除く爲の祭にして今の獅子舞
 其餘風の類也近代如此の古法退轉す往古内裏に踏歌

の節會ありいつしか廢りて其世風今の世の萬歳也猿
 樂も古代の事は退轉して遊慰の道と成たり

○村上天皇の御宇知識の僧罪有て佐渡國へ配流す是
 其御代應和三年八月叡山の良源と南都の仲算清涼殿
 にて宗論ありしが此事に付て仲算等同列の僧三人也
 三年の後勅免にて歸洛し參内の時在島中何事をか仕
 り何の工夫ありやと御尋有しかば三人ともに謠物を
 作り是を舞遊しと勅答に付其謠舞形を徹覽に備ふ
 べしと勅詔ありければ三僧共に立てまふ其趣叡威あ
 り其謠もの、文段を書記し差上べしとの事にて是を
 書寫し奉る其數十六章あり是を御文庫に納め給ふ
 ○村上天皇の御宇より二百年後堀川院の御宇承長元
 年洛中にて田樂時行はじまるより是を世に翫ぶに付
 舞と云物始る男舞女舞ありて其謠物は古き物語の文
 段の句續きの處に章を付てゑぼし水干を著し笛鼓を
 以て囃す後世の大頭といふ物此姿也其女舞の帶劔を
 止め狩衣にて姿を優にして扇を以て一曲を上る白拍
 子と名づく妓王、妓女、佛御前等の遊君也
 ○後鳥羽院の御宇龜菊といふ妓女を其始として妓王
 妓女佛等皆此類也桃井幸若丸叡山の兒童として在し

が其舞の文段を居ながら吟聲を付て語る是賤からず
 面白しとさすがなる人も習ひ謠ふより今の幸若の舞
 といふ物世に廣まり立て舞又笛鼓の鳴物も止たり是
 より男舞女舞の流儀大頭も世に廢り白拍子もいつと
 なく面白からず真似の舞拍子を仕出し歌舞妓河原藝
 となる

○後嵯峨院の御宇に往昔村上帝の御文庫に納置給ひ
 し十六章の謠物の次第叙聞に達し置たるを思召出さ
 れ謠舞べき物なりとて上代よりの樂人の頭人たる大
 和圓滿が家の者に賜ふ故に音曲の鳴物を添て今の能
 を仕始たり此圓滿の家といふは聖徳太子倭國の音樂
 舞樂を定め給ふ時川勝大臣を以て其事に預らしめら
 るに付子孫へ傳へて代々樂頭たり故に今圓滿に謠
 舞べき由を仰有し川勝大臣の時より圓滿猿樂の家に
 してとう／＼たり翁渡し家に傳るを以て吟聲に
 て十六章の謠物を諷ひ其謠を囃す笛鼓にて是を囃し
 て舞曲を取立たり其吟聲は僧家に伽陀と云咒讚の吟
 聲を元として移し來る處也是太子の神道習合を始給
 ふによる也是より能といふもの始則猿樂と是を呼來
 る一説に元々神樂より起る處なれば神樂の略にて申

樂ともいふ(但神の字の示偏を取たる物なりとい
 ふ)又一説に猿樂田樂と同じ類也則田の字の上下
 を引延して申樂と名づけたりともいふ
 徂徠の可成談に曰たう／＼たりやらるろうとい
 ふは樂の譜成べし陀羅尼といふは僻言ならん
 又曰能は元の雜劇を擬して作れる也元僧の來りて
 教たる成るべし是ばかりの事も此國の人の自ら作
 り出せるにてはあらじ又曰能に神の形をよそほ
 へるに唐冠を著せたるは我國の昔を傳へたるやう
 也末社の神のかむりたるものも昔かゝる服の有成
 べし聖徳太子定め給へる十二冠はかゝる物なるに
 や
 翰林蒞蘆集に曰秦川勝に(申樂)始る
 推古帝の朝厩戸皇子(聖徳太子の御事)天神地祇を
 さいれいし安國の政を敷く依て六十六番の曲を作
 り川勝に命じ紫宸殿の前にて大優の技をなさしむ
 太子此神樂の神の字を分けて申樂と名付説文に申
 も又神なりといへり大歳神申の方にある時は猿を
 以て是を配すよつて猿樂と云神樂を和らげ面白く
 戯れをなすを俳優と云也宇治拾遺に云内侍所御神

樂の夜職事家綱を召て今宵珍らしからん申樂つか
ふまつれと有り源氏乙女の巻にもさるがくがまし
くとあり

其十六章の謠物今の曲舞斗也一芭蕉二東北三源氏供
養四錦木五何六何七八九十何々と十六章ありしを圓
滿が是をはじめてより前にさし次第の文段を添跡に
論議切り謠迄の文句を足し今の一番謠と成事珍らし
く世に翫ふを以て後一休和尚山姥江口を作り段々一
番物の謠出来たり後來一番物百番に及び又二百番と
成三百番に及びて其餘近來は六七百にも及ぶ觀世家
にて遊行柳出来朝鮮陣の時肥前の名古屋の御陣城に
おいて芳野詣高野詣明智等の五番太閤御慰能として
出来たり羽衣は權現様駿府に御座の時出来角田川は
關東御入國の後彼地の遊民夫婦して舞に似たる座敷
藝を渡世とせし者仕始たる由也扱此猿樂の藝を能と
唱ふる事は圓滿が家に傳へたる翁渡しを真初に舞て
の上能を始む故翁渡しを面とする事シテの業にあり
能に移りては協師先へ出て勤るを第一番目の能を協
能と呼協師はシテに續ての藝なるを以翁なしといへ
る習有て真初に是を勤此時はシテの翁渡しを略して

せず依之シテの業を貫首と立て能化に比し其外の役
者を所化に准ふよりして舞ふ處を能と唱ふる故に能
と號す一書に云諷は東山慈照院殿に始る諷と云は詩
經の大序に曰かせは風也教也風以動之教以化之上は
字のごとし下は福風切即諷の字なり風の及ぶがごと
く自然に徳仁弘まると心を付て諷諭の兩義也又謠の
字を用歌謠と續きてうたうたふ也此作は多くは佛者
也江口山姥は一休の作といひ傳へ卒都婆小町は高野
山寶性院看快の作なりといへり山本春帳の所作謠作
者附の書に云諷は四座の太夫作りて當座々に能し
たる也能き人も作りたる也世阿彌(觀世先祖)作五十
一番(名目略之)又六十一番あり觀世小次郎三十二番
同彌次郎作二十五番金春善行作十八番金春善風作五
番宮増(協師)作十番三條西殿作四番其外彼作又は作
者しらすも有都合三百五十番と有各名目を顯はす奥
書に曰右能本作者之事依安東曲所望調進也觀
世彌次郎長俊連々直談之時物語申趣所ニ注置一如是
此上猶可被開合一者也
于時大永四年甲申孟夏上浣 吉田藏人兼將判
又二書に曰謠の作の事奈良土産に曰如く尤てには

のあしき處有れども先づ常人の作るものあらす佛經
の取やうなど僧もよほど能き人の所作案るにその頃
の活僧歌人連歌貴人等慰みに作りし是を能太夫にあ
たへ章を附させ則其太夫の作分にしたる成べし春日
龍神は右名目の書に世阿彌作と有此謠に我は時風秀
行そとてかき消やうに失にけりと謠我はと一人して
二人を名乗も理にあらす又時風とはいはす時風なり
此兩人春日第一の神殿武甕槌尊の補佐の臣なり諱を
聲にて呼あり賴朝義經なりしかし賴朝義經とは湯桶
よみとて文盲第一の事とす是を作る程にて此辨へな
き事は有べからず他の作にて世阿彌章附たる成べし
かくうたへば時風は秀行の苗字の様成たり
○翁渡しの根元は日本開關の時日の御神天の岩戸に
隠れ給ふを以八百萬神是を歎き岩戸の前にて舞曲を
調へ是を慰め給ひしを學びたる物にして能の惣囉子
方には八百萬の神達を移したる故也シテの翁を天照
太神宮に表し色黒き尉を住吉の神に表し協師を戸隠
の神に表す
一書には翁は天照太神千歳は八幡太神(鈴の太夫)
三番叟は春日明神と稱す諷ものは陀羅尼に神道の

詞を難へたるなり是何者の作かしらす
翁と尉は今式三番に舞ふ處にて協師の事は式三番過
本能に及て其業を勤む天の岩戸開け初たる處を學
びて是開口也其心持傳授あり故に協師は協能に至り
て勤るを以其代りの心にて千歳といふものを面箱翁
の初發の吟聲過て假りに立て舞ふ是岩戸の前にて戸
隠手力雄神諸神に抽て其功有處を表する也上代は翁
とシテ三人同様に立立一同に舞たり一人は正神の
神翁也又一人は千々の尉と唱へ今一人は延命冠者
唱ふ此兩翁をば神の父とし神の子として子孫相續
し萬代繁昌を含む也此三人の翁を用る時は一翁に
面箱持一人宛別々に立て三翁一同吟一同舞する故
に千歳にも三人一同に業を同じうすかゝる譯にて
金春が家を始下懸りにて面箱持千歳を勤る是古法
也上懸りにては別にしてツレを以千歳を立る後世の
了簡也翁千歳の役畢て色黒き尉の面なしに立て業あ
り此段過て風流の所作あり色黒き尉は狂言師より勤
るを以是に添たる流なれば風流餅の風流等あり風流
畢て鈴の段此時黒き面を掛る是式三番に白色、黒色、
肉色と天地人の色を表す白は天黒は地肉は人也其肉

色は面なしにて勤る處也是殘らず畢る翁を始め惣役人樂屋に入中古は翁二人にて勤るにより雛子方は舞臺に残り止り直に脇能を勤る古來は脇能にて雛子方別に出たり其式三番の内より脇能の脇師大臣裝束にて鏡の間の真中に床几に掛り居る處へ翁揚幕の内へ入て懷中より祈禱咒文の守りを取り出し其脇師へ渡す脇師是を拜受して懷中し梯懸りへ此時脇師心中に咒文あり千歳の業を繼ぐ心持也是手力雄の神を表する處也是が開口の場也然るを開口脇と呼て新規の作文を正面に向て吟し是に繼て其脇能の名乗を云是は目出度其節を賀する事にして一ツの法也全躰脇能の脇として出て勤る處を開開の開口の地なり其作文なきをは開口とはいはず今常躰是也小鼓ばかりにて出て正面に向て拜禮是を禮脇といふ其小鼓を置鼓といふ尤笛のあしらひあり開口と云時鼓なく笛ばかりにて出て千歳の高音といふを吹時作文に繼て脇能の名乗をなかり其跡にて次第をうたひ續て道行をうたふ

○翁の烏帽子は九き堅るばし也是を翁るばしと號して外の事に不用扱翁立て舞吟の其間は扇をひらき

堅に持也此扇を堅に持事上代の風にて翁渡しに斗り用ゆ扇を横にするは猿樂起りて已來にして能には横扇を用ゆ堅扇を太夫の方にては春榮の能に猶悅の盃の影廻るやといふ處にて座を立て開扇を堅に持伊豆の三島の神風も吹納むべき世の始といふ時其扇にて向ふを指す脇師此時のみ堅扇を用ゆ是習ひなり

一書に曰能は東山殿の時諷と同じく始る觀阿彌初めて是をなせりと云能神樂を和らけたる物なればすゝしめの爲神事の砌執行ふ是を神事能といふ神事に奉るにより大社に屬す大神宮には和屋勝田主内の三座伊勢にあり日吉には本座(丹波)新座(河内)法成寺(攝津)是三座春日には外山(寶生)結城(觀世)坂戸(金剛)圓滿井(金春)此春日の四座は就中名譽を得たり依之東山殿へも度々召れしと也

秦氏安共九世也山州竹田に住居すよつて□□□寶生は伊賀國口方の口也、故に服部と□□□

○南都にて春日の神事薪の能に翁三人毎年出る千々尉延命冠者の有形にて今翁三人は四座の太夫銘々の名代也四太夫兩人つゝ冬年より登りて十一月の神事を勤め夫より二月の薪の能迄を勤む觀世は公儀の御

太夫に付罷登りて神事を不勤依之三太夫のみにて兩人つゝ毎年登り勤之依之大花表の前にて翁渡し規式は名代を常に定め置是を金春が權頭金剛が權頭寶生が權頭と呼て翁を勤しむる是等三人毎年不殘罷出勤る故に銘々に面箱持を先に立出る其雛子方も常に定置を以渠等式三番を打是等を年豫と呼也南都冬の神事十一月二十七日には御旅に神輿を昇居置し前にて能あり二十八日には大鳥居の前にて當番座附の脇師開口を勤む其作文は毎年同文を用ゆ是畢て直に弓矢の立合を舞ふ是は當番の太夫面々にツレを伴ひ開口を勤る脇師と五人して始より裝束にて太刀を帶し並居て其中より脇師出で開口を勤る其後太夫ツレ共に立て同じく是を舞ふ事畢て各座したる所へ銚子出で太夫より順々に吞也春の神事は二月七日より始り十四日迄南大門の前の芝の上にて相勤能三番有日の有内に一番半ほど過て暮掛るに及ふを以其前にて籌を焚故に薪の能と號す此七日の間に若宮の神前にて晝の内に能三番ありて七日の日數の内定日なし惣して冬春ともに雨降は能止て其日廢りと成此七日ともに權頭等毎日式三番を勤む渠等が勤料薪の能料と

して春日に五百石宛あり其内より一人三名宛取來元此權頭は今金寶の三人にて兩人つゝ年番として登り勤しを御用として御止有か又は忌服のさし合の時名代あり一説右の諸舞はじめし三僧は村上帝の御宇玄蕃寮に出家百八十人を差置れて學はしめ給ふ中の僧也此三僧歸洛して諸舞を觀覽に備ふ直に衣の袖をちめて舞たる形を以猿樂の姿に移し狩衣の袖を半幅にして臂を身へ附て舞來る今春太夫より今の二幅の袖に直しゆつたりと仕立たる裝束なりといふ

一書に曰勸進能といふ事は後花園院寛正五甲申年四月京糺河原において能興行あり勸進所は鞍馬春性院善盛院法印于時九十八歳也猿樂は音阿彌(觀世が祖)于時三十六歳其子三十郎共に勤之勸進能の始也東山慈照院殿上覽あり

初日御一獻還御管領細川勝元假の亭にて饗之二日御三獻還御島山尾張守政長宅饗之三日御一獻還御斯波治部少輔義廣宅饗之細川島山斯波各壹萬疋猿樂に授て相伴衆衣服等贈之云云大樹を始め奉り諸大名より御肩衣を被下事簡様の例歟又

御當家御謠初の來由御肩衣被下事末に記之

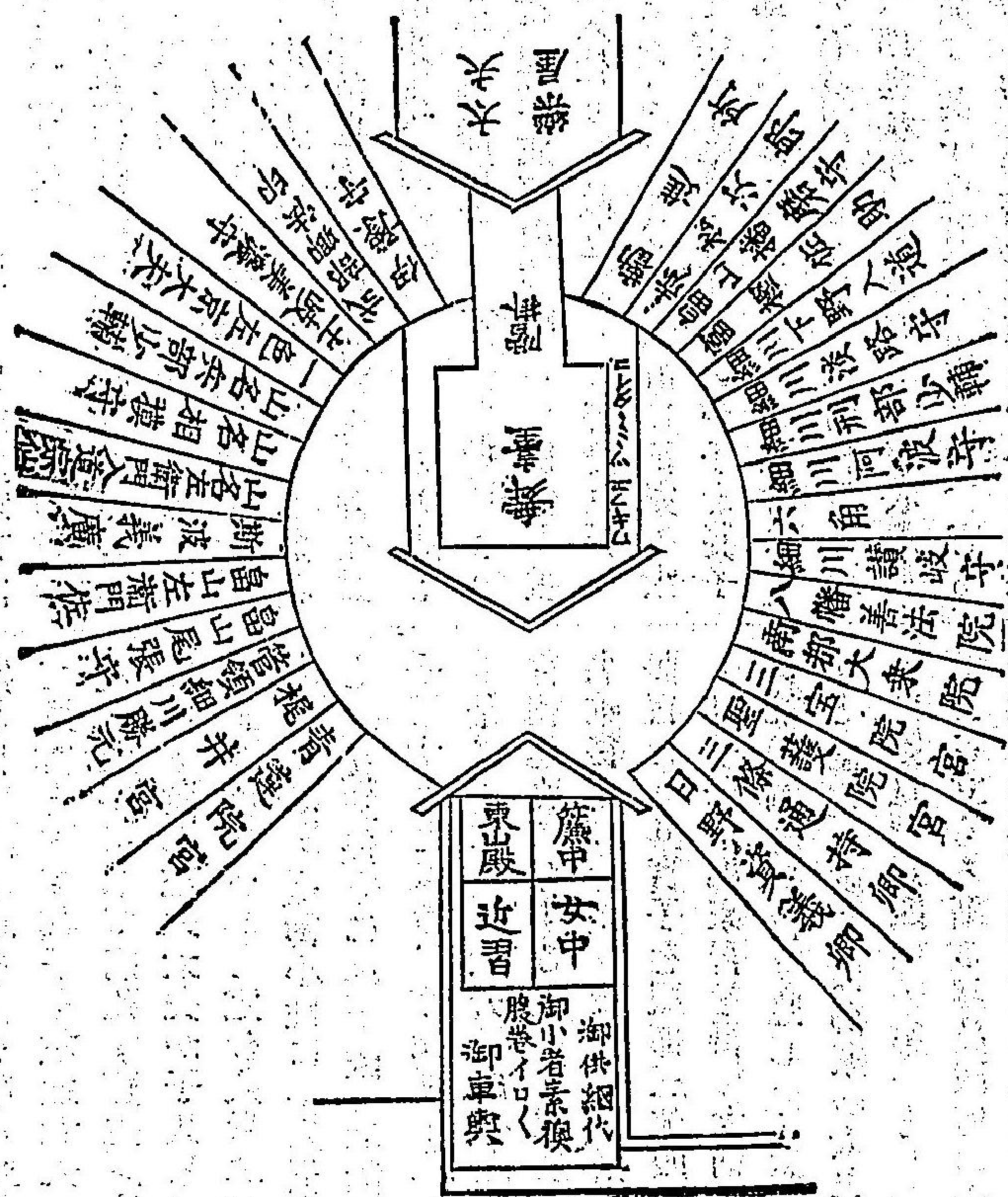
初日四月五日

右番附の次第

相生	みるまの長者
八島	隠れ笠
三井寺	さる引
邯鄲	見ち
源氏供養	くわいちう
丹後物狂	八嶋のまへ
鶺鴒	
二日	
鶺鴒	ひげがいであち
敦盛	うさま
山姥	大か小か
春近	鬼の豆
松風	いものし
自然居士	じしやく
戀の重荷	
三日	
白樂天	三本はしら

誓願寺	こよみ
箱王曾我	あさひな
二人静	はやかさ
四位少將	くらつゝみ
碓	なき聲
しきみ天狗	入間川
放下僧	りうめ
御乞能養老瀧	名とりの老女
以上	

二日目山姥の能半大地震あり慈照院殿博士を召御尋有しに申上げるは時節の廻りにて更に猿樂の故にあらすと考る依之次の能有て恙なく三日の能成就有けり機敷は宮方諸大名の割有之一世の能の機敷割は筒様の例歟



四座并喜多坐の始等の事

○觀世太夫は伊賀の服部の一黨の者也足利將軍東山殿に仕へて觀阿彌と云同朋也渠に仰せて猿樂の業を學ひはじめ勤しむ其子世阿彌其子音阿彌といふ同朋にてこれをつとむ其子俗にて觀世三十郎と號し猿樂となり金春が聲と成彌藝修行熟し子孫相續す太閤御代世間に繁昌して能太夫餘多ありといへとも金春觀世最上たるも右の譯故也太閤の御時權現様御在勤の後御休息として關東御下向の時いづれの太夫成とも江戸へ被召連御慰の御能可有と太閤の仰により然らば觀世太夫を御連被成度由御願にて御借り被成候事は常々御出入仕りし故也夫より毎度江戸へ下向仕候に付天下とならせ給ひては直に御家の太夫と成たり入道して宗雪と號す寶生太夫が子を養子として家を譲り三郎といふて家督す五山相國寺にて大能あり觀世が家の石橋兩度あり初度宗雪再度は三郎勤る脇は觀世小次郎也後年三郎御科有之沒收追放せられ塾居の内病死す其子鬼若被召出といへども父沒收に付家業退轉し傳授の書物は有といへとも其習なし依之福王が家より惣ての事を傳授す福王が

家は觀世が家と同流にしてしかも又觀世が座の脇の家なれば謠の章も替りなし此鬼若家を興し後入道して黒雪と號す其子を左近太夫といふ左近太夫といふ左近壯年にして病死す寶生將監が次男を家督として左門と號し左近太夫か子久米之介を其子として後の家督を渡すへしと定む久米之介成長に及び相共に勤し所常憲院様御小姓に被召出藤本源右衛門と改號し其後筑後守に任す依之左門には觀世三左衛門か子三十郎を家督に定織部と改號せしめ則家を渡したり是は子たる諸太夫と成公邊勤仕せし處猿樂として徘徊迷惑に存する故にて隱居して服部十郎左衛門と名乗後年におよび薙髮して園雪と改しが老後に及び眼盲たり其實子を服部三郎四郎といふてツレの家たり其子三十郎家督を得て大納言家重公(惇信院殿)の御能の御師範たり惣して猿樂の舊家を御札被成四座と御定に就ては御家の太夫元被仰付たるものなれば觀世を以四座の第一とし金春舊家の最上なれば第二に立らる斯る譯故四座の太夫兩人つゝ南都の薪の能を觀世は御免にて江戸に在依之残り三人兩人つゝ相勤觀世が夏より冬迄百日の間休息の御暇給は

るを以百日以後出勤御目見の節五色の合せ小纏を献上す此儀關ヶ原御陣の時諸手へ軍用の爲合せ小纏を御渡しの時觀世此儀を蒙り諸陣へ配りたり此吉例なる由也諸軍陣より觀世小纏を是れへも〜と申詞にて觀世纏の名を得たり正月御詔初に初手をうたふ御吉例の御祝として御肩衣を脱て賜ふを以伺公の面々不殘肩衣を取て觀世にあたへらる渠家の一世一代の能京都にて興行の時雜式町代より札を立る觀世太夫殿能被成候との文言也是足利の時に鞍馬の堂建立の時勸進能の例也

一書に曰台徳院殿秀忠公御夢に御齒落ると御覽有て殊の外御氣に懸させらる觀世大夫承之是は御吉夢なりと申上則高砂をうたふ處は高砂の尾上の松も年ふりて老の波もより來るや此下陰の落葉かくなるまで命ながらへて猶いつまでかいきの松をれも久敷名所かなそれも久しき名將かな台徳公御機嫌にて當座御褒美何哉とて召し給ふ御肩衣を脱せられ被下たると也依之今正月御詔初の時御肩衣を脱せられ諸侯太夫皆脱て太夫に被下との事也

○寶生太夫が家は元觀世が一族是も服部氏にして其元祖は觀世が弟子也其後觀世か庶子を送り家を相續せしめかゝる事故觀世か流儀に元來は替る事なし古將監若き時は元祖七太夫上手なれば是にたよりて藝をみがきたり達人なれば古來よりの上懸りに七太夫流の下掛りを加へて己が作意を交新規一流のものとなり其加へ取交し事をのけて見れば觀世流にして謠も左の如し將監才發の上手なれば世に觸るを以其家に道成寺の傳なき故其時分の囃子方の名人ともへ頼み一流の道成寺を興立せり笛庄兵衛小鼓小左衛門太鼓九郎兵衛大鼓惣右衛門と申合成就す將監嫡子九郎是後の將監也世間上手にして常憲公御代世に名高し次男は觀世の家督左門也三男寶生太夫とて越前家の太夫也後浪牢して奥州岩城に住し晩年又江戸へ出當時の寶生太夫を指南す後の將監嫡子主馬次男嘉内共に年若にして死す故に三男造酒之丞は加賀の家太夫に出し置しが是を副子にして丹治と改號し將監病死して渠家督の處に是も早世し子なく其姉聲たる寶生新次郎が子を以家を立る是當代の寶生也金春金剛は足利將軍家の太夫にして秀吉公御當家様迄の太夫

也中頃信玄の太夫にして當御代別て御太夫也大藏も
 信玄の太夫也日吉太夫は信長の太夫なり
 ○金春太夫が家は猿樂の開基樂頭大和圓滿が子孫也
 圓滿が時能數六十番を定む後世に至り其數次第に増
 益して餘多に及ぶ中頃は是を業とする者國々より出
 で弘治永祿の頃には太夫たる者十六家あり此十六家
 の流義を元祖七太夫には不殘傳授したりと云十六
 家今は退轉して日吉梅若春日等のみ家衰る儘にて殘
 れりかゝる譯を以金春が家にて今に至り六十番の外
 を用ひず猿樂といふは前段書記したる通にて金春が
 家根源なる故に翁渡しの傳授今に至りて代々子孫に
 傳來す金剛家は元今春か別れなれば其家へも傳へて
 今に子孫に傳來す此傳授元來習合の神道を以執立た
 る物なれば觀世は吉田殿神道の御家なれば是へ參り
 神道の旨を承りしを以觀世が家の翁は唯一の神道な
 りといひ傳ふ寶生は代替りには上京し吉田殿へ參り
 其意味を受得す是を觀實は吉田殿より翁渡しの傳授
 を請じと世にいひならはし
 ○聖德太子の神道は今の習合也其時代の神道の教に
 唯一習合の差別なき故也金春が家川勝大丞より近代

の八郎迄五十一代に及ぶ舊家也八郎が父を七郎と云
 其父を太夫といへり渠に男子餘多あり嫡子八郎家を
 繼て後及蓮といふ次男金春源左衛門脇一色を勤む是
 より脇師の家別に立三男大藏太夫と號す渠は武田信
 玄の太夫となり甲州に行其子後大久保十兵衛と號て
 御家へ被召出御郡代を勤石見守に任す死後譯有て
 滅亡す三男大藏源左衛門大鼓の家と成入道と號す四
 男大藏彌右衛門狂言師となる及蓮か子七郎嫡子にて
 家を繼次男惣右衛門大鼓の家となる七郎か子八郎家
 を繼是後の大太夫なり渠己か次男を以大藏太夫が家
 の絶たるを重て執立る其子大藏求馬父の跡を繼てッ
 たり常憲公御代御與に被召出大久保十郎兵衛と
 號して奉仕し享保十年の後御願を立御暇を給り奈良
 へ引越す渠大藏の跡目に弟庄左衛門を立置を以て當
 時其後庄左衛門也三男金春三郎右衛門大鼓の家とな
 るは大藏源左衛門弟子也次男金春又右衛門大鼓の家
 たり是一流の者家衰たるを執立たり後の大太夫か嫡
 子七郎本家相續して其嫡子近代の八郎德喜也八郎か
 嫡子家を繼其子富士八は早世に付八郎末子竹七は常
 憲公武士に御執立川勝何某と號し奉仕するを以七郎

か家督として家を立金春八左衛門看防す渠金春太夫
 と成て後奈良の神事に罷出道中にて亂氣し及傷す故
 に七郎が女子の子を以家督に立る是を十次郎と號す
 金春が家傳の道成寺尤極傳なり元其謠は金剛が方に
 て作り出したるを金春が方にて能に仕立る其亂拍子
 は大臣公卿の束帶の時練足といふ足取の法を寫した
 る物也練足は堂上方高官の御衆にも傳授事にして息
 合腰遣ひ足の踏やう習ひ有と云春日の直神樂の時練
 足の仕形を以拍子を踏猿樂にて是を見立て亂拍子を
 踏出す遣遙院殿猿樂の亂拍子を踏を見て我家の練足
 に似たりと被仰たるを觀世聞傳へ夫より毎度參り
 御傳授を乞願ふを以被仰聞たりといひ傳ふ觀世か
 家にては道成寺を極傳といふはかゝる譯也金春が方
 にては亂拍子の足取踏やう他人へ見取られ問敷爲に
 袴の裾を長くして足の甲を隠す常に常服の袴をも丈
 けを長くして不斷は上にて折て着す若御前にて御所
 望有て舞時の爲也尤金春が亂拍子は甚長し是紀州の
 道成寺の石檀六十有を一ツ宛登る心にて其敷を踏也
 其形赤頭にて直垂他家黒鬘モトユを長く引丸盡しの脱かけ
 也金春金剛は奈良に住居して京都の御用には罷登り

相勤觀世寶生は京住して立なから直に相勤る是より
 して觀世寶生を上掛りと云金春金剛を下掛りと呼ぶ
 ○金剛太夫は坂戸家と云ふ圓滿より六代目の家にて
 大和の内坂戸四百五十石を領す天正の頃の金剛は小
 牧合戦に三好秀次の軍に従ひ敗走の時は只一人秀次
 の供して討死す其子なく千葉の家のを以名跡を立
 る故に金剛が家は千葉の支流といひ傳ふ渠關ヶ原の
 時石田三成に屬せしに付沒收せられ代々の坂戸領地
 を失ひしか藝者の事なれば被召出御藏米三百俵を
 賜る其子世に鼻金剛といひし上手也別て働能に秀づ
 或時は界の能の工夫を断に居ながら案じたる其形天
 狗と成しほと心の附しものにて面數舊家なれば多
 く持傳へし其面は金春が家の面を借て勤む能畢て直
 に返したりと又家實に尉の面不動の面坏六十六面の
 内にして別て大切也不動の面は元來野寺の本尊の御
 頭なるを面に直して調伏會我に掛る此面を掛て鼻に
 障るといふて裏の方を削りしか彌鼻に障痛み甚しく
 鼻を損す是かの異名となる權現様御旨に叶ひ毎度御
 能被仰付金春に續て舊家なれば四座と御定の一座
 也渠病死に付喜多七太夫には其弟子なれば金剛が幼

子なる間成長の内名代せよとの仰にて金剛七太夫と名乗同居せしが譯有て後別家となる金剛か幼子右京十四歳にて家を立甚上手也渠か妻早世せし時入棺を暫止め置其顔粧を面に寫し是甚美人なれば此面を揚貴妃の能に用ると也右京も二十六歳にて死す其子も後右京と號す渠は黒田家中の者なりしが男よく聲よく其上弟子なれば家督として同じ弟子の内にて功者なるものを後見として家を預け金剛又兵衛と呼たる故に又兵衛は太夫を勤相弟子の内へも名字を與へ金剛伊左衛門と呼て我家の脇をは渠一人に勤さたり是も功者也かゝる跡を以後の右京が子を又兵衛と號す始の又兵衛由緒故也渠働能を得手たり是嫡子又三郎相續せし處早世し其弟彌市郎跡を續く後享保十五年御前にて能の謠を忘れ若年寄衆の御叱りを蒙り夫より引込姉の子を以家督に立當時の金剛太夫也故に家衰へたりとかや

○喜多七太夫家は舊家にあらず慶長年中元祖七太夫は鼻金剛か弟子にて其父は堺の蛇谷に住せし翁屋也廿七歳の時大坂御合戦にて(夏御陣也)金春の大太夫と共に大坂へ籠城し五月七日眞田左衛門佐に伴て將

軍家の御備へ伐込大太夫は馬上七太夫は歩行也大坂落城に及び兩人ともに落去て大太夫には藤堂和泉守常々目を懸らるゝに付藤堂方へ走り入て隠れたり七太夫は大和の方へ逃行しか其道にて柳生但馬守通り合せしか是を頼まんと行向ひたり但馬守甚叱りて退かしむるを以夫より因みの者を尋て是に便り隠れ居たり將軍家には渠か功なる事を御憎みにて見付次第成敗せよと仰有しかども兩人ともによく隠れ課せり其後御能の度毎に渠が藝を思し召出され太閤御代渠か業を上方にて毎度御覽有しに其内に清經の能すごすごと還幸なし奉るとの所の所作下間少進と大太夫と七太夫か三人仕分たる事共を思召考られける時藤堂には大太夫か恩免の事を相願ふを以御免にて被仰出けるは七太夫は何方に罷在ぞ御能被仰付御覽有度と上意の時柳生申上げるは某渠か居所當所御座候得ば尋見申さんやと申上らるに付尋來れとの仰を蒙り大和在所邊にて尋出し則呼下すを以被召出七太夫義元藝を鼻高金剛に習て上手となるを以金剛と一所に可罷在由被仰付同居す數年の浪々なるを以二世一代の勸進能を勤むべしと御免にて勤之千兩の金

子を得たり此時の金剛は若輩なれば當時其家内にて七太夫盛なるを以其座付の脇師高安太郎右衛門には金剛が方の邪魔害成事を思ひ是非とも外宅せよと強て申七太夫を外へ移す其段公儀より御咎め有る高安申ひらきたり然れとも兼ての御下知を用ひざるを御怒りにて三百俵を配分可仕との上意に付今に毎年貳百俵づゝ七太夫方へ送ると也尤高安かゝる執持仕候事不調法なりと御切米百石の内四拾石被召上別家と成る迄は金剛名目也其嫡子は病氣にしてむら氣なる故家を不繼京都に引込入道して壽軒と號せり藝才は至極の者也依之次男を以家を繼しめ是を十太夫と號す三男を喜多權左衛門と號す初は京都にて扇屋也十太夫は七太夫といふて家を繼常憲公の御代違背の儀有之改易被仰付一年の後御免直に御近習に被召出中條加兵衛と改號し其後河内守に任す後入道して悠山と號し其子中條大和守續て御旗本也七太夫武士に御執立の時其子十太夫に家の藝を立しむる處早世故同名の二代目の權左衛門か子を以養子として七太夫と名乗らしむ渠又御近習に被召出中條市右衛門と改號し後高崎へ被遣病死す故

に藝術の家は二世權左衛門嫡子父の跡を繼し權左衛門と申せし者を以七太夫と云家を相續せしむ渠か子とも幼少にて死す長谷川三左衛門を以七太夫か名跡として十太夫と改號す元一族に付て長谷川町の名主の養子としかの家を繼て勤役せしむ其養子七太夫日向玄東といふ町醫師の子にして初の名榮之丞と云七太夫か家元金剛か弟子なれば金剛流にて手前了簡を以金春流をも學ぶ故幸小左衛門葛野市郎兵衛森田庄兵衛金春惣右衛門と諸事申合せ道成寺をも定め常憲公の御代に石橋被仰付年久しく退轉故右の輩を六十日餘申合相勸家流を立たり古代は猿樂國々に有之十六家あり丹波猿樂と云も今の者共多く丹波に住居して京都より其業を聞て招るゝ時は出京し國大名より招るゝ時は其國へ罷越滞居して又古郷に歸り住居す金春金剛を始觀世梅若春日長命等彼家十六家也喜多十太夫か家は此外也元祖七太夫若輩の時器用なれば右の諸家へ便りて學びたりし程の手際と見えなれば若輩の時より見劣るを以其節白狐太夫と異名す夫より少し前に金剛が弟子と成是よりめつきりと上手に成し故喜多七太夫か家は金剛流にして元祖七

太夫には中頃金剛が家を持ちたり攝陽群談にいふ喜多長能字は七太夫泉州界の庄住父は醫師願慶と云家に武勇の譽有當時勸太夫に習ひて踏舞の妙を得たり長能は喜多の始祖也堺櫻田町に長能が舊家ありと云

猿樂傳記卷の上終

猿樂傳記卷の下

○脇師の事猿樂起りて能興行の時弟子にもせよ其時時脇に用ひ別に脇師と定むる者なし金春家にて其弟源左衛門を定て脇師に立て用ゆ故に金春源左衛門は脇師の祖也

○春藤源七は右源左衛門弟として家を立る故に源の字を貰ひて名乗後入道して友高と號す其子を源七と呼たり源七が子を彦次郎と云其子六右衛門を自腐六右衛門と世に呼たる上手也觀世太夫京都にて能興行の時脇能を進藤權右衛門勤男よく大音にての大臣脇なれば見物の目を驚かす其次二番目の増脇此六右衛門勤目くされ一人の増脇なれば見立なき所なるを相勤め見物の感心初度の進藤に勝れる上手との取沙汰其嫡子六右衛門次男六郎也渠入道す此六郎次郎は常憲公の御近習に被召出齋藤新八と改號す然る處日光御鏡淵の儀に付新八を始兩弟其父子ともに八丈へ遠島す
是不受不施の日蓮宗故御鏡開頂藏せざりし故此時

より段々不受不施御吟味有之と也

父入道は島にて病死兄弟三人被召歸新八郎再び御前へ被召しが程なく病死す兩弟は其分也此兄弟等未だ生れざる已前に父六郎次郎養子にして是を進藤理左衛門と云上の思召に叶はざれば養子をしかへ松平采女正家來の子笛を業とせし者を以春藤新之丞と名乗らせ實子三人迄家業を勤るを以別家立させたり御鏡開の時異弟等同意ならざれば渠には御構なく勤たる處實生座なれば實生と可稱由被仰付是よりして實生と唱ふ 其後御近習に被召出齋藤何某と號し後次男萬作を立て隠居し千齋と號す最前武士に被仰付嫡子をば猿樂の家に立置是を實生新次郎と云齋藤の本案二代目六右衛門も功者也其子源七元祿の頃の上手也其子當源七祖父源七には彼理右衛門を取立んとすれども不運にて老衰す故に同名太郎左衛門か子没落して居るを養子として理兵衛と名乗らせしが是も早世し今は其子理兵衛也春藤家の本名は齋藤也 ○高安彦太郎家は元ト大家にして元來河内國玉藻大明神の神職也本名横田と云古へは高安村と領したる由高安道善大鼓の名人にて權頭と號す猿樂にて其業

諸藝に達したる者を權頭になさしむ渠京軍に討死したり是を長助と云其子與八郎幼少に付金剛が脇を勤る金剛伊左衛門後見したり其時分は大夫の外は定りたる職なく一族門弟の内にて相應に其業をなさしむ笛鼓も大夫の方の傳授を請たる也高安が大鼓も元と金剛より出たる故金剛伊左衛門は與八郎成人して預り置し傳授の書を渡す與八郎嫡太郎右衛門は脇師と成是春藤友高が聲にして金剛伊左衛門にも由緒あれはなり故に其弟高安三右衛門先代よりの大鼓の家を繼其太郎右衛門後壽閑と號す斯て舅友高には高安が子は嫡女の腹にして孫なれば之を彦太郎と名付て兩家並で脇師の家を立たり是より脇の家にて翁なしといふ事をはじめて式三番の代りに用ゆ式三番過て開口といふ業有此兩様脇師の家ばかりの傳授なり大夫の業にかゝはらず脇師一分の藝也開口には九足の偏はいといふ習あり小鼓あしらひ有開口は極て高砂に添ふ惣して第一番目の能を脇能と唱へ來るも脇師のおもたる故也翁なしも脇能の前に付翁と千歳との法を脇一人して相勤る是皆心持也高安の家は全く金剛の同流にして壽閑脇師となり達人也春藤友高舅とし

て其業を指南し當時の脇師の家を兩家にて立るを以金剛又兵衛より張良羅生門檀風鳥追四番の能をば脇師にて勤むべしと相譲り大口着用を許す此時迄は紅葉狩を最上とす斯して已來進藤も福王も是を學びたり壽閑が子の彦太郎後太郎右衛門と號す是不休入道也其子首長太郎左衛門也渠が子器量なしにて醫者となし其弟子にて見立家を繼せ彦太郎と呼たり此者は肥後生にて細川の家の中出也大音也渠死して其子彦九郎幼少なる故黒川七左衛門は不休已來の弟子なれば看防に立彦太郎と名乗らせたり彦九郎成長して家を渡す彦太郎と改させ入道して道也と號し京へ引込たり其彦太郎も藝よく病死して其子彦太郎若輩にて家督し業器用也然るに享保十九年譯有て病氣と申立塾居せしむ其嫡子彦十郎幼年にして公儀を勤む

○進藤が家は元山科の百姓にして元祖權右衛門諡よく大音にて脇能のワキに出て見事也觀世太夫是を引廻し毎度我能の脇をさせ上洛の時二條御城にて藝よく出來御旨に叶ひたり此御能惣猿樂相詰居皆見物す春藤友高高安不休評判して渠は油斷のならざる者也素人にもかゝる者ありと讚美したり是より藝益慕り

觀世座の脇の家に定りたり其弟久右衛門も藝よく男よし然るに兄權右衛門病死故其家を繼て觀世座たり觀世事御家の太夫にて其座の脇師なれば公邊もよく勤めたり其次を權右衛門といふ是より子なく弟子の内にて聲よく男よきを以家を繼せたり其藝は鈍し是は始は安右衛門と云京の大工なりしが四代目を繼て權右衛門といふ其子當時家督なり

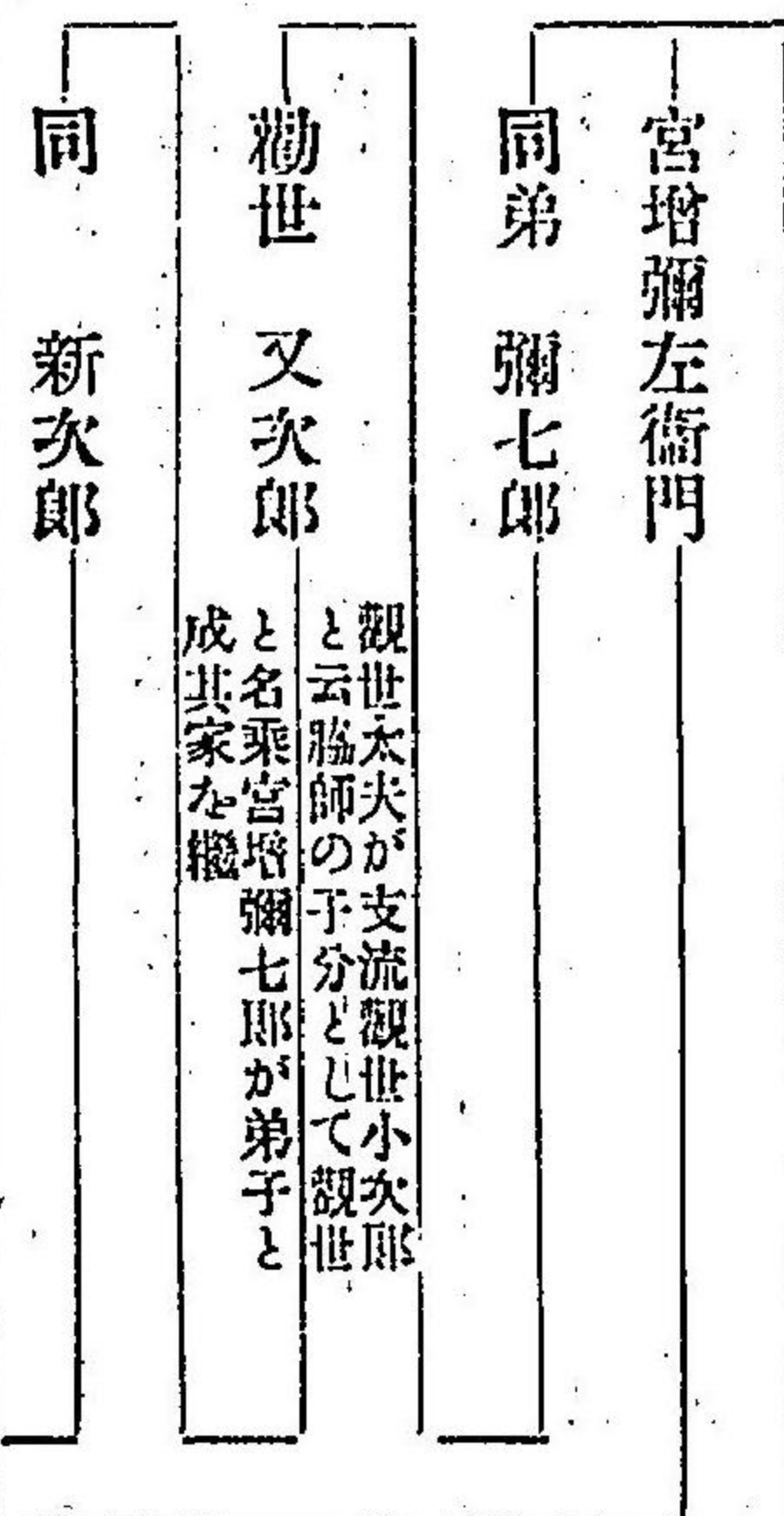
○福王が家は元來武士也足利將軍の時没落して觀世が弟子となりつひに猿樂と成觀世が脇を勤るより其座付盛なるを以謠迄觀世と同流也其福王をば福王豊後といふ是に子なし然るに太閤の五奉行の内長束大藏少輔關ヶ原の時御敵の張本人列なれば切腹仕るを以其妾流浪して豊後が方に來り住す是懷胎なれば頓て男子を産豊後を養育して己が子とし福王茂右衛門と名付脇師の家を繼しむるかゝる事故福王が家は長束が子孫と世にいふなり

○小鼓の傳來は其始美濃權頭といふ是は南都の樂人にて拍子堪能の者也猿樂藝世に起り其謠物に章を付舞ふ時は屈伸の長短のほどを快する爲に謠を以て是をはやす夫よりして笛太鼓をも取揃へたり權頭微細

ならざる者なれば其細なる事を工夫し小鼓を作りて打初其深味を極む是よりして雛子方の内にては小鼓を表に立たり之を宮増彌左衛門傳へ其弟彌七郎共に傳授す宮増は元來武士也其父老衰に及ぶを以戰國の仕へを止て南都西の京に居住す兄宮増彌左衛門其業堪能にして其弟子多しといへども其中にも幸四郎次郎秀方にして其傳を繼たり弟彌七郎も兄に劣らず藝をば勸世小次郎が子の亦次郎繼たり其美濃權頭が小鼓傳流の系圖左の如し

小鼓傳流系圖

○美濃權頭



同	新九郎	
同	新十郎	後新十郎と改
同	權九郎	觀世流の大鼓の家を別に興し寶生と號す
同	彌三郎	
同	彦三郎	
同	新九郎	
幸	四郎次郎	
同	彦次郎	
同	孫次郎	
同	四郎次郎	忠能天正七安土論の時死 法名道性
同	五郎次郎	正能 法名月軒 宇治幸大夫と云

同	小左衛門	一宗 法名空月
同	久次郎	
同	清次郎	法名暉蓮
同	清左衛門	
同	清次郎	法名惠伯
同	小三次	實は松井喜左衛門末子
同	清次郎	幼名政次郎
同	久次郎	
同	五郎次郎	氏能 法名林月見格
同	小左衛門	宗能 法名單月實山 次男幼名清六兄其子幼を以家督
同	清五郎	正氏號幸清法名月至 實は月軒子叔父單月家督

同	小兵衛	陸奥守家來 嫡子五郎兵衛家督
同	清五郎	始五郎左衛門是二男として 幸清五郎と成別に家を立る
同	清五郎	初五郎左衛門
同	清六郎	佐能法月高、改小左衛門 實は單月一子にて家を繼
同	四郎五郎	貞能法名月高改清六 此内清九郎明喬看防
同	忠四郎	正依法名月閑改清六
同	五郎次郎	正方初宮五郎兄清六早世繼家

其子幼年なる故弟の小左衛門に家を渡す故家業を勉めて又後見の幼子を以家を立しむ是を幸清次郎といふ病身の由申立小左衛門が子清六に家を渡し隠居す清六後小左衛門と改號す是に子なし一族の内より養子して家を繼しむ是を四郎次郎といふ清六と改しが早世す其子五郎次郎幼年なれば弟子として一族たる幸清次郎に看防させ公儀を勤しむ渠津輕家より扶持を給はる五郎次郎成長に及ぶを以看防を遣れて後病死す其子の清九郎は有馬へ抱られ五郎次郎若輩なれば弟子の内にて清水伊左衛門藝の指南す此伊左衛門甲府の御役者齋藤庄介が跡にして幸流の弟子也渠學文を學び後入道して瀟水と號し世に和學の名を取其實子は没落す幸清次郎は庶子家にて弟子同前也二條の御城にて上洛の時御能式三番に新九郎中鼓にて脇鼓兩人の内一人清次郎相勤る是を新九郎方にて賤しむといへども譯有事也是に子なく松井喜左衛門が次男を養子として清次郎と名乘しむ男よく御大老堀田筑前守の最負にて被仰立御加増迄賜り世に鳴を以て斷りなく傳授の事共を我儘にす故に清五郎と清六不通成しが瘡毒にて早世す其子幼稚なれば松井か方に

て生育し弟子の内より三宅助左衛門後見の處に渠病死す又大森市十郎後見と成幸市郎右衛門と號し公儀を勤し處に本家の弟子と可成と蒙仰後見を退きたり此時先年の御加増は滅し彼幼子成長して清次郎と名乗公儀を勤て當時の上手也單月小左衛門か次男小兵衛には陸奥守殿に仕ふ其嫡子五郎兵衛續て其座を勤む藝は不堪渠死して其子彦三郎續きて其座を勤む○新九郎家も宮増より出たり觀世太夫先祖宗雪が大叔父に觀世小次郎といへる者有其時代迄は脇師と定たる者なく太夫の方一族門弟の中より其太夫の勤る能の脇師に出で相勤しむるを以觀世が能なれば働き事に限らず毎度其脇を勤む是今世よりみれば脇師と立たるにはあられ共上手成脇也其嫡子を彌次郎といひて脇を勤む父に劣らぬ上手なりしが男色の事にて他所より歸宅の刻家僕に殺されたり次男に丁實といふて成長せし者小鼓を嗜て宮増彌七が弟子と成其小鼓の家を立觀世又次郎と名乗拍子利の上手也其子孫新九郎也其頃桑垣元二とて名高き小鼓打あり是も宮増が弟子又次郎より先輩也常憲公の御代初の上も手也渠御旨に違ひ年を越えて鎌倉に蟄居す其後被召

歸實生座に被仰付實生新九郎と名乗たり其嫡子新十郎父に劣らぬ藝なりしが繼母の詞にて父に憎みを請次男權九郎を以家督とせんとす傳授等は教へず斯る事故極傳は權九郎に許さんと新十郎が留守を伺ふと覺へて新十郎他出と披露し閑所に隠れて居しを留守と心得傳授の事其權九郎に傳へしを不殘聞取たり其後父夜行に出し夜更に聞取たる事とも鼓にのせて稽古し弱法師一聲を打て試る折から父歸宅し外にイみ是を聞届翌日に及び糺明せしかば包ます忍び聞取たる由申故家督は權九郎繼て後新九郎と改號す三男を實生彌三郎といふ觀世流の大鼓の家を新に執立たり弟子にて指田市兵衛大鼓なれば其與力とせしむ彌三郎死後子彦三郎跡を繼て實生座たり扱新九郎後年願ひを立家の義は觀世流と申候間本名に復し度旨尤御免有て觀世新九郎と名乗たり此人中風にて其子權九郎當時新九郎也
一書に曰元二といふ鼓は名高し觀世又次郎より先輩也道成寺など有時は又次郎より桑垣打たる事多し桑垣は宮増弟子にて男色也鼓は勝れざれども物

を知たる事たぐひなし小次郎は信長公の時分殊の外上手也と云々

○大鼓は大藏流威徳風三郎右衛門流市郎兵衛流品々あり羅山文集に云大藏正重子正幸に及び大鼓の藝を以世に鳴る去によつて紫の調を正重に賜ふ誠には家の榮何を以是に過んやと云々

○高安三太郎大鼓の家は高安壽閑脇師となるを以權頭道善以來の大鼓の家を弟三右衛門に渡すを以相續す其子三太郎其子三右衛門といふ其嫡子三太郎家を繼し後御近習被召出横田小右衛門と改號す故に平三郎を以家を立る是に子なし兄の方より下知して弟子權三郎業宜き故家督す當三太郎也先祖道善か弟に大藏道寛といふ大鼓の上手有信玄被抱甲州に住す鍵を立て往來す

○葛野が大鼓の家は先祖を葛野信助と云侍也田中と云者の鼓を傳へり素人にて家を立る其子九郎兵衛は大藏宗全に便り修行し上手となり其頃躍の囃子に頭を取て雅九郎兵衛と世に呼渠紀州の御家へ御附被成其子九郎兵衛も上手にて江戸へ被召觀世座被仰付後入道して田光と號す其嫡子何某家業上手なれ

とも公邊を勤る事を嫌ひ藝を止て京都へ引込故に次男市郎兵衛家を繼渠に子なし大坂の部屋といふ者の子器用なれば養子として庄九郎と名乗勤しむる處に公邊を嫌ひ家を捨て上方へ引退く故土岐伊豫守殿に近習奉公したる磯貝庄介は弟子の内にて達者なれば重ねての養子として是に繼しむ是當時九郎兵衛也祖父田光には本阿彌家の者に由緒あるを以是を子に定め別に家を立次男家とす是葛野九郎兵衛と呼たり是も鼓よく男もよし常憲公の御小納戸に被召出六百石迄取上田中左平太と改號す其子家督し田中半右衛門と云小普請組に入り九郎兵衛御旗本へ被召出則藝者の家督は幼少より召仕藝を指南したる若輩者器用なれば名跡に立て葛野忠七と名乗觀世座に入し其間もなく是も御前へ被召出安田忠右衛門と號し勤仕す

○大鼓の大藏か家は金春及蓮か弟大藏源右衛門始也後入道と號す南都猿樂にて其子道智尤上手也其子平藏續て上手也早世す故に平藏が姉の子を以家を立源右衛門と號す是を大藏宗悦取立たり源右衛門子の源右衛門鼓よし然るに譯有て弟子を害し自害せしに付

其家斷絶す故に家傳の一卷は公儀より御下知にて金春三郎右衛門高安三太郎方へ渡し此兩家大藏は弟子筋也道智が弟道意其頃小鼓の上手也宮増が弟子となる事は父入道同意せず美濃權頭が直弟とす道意は道智と二十歳計の弟也上手なれば弟子多し京東洞院二本木に住す

一書に云大藏道智は本より猿樂の家にて南都に居道智は大鼓の上手にて道意は小鼓の上手也拍子かけ聲鳴音残る所なく古今の上手と皆人いへり道智弟にて年二十歳ばかり下なれば道意に鼓を習ひたる者今も多し

○大藏六藏が家は元伊勢の津の者也道智參宮の序六藏が大鼓を聞て能鼓に可成と伴ひ來り召仕の如くにして置業を教ふる器用に於て他人の傳授事を聞取打を以て行末平藏が爲にかいあらんと小鼓に仕へさせたり後宗全と號す其子長右衛門其子も長右衛門といひ後喜右衛門と改其子六藏長右衛門と改其子六藏也
○一噌が笛の家先祖を一噌といふて豊後の者にて初備中屋と云者也笛の上手にて京に上り吹を以て牛尾といへる吹手を音を入たり其頃笛庄兵衛木野など云

上手も在しが其跡はなく一噌流今に傳來す其子一噌八郎右衛門後宗古と云弟六右衛門を子とす常憲公御代被召出故に別に養子として之を又六といふ後病者となり己が實方の内より養子として家を譲る是當代の又八郎也先年一噌市郎右衛門といふによく似たり一族の由津輕家へ被召抱又宗古が弟子に大木吉兵衛といふあり笛甚よきを以一噌が名乗を興へて世間にも人知る所也是も御前へ被召出

○森田庄兵衛が家は素人にて森田長藏と云上手なり二條御城にて被召し時十六歳也若輩にて上手なりと渠を小笛と御呼に付小笛といふ稱となる其子庄兵衛若くして上手也渠咽に疵付たるを押して病氣と中立逼塞せしむ其子を以庄兵衛と名乗せたり是又笛上手世に鳴る父其逼塞して後入道して宗善と呼京都に住居せしむ常憲公被召出に依て罷下り御用を勤む燕尾をかぶり長袴にて着座す蓋し業熟して名人也其子庄兵衛か子當代庄兵衛也

○春日市右衛門が家は河内高屋の城主島山照高の臣鹽川口兵衛と云三四千石領したる者也島山家亡て浪人し其節常に嗜の笛を以て世に交りつひに業となり

其子市右衛門續ひて家業とし東照宮に御目懸られ汝

か笛面白く息の長き事春の日の長閑なる如くなれば春日と號せよとの上意により春日と號す初め長命清左衛門が弟子なり其子圓之助後市右衛門と改號し男よく笛よし其子圓之助當代市右衛門也

○長命清左衛門家は猿樂起りの時分より笛の家也子孫清左衛門か家本家也枝葉茂り謠狂言ともに分れたり簀笠之助と云ふ者初は長命平太夫といふて狂言師也渠伊賀の服部の末の者故服部と改號其子孫簀笠之助と號無役にて寶生座に居たり長命清左衛門南都に住して一噌が世に鳴り習ひ多を聞及び京へ來て毎日毎夜田舎者の姿にて一噌が家の門外にイみ笛の稽古を聞一噌是を怪しみ南都の長命なりと見届内へ招き入其上に渠が笛を所望し己も吹て聞せたり長命かくして一噌が習ひともを聞取上手と成を以春日市右衛門を取立しが子孫に及び笛衰へ金剛座に付て當時清左衛門家何となく却て春日が弟子と成彼一噌が方へ行し清左衛門が六番目の弟長命兵助是を金剛座へ入子孫あり渠は尾張の御扶持を得て第七の弟長命權之丞といふて狂言師也長命は元ト一流の家にて古へは

太夫をも勤たり

○貞光安兵衛笛は永祿の頃京西の岡に貞光久左衛門と云笛の上手あり三好の一族に従ひ京軍に討死す其跡絶たるを金剛方より寛文頃取立て其貞光所縁の者として貞光安兵衛と呼て彼の笛の家を興す渠小鼓は庄兵衛に稽古に付今は小笛の家の弟子也當時の安兵衛は其弟子にして金剛か座付也其子は小八郎

一書に曰能笛に四流あり所謂一噌流森田流(庄兵衛流といふ也)春日流湖流(尾州家にあり)中村一噌といふ妙術あり一噌流の始祖也森田氏もと大森氏なり毛利元就の臣兵衛伯耆守笛に妙を得たり醫師何某に傳ふ天正の頃大森庄兵衛七歳より醫師に習ひ妙を得世に鳴る森田の始祖也

一書に曰大鼓は左吉流惣右衛門流梅若高安寶生長命など流々あり觀世宗伯(與左衛門と云)是似我流の祖也子與五郎に及び大鼓の術世に鳴金春道壽(彌七と云)金春權頭門人也又右衛門とも名を得たり

圓満井氏信

金春權頭

氏元 宗印

元安	禪風	喜照	宗隨
喜勝	及進	八郎	
喜家	道隆	彌七	
重家	宗可又右衛門 大鼓宗伯に習ひて以我流となる	重次	
安照	禪曲	氏勝 精本	重勝 宗行 盛勝

○觀世左吉が大鼓の家は似我傳流也左吉が先祖觀世與左衛門上手にして弟子共に教ゆるには己が大鼓を我に似よ〜といふなり依之似我與左衛門と人呼其子孫左吉と號す

私に曰此家に片撥といふ事あり是は先祖名人にて四座不殘集めて片撥にも及ばずといふ事也と云

○金春惣右衛門大鼓の家は金春大夫が庶子にして家を立たり代々惣右衛門彦九郎と號して天和の頃彦九郎早世弟子の内より森孫兵衛家を繼て彦九郎に成しが間もなく御近習に被召出に付先惣右衛門が弟子

植村三郎左衛門家を預る金春の名字を繼是は死たる彦九郎が幼子萬之助か看防也三郎左衛門功者にして家傳を預り置し者なれば世に奔走す寶生座に被仰付て是より寶生と稱して子三郎次郎をも藝能を以御近習に被召出伴三郎次郎と名乗しむ渠は小田原町の肴屋の子也其後三郎左衛門には生類の御法度を背き魚釣たる御科にて牢舎し牢内にて病死す養子十三郎御改易也文昭公の御代に成十三郎被召歸再度寶生座に入て享保の晩年に相果たり三郎左衛門には幸流の小鼓植村道齋が子にして先藤左衛門父の跡を相繼小鼓也次男は植村十郎右衛門太鼓の業よく成渠が養子平八甲府の御附被仰付小川長十郎と號後河野信濃守といふ三男此三郎左衛門太鼓四男植村十郎左衛門謠の職分を立たり彦九郎が子萬之丞元服して金春彦九郎と名乗父が家を立たり然るに渠も御近習被召出川井與左衛門と改號す故に猿樂の家は三郎左衛門が弟子中西新次郎が弟新六郎を繼しめ金春惣右衛門と名乗しむ藝達者成しが早世して實兄新六郎を願ひ家を立たり是當時の金春惣右衛門也彼川井與左衛門享保の年中御願ひを立猿樂の列へ立

返り金春彦九郎の名に戻る被召出たる時の百五拾石は其儘被下置に付刀は指たり斯〜後彦九郎病死其御切米上り斷絶して惣右衛門彼家を持たり

○樋口久左衛門の家はもと江州小野澤の郷士樋口石見守といふ者武功有て太閤に仕へしが大鼓上手なれば御旨に叶ひ千石の所領を給り東照宮にも御懇に付御代に及び本領安堵仕後病死の刻慘甚七幼少なれば初知百貳十石別所村計りを給り度と願ひ其餘は御上へ御返し申上甚七毎々參勤仕候格にて子孫武士たる處當久左衛門は觀世座に入

一書に曰樋口といふ大鼓の上手攝津國より來りて京にて時めきたり道善よりは遙に後也石井良雪が甥に石井傳左衛門といふ者あり新在家南町に居けるが彼が亭にて囃子あり樋口打けると也樋口太閤の御前にあり囃子貳番過て來る笛は一噌也樋口一噌にいざ一番仕らんといへり一噌は其時老人なりしとぞ

○狂言師の發り詳ならず猿樂の根元たるとう〜たるりの舞祝言畢て其供して行たる者其跡より出目出度といふ事をいひ囃すに其儀を後世に色の黒き尉三

番更と取繼たる物にて可笑風俗を笑ふを歡びの至りとす是を古人は笑しと呼て萬歳の袋持に等し猿樂興りて能となり真初の古代の翁渡しを舞を以其をかしみ囃子はに舞を續けて式三番の法を立たり其をかしみを勤る者狂言師といふて能の内の答を仕り中入の時間の延引の所を結ぶ是ばかりにしては見だてなしと今の狂言を仕はじめ物好に付玄惠法印狂言の詞を百六十番作りつゝせたりと云々

一書に曰能と同じく始る高官高家は下人多く卑賤の事知し召さず依之俳優に事よせ下の有様をしらしめんが爲あらぬ事を作りて詞を狂はせ是を名づけたり

○大藏彌右衛門道林と號す狂言師の家と成元祖にして名人也是高安不休が舅也道林が嫡子彌右衛門次男八右衛門三代目彌右衛門常憲公御近習に被召出故其弟子傳之丞を以家を繼しめ長太夫と名乗せし處渠も被召出三代目の彌右衛門が子彌右衛門鷗聲にて上手也其子彌右衛門後年瘡毒にて引込其子彌太郎幼少に付一族なれば松井喜左衛門が次男を以家を相續せしめ大藏權之丞と云て相勤しが亂氣す時に彌太郎成長

し當時彌太郎と號す道林が次男八右衛門が子を八右衛門と號し上手也其時八十郎當時八十郎也三代目彌右衛門弟子喜太郎藝よきにより大藏を興ふ渠は被召出に付其子を座付に残し是を大藏喜太夫といふ當八右衛門子を八之丞といふ

吼喊の狂言の事堺鏡に云大藏某狂言において名を上げ家を起せり永祿年中泉州堺南の庄に少林寺といふあり塔頭耕雲庵の住僧を伯藏主といへり鎮守稻荷の神を信じ毎日法施を奉り或時社の邊にて三足の狐を得たり抱きて歸て養育す此狐頗る靈有て藏主に從ひよく仕へて賊を追ひ難を防ぎ未前の凶を告る此狐の子孫今に住すといへり大藏此事を狂言に作りこんくわいと稱し又釣狐ともいふかの狐これを感じ老翁と化して大藏氏の狂言をつくゝ見て其能を稱美し猶野狐の所作働き委く口傳せしめ忽然として去る是より大藏ますゝ妙を得て此狂言を以て家の大事す道に達したるにより奇特あり

○驚の家は本名長命にて長命權之丞狂言の上手也太閤の御意に入九州名古屋御旅館の時水邊へ御出御遊

興の時權之丞川へ飛入驚の鯨を踏まねをして御覽に入れ是より驚々と召され驚と改させ給へり其子仁右衛門其子肥り仁右衛門其子當時仁右衛門也先の二代目の仁右衛門が弟實は甥の傳右衛門外に家を立て實子傳之丞幼少に付養子を以家を繼しめ山三郎といふて勤めさせしが早世す時に傳之丞成長し傳右衛門と名を改家を繼拍子利なり渠死して子なく妻女が甥を以家を繼しめたり是當時傳右衛門なり

○脇本佐左衛門狂言の家は一流めづらしき狂言渠か家に多し常憲公御近習に被召出渡部と稱す本名渡邊也古へは田中と云一流の家も有しが今は絶たりといふ尾州に山口和泉といふ狂言師の家も別家也

○日吉太夫の家は江州坂本日吉の神事を勤る氏神の末なり觀世實生が下の地謠に日吉多し其本家は日吉權太夫といふて津輕の家に仕ふ其子も彼家に勤むはしめの權太夫は實生古將監に多く傳授を教へたり當時は却て實生の弟子と成信玄太閤御當家のはじめ迄藝に名高く上手成と呼ばれしが末斷絶日吉も其の如在山崎に居たる吳松太夫といふものゝ末もなし渠は太閤の御旨に叶ひたる者なり

○梅若太夫は其家一流にて先祖信玄の太夫也太閤の御代御先代以來の知行故丹波に住し權現様御代になり四座の家立猿樂も相極候由承り及び江戸へ罷出被召出度よし願ふ處四座と太夫も定りたる上なれば百石被下觀世座のツレ被仰付一族同名餘多にして本家は梅若九郎右衛門也

○堀池といふ家あり觀世宗雪三郎父にて相國寺の大能勤る時脇は觀世小次郎にて一日の能に張良を二度芝居より所望しければ堀池宗實は小次郎が一弟子なるを以て宗實に是をさせたり是其頃はワキ師と極りたる人なくよき能をば外の太夫が勤る故也此宗實はシテ太夫にて上手也其子孫太夫職にて松平土佐守殿太夫となる

○鶴屋七郎右衛門といふ太夫あり右七太夫が門弟にて上手也其子山田市之丞甲府御家の太夫にして文昭公御供申御家人となる父已來の傳授不殘といへども住吉詣の亂拍子はなしと云に此市之丞が子市十郎は不行跡にて出奔す(鶴屋京にて扇屋也)
○石井了雲といふ大鼓太閤御家の上手功者其甥に家督せしむ是を石井傳左衛門と號紀州家に召抱らる

○威徳と云大鼓の家あり元祖源四郎鼓に遠して其音高し藝能を勤め其頭を打し時南大門の軒瓦碎け地に落たりと世にいひ傳ふ實生座に子孫勤む

○楠田吉田といふ古き小鼓の家ありいつの頃よりか是等をはじめ幸流の弟子となる

○松井喜左衛門はもと大藏流の狂言師也幼年の時殿有公の御弱冠の御遊びの御相手に被召出たり後年御用に付役者の觸頭の命尾某相果たる故觀世方より山田藤右衛門金春方より松井喜左衛門を差出し兩人觸頭と定む其嫡家督して喜左衛門次男幸清次郎なり其喜左衛門嫡子喜七郎と云早世す大藏權之丞三男當時喜左衛門也

○山田藤右衛門始幸流の小鼓打是も年若より御部屋役者と成松井と同時に觸頭と成其子今の藤右衛門其子を吉右衛門といふ

○尾州の御太夫紀州御家の太夫澁谷が家は七太夫が弟子中頃觀世流と成たり又七太夫へ立歸る

○水戸御家太夫鳥屋吉兵衛は七太夫弟子也代々其名を名乗功者なり

○甲府御家の太夫山田市之丞は七太夫が弟子にて鳥

屋が子なり御本丸へ御供申て後御旗本に被召出生島
文右衛門と改號し相勤其子市十郎にはいまだ甲府の
御家に在る時出奔す

○高井平右衛門は御部屋役者也其父八木某といふ秀
頼公に仕へ大坂合戦に討死す其子にて成長して其頃
の御老中酒井雅樂頭殿并松平美濃守殿へ出入懇意に
預り何卒被召出度とねがへども父の事障りと成る然
らば御同明に成ともと有しかども剃髮するを迷惑に
思ひ黙止ぬはじめより小鼓を打を幸に御部屋役者の
列に入べし尤役者の名なれども猿樂にあらざる事を
濃州申させ給ふは仕舞等をも稽古させて御抱となる
嚴有院様御幼年の時より常憲院様御代に及びて町人
猿樂の刀指事御法度被仰出候に付其迷惑仕其以前の
儀を申立御免を相願ふ其趣御聞届の上にて役者共
段々御側へ被召候節御小姓と成たり其後御前を仕そ
んじ松平右京太夫殿の居城高崎に蟄居す御他界の後
文昭公より御召返し御知行被下小普請にて罷在享保
十八の冬隱居願相叶ひ家督つゝがなし

○觀世三左衛門は似我が弟子の家にて觀世が坐つき
なり内縁を以觀世久米之助を代りの子となしたる織

部が實方の家なり織部が實弟父が業を繼三左衛門と
名乗渠が嫡子は業を止めて素人となる瀬田九郎次郎
と號す其元祖は太閤秀吉公の御小姓にて大身となり
瀬田掃部とて關ヶ原の時没收せらる子孫は藝者とな
り利休か七弟子の内にて茶の湯功者たり故に九郎次
郎之を自慢す尤鞠の上手にて享保年中鞠目付となり
父の家督は次男繼て觀世藤十郎と號す太夫方の近族
なればツレを勤む當觀世太夫三十郎高安彦太郎は妹
聲なり

猿樂傳記卷の下終

江戸眞砂六十帖

私に曰元祿二己巳年出生して六十餘年の星霜を考見
るに世々珍事多し未生以前に聞傳へしは二十年來も
知るべし是は言に足らず予が一生の事左に思ひ出し
て書置ぬ徒然の節は慰ならんかまかし古人の嘸しに
聞及びし事一つ二つ記しぬ是は其身の分限を知らさ
す者ゆる申置ぬ

江戸眞砂六十帖

總目錄

卷の一

- 一 石川六兵衛女房奢の事
- 一 元祿金吹替の事
- 一 並萩原江州威を振ふ事
- 一 萩原江州家敷被召上るゝ事
- 一 並用人永井齋宮出所の事
- 一 觀世新九郎殺生の事
- 一 谷中感應寺流罪の事

卷の二

- 一 奈良屋茂左衛門由來の事
- 一 村田半兵衛率頭の事
- 一 並英一蝶の事

卷の三

- 一 永代橋掛る事
- 一 深川炮録島入定の事
- 一 深川法善寺偽龍燈の事
- 一 秋田淡州家滅亡の事

卷の五

- 一 中嶋屋七郎兵衛工面者の事
- 一 江市屋宗助仕合向事
- 一 赤井七郎兵衛奉行職の事
- 一 千賀養眠金の殖る事
- 一 丹羽遠州非道仕置の事
- 一 高嶋吉兵衛商を替る事
- 一 五十嵐兵庫が賣出す事
- 一 丹波屋五郎兵衛立身の事

- 一 本郷谷口與右衛門横死の事
- 一 本所三文字屋名を失ふ事
- 一 鍛冶の才治好色に身を折事
- 一 宇田川善右衛門鰥の口を逆し事
- 一 紀伊國屋文左衛門が事
- 一 文盲成本道の藥調合の事
- 一 灸を居へぬ身の悲しひ仕あわせの事
- 一 小智の者も命を落す事
- 一 胡麻鹽八左衛門が一生の事
- 一 一人に情すれば報來といふ事
- 一 娘を盗まれての上大損の事

卷の四

- 一 武門に欠し知行盜人の事
- 一 系圖正敷生りとも一心の事
- 一 雷に恐るゝも身の餘慶の事
- 一 紙屋五郎兵衛が成立の事
- 一 役者こわ色元祖の事
- 一 堺町葺屋町役者評判
- 一 非人髪を切らるゝ事
- 一 比丘尼の盛衰の事

江戸眞砂六十帖卷の一

石川六兵衛女房奢之事

小舟町三丁目下角屋敷向ふ荒和布橋といへる橋を俗にてりふり町といふ雪駄屋足駄屋軒を交てありし故にや角屋敷の地も石川六兵衛といふ町屋敷場所よく繁昌の土地又六ヶ所持大有徳者なり渠が女房はなはだ奢り者にて平生の立入目立ぬ常憲院様御代始にはじめて上野へ御佛參の御成拜見に下谷廣小路本阿彌向ふ仕立屋の内を借り赤毛氈を敷その身衣裳を傍り腰元三人下女二人奇麗に出立ぬはや人留の頃に成て己が膝元に香爐をたき名木焼しに御駕籠の前駆の大小名此名木下谷大名小路へ入ると匂ふ歴々不審に思しめし程なく廣小路本阿彌邊になり六兵衛女房が前に香爐あり甚美麗なり御駕籠より御目に留り何者成ぞ尋可申よし上意なり則だん／＼仰送られ御徒小頭吟味に付石川六兵衛女房のよし翌日言上す即刻町奉行へ御吟味にて六兵衛夫婦牢舎被仰付町人の身として敷物いたし香爐持參また本所に屋敷一ヶ所廣地

にて座敷庭構夥しく六兵衛召仕つね／＼本所下屋敷といふ是を誠に憎み強く町人として下屋敷と申事甚越度になりて家屋しき家財闕所になりて六兵衛夫婦江戸十里四方追放に仰付らる然れどと相州かまくらに六七百石田地有てかまくらへ引籠りて暮しぬ今に建長寺の西町屋敷に子孫有之

元祿金銀吹替之事

井萩原江州威を振ふ事

常憲院様備學明らかにまし／＼て御威勢凡四代の將軍の第一なり神田にはじめて元祿二年に聖堂を御建立被遊林大學仰付られ講釋し御成も數度なりことさみち／＼たり是によつて御藏入の金銀減少して見えけるに諸御役人中會合の上御勘定萩原近江守とて其頃の捌人なり此人金銀を四分一加へ候て金高多く罷成候銀へは銅を二分くはへ金座銀座へ仰付られ然るべきよし言上す御役人中尤思召御同相濟金銀座へ仰付られ慶長金銀吹かへ本郷大根畑に二町四方に金座を建る是を元祿金といふ始て金の位惡敷なり元祿八戌年なり銀座は京橋にて吹く此節銀座見世吹とて毎

日近江守殿へ金百兩家老の兩座五ヶ年の内吹くなり銀座の遣ひ金何程といふを知らず定めて相應と見えたり依之萩原家中の奢り眉目を驚かす扱又文照院様御代になりて松平美濃守殿次に此近江守殿大不首尾にて切腹といふ沙汰専らなり傳奏公事等近江守殿捌きなり

萩原江州不首尾の事

井家中永井齋宮出所の事

扱萩原近江守殿不首尾にて小川町の屋敷急に召上られ元來小日向の臺雜司ヶ谷邊に引家中も大かた暇を出すおのれ／＼が在所に引込ぬ側用人岡右衛門といふ侍有り近江守殿小性好にて美麗なる小性を撰ひぬ爰に兩國橋向ふに龜田屋といふうんどん屋有しに次男辨之助といふて十四五歳なり彼氣に入召抱申され段々立身して用人と成り飛ぶ鳥も落ぬ兄の權三郎はうんどん屋を止めさせて相應の請負を致させしに天性博奕好にて悪者と附合牢舎たび／＼し兄弟の隔離りぬ後權三が子は澤村喜十郎といふ歌舞伎役者と成りける弟岡右衛門は浪人して永井齋宮といふて飯田町に町宅して池のそばに座敷を建て妾五六人召抱へ

暮しぬ凡三拾萬兩あるよし町屋敷急に能場所にて十四五ヶ所求め榮花に暮し氣の儘に成り吉原へも太鼓の名代淨瑠璃太夫彼是十四五人程召つれて行通ひ屋形舟遊び堺町總じて野掛花見の折節其日切の幕串は青竹を用ひ奇物唐物を買求め毎夜手前の臺所下男の部屋まで蠟燭を點じ油は一切なし奢に長じぬ公邊の御咎を恐れて水戸様へ取入り段々首尾よく成就し御用金壹萬兩上納して水戸殿内永井齋宮といふ宿札を先つ落付ぬ齋宮甥に金玄蕃方へ金千兩の持參にて聲に入今の玄蕃是なり貯の金子は段々水戸殿へ差上奢りは増して五十六歳にて病死す其あとは如何成しや知らず

觀世新九郎殺生の事

元祿七年の頃觀世新九郎小鼓の名人御免の紫調なり新九郎釣好にて品川へ忍びて釣に出しが其頃生類御憐にて殺生かたく御停止なりいまだ御觸出し間もなく羽根太の沖合に出て釣し暮て歸る折節磯洲の川口にて入船多く舟込成しに御船奉行の小船に乗り當りて六ヶ敷成て釣舟の船頭難儀におよび舟へ乗移りて船頭を捕へて強く詮議あるに釣道具を見出し夫よ

りいひつものりて下にては濟し難く公邊に及びて新九郎并船頭半舎して拜借地并家財關所になり伊豆の大島へ遠流仰付らるゝ船頭も同罪なり然しながら新九郎は死刑に當るといへども名人の家によつて御免遊さるゝよしにて五年すぎて召歸さるゝとなり

谷中感應寺流罪の事

谷中感應寺住僧遠流仰付らるゝ此譯は何方より出る者にや美麗なる比丘尼年の頃二十四五歳計りなり折屋敷方奥向又は御城長局日蓮宗歸依して紫の袈裟をかけ後にはあじろの乗物に乗り供人大勢召連あるきぬ公邊の御咎め遊され御詮議の上比丘尼半舎して段々白狀して日蓮宗の寺々召出され御吟味有之まづ感應寺のひかん谷の住僧深川法專寺此法專寺は右の沙汰を聞て欠落す専ら諸國人相書をもつて御尋遊さるゝの所入水にても致し候や一向見え寺地は淨心寺横町河岸に今に明き地あり扱比丘尼白狀しけるは元深川法專寺檀那にて親はさる御屋敷の浪人なり不如意にして暮し兼る所に檀那寺折々見繼吳られし或時私十八歳の折親に向ひ御屋敷奉公に出候に身の廻り此方にて取計らひ遣すべきよし忝く存候て寺へ親

共とつれ立参りの衣類等まで早速仕立爲持遣し候御屋敷より下見参り候まゝ支度いたして参り候様申に付さつそく参り侍衆二三人出合酒盛いたして一日罷在暮合に罷歸り候其後侍衆も相見え不申住寺計り居被申いろくたむれ申され候へども親共困窮を救ひ吳られし大恩御座候間本意には無御座候得とも住寺の申やうに罷成候だんゝ目立候まゝ兎角髪をおろして出入候得ば目立不申よしにて是非なく比丘尼に罷成候夫より經文をよみ習ひ御屋敷方へ出入仕り候谷中感應寺は殊外法專寺心安く私がわけも存知の事ゆへ感應寺へも行て屋敷方また御城女中方に御心やすく仕候依てだんゝと御出入の屋敷も出來申候親ともゝ歡樂に朝夕暮し申候紫の袈裟は感應寺よりゆるされ候何方にても此方弟子と申候得ば宜と被申候乗もの儀はひもんやの寺より申請候との白狀にて比丘尼親并ひもんやの住寺また弟子とも俗には役者宮崎傳吉山下小左衛門女形葉山主水町人は五六人は比丘尼と出合感應寺にて心易くせしゆへ町人役者は程なく出牢す右比丘尼と親ははりつけに行れ感應寺ひもんや住寺は三宅嶋へ流罪感應寺は弟子願

ひにて嶋へ供す夫より天台宗と成る

江戸眞砂六十帖卷の二

奈良屋茂左衛門が由來の事

靈岸島に奈良屋茂左衛門といふて材木御用聞にて大さ成分限者なり元來茂左衛門親は同所材木の車力にて裏屋借にて男子を茂松とて十二三歳のとき親にも似もせず生立清く堅く手跡も相應に書ぬ宇野といふ材木問屋へ出入して手代に馴染て終に宇野に勤めけるに才智にして廿八歳の時に引込ぬ少しの丸太竹などを置て商事いたせしに折節日光山御宮修復有之御手傳も仰付られ江戸中賑ひぬ御普請材木檜無節物御入用なり時に茅場町に柏木傳右衛門とて木曾檜木問屋一人あり彼が檜ならでは此度御用木あらじと所々より入札望の者柏木にたよりて札を入る柏木一軒ゆへ高直の下々直段是を茂左衛門考へて柏木に相談せず世上通用の直段を以て入札しぬ外には柏木高直段に諸事勝り利分等勝候入札にて茂左衛門入札は半減にてさつそく御材木仰付られ翌日奈良屋茂左衛門裏付上下着し柏木方へ参りて此度日光御用木其元所持

より外當地に御座なく候直段の義は兎角相對にてよろしく被成下さるべしとたのみけり柏木手代とも凡慮の外成ゆゑ挨拶不興にして檜木差當り御用向程は入舟御座なく候と駈と請合不申茂左衛門再び言葉盡して申せども手代一向合點せず茂左衛門兼て斯あるべしとおもひ何氣なく歸りて翌日願書をもつて町御奉行へ出其願書の趣は左の通り

此度私日光修復の御材木の御用入札に罷成候處に御注文檜木茅場町柏木太左衛門一人所持致し候處入札望之者共柏木太左衛門に聞合せ入札仕候柏木太左衛門所持より外江戸中に御材木無御座候依之彼一人賣致し甚高直に御座候私儀是迄江戸中通用の直段を以入札仕外之入札と違ひ格別下直にて落札に罷成一昨日御用被仰付候則柏木太左衛門方へ参り右之段を申直段前之相場に相渡し候様に申掛候處に會て材木所持無御座候由申候此度御用木程深川木場有之儀は私數年商買ゆゑ存罷在候處太左衛門難澁を申御材木出し不申候は、御普請の御手支に罷成候乍恐柏木太左衛門召出され則有合之材木私に相渡し候様被

仰付被下置候は、難有可奉存候

と認て願出ぬ町御奉行もさつそく柏木を召出され御吟味仰付らるゝ處に御材木御用向ほど御座なく候よし御返答申上候依之殘らず茂左衛門へ相渡し候様被仰付茂左衛門深川へ至りて柏木手代相對して材木漸二三本相渡しぬ茂左衛門立腹して申せども相渡し不申ほんの口ふさぎ計りの事也茂左衛門翌日またまた町御奉行所へ罷出御材木わづか相渡し申候太左衛門手代支配人被召出私對決被仰付被下置候は、難有奉存候と願ひける是によつて太左衛門支配人召出され對決しけるに材木入船無御座候と屹度申切茂左衛門申上るは然る上は御組中御添下さるべく候私案内仕御材木悉く差出べきよし言上す則同心衆相添即刻に深川へ走り行兼て案内能知ける材木の事なれば急に何方へ引退く事もあたはず其場所へ吟味致し極印を打所々へ預け置殘らず茂左衛門書上見るに此度の御用木より餘計にたづね出しぬ町御奉行へ右之段申上しに以外御叱りつよし太左衛門并手代三人牢舍仰付られ則御材木書付の通り茂左衛門うけ取御用木に可仕よし仰付らる茂左衛門悦び首尾よく御用相

仕廻ぬ殘木凡金高貳萬兩といふ扱太左衛門は不屈者になりて豆州新島へ遠流手代共も三宅島神島へ流罪に成る家財不殘闕所と成る島より七年過て宥免ありて歸りしが奈良屋茂左衛門段々立身して家富榮えしを口をしくや思ひけん食事を絶て日數十八九日過て死す流石に木會問屋の壹番にて長者ともいふべき家滅亡していまだ冬木の北隣にわづかに住居て見えぬ茂左衛門は日光納木の金子請取たれに相渡すべき者もなく自然とおのれがものとなり段々仕合よく奈良屋といふて肩を並ぶべき者なし年五十六歳にて御用向を仕廻ふて落髮し安休といふ六十歳の頃病氣付いろく療治を加へしにかくといふ病症にて食事すればのんどに通らず悶へ苦しみ相果ぬ是柏木が死前の病氣にひとし皆を報ひと申あへり則深川靈岸寺に葬りぬ茂左衛門男子二人ありて家屋敷と有金四拾萬兩讓るのよし風聞す兄を茂左衛門といふ弟を安左衛門といふ兄茂左衛門氣質大きに活成ゆる名代の率頭敷多召つれて吉原へ入り込又は堺町萱屋町へ晝夜に限らず遊びに長じて吉原は中萬字屋玉菊に通ひて大酒を吞玉菊も大酒にて病氣付て次第に重りて茂左衛門

情力を盡し療治申付候が終に病死しぬ是を以て元祖の河東淨瑠璃にして名題をうかむ瀬といふて今において耳にふれるそれより新町加賀屋浦里に馴染て請出して名をおゑんと呼ぶ部屋住なり上方へ率頭杯大勢召連て登り七月計り逗留して京大阪の遊里にのぞみしが上方にて悪敷いひて噂よろしからず穢多乞食の頭と評判したるよし其節の役者のはなし也道中より病氣付三十一歳にて病死す兄と違ひ弟安左衛門は始末第一として古掛物書畫珍らしき器物に諸事金に任せて求めぬ古道具屋繪師など出入しぬ其後公庭の御好の書物御尋有しに書物屋道具屋に無之時に奈良屋安左衛門獻上す則價を望むべきよし仰付らるゝ處にあるひは望不申御用聞格に願ひ申ける是に願ひの通り御免ありける夫より兄茂左衛門病死以後兄の跡式も取入ぬ格別に氣移りて堺町へ遊び掛竹之丞座の金元になり役者付合して面白く思ひ清水屋が二階にて名月の催し子供大勢呼集めてのさわざ此頃三味線江戸一番は小四郎なり山彦は二番位の絃人小四郎を呼びに遣はしけるに去る屋敷へ参りしよし支度して出掛る時に使來り小四郎申わけながらと使とつれ立

て清水屋へ至りて奈良安に逢ひて右の段申述候安左衛門聞て何條屋敷に行べきや斷り申て爰に留れ屋敷の禮物ほど遣し申べし今より一時一步に禮金を渡すべしと満座の遊人これは一興ならむと達て小四郎を留ぬ小四郎も是非なく病氣といひなして屋敷へ斷を申遣し彈立さはく待宵七ツ時頃より十五日晝夜前後に金小粒三拾給りぬ此三日の遊び彼是五百兩餘と聞えける吉原へ遊び手前にて人形多く捲へ操りを仕込み又日待といふ時は江戸中の藝者縁を求めて集りぬ奈良屋の日待に行ぬ藝者は世上のつき合の恥と思ふて禮金にかゝはらず行彼等大勢の夜具もそれたゞに取出して夥しきを晴と思ふ市川海老藏が大病の折は平井の聖天にて一日一夜金壹枚宛の祈禱を七日七夜してくれぬ是以三ヶの津稀者成を惜みて如此仕たるよし夫より滿れば欠る習ひ金ひつぱくに成り萬事に掛り損金して手代は身構ひし錢元に懸り損をし爰もかしこも悪しく箱崎町三丁目四方屋敷も壹萬五千兩の沽券成を駿河町越後屋へ書入にして利金滞りて公邊へ訴出る是を悲しみ平井の聖天へ斷食して七日の參籠無間の鐘は知らずいかな神にも俄に大金を降

らし給ふべきや終に越後屋の物となり是を悲しみ一ヶ月計り引籠りて悲傷せしは愚成事なり屏風一雙千百兩に仙臺の大文字屋買取繪は古法眼の唐子遊びの屏風なり是は陸奥守様の御道具と成るべし掛物繪賛家具乗物脇差祐乘目貫小柄の類まで自身風呂敷又は懷中して直買にす如何ほど金を取ても雪で造りし猿の如く皆消失ぬ只一生長者とおもひ蒔もしたる其體口惜しき事なり

村田半兵衛率頭之事

本石町三丁目村田半兵衛繪師和應佛師式部とて其頃のひり率頭なり其節六角越前守とて新知一萬石を給はり屋敷は小川町にあり此越前守殿は桂昌院様御甥のよし京都より下り俄大名なり金銀は澤山なり吉原へ右三人召つれて通ひ給ふ大かた淺草傳法院へ入り裏道より田中へぬけ通ひける或時田中に町人切殺しありて縮緬の單羽織片袖引ちぎりにや落て片原に有り紋所鶴の丸なり大方は六角殿と知る人申合ぬ依て傳法院御吟味の上遠慮して引籠り六角殿も申わけ立がたぐ知行召上られ外の大名へ遠く御預けになされ候其頃百人女薦といふ書物一冊本屋摺出しぬ是は

大名方の御本妻器量のよしあしまた食物の好不好其所くを明白に仕たり上より御咎め有て本屋牢舎になりて何者の作り出したるとの御詮議村田半兵衛繪師の和應(活東子云和應板本洞房語園に和央とあり)佛師の式部なりと右三人召捕られ牢舎して伊豆の大島へ流罪す十七八年目に歸參して和應は英一蝶と名を替へてしばらく暮しぬ半兵衛も式部も程なく病死す

江戸眞砂六十帖卷の三

永代橋掛る事

永代橋掛る元は今の橋の下にて渡しぬ常憲院様被仰付出來す橋請負人其頃定小屋小買物方請合松屋市太郎紀伊國屋吉兵衛なり其節上野中堂御建立中ゆへ右兩人請取金高は知不申橋出來して兩人の利分壹萬貳千兩宛取候よし我も其悦びの振舞に九つの時行ぬ兩人も今以跡かたもなし

- 請負人 金吹町 紀伊國屋吉兵衛
- 同 龜井町 松屋市太郎

深川炮礮島入定の事

深川炮礮島入定の沙汰今に其跡ありて眞言坊主にて江戸中建立の事として炮礮島に庵を結びて此度入定いたし候とて所々木戸へ日限を書付出して回向の規式夥しく參詣珍らしき事に思ひて群集して賑ひぬ日限の前方より入定の穴にぬけ道慥に有ると江戸中風聞して憎とや思ひけん誰觸るともなく町中より若者ども參合て日中に回向して穴へもつかうにてそろり

そろりと鉦に應じて落しぬ最早下へ落し切回向になりて上より蓋をするを取除て江戸中の若者はや抜けぬ先に埋る殺せよと土や石を忽ち投込土を塚の如くに盛りあげ其上へ大勢登りて踏けるとかや此見物大勢にて怪我人多く懐中の物を失ひ又ははき物などもなくなりて命からしく皆歸りしとなり

紀伊國屋文左衛門が事

北八町堀三丁目紀伊國屋文左衛門といふは御材木御用達金子澤山にて威を振ひしなり第一悪所にて金遣ひの名人上方にも今西鶴が賛た古本あり江戸揚屋和泉屋にて小粒の豆まきをしたり是は慥に今吉原の年寄の覚えたり錢座に掛りて紀伊國屋錢とて未だに有り此錢より始めて銅計りにてちいさくなりて悪しく成り始なりまかし江の嶋に石垣建立して名は残しぬ後には段々悪く成て法體して深川八幡宮一の宮居前に住み七八年以前まで長命なり

深川法善寺偽龍燈の事

深川法善寺うしろは其頃漫々たる海なり今は木場と成て家も見ゆる馬喰町よりひけたす談義をして堂建立す夏の頃は夜談義をして大勢參詣す或時龍燈が上

るといひ出しける江戸中の男女すゝみて參詣す夥しき散錢納りぬそれをよくくまれば茶舟に乗り長き竹の先へ行燈を結付て遠く沖へ漕出して折々上へ竹を上るよし聞て殊勝もさめたり

秋田淡州家滅亡の事

八町堀裏通り同心町に秋田淡路守とて五千石を領して御役は知らず若殿十二三歳にて或時雀一羽庭へ飛び行て扉の上に留る若殿吹矢をもつて雀を射るにはたと當り隣へ落死ぬ其頃生類御憐みの砌なれば其分に捨置がたく則ち言上す段々の御吟味の上吹矢の紙反古なり改めて見るに秋田の名たしかに残る證據となりて秋田殿御知行召上られ親子ともに八丈が島へ遠流す

本郷谷口與右衛門横死の事

本郷三丁目谷口與右衛門とて有徳成町人なり吉原へ行歸るさに加賀屋敷脇にて犬に引包まれて難儀して酒に酔て居たりければ思はずも脇差抜て追廻るにより懐中物落しける然れども犬一疋疵付しゆゑ外の犬は逃走る與右衛門内へ歸りぬ翌朝犬の頭に切疵有之を町の者は見付て其分に差置がたく町御奉行所へ

鍛冶の才治好色に身を折事

小普請鍛冶の才治數代の御用聞なり悪所通ひを好き不漸吉原に住す三浦の高尾に馴染て金籠といふ小袖を着せる縮緬の模様物の上に蒔き金をのべて管の如くにして中の町道中ざらりと鳴よし手代私欲にふけりて金證文に御役人中の印形を相添て十の字の上に點を打て干にして四の字の上へ横に一を引て百にして金を請取しより顯はれて才治并手代二人以上三人獄門に掛る

宇田川善右衛門鰐の口を逆し事

鐵炮町に宇田川善右衛門といふ絹問屋ありしが去る年宇田川と文字有し澁紙に小犬を殺し包み大傳馬町横町にあり所の者驚き早速御番所へ訴る則檢使あり扱六ヶ敷一町の騒亂斜ならず先宇田川善右衛門を召出され御詮議の上手代も七八人牢舎してあやしき者は拷問に掛る宇田川の家に見なき事なれば上下安き心なし番頭乾度心付少し心掛り成義上州絹商人の其悴参りて去年逗留中に吉原へ金をつかひ其上博奕に負て絹仕切金國元へ持參不仕ゆへ親勘當し追出しかけるが江戸表へ罷出相見え候金を度々無心に参り候

訴出ける則檢使下り段々詮議の所に一切知れず依て庭先の番人牢舎す下の番人の申上るには廻りに出候節夜明前鼻紙一折落て御座候を拾ひ置候是を取寄御覽下さるべしと申上る則取寄て御吟味有に手紙二三通あり皆與右衛門が名前なり早速與右衛門召捕られ牢舎糺明に逢て一度にて白狀に及び千住小塚原にて礫に被行ける年三十三歳なり壹人にて母歎きて品川千住にみかげ石の石塔に七字を彫て長一丈もあらん今に谷口の名掛建り

本所三文字屋名を失ふ事

本所三文字屋は御入國以來の分限者磯田三文字屋といふて隠れなし三文字屋が家は日本橋本町大傳馬町中橋筋京橋舟町小網町七十三ヶ所いづれも大屋敷なり目印に壁は何方も鼠なり此三文字屋本郷加賀守様へ常憲院様御成遊さるべきよし御殿建則三文字屋諸式請負ける加賀屋敷より金子拂ひ一切無之ゆへ百三十拾五萬兩損し家屋敷残らず賣拂ひ今は本所の末に名跡有り

右御殿御成なくして地震火事に残らず焼失す江戸中此時たふるゝ者多し

に上州の親方より一切金銀を貸し申間敷候よし申に付貸し遣はし不申候夫ゆへ殊の外立腹して歸り申候只今は田所町庄助屋敷の裏店に居申候是を御詮議被下置候様に願ふに依て則召捕給ひにぶき者故先づ牢へ入て拷問に掛る迄は白状す是によつて宇田川難を逃れけるさりながら金貳千兩ほど遣ひし由彼わるものは磔に掛らるとなり

文盲成本道薬調合の事

元文年中の事なりしが小傳馬町二丁目新道に中村徳玄といふ針醫あり元來屏風屋五郎三が弟なり名は八兵衛といふ眼悪敷細工成兼しにより暇を取りて神田小柳町鍼醫に飯焚奉公三四年相勤て後四方髪に成て小傳馬町に建具屋八右衛門とて兄有是に掛りて所々鍼を打病家あれば二三度づゝ見廻て療治せしゆへ第一鍼よりは數度見舞を調法に思ひ殊の外はやりぬのち本石町三丁目に中壽庵といふて居住す功者成る醫師を師に頼みて配劑を覚えて病人に藥を與ふ無筆ゆへ我手引書物を好き手跡もよきゆへ給金多く與へて藥の上書をさせ第一不換金正氣散の方組鶴香正氣散此ニ夕色を調合して投て見て合目上になる方を遣

はしける常に藥師を信心して十二日には毎月夜食して近所の子供内儀達を呼で百萬遍を操ける扱ておろかなる醫師此藥を服用の人々危相なる事なり定めて禮金も相應なるべきに吟味なく氣遣ひなる事ぞかしせひひきくして仇名を三尺坊といふて勝手よく暮しぬ或時佐久間町より病人御座候まゝそうく御出下されかしと申故心得候とて夜八ツ時分供一人を召つれて行ぬ去る極月の二十日柳原の土手に盗人三四人出合呼に見えしも同じ盗人にて徳玄と供の者二人ながら丸裸にして漸く命からん戻りけるとなり小傳馬町の古き人に聞給へ

灸を居へぬ身の悲しひ仕合の事

小傳馬町一丁目に疊屋半兵衛といふ者あり年二十五六歳なりしが美男なり然るに猫仁兵衛といふ者の妻と密通して右仁兵衛を意趣に思ひて頭を二打三打切けれど淺手なり半兵衛捕はれて牢舎す仁兵衛は疵平愈して後道心を起す半兵衛は半年程命延しが其頃御差料の御小サ刀御ためし人切に仰付られ囚人の内惣身に灸腫物の跡これなきを御吟味有る所に彼半兵衛惣身無疵灸の跡一ツもなく半兵衛に相究め久世大

和守殿御老中にて中屋敷箱崎に有今永久橋の向ひなり俄に小屋をかけ其日諸役人御立合にて半兵衛牢より召れ屋敷にて行水いたさせ新敷布子を下され御料理も出て後人切長太夫ためしけるよし久世殿へ出入衆其頃委しく聞及ぶ元有かた迷惑成し

小智の者も命を落す事

寛保年中小傳馬町宮邊の地に代々住し百年の暮しなり其隣に建具屋喜右衛門とて駿河町越後屋へ出入なり喜右衛門小氣にて屋敷方へは一切出入なく武士つき合嫌ひしが勝手よく金三四百兩も持しが人の貳参千兩も持しより慥成事ぞかし常々小道にして暮しぬ惣領喜三郎とて小供より人の付合なし内にのみ居て生長し細工精出して芝居の繪看板さへ見す吉原の道知らず其弟は芝居小供の付合比丘尼よし原その間には揚弓に身を盡して金銭つかひ失ひぬ勘當は三度に及びぬ彼喜三郎道すがら逢し事數度なり後ゆひさして笑ひける喜三郎身代にて妹二人ありしが病氣にて金多く遣ひぬ元金の殖へ減るは其期の到來なるに段段有金減りて不仕合せ打續きければ借金拾兩程出來し大晦日妻子を捨て兩國橋より身を投げ空しくなり

ぬ一生井の内の蛙にて一步の楽しみもせず明暮身をこらせしが無益の生涯とおもふ我は不相應の楽しみ今思へば親達に不孝をして悔めども甲斐なしまだ有がたく罰も當らず今日まで子供安穩に暮しぬ神佛の加護貴べし親の御慈悲哉

胡麻鹽八左衛門が一生の事

神田紺屋町三丁目に河原八左衛門といふ人あり親より分限者にして家屋敷數多く有金三千兩の譲のよし其弟河原祐勢三男河原七左衛門皆々兄八左衛門に同じ譲りなく二人の弟二代切にして其跡なし兄八左衛門が親の譲り減しては不孝なりとて始末第一とす常朝夕胡麻鹽ならでは喰はず異名をこま鹽八左衛門と呼ぶ娘二人持我相應の方より聲入申來れども相談せずして岡野鹽町へ行て茶屋奉公人角前髪伊勢より下りしに目を付姉妹に添はせ妹には我召仕を見立小坊主上りの者を引あげて家を二ツになして暮しぬ外より相應の縁組は諸道具の仕立に金が入其外出入にも入用有家の滅亡の下地也との嘶し尤成る仕方己は六十餘りにて杖つきても袖口やぶれてめいはいはくとて常々杖をさげて歩行ぬ今に子ども繁昌に榮え

人に情を掛れば報ひ来るといふ事
 人に情を掛ればかならず身に報ふとかや成程よろし
 き事悪をする人よりは格別の裏表まかし情もむくひ
 は遅き物なり南新堀二丁目乙女橋の向ふに大梯屋茂
 兵衛といふ人有大坂人にて三十三歳の時江戸へ下り
 北新堀に奉公をして一年勤め自分に成りて酢醬油の
 小賣をして持溜め引鹽問屋と成りて手代二十八有り
 大茶船五艘中船二艘は家内五十人程の暮し入船の
 節は鹽舟支配人多く上りて誠に大問屋なり外に干鯛
 の仲買をして其外穀物請引大廻し内儀は船頭の娘の
 よし金の取扱ひ男まさり娘おくらとて只一人あり穀
 物高直の節師走備にして中備一ッ宛深川より出る鉢
 坊主に呉れ申されし此餅米五俵なり金參兩貳分餘り
 也扱て修行者皆々悦びぬ箇様成る善根度々なりしが
 娘のおくらに箱崎町小川市兵衛とて兩替屋今に角に
 有り此手代を聲に取しが夫より工面悪しくなりて段
 々死果て今は跡方もなし目に立善根有りし家相續す
 べきに絶え果しは業因成るやまかし又來世は宜しき
 や計りがたはるか悪よりはましなりそばの所へう

娘を喰ても心持よし
 鐵炮町に屋根屋半右衛門といふ者娘二人持しが姉十
 八歳にて生れつきよく親も身上よく生立よろしくせ
 しに弟子姉と念頃し身重くして内に居られず弟子と
 共に欠落して行衛知れず半右衛門夫婦驚きて手わけ
 してたづねしに芝筋に見出し腹立まされに御番所
 へ訴出る弟子娘召出されしに弟子不屈者になり細を
 掛られければ姉肝を潰して白洲にて半産す其さわざ
 斜ならず先其日は公事相流れて白洲の砂利地形を掘
 替へ親半右衛門承りて夜中仕直しける入用凡金貳拾
 兩餘も掛りし也姉も弟子を見放し申さぬゆゑ是非な
 く内へ入れて本婚禮す外聞を欠くのみか物入多く思
 案の不足といふべし

江戸眞砂六十帖卷の四

武門に欠し知行盗人の事

諏訪部何某といふ武士高祿六百石給りし去る御城番
 に年々交代して勤め江戸へ下りては吉原へ通ひ金銀
 をつかひ捨ぬ増高の金も前へ遣ひ越ぬ身の廻りも芝
 居役者等に遣はし或ひはたいこもち淨瑠璃語りに遣
 はし登りの節借金して上方で渡し上方の借金は江戸
 にて渡し具足櫃も内になくかはりに石を入れて道中を
 かつがせて登り下りに不意の事出来てさわがんと計
 りがたし然るに番人の武具なくして素肌にて戦場へ
 出べきや是知行盗人ならずや御吟味もなく治世の節
 ゆゑ知れず危き城番なり今は小普請になる

系圖正したり共一心の事

兩替町名主大坪八郎右衛門御入國以前の町入町年寄
 に續し人なり依之金座の小判師の差役をして目出度
 町人なり目表徳嵐と申て第一悪者にて名主役等勤し
 が實母一人有之所に少し氣不足にして付合よろしか
 らず一家に三谷海保など異見を加へるといへども一

向用ひず家屋敷を母に知らさず内證にて賣拂ひ遊び
 しに母も殊の外迷惑してありしが又本町の屋敷を千
 三百兩に賣て家出をして身を隠し名主役を勤めず是
 非なく養子して名主代りに出しける扱嵐は深川で遊
 び吉原にて遊び二月計りに金なくし善七小屋へ落て
 非人となる義太夫節を少し語りけるゆゑよし原へ行
 て女郎に錢を貰ふ淺間しき身の上なり小屋にても知
 る者ゆゑいたはりて小役申付しが一家打寄て小屋を
 引あげて法花坊主にして本所に下男一人付置しが又
 小屋へ行還俗して乞食に成る扱嵐是非もなき業因な
 り

雷に恐るゝも身の餘慶の内の事

堀留二丁目伊藤市右衛門と云古來より目出度大乾
 物屋片見世は大小豆小麥の間屋なり子供三人あり惣
 領勘太郎は幼少より博奕を好み後に乞食になり役者
 のこわ色上手にて珍らしく初めて乞食のこわ色初り
 町々にて錢を取し親市右衛門外聞を存じ小屋より引
 上げし事なれどいかやうとても乞食がよきとて死ぬ
 まで小屋にありし後は母より合力時は堀留町内を拜
 むまねをして來る親の身にしてめいわくなり或時夜

中戸をたゞく伊藤手代出で問しに御子息勘太郎殿俄に煩ひて相果られたり取置申度候得ども我々が力にては及びがたく是非なく参り候取置又小屋にて大勢題目唱申度其夜入目少く御心付下さるべしと願ふ母聞て悲しく涙ながら金壹兩遣はしぬ其翌日田所町を物まねして歩行口をしくはおもへ共甲斐なし親市右衛門は代々日蓮宗にて日蓮の大曼陀羅一幅所持せしに紀州様より金千兩にて御望み候得ども手ばなし申さず候扱市右衛門は雷嫌ひにて我入べき程に桐の長持に横にすかし細き窓をあけ内に蒲團を入夏は居所に置ぬ殊に杉の森稻荷を信心にて日参せしが商ひ不廻りにして八千兩餘の分散して又二三年過て三千五百兩の分散にて身上潰しを本所一ツ目に引越し次男は針木綿糸を賣けるが大勢ゆる中々小商ひにて埒明す市右衛門山の手前に賣子古掛り有之家々芝筋を限り百文貳百文づゝ無心に歩行後々は夏の日にても構はず無心に廻りける或時兩國橋にて出會て無別條物語りし今は雷の打鳴にもかやうに歩行申され候哉といへば市右衛門申けるはされば〱雷も多やう道具なり前度は迷惑甚だ恐れしが今は一日も休みては三

四人が渴命に及ぶそれ故雷はまだしもたとへ鎗が降りても休む事ならずと笑ふて別れぬ是もよき人の常の心懸なるべし

紙屋五郎兵衛か成り立の事

常憲院様御治世の時代江戸中金もふけ俄分限多くして町々に開き門の町人二ヶ所三ヶ所づゝ有り仲間草履取高金を取かんばんの仕立屋町々多し然れども貧者も多し俄分限も今見るに一人もなし茅場町冬木計りなり其頃國々山の奥までも金澤山に成りし我幼少の頃まではちよとしたる風邪などには金を煎じ與ふ念者の人は小判のなりに板をこしらへはさみけるを見し今は中々左様の人見ず是世上に潤澤なるゆゑなり爰に馬喰町一丁目紙屋五郎兵衛とて紙商ひ越後屋の如く繁昌する元祿年中九尺店にして才槌あたまの若者一人至り夫婦三人淺草漣返しの紙見世を出し鼻紙一通り賣弘めける江戸中五郎兵衛一軒にして見世にもはか〱敷賣ぬゆる五郎兵衛せり賣に出る其節の漣返し紙を遣ふ者はあれ淺草紙を遣ふとて乞食非人の様に笑ふ後子供商ひ仕習ひに箱に入て歩行今は子供多して皆五郎兵衛所にて請取けるそれより段

段商ひはびこり今は盛りの商人なり

役者こわ色の元祖の事芝居木戸養者

あやめ屋平治とて大坂者のよし始は兩國橋大木傳四郎所へ馬下りして傳四郎が齒みがきの口上にて賣る江島との一件より芝居一番切りに追出しといふに成りて木戸にて人よせに色々の咄しをして人足を留る平治口上言ひに雇ひしに上方の役者殊に芳澤あやめのこわ色をよく遣ひ又其頃江戸の役者の真似をよくしける紺屋町山城屋といふ酒屋の御用藤村半太夫をまねの上手にて平治勸めて山城屋より暇を取て勘三郎が木戸へ出平治が相手にして藤むらを遣ふ人臆を消して聞人多かりし平治田所町の横町池洲長屋の表を借りて伽羅油の見世を出し江戸中の若者こわ色覺たき者は平治方へ來りて習ふよし能成ると見世へ出していはせける油もよく賣出し若者其後々は名人出て平治はおくれに成る平治病死して跡もなし上方には前々より有りし由

堺町役者評判の事役者評判師

傳馬町髮結に坂田喜兵衛といふ者有りて其頃坂田荻之丞とて中位の女形有し是に馴染て芝居仕舞前より

毎日〱行て樂屋より出るを見て歸りぬ荻之丞牛若に成りて大當りしける花道に待かけて兼て桶屋より借り持しせんにて左りの小指を切て遣す夫より坂田夏冬物の物に蝶に一の紋付遣しける去程に毎夜通ひて茶屋へ行迄待見る又相手おしき所にいそくと申異名の付し若者指物屋の弟子なり右喜兵衛と中よく毎夜同道して芝居に立て咄しける人二人三人も立は通る者も立留る江戸中の習ひ段々類ひ多くなりて右二人は頭取と成る役者も知り木戸の者も知りて喧嘩をしても利を得る此兩人が評判師の元祖なり

非人髪を切らるゝ事

元文中穢多彈左衛門と非人頭善七出入有りしが其譯は知らず其節穢多の手下の商賣人相知れる非人は夜な〱町人に紛れるのよしにて元結を拂ひざん切になる善七負て頭の者穢多が牢舎に入る毎月朔日十五日二十八日其外錢を取事牢屋囚人の役をする故也前々は通鹽町藥師堂前の役なり夫より前はなき事なり

比丘尼盛衰の事

熊野比丘尼勤に出る事如何の謂れや勸進して牛王を

賣よし何れとなく賣女となる先づ神田より出るを
上としてわせ田下谷竹町本所あたご下として宿は新
和泉町上とし八官町を中とし其外淺草門跡前京橋太
田屋敷同心町所々へ出ぬ下も船へ出る元頭巾に黒ち
りめん加賀笠なり正徳二年俄に頭巾淺黄木綿に成る
當座殊の外見苦しく後は上比丘尼は子比丘尼二人連
れる但吉原の太夫のまねにして衣類を着飾る大鶴小
鶴などはやり歴々の遊びにして全盛目を驚かし
ける元文六年八官町にて櫻田邊の武士と心中して其
跡より一切比丘尼町屋へ出間敷旨御停止なり此頃比
丘尼の商ひ夥し衣類頭巾の仕立各別違ひ着たる姿よ
きやうにして遣しける去によつて姿よろしき也

江戸眞砂六十帖卷の五

中島屋七郎兵衛工面者の事

淺草駒形町に中島屋七郎兵衛といふ油屋有り元龜井
町中島屋三郎右衛門といふ油屋の手代なり七郎右衛
門女房はおゆりといふて宮邊又四郎が下女なり二代
目の名主又四郎は大馬鹿なりまかし手代に能きもの
ありて公儀體相濟しぬ身上よろしく内儀は小金玄蕃
の娘にて是も大馬鹿なり此腹に三代目又四郎是を正
與房といふ淺草觀音寺内に隠居して今にあり是も少
しは馬鹿也小傳馬町の名主役故馬鹿揃ひなり此女房
玄蕃も世盛りの事故金子大分相濟て大名の如し局は
ゆり奥家老は大和屋喜平治とて附添ひ兩人言ひ合せ
て金では取り吳服では取り宮邊を兩人であらいかり
にするゆりとかやくする内暇を取て金六百兩持參し
て日頃約束したる七郎兵衛に店を持せて駒形町へ店
を出すゆりが器量大手がらにて片岡仁左衛門に似て
悪は、なり五七年過て病死す今に中島屋百助と店繁
昌なり

江市屋宗助仕合向事

江市屋宗助は元祿年中まで箆をかつぎ古金買の市兵
衛といふ異名を箆市兵衛と呼ぶ寅の年九月大火事の
節燒釘鐵物を買大きに金を儲けて藥研堀に竹丸太見
世出して商ひしける處に地震火事に竹丸太の商ひ甚
しく大膽者故小屋敷方の普請にかゝりて損金して既
に身上を潰すべき時節句前鐵炮師才賀屋伊兵衛の掛
取へ金六拾兩拂ひ可申也帳面を投出し受取の印形を
取て急に用事とて裏へぬけて歸らず掛取までと一圓
見えす夜に入て歸りしを才賀屋掛取腹を立金子受取
べきよし申市兵衛以外の外なる氣色し金子は先程相渡
し印形も取候と挨拶すいや金子は請取らずと色々争
ひに成てかけ取は取合まけ引負になりぬ其時分の隣
は扱に入りしが今は藥研堀になし夫より取附材木屋
に成り石出帶刀が組屋敷をうけて普請して借りぬ又
護持院の揚り地廻りの石垣直に札を落し仕合は江戸
中土藏作りに成り直ぐに護持院の原にて何十間直段
何程と賣拂ひ惣じて石の直段高直故皆々是を買取り
ぬ直段よく車力運送に懸らず格別利を得て後に享保
十八年日本橋通り川邊有之佐竹殿御手傳にて江市屋

請取て下へ渡し七八千兩もうけてます、仕合よく
て飛驒山を伐出して懸る程立しが今は天晴の御用達
となりぬ宗助五十歳計にして子供に家を譲りて落髮
して百葉と法名す

赤井七郎兵衛奉行職の事

赤井七郎兵衛といふて盜賊奉行有之博奕打を殊の外
嚴敷いたしける磨屋の勘兵衛とて其頃江戸中番の勝
負師彼等組合名代の者不殘召捕られて勘兵衛はじめ
五六人千住にて磔に懸りける勘兵衛馬に乗りながら
赤井が事を悪口す未だ博奕打箇様な掟なしといふて
道すがら千住まで口々に罵りけるとなり餘り嚴し
き仕置ゆる不首尾にて役義を召上らるゝとぞ

千賀養珉金の殖る事

淺草代地大川端に千賀養珉といふ本道有り屋敷數多
持金澤山にて貸し金し醫は付たりなり元此親牢舎醫
者にて一貼二分づゝ公儀より下さる然れどもよろし
き者入牢の節は此養珉に頼みて便宜しき病氣といへ
ば其宿より人參代受取牢内へは人參をつかひ候や知
る人なし此人參溜りて賣拂ひ其宿よりは格別の禮金
を取しゆる座は積りて山となり金殖て貸出しぬ娘の

子二人持て皆醫師の弟子を聲に取て姉は馬喰町二丁目中程に有て金と世間を扱て御目見醫師となり乗物にて歩行ぬまかし醫の方は何方にても手柄は知れず兩所ながら富榮えけり元はわるき金の出所にも持てるがよきか子孫數多歴々へ片付ぬ

丹羽遠州非道仕置の事

町御奉行に丹羽遠江守といふ人あり此人深川に鐵玄といふ坊主ありある物師有て遠州へ出入して人請出入數多にして番所混雜す鐵玄工夫して送りと云事をあみ出し夫より段々送りに成るたとへば金一兩の取逃したる奉公人其請人に立者其店請人に奉公人其請人とも送りつかはし店受の其店請人に段々送り始め奉公人壹人なるを段々店請の妻子召つれ先から先へ送り候ゆゑ惣人數四五十人に成り其銘々の買掛り店賃の滯を都合して段々餘慶をのせて懸る一日たち二日預りて又送り／＼して一ヶ月計りに人數二三百人に成る金高は千兩より上に成る鐵玄右送り有所にては相願ひ割合多く取て其家主の苦勞を除く皆六七百兩千兩前後の家を付出して段々に送り此節江戸中思はぬ難儀出來ぬ爰に本石町三丁目越後屋の家主

治左衛門傳馬町名主勘解由の手代利兵衛其外五人鐵玄馴合て過分高金増て送て送りしゆゑ日本橋にて三日さらし死罪に行ふ是は律義なる人なり不意の死をとぐ芝口二丁目家主八左衛門といふ男方へ送り來る直に遠江守殿番所へ出て牢舎を願ふ大勢成故申付なし然れば宿はなし往還に小屋かけて差置可申哉と伺ふ是又御叱りを請八左衛門直に坪内能登守殿へ願ひに出る元來此送りと申は深川に鐵玄と申異名を附し者遠江守様へ御出入いたし斯の如く江戸中へ難儀をかけ鐵玄大分の横領仕候共遠江守様も御仲ケ間様に江戸中にて申候鐵玄義召出され急度御詮議奉願候と申坪内殿も同役の事ゆゑ當惑に見えける明日罷出べき旨申渡され翌日内寄合にて遠江守殿參會の砌八左衛門を召出され能登守殿遠州に向ひ彼が昨日願ひ出候わけは貴公の方へ鐵玄と申者出入仕候哉承り度よし申さる遠州答て曾て左様なる名有る者不存との挨拶八左衛門聞て御前御存知なきとの御言葉相違御座候左候は右鐵玄只今召出され候へ有無決斷いたし候は明白に知れ申べしといふ時に遠州大きに腹を立八左衛門を白眼付おのれ筋なき事を申出す急度糺

明すべしあれ縛れとの一聲後へ同心廻りて繩を懸る八左衛門いたけだかに成て上の祿をはみ直世の掟を司どる職分として非常成る事を行出し江戸中大勢おのれが爲に苦しむ今思ひ知らすべしと大にのゝしる白洲に詰居たる者ども臍を冷し與力同心も立懸り八左衛門を制して引立上番所へ差置依之遠州も殊の外立腹不興に見ゆ能登守との則組の者を遣し鐵玄を召捕て夜に入て八左衛門と鐵玄と對決す中々八左衛門に及ぶべきや二三度返答して其後一言も出さず直に牢舎八左衛門も牢舎して事分明に及びて八左衛門二十日おりにて出牢して所へ預け是より遠州は御役義召上られ小普請に成る八左衛門は上を憚らず廣言を申たる越度となり所追放と成る江戸中家持四里四方の者共は八左衛門を影にてをがみ禮拜して悦びぬ
江戸中送りに成し者夥しく思はずも妻子親兄弟眷屬に別れ店をかす者なし尤店請人に立者なし
高島屋吉兵衛商を替る事
馬喰町一丁目高島屋吉兵衛といふ塗物間屋あり此元祖の頃は江戸中あり願人坊主は馬喰町に住す今は橋本町へ引移る高島屋は願人どもへ毎日／＼袈裟衣

の類古佛たゝき鉦すげ笠桐油布子帷子單物帶股引諸事立廻る道具を拵へ置損料貸しに賃錢を極めて貸しぬ大勢の願人ゆゑ段々人知れず今出來る右の商ひいやみに成て誰へ譲りて質兩替屋と成て今は片見世に塗物を致す歴々の問屋なり是は三代目也
丹波屋五郎兵衛立身の事
通旅籠町に丹波屋五郎兵衛とて今は名代の町人なり生國は何國の者かは知れず裏店を借り住居して巻人かせぎして紙三四兩程仕入て下谷筋を商ひす佐竹の屋敷へ行て大部屋家中を廻りて慰の有所へ行懸りて合手に成て猶々勝ては半分は手前へ納め半分は負たる方へわけ出しける依之皆々悦び相手にして後は歴も相手に成て商ひよりは此方がましと成る宿へ歸りては食事も六ヶ敷ゆる不斷蕎麥切を求めて朝夕とす段々とよろしき元手も出來して佐竹一家中五郎兵衛五郎兵衛といふをり節出入の肴屋不首尾になり御用上りしを幸ひ五郎兵衛毎日／＼御臺所の注文に合せて肴を調へ御用の間に合せける重寶者と風聞してます／＼金をもふけ溜めける夫より大井川の普請に懸りて利分を得錢座の金元に成て仕當今は二代目親

と違ひ茶人と成て牧溪の鶏正筆七百兩出して求む末は知らず今は目出度榮えける

五十嵐兵庫が賣出す事

兩國米澤町五十嵐兵庫もいくよ餅卷^{カマ}年後に店出す筋目は小店にて大坂より煉人下りて賣出しぬ此人後にかや町河岸通りに店を出す如何いたしけるや今は店なし我煉出して人に徳をあたへ我ははかなく店も潰しぬ誠に果報定めがたし

安政四季丁巳閏五月七日夜流覽一過

活東子

和嘉巨路茂序

此書は予幼年の頃より古老のもの語の中耳にとまりし事のみを書あつむ又古寫本の中に珍らしとおもふ事あれば拔寫し侍る他人に見するものにあらねば又字の謬も正さず文の拙なるをもいとはず併此頃は處處に聞傳へて知己の見たきといふまゝ其賤筆を笑はれんことのかなしさにこゝにはし書す

曳尾庵

我衣

目錄

- 一 牛王箱
- 一 瀨戸物屋
- 一 澤之丞帽子
- 一 六月芝居休
- 一 木馬
- 一 敲ばなし
- 一 白象
- 一 踊子の
- 一 莖二蓮
- 一 大黒の書
- 一 兩國橋
- 一 豊作
- 一 俳諧
- 一 三笠附
- 一 なぞ附
- 一 諸寺引移
- 一 芝居
- 一 役者高給
- 一 安宅丸
- 一 祭の出し
- 一 七損
- 一 竹田近江
- 一 初物停止
- 一 聞番茶屋
- 一 越度の字
- 一 風病
- 一 享保御護金
- 一 前句附
- 一 地口附
- 一 もじり

- 一 穴藏の始
- 一 伽羅油
- 一 十九文店
- 一 樽割
- 一 男伊達
- 一 木綿合羽
- 一 頭巾
- 一 草履
- 一 下駄
- 一 からかさ
- 一 桐油
- 一 仁王門焼失
- 一 法忍が名號
- 一 正直をば
- 一 御取立大名
- 一 三弦の撥
- 一 軍書講釋
- 一 髮結
- 一 男女風俗
- 一 油店の祖
- 一 三井現金安賣の祖
- 一 蓮葉商ひ
- 一 石川六兵衛
- 一 羽織
- 一 足袋
- 一 雪踏
- 一 鼻緒
- 一 簑
- 一 繪師帶刀
- 一 一回向院
- 一 道連請合
- 一 大明頭巾
- 一 刻烟草
- 一 八百屋お七
- 一 風呂屋
- 一 平家物語評判作者

我衣

曳尾庵著

○牛王賣の比丘尼は元熊野牛王寶印を賣に出す比丘尼に文庫の内へ入てもたせ又腰に勸進ひさくをさゝせ米を貰はせたる修行なり寛文の頃「びんざんら」をもたせ歌をうたはせしより風俗大に下る尤唱歌もやひなり此時より賣女のさざしをあらはせり天和の頃より世上遊女はつかうするによりかやうの族も賣女とはなりたり然れども元來僧形なれば衣服は木綿を著したり

○天和貞享頃は淺黄木綿白き布子淺黄も有素足わら草履菅笠手覆かけひしやく腰にさし文庫を持せたり腰帶をする

○元祿頃より黒棧留頭巾を著す是より外の色の布子を著すされども無地也すげ笠手覆文庫を持

○寶永より小比丘尼に柄杓をさゝせ文庫を持せたり元祿より中宿ありて是へ行朝五ッ過或は四ッを限り

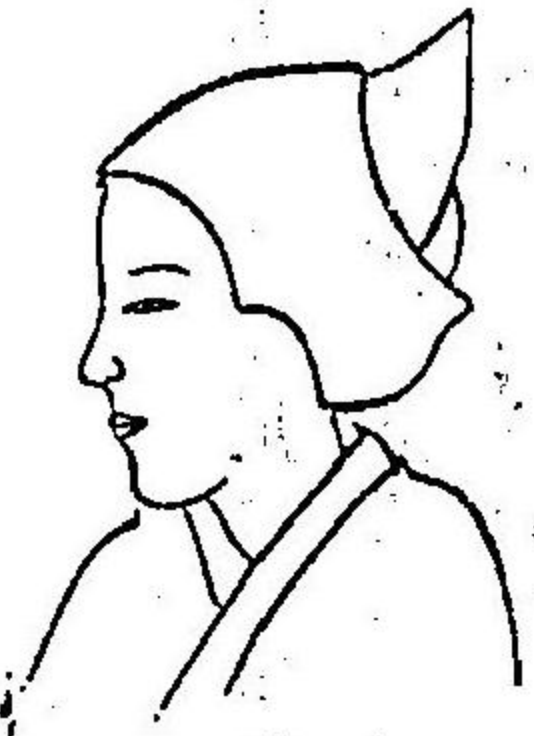
に出夕七ッ限りに宿へ歸る晝の間彼中宿にありて他へ修行に出る事なし和泉町北側裏ごとと有り新道へ抜て大方中宿なり玄治法印とて公儀御醫者の屋敷也是を玄治店といふ又八官町御堀通り町屋に中宿有り後京橋疊町に有正徳頃は茅場町組屋敷に出す享保九年小濱民部屋敷脇へ引往來は木綿服なれども中宿にてはサアヤ縮緬嶋八丈の紅裏摸様を著す夏冬黒ちりめんの投頭巾を着す尤長し櫛笄さゝぬ遊女にひとしくけしからぬ有様也其頃淺草門跡の脇法恩寺前にも中宿有り是は劣れり宿は神田多町より出る又深川新大橋向より出る安宅丸の跡の町家なり是をあたけ比丘尼と云下品なり四ッ谷の早稲田と云在よりも出る下々なり小身屋敷の門番或は寄合辻番を頼み宿とす享保十年茅場町組屋敷白コシ長屋より八丁堀松平越中守殿屋敷北の方鳥居丹波守殿上り屋敷の跡へ引こす寛保二年八官町に心中出来る公邊になりつゝに賣女に落てそれより中宿堅く御停止にてやみたり延享二年まで神田の宿にて客を留ると云此ごろは又何々方へ行やらん往來するなり

○延享のころより御停止を破り元のごとくに成しな



古來かくのごとし古風なり

○頭巾古來は淺黄のつねていの頭巾也老比丘尼は冬

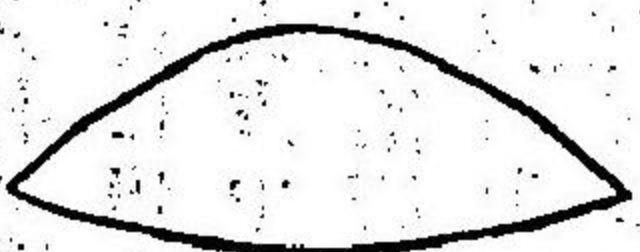


淺き頭巾そのころよりも
みあげはやるゆへ下へ細
き物にて鉢巻をし頭巾を
針にてとめたり

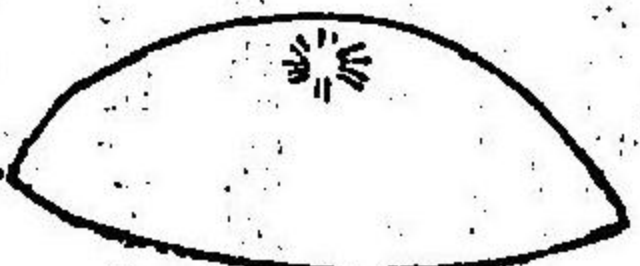
享保の頃より頭巾黒く如此折
てかむる女のためを學ぶ月代
をそらす長くなればはさみて
もみ上げの所を頭巾の表へさ
げてもみ上を學ぶ尤寶永正徳
の頃よりそろく黒頭巾にか
はるといへども是ほど長くは
なし



中宿にては黒ちりめん



古來上總笠
元祿より加
賀笠寶永よ
り針がねふ
ちの加賀也



加賀ひもわ
た入くけひ
もさらしも
めん

享保より元文に至て甚し

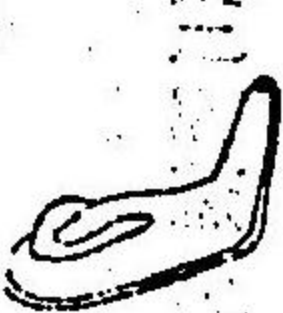


はりがねふち加賀至極吟味せり常て
いの女のかむるものにあらずひも太
き丸ぐけかき當も白し大ぶりにする
享保の末元文の頃より笠の前にしる
しに紅の切にて目通へさげ物をする
延享の頃は比丘尼中宿とめらられて
往來せざれども延享五年よりそろ
そろと前のごとくになりたり其ころ
女は淺黄小紋中形はやる比丘尼も中
形のひとへものを著す
寛延より木綿すゝ竹に紋をすいぶん
小さくつけて著す男はやる比丘尼も
是をきたり比丘尼紋付を著す初なり



上マハ糸ミテ
トメタリ

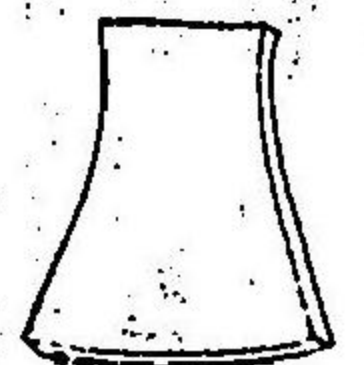
せつた切まわし
たまこれぢ



かれうち

寶永よりむな高帯にする幅はあまり廣からず享
保より少し幅廣くなる腰帯は廣き平ぐけなり
但結び下げにはせず

○比丘尼雪踏とて尻の皮をらしきびすかくるゝやう
にしたり平人は不用元文末よりはやる



足駄の齒如此しかれども
鼻緒は玉子ねじなり塗緒
ははかす

風俗をこしらへ往來するゆへはなはだ歩行遅し寛保
御停止の節は中以下の比丘尼古來のごとく勸進に出
る漸二年の間なり
○夫比丘尼容形は眉をおき齒白く磨き紅をつけ白粉
を化粧月代を中がりにして忌中の男の月代の如し異
躰なる者なり正徳年中中村源太郎と云女形の役者有
これに面よく似たる比丘尼あり源太郎比丘尼と云名

高き比丘尼也

○又寶永の頃鶴と云名高き比丘尼あり同宿より小鶴とて又一人出す然るに宿は神田にて同店の裏より出火ありけり勿論寶永の頃は附火の御吟味つよき折節なれば自火附火の御吟味ありけるに出處怪敷ゆへ自火とも申がたく六ヶ敷なりける同店者共不殘召出され御吟味有けるに一人彼鶴と申比丘尼朝くわへぎせるして圃へ行たる由申上る彼鶴を召して右くわへぎせる致せしと申者と對決に及ぶ鶴申ひらき成がたくして火附の科にをち火罪になりたり聊の事にても法度を不守時はもし凶事出來たる時法度を不守咎にて大罪に行れたり前々より往還並門外くわへぎせる御停止にてありける可愼々々

○靈岸嶋大猷院様御代承應年中築之則靈岸寺雄譽上人開基承應頃深川へ所がへ被仰付承應の頃までは正月辻々にてどんど焼とてかざり物松竹等焼之靈岸嶋河村河岸新道濱町通入口今土藏立並ぶ所に焼なり

○深川雲光院法善寺本誓寺等傳馬町橋本町より引こす紺屋町より誓願寺淺草へ引こす其時頃江戸中にある寺々皆引こす明曆火事以後の事なり

○瀬戸物店は天和より正徳までは靈岸嶋に伏見屋六郎兵衛伊勢屋清左衛門白子屋甚兵衛坂本三右衛門北川一郎兵衛辻佐助花澤清右衛門永澤傳左衛門石橋伊兵衛白子屋伊兵衛(但白子屋甚兵衛より出る)坂本茂兵衛(三右衛門より出る)伏見屋吉兵衛(六兵衛より出る)北川平右衛門(二郎兵衛より出る)松本次郎兵衛(城本三右衛門より出る)

茅場町表通に石橋長右衛門久下田屋吉右衛門永澤万右衛門備前屋久兵衛萬町伊萬里屋日本橋に唐津屋樋口清兵衛南一丁目伊萬里屋常盤橋に伊勢屋伊萬里屋市兵衛四五人あり

○享保中頃より神田白銀町土手藏にせと物店むしろを敷て出たり夫より次第くく繁昌して江戸にて一番のせと物店となる

○瀬戸物町にてむかし高麗やき南京やき瀬戸物一式商賣せり靈岸嶋へ引こしてのち瀬戸物屋唐物屋とわかれたり

○寛永元甲子年勘三郎芝居濫觴はさしおく夫より二十年後に市村竹之丞芝居初る山村長太夫(元祿)森田勘彌(同斷)皆々勘三郎芝居より出るなり又都傳内(延

寶)河原崎權之助(天和)等芝居始る上るり芝居は天満八郎太夫(天和せつきやう)佐渡七太夫(寶永せつきやう)武藏權太夫結城孫三郎(せつきやう上るり元祿)和泉太夫(大さつま同斷)(元祿)永閑さつま外記(寶永)(同)土佐皆々(天和)肥前太夫門弟也後享保末より上方より義太夫節門弟とも多く來る

○元文頃より宮古路豊後と云上方ふし來りはやる

○南京芝居(天和)上にて糸を以てつかう

○芝居衣装は寶永のころ結構也金入縹子ぬひちりめんどんす天鷲絨熊皮(半天)金滅金銀打まかれども道具立は山みすとしてすだれに山或は野立浪田家の繪など書て其景色を學びたり正徳享保に至て中村傳七といふ作者(勘三郎い)道具立可嚀を始む

○正徳四年繪嶋殿騷動より絹衣裳被仰付る

○寛永の頃水木辰之助といふ野郎京より下りて丸きひたい帽子をかけたたり是より前は前髪かつらを付紅の切にて鉢巻をしたり其後元祿のころ荻野澤之亟とて京下りの野郎さがり帽子を始む是を澤之亟帽子と云又役者惣身へにて染る事天和年中市川古團十郎始たり元祿の頃古團十郎元字金にて給金五百兩に定

む是高給金の始也其後正徳年中芳澤あやめと云女形乾金千兩にて下る夫より子團十郎後老名海老藏と云是千兩の上へ給金取上る(三升後柏莖)

○元祿の頃まで裏新道は紺屋の干場たり正徳頃に入家間に入り享保年中に至て茶屋野郎屋立並ぶ

○扱寛永之年より始役者の法名等海老藏書集め所持す市村竹之亟元文の頃竹千代君様御誕生に付字左衛門と改む

○享保六丑年春市川團十郎(二代目三升)大あたりなり依之褒美として此後他の芝居へつとめす勘三郎後見して可勤給金千兩にきはめ毎年六月中可休申ときはめたり今に是を定とす(昔の芝居と今とは都て大に異なり)

○江戸半太夫と云上るり元祿年中宇左衛門芝居の向へ操芝居出したり是は元肥前太夫門弟にて永閑につづきたる門弟也外記土佐よりも古き弟子なり又享保年中河東といへる上るり出たり半太夫が弟子也此河東は元品川町出生にて親は天満屋市十郎と云備前の松平大炊頭様御用相勤めたる町人なり河東は俳名にて本名藤十郎又名を加藤と云へり紋は丸に横三ツ

引[○]是に略す是も一派の祖也元文の頃死す寺は築地本願寺地中に墓あり

○貞享の頃手品ふしとてあり本小田原町手品市左衛門と云者之子也

○寛永の頃小山次郎と云人形つかひ有やぐらを半太夫芝居跡へ上て年久しく芝居したり

○貞享まで上ると云事なし加賀節又朗齋と云大にはやる後肥前太夫出る依之肥前上るには加賀ふし多く交るなり

○天和二年安宅丸出来長さ三十三尋十二船玉東叡山南光坊大山八大院兩僧勸請御船なり堀田筑前守解之

○享保七寅四月廿八日彈左衛門長吏(長吏とは手下有也)車善七及公事非人まけてそれより後ざん切となる始めなり(所持の別本にあり)

○驚大明神曹子谷鬼子母神境内右の方に有りと云庖瘡の守神也傳は別にあり

○天和年中菓子店
大師流に書
の看板に仙臺橋と
たり俗にい

ふ道明寺なりほしいとよめたり元祿のころよりからす二三羽の書かき本字を失ひよめかぬるによりわき

の方に仙臺橋と云判をおして重言にはしいとす皆本を失ふ



如斯もあり

○饅頭は蜀の諸葛孔明初て作る日本にては鹽瀬淨林始て作る鹽瀬は林和靖の末なり(但禁中より鹽瀬姓を賜ふ)

○古來はまんぢうみせの縁先に木馬を出したりあらむましと云心を表したり元祿頃よりやみたり

○祭禮のだしは本來たしあんどどうとて火をともして宵祭りをもととし當日神輿を送るに用ひたりしかるに祭禮晝を元とするに至て不用行灯仍て其形を表し今に至て胡粉にて塗やうにはなりたり

○やたいと云物正徳年中迄有之其始は寛永頃よりも有けるにや大きやうに成たるは元祿の頃より初たり享保年中より御停止やたいと云は二間に九尺程に床をつくり手すりかうらんを付て其内に人形を二ツ或は三ツすへてすそに幕を張まくの内に鐘太鼓笛等の鳴物を入れてはやす牛馬にて引なり後には二間三間程の大やたいをしつらい牛二疋或は三疋にて我がちに

大形にぞ成たりける

○町人衣服之事貞享年中迄は夏麻の單羽織にさいみの帷子ひとへ冬上田嶋つむぎ或は絹郡内のふとり是を智入にも寺参りにも著したり常著は木綿布子に定紋を付た是時節までは萬民ともに不奢故に温和にて世上のくらしも苦にならず妻子も安く養ひけりこれに依て賣買するものまで今日は百錢の利を得たり先つ三日の養ひはありと晝の内にても商をやめて歸る又翌日商に出る正月三日の内は堅く商賣に出ず是に依て火々三ヶ日五ヶ日の買物舊冬晦日限り買ひ求め若し油断にて調ねばはたとこまる依之高利に賣こともありこれゆへ切れもの多し享保の頃より世上之者不商に付人の心さがしく晝も夜もかせぎ其くせ高利を得る事もなく人十錢にうれば我八錢に賣て物數多く賣るを專一とす故に諸商人諸職人とも利を得る事かたく増て元祿以來正徳迄の花麗なる世間を見たる者共なれば身上は分限不相應に奢る故に朝夕暮し兼るもの多し只氣強く仁心もなき利欲の方へ智のひらきたるものは金銀をふやし温和に世上をそこなはざる人は日々衰へ淺間敷世とは成ける

其頃卑きものは身上ぐらしにくるしめられ法外のた

くみを致す故罪科者も多し是に依て元文刑罪の義一段軽く成大罪は小科に轉じ小科は死をゆるさる此時より敵ばなしとて刑鞭のこと始る夫故に死罪の者刑鞭にて免さるゝと心得盜賊の類多し是其元をきびしく苦しめ末をゆるかせにする故也元仁を施さば末迄仁なるべきに元不仁にして末にて仁を行ふによつて也

○寛永より貞享迄五六十年の間の人正路にして奢もなく又むさぼる心もすくなし元祿より正徳に至て三十年の間人正路なれども奢る心多によつてむさぼることも多し

○享保より以來人心むさぼるを元とし仁に似て不仁儉に似て奢る此時に至て正路の人曾てみへす大名といへども國主以下は下卑を專一とせり誠に世の末に成たるか

○元祿寶永の頃の惡所の繁榮は晝は極樂の如く夜は龍宮界の如しといへり諸國の珍珠先此地を最上とはこび異香匂ひ家々に滿つ數の遊妓伽陵の袖をひるがへす遊客は他人百金をついやせば我は千金をついや

したりと多くつやすを此里のきぼとす享保よりは他人十金をついやせば我は五金をついやして歸たりと世智辨を元と心得たり元祿の人は悪所は金銀を捨る所也不捨心ならば此地へ足を入るのは何ごとぞやと笑へり又今の世の人の心は悪所などへ足を入るゝは還て人にわらはるゝ種と思ふ人に笑はれて見る程の處にてもなし是を見るには不見には不如

○道明寺は河内國にある寺なり然るに干飯を道明寺に住給ふ道實筑紫へ流人と成給ふ故に配所へ毎日陰膳を居へ給ふ飯を干飯にして引わりたるを後に此寺の名を呼ぶ

○傾城傾國(古事あり)唐にては美人の事を云日本にては賣女の事を云は誤れり○賣女を唐にては妓女と云○上郎とは諸侯の召仕女なり賣女は女郎と書べし

○賣女は渡世のために美目よき女を買取て白粉紅粉をぬり其色を増し綾羅をきせて人をあざむき香具を帶て臭氣を去り諸人を落し穴へ入れ一生をあやまらせ或は命をも損する不仁なる家職ゆへ世の人別として交らず是を亡八と云孝弟忠信禮義廉耻の八ツを忘

れたるゆへと唐人は戒めたり

○魚の一片の餌を甘んじ釣の有る事をしらす終に命を失ふ

○鳥獸をおとし穴へ入れ鳥をもちにてからめとるが如し

○傾城賣女に近付ものゝ七損

○主人の機嫌をそこなふ○身上をそこなふ○命をそこなふ○邪智を増し正智をそこなふ○正じきをそこなふ○孝をそこなふ○人をそこなふ

右の内命をそこなふ事品々あり

夜深にかへり夜に入行とき醉狂人のために又は物取追落しなどに逢て死するものあり

心中して死するものあり是れは暫く其座を去れば留るものなり御公儀の(吉宗公御時代)御慈悲にて御法度になりて近年少し心中と唱ふる事は芝居より出たり相對死と云

酒食を過し或は瘡毒或は腎虛などにて死する

往來駕籠にて夜深にかへる夜駕籠かき多くは悪者なり是が爲に死するものあり

船にて往來するは慥なるよふなれども早緒切て船く

つがへる事も間々あり逆風にて船くつがへり死たるものあり如此あまたの品あればよく、慎べき事なり

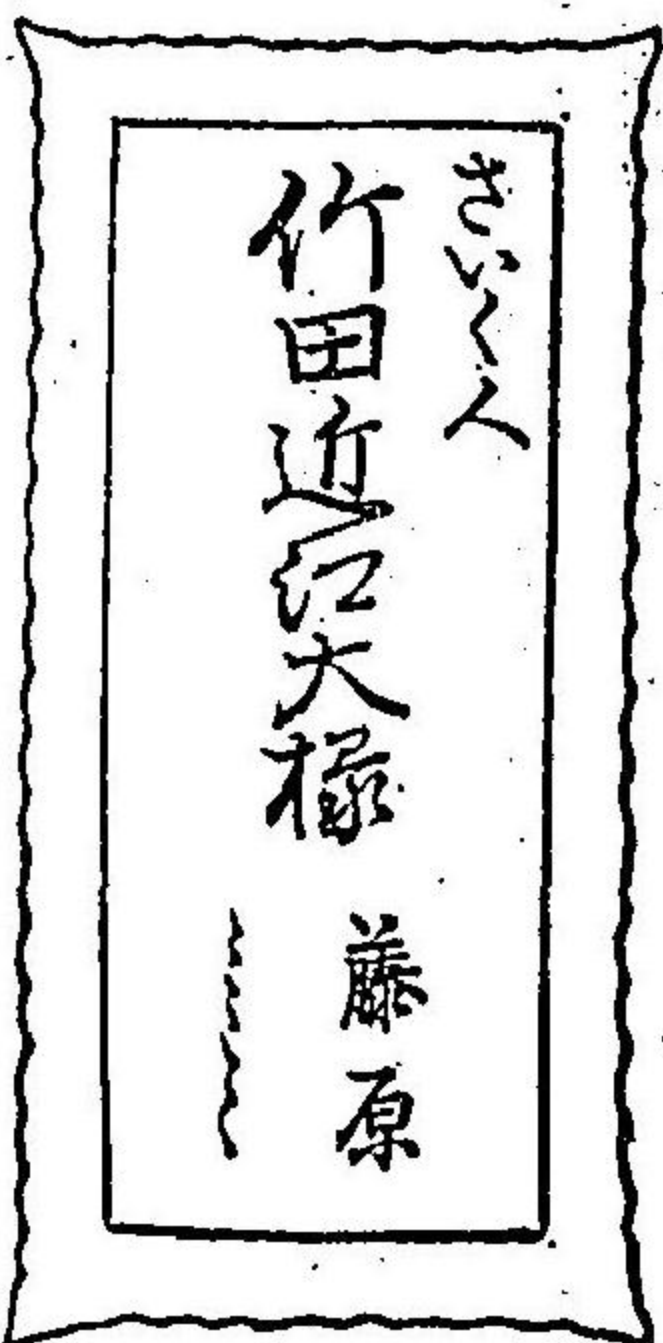
○元文五申年御濱御殿に伺所の白象中野と云村より願に出拜領す前々象飼料御物入多きゆへ儉約に付望の者は願出べき由御觸に付中野名主願出る象洞十六文づゝに賣る見せたる後酉戌の年頃死けると云死する前は大象となり高一丈二三尺長四間ほど大なる土藏の動が如し御濱にて伺付の者常に御上より渡る飼草を減じて養ひたり依之象彼飼者を鼻にて巻て投殺せり佞臣を知りて不通と云事誠なり能理非を正す靈獸也(象志と云本別に所持す)象の糞は牛の如く生にてゆるく下す故に洞と云痘瘡の薬として賣たれども功を見たるもの一人も無し賣たき故の談なるべし

○寛保の頃將軍吉宗公御三男從三位右衛門督宗武公近臣に語て曰元文の頃荻生惣右衛門(徂徠先生)へ唐尺の本寸吟味被仰付唐尺は開元通寶徑り八分十錢を以て一尺と定たり依て其頃開元通寶を集るに至て大中小の不同あり何れを本寸と定べきと迷へり徂徠中なるを用ひて曰過不及なしとして中分の錢を一寸と

定めたり吉宗公是を本とせり宗武公是を不審して曰く夫立宗錢を製するに役人に命じ下民に令製然るに民小錢を本として大錢をこしらゆべきいはれなし極て大錢を本として次第づゝに小錢に鑄たるに紛れなし予が本寸とするものは大錢を用べきものかとぞ仰ある近侍臣我等如き小身なれどもかほど下情には通ずる事不能とて皆感心すといへり

此開元錢は玄宗の代に鑄たり文字は女筆を用ふといへり異説なるべし裏の方に揚貴妃の爪形を押したり今に半月の形裏にあるものあり(別説)

○寛保元酉三月より九月頃迄大坂竹田近江大塚堺町勘三郎芝居の向ひにてからくり並に子供狂言令見之表の方左右に竹二本植額を正面にかける番附子供狂言住吉をどり



楓春慶ぬり字文彫こみ紺しようを入る

からくり三寸斗の子供人形指人かぶりを指を折て
 歳を云ふ小便を放す○五歳斗の子供人形三味線を弾
 く大つゝみ小つゝみをうつ○狂言三條小鍛冶四方髪
 の人形揚弓を射るからくり○狂言化物屋敷くわいら
 い師の人形からくり舟辨慶にかわる○狂言鼠の隠里
 道成寺からくり人形○狂言せむこと○春日の宮殿灯
 籠に火をおのづから燈すからくり○狂言大塔宮○船
 のからくり蟻通のからくり右貴賤老若群集す初日よ
 り三日の間あまり人多き故木戸を閉て不入

○寛保元酉年世上雜説はやる又此年すく錢とて銅金
 を以て鑄る又こほうをあかれと云言葉はやる踊子御
 停止舞子三弦等にて所々にやとはるゝ内に遊女てい
 に類するもの多し依て其るい停止（ころび藝者の鼻
 祖なり）
 ○享保七寅年三月内裏雜七寸以下に究此節仕込たる
 大雛忍びて賣もの取上らる其上過料三十貫文出す是
 より大雛一尺五六寸金一兩か三分位にて有ける
 ○寛保二戌年の秋時より早き食物御停止
 真桑瓜 六月節より 瓜茄子 五月節より
 初茸 八月節より 鯉 五月節より

蛙 八月節より 水鳥 十一月節より
 竹子 四月節より

有増如斯魚類節前に來る時は又其濱へ積歸す野菜初
 出を切らず寛保三亥年五月末真桑瓜を賣たる者有尾
 張町に一人神田に一人戸へにて及糺明過料
 ○諸鳥前々は縁類方より鳥を送れば問屋仕たり元文
 二年の頃より鳥屋十間に極め其外にて賣買會て不
 致諸買上右十間問屋にて調る手形取て來る
 鳥屋かやば町裏通り樂師の側の方に七八軒あり瀬戸
 物町室町二丁目の横町廻町神田須田町にもありしが
 十軒にきわまり後小田原町へ引く

○寛保二戌七月難波瑞龍寺池中に一莖二蓮の花咲く
 後考之信州大水出四五ヶ國の騒動となる是全く地中
 水氣盈たるゆへ水草に如斯異形生と云々
 享保元酉年にも深川猿江の寺に一莖二蓮の花開く見
 物群集せしが翌戌年大水なり地中の水氣上へ登らん
 として異形の水草咲出する事不審然らば餘の水草も異
 形あるべし然れども天地の氣候又理外なる事あれば
 押て云べからず
 ○寛保三亥亥秋御大名衆留主居役の内偽て主用の由

にて金銀を借用し後露顯して右役人切腹或は證人切
 腹欠落の者も有之或は死罪其屋敷々々法に行ふ右の
 仲間十人餘と聞ゆ依て聞番茶屋停止被仰付此聞番茶
 屋と云は三十年餘りこの方流行して處々に出來たり
 其前は無之是は屋敷振廻等有之時は物入多に付或は
 茶屋或は吉原芝居等にて留守居會有之いつとなく屋
 敷振舞相止み留守居役の者金にて請取右の場處々々
 にて是をもてなす魚拂底の時は焼物と名付或は小鴨
 壹羽づゝ或は大鯉節二或は青銅二百疋づゝ相引膳部
 等は重箱にもたせて宿へ土産とする様に不行跡にな
 り行ける依之右の悪事も巧み出したり

其節の聞番のつき合は先づ他家の留主居役向より馬
 にて頭巾笠などかぶり來るに我は頭巾笠をかぶらね
 ば其まゝ先の人の如くかむり物をして目禮をなして
 通る先の人にぬがせぬをよしとすあまりたわけなる
 事なり
 ○寛保三甲子二月改元延享元年當年甲子に付將軍吉
 宗公六十一歳御本卦かへり爲御祝儀御自ら大黒の畫
 御かき被遊彫之給ひて近侍へ給ふ其秋右の大黒の像
 高田穴八幡の別當へ三千枚賜ふて諸人に施し給ふし

かるに冥加錢十二銅づゝ取たり寺社奉行所より冥加
 錢の義いづれより取候やうにとの云付有やと御咎め
 にて後は止みたり其序に千手觀音の像も十二銅づゝ
 にて施したり是も止みたり（召水按今世に小像の大
 黒あり堅三寸計横一寸五分計大黒の像右の方紙の端
 に延享元甲子年とあり予が父是を吉宗公の御彫被遊
 所の大黒なりと幼少の時示さる）

○寛保二の春の頃より靈岩寺の方丈所化の僧に對し
 て云渡す事あり（召水按此方丈麗譽上人なり後京の
 智恩院へ移轉す）所化寮の旦那不幸有之時も亡者の
 掛衣を方丈へ取上げ法名等をも付け本堂吊と定む依
 之所化僧相立がたく公事に及ぶ旦那も所化寮と一所
 になり増上寺へ訴訟す然れども方丈と所化寮の事な
 れば不叶所化五十八人（五十八人は所化寮の坊主也）
 同庵ともに凡七百人皆々寺を開けり其後評定になり
 て五十八人は江戸改易になり又同庵の僧は御かまひ
 なし依之靈岩寺大にさびたり増上寺より僧を借て寮
 を守らせ然れども旦那過半は他宗となる靈岩寺はま
 で二度方丈と所化の公事有之（前の方丈は覺譽上人
 也）前には遠嶋も有之しが此度の儀は毛頭所化に越

度無之故刑もかるし然れども師弟の公事は親と子との公事の如し法式を以て如斯此時鐘われければ鐘われて諸行無常の聲もなし

方丈めつぼう所化は寂滅

凡此騒動年を逾て一ヶ年の間なり

因に日召水案に越度の文字鎌倉二代より出るか其頃順徳院を始め公卿多く佐渡へ遠流す越後寺泊出雲崎と云所より海上十八里渡る(佐渡の事別に一本あり)越へ度るの義を以て罪をかうぶるものを越度と云か又神道にていはれ越後は北の端なれば俗にいふ越路の旅と云心は神代は北を以て陰の極りとす罪を得るもの陰のすみへ送る是を越度といふと物語する人あり越度の文字を舊記に見す

○延享元五月始兩國橋始て掛直る(兩國橋は萬治二年始てかゝる)是は寛保二壬戌八月一日二日より七日迄大水にて兩國橋落たるゆへ也此大水の節より新大橋西橋臺より十五六間先大間七間ほど行桁落かゝり甚危し大丸太三本にて右の處をふさぎ橋は狭くして通路す兩國橋掛直り成就して後取拂被仰付六軒堀の名主町人共申請一人二錢宛とり橋普請し往來せ

しむ(新大橋は元祿八年綱吉公五十の御賀に付御母堂桂昌院様御願に付掛けさせらるゝなり)

○延享元甲子六月中旬より七八月の頃まで諸國大に風病はやる萬人の内九千九百人に及ぶ(享保元酉年三月頃より風病流行して延享元の如し)

○同九月能勢甚四郎殿町奉行被仰付此時町人男女絹以下衣服の再觸有之

○同年豊作に付新米一石三斗かへなり(案此節は文金一兩に付錢三貫七八百文かへ)依之御藏米の御旗本衆困窮に及ぶ則御買上御米の儀評定有之といへども御損毛有之事ゆへ奉行役有徳の町人九人へ買上の儀御頼み也伊勢町成井善三郎小船町村田七右衛門茅場町冬木萬藏新堀冬木喜平次小網町天野甚右衛門中橋石田何某兩替町海保半兵衛同三谷三九郎飯田町萬屋伊兵衛等也彼等が買上わづかなるゆへ不及力といへども公儀の御威光にて一石一斗迄にはなり又其頃傳馬町綿屋何某南部修理太夫殿の仕送りす依て御米拂時一石一斗に賣ければ下直に賣たる咎にて手錠になる依之米多しといへども下直に賣者なく又高直に買者なく暫米商賣相止みたり夫より又々二番の有徳

者五十八人買上米被仰付何も少し宛の事ゆへ米高は多き事なれば詮方なしきびしき被仰付有て九斗二三升になる前九人の賣米は不及申後五十八人の買米も町奉行より封を付て賣事を不許貯之其後二千兩以上の町人とも御吟味に付名主共承之書上る江戸京大坂奈良堺筋如斯三十日餘世間大に騒動す十月二十日頃より漸靜る(十一月十七日右封を以て勝手次第に賣出す○此時町奉行能勢甚四郎殿力に及はず病氣として引込けり)

○天下の御法事正徳年中迄は上野増上寺ともに萬部也享保年中より吉宗公千部にて御法事あり有章院様御代に文照院様の御三回忌の節増上寺にて萬部被仰付赤飯五千石蒸たまふ

○同九月公方吉宗公御隠居二十五日西の丸へ御移り家重公御本丸被爲入吉宗公を奉稱大御所様家重公を奉稱上様將軍宣下の後奉稱公方様此時御讓金二億何百萬圓兩と聞ゆ其外御三家御一門並普代諸役人御讓物等御刀等被下をびたいしき事なりとぞ

○延享三丙寅三月中旬得濟被仰出子年以來金銀貸借先年之通毎月裁許なる七ヶ年以前迄は二季の裁許た

るによつて七月切金被仰付十二月右之切金持參若極月延引之輩は翌年盆前に成る依て貸方は不宣

○俳諧は貞享の頃芭蕉大に流行す門弟其角嵐雪に至て少し下品なり併口舌面白く云廻すによつて世上にはやる又五色墨流と云は點式五色の墨を以てなすゆへなり沾徳沾洲青峨一品(是は別流)其外三夕凡十餘人上手也又享保の頃素人にては百里白雲蓮之只尺等あり上手也享保末より大名にも此道を好む人出來せり町人百姓尤多し亡八にも亦上手あり藁蔦屋の蘭洲と云は尤風流なる者也芝居ものにも市川團十郎(後海老藏俳名三升後柏菴といふ)澤村宗十郎止手なり是等は享保末より延享頃迄の内御大名に内藤備後守安藤對馬守別て上手也御旗本衆には大勢ありける

○貞享頃より正徳享保の末まで町々に前句付冠句付とて點者より題を出してつけさせ宜には褒美つかはし高下をして次第に甲乙有て出す點者を收月と云(召水是はいらぬ事なれども流行の替る物ゆへ書置なり)

前句の仕方(凡句數何千何百と記す 料十六銅) △ならぬことかなく

何某

こちとらは及はぬこひの細作り
 △にほいこそすれ〜
 なろふなら井戸のを打て貰ひたい(下水を庭へ打つ事なるべし)
 △ならぬ事なか〜
 國なとて毎日入と申のは(錢湯なり)
 △やすい事かな〜
 一文で思ひの儘に辛らからせ(番椒のこ)

冠付

△となりから 酔ふ紅梅の垣根ごし
 △赤くなる たとん官して緋の衣
 △はやいこと 御弓町から矢の使ひ
 先はかよふの品を冠付といふ(委しくは此ころの冠付の本あるものなり)
 ○正徳の頃より右の冠付になぞらへて三笠付と名附
 不宜ことはやりたり前には始なれば諸人の合點仕安
 きよふに冠付の題一ツへ句廿一句かきつけ其廿一句
 の内にていづれの句々か三句組で出すと云ことを當
 てさせ誠三句ともにあたるものには金一兩を遣す料
 は十文にて金一兩を取べしと思ゆへ諸人欲にふけり
 晝夜考へ是のみ業とす次第〜に流行て後には冠付

十一 十七
 廿一 十九
 廿一 十九

右之通に附る者も段々考物になり金かけの博奕にな
 り堅く御停止被仰付難有御事也元來是は博奕の頭取
 巧出したる物なるよし
 △夫賽の目は一の裏は六合て七ツ二の裏は五合て
 七ツ三の裏は四合て七ツ都合三七廿一なり一より
 六迄さへあたらねものなるに増て廿一あたるまじ
 其上三句組合たれば凡五百六百にもなるべしあた
 らぬは尤なり當るは大に間違なり今日日本橋其外御
 高札場にも三笠の點は嚴敷御法度之由別に御高札
 出しをみるべし

○享保八年の頃地口附と云ことはやる是は點者より
 題も出さず附るもの思付きを書てつかはす點者其宜
 を取て勝とす
 褒美或は端物塗物道具多葉粉入等也地口附は下
 に繪を書上に其言葉を書て遣す赤草紙にあるも
 のなり

の句を點者よりも出さず懷紙と名付卷紙の内に和歌
 三神を書一十一十五など、數計を書て封じ正面にか
 けおき付る者は帳面の右の一より廿一迄數斗三ッ宛
 組合せて一句となし右一句となし右一句の内三ッと
 もにあたれば一兩也二句あたれば二勝とて錢をつか
 はす

和歌三神 六

かように毎日〜入かへ〜かへるゆへ諸人身上を
 打て難義に及ぶ後々は棒引とて三六廿一と句の下へ
 棒を五本も十本も引十本にては十句の料を遣す金十
 兩をとらんがためなり或は五車七くるま十くるま
 と

一	二	三	四	五
五車	三	七くるま	十一	十くるま
代十句	十五	代卅句	十五	代百句料

梅花を
 付て
 ほうへに
 させは



○其後地口附御停止也又寛保元年の冬なぞ付とては
 やる點者より題を出す是は今の物は附なり
 赤いものは 黒いものは 車でする物は
 四角なものは くゝるものは
 かよふなる品十種ほどづゝ書いていづれなりとも心付
 たる題へ付る料十銅にて一番勝百疋夫よりだん〜
 下る是も赤草紙に有たとへば
 赤いものは 親の讓の黒小袖
 黒いものは 田舎もの、綿帽子
 四角なものは 豆腐の耳
 くゝるものは 山ねこ廻しの手
 車でする物は 文七元結の尺八の音色
 三年程はやる後御停止になる
 △か様なる物は付は今七七八歳の小兒も云兼す

時世の是非か

○享保十年の頃モジリト云ことはやる字モジリ本モジリの兩説あり是は近所の俳諧などする人たのみ甲乙を分つ勝には懐紙をつかはす五人三人七人にても人数かまひなし先づ題を出し一句を附る一句の終りを又題にしつける今の段々付也

字モジリ 題九カブリ

スキ 好 眞 桑瓜 紙 梳 澀

父土民を題にしてうけて下五文字を別に云廻す

ムスメノ子 カミ スイテイル 三谷町

前に同じ

本モジリ 題年市 白あり 杵あり 兎もあり

題兎もあり 細長い耳をあられにきる

此外シリ五文字等あれども畧す 文字理と書て可なり

△夫江戸穴藏の始は明暦二年丙申年本町三丁目和泉屋九左衛門と云呉服屋が始なり其頃皆人疑ひをなしかける翌丁酉の火災に御城迄焼失したり彼九左衛門が工みたる穴藏大に調法になりたるを見て世上にはや

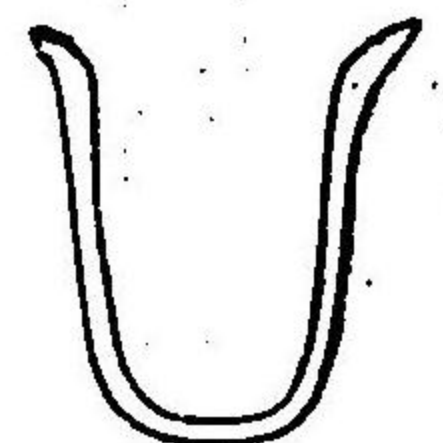
る(此九左衛門と云人此古の筆記したる人の母方の祖父也と書たり東本願寺地中萬松寺に葬るとあり此九左衛門は福島左衛門太夫の浪人なりと云ふ)

寛文七丁未年 三月六日 釋宗佐信士 和泉屋九左衛門 是はちなみに記す

△明暦あたり迄は女のかうがい多くは鯨の棒かうがい也寛文のころより鼈甲をさす人もあり髪は片わけ也是は内室也下女はかうがいぐる也早正徳の頃は下女も鼈甲をさしぐる結也此時頃よりかうがいの先を反し角ぐるに結ぶ



寶永まで かくの如し



かうがいのさき 如斯正徳の頃若き女ばかりこの風を用ゆ



古風はかたわけの元結上へむすび上たりこまくらを用ゆ



享保よりかくわけ下へ結び下げる或は内へ結ぶ



○寶永迄は結び髪とて遊女是を専とすもみ上此時より始る



長く下げる 下へ引出す たぶながし



享保中ころ迄 中ふしに結ぶ 丸したぶ少し 短し



元文より百會へ とり上て結ぶ目をつり上るたぶもなし

延寶貞享の頃より遊女洗髪を水をしぼりて髪先きを紅羽二重にて包て下けたり元祿より結上る延寶までは有合の絹切にて包むなり元祿より白き晒し木綿にてしぼり其儘むすぶ是風延享の頃迄用ゆ其外嶋田に品々あり元祿迄髪長く多きを良とす

△嶋田と云風は承應の頃駿州嶋田の驛旅籠屋の女始めて此風に結ぶ下卑たる風なりしをいつか國々

に傳て今は高貴の娘も皆此風なり
又△勝山と云風あり寶永の始に大坂より勝山湊と云
若女形下り始て髪を大輪に結ぶ是風を勝山と云後
立役になり勝山又五郎と云
又元祿の頃より末吉原の遊女勝山始て大輪に結びて
此風流行す



此風天和の頃の
本にみゆ若手の
傾城買風なり



天和頃の傾城の
全盛にみゆ

じやくにしてしかもきやうとくみゆ寛保以來は根は
和かに見へするどくいかつに見ゆ是皆勇氣ありて仁
心なく人邪見になりたるし形に顯はれ是非なき
事也女は弱きは苦しからずたゞ柔和をよすとす然る
に邪見にして髪形にあらはるゝは如何ぞや心のする
どなるより起る寛保の頃よりはいよく甚し仁のす
たる時なるか



寛延よりたぶ短しび
んを横へ出す片わけ
の尻を上る櫛かうが
い大なり銀のかんざ
しを用ゆけんどんな
ることなれども前よ
りはしやんと見ゆ

○男女の髪時々變る事

上古は鬘付油或はこき元結と云ことなし老若共に胡
麻油にて梳てこより元結にて結たり月代は織田信長
公の時より多くそりたり前は不殘有髪なり麻上下も
其時代より也(別に傳あり)鎗も三間柄になる



もみ羽二重



○男女心の如きは形に顯す然れば形は耻ヶ敷もの也
手跡の心を顯すが如したしなむべし寛文の頃男達は
やるといへども勇氣のなす處にして強きを元とす故
に髪もたしかに結ひたれどもさしていかつからず内
に仁心ありて和かみあり享保末より髪結びよふだ



寛永の如斯



右同斷



寛文の頃黒糸にて髪を結ことはや好色なるものにあり



蟬折とはや○元祿頃御旗本は何れも合せ鬘なり○貞享の頃すき油にすき毛筋を通して奇麗に結中そりなし入髪もなし



浄瑠璃太夫江戸半太夫ばちびんはけ長たてかけと云中ぞり有寶永中



元祿始中村傳九郎いとびん此風を始む後甥に傳七と云ふものなましめと云風になす江戸半太夫が風を少し直したるものか



享保末元文始まで此風はや



元祿頃材木屋風なりつゝこみと云中そり有

入串竹先けは

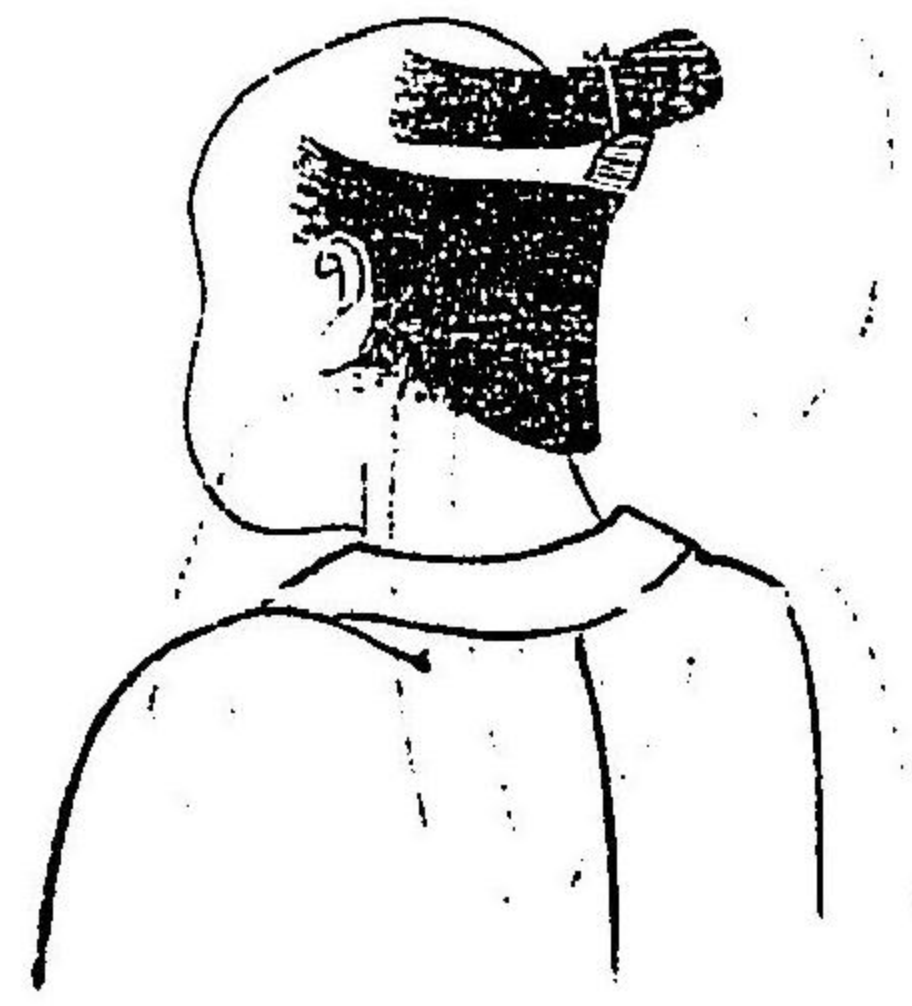


元文元年より上方浄瑠璃太夫の髪風を學て油にて堅め毛筋われめなし元結少し巻入かみ少し入都古路風とも文金風とも云

る留てに針



享保の頃辰松八郎兵衛と云人形つかい此風に結ふ辰松風とて又はや



髪の根
元ゆる
くして
下る

芝肴賣日儲取など正徳迄此風を用ゆ三折かへし
と云元結一寸巻まげ一寸はけ先一寸三つに折る
故なり

右の外色々髪に物數奇すれどもひつきやう若輩の致
す所なり國主大名の家中は其家々の風儀古來より不
變小家の陪臣御旗本衆など時々物好きあり町人百姓
の若き族なす事なり
△女中も髪物好き折々替るもの也上古よりかたわ

げをよしとす解けば則さげ髪となるなり
○ふり袖は島田なるべし尤立かけ上品なり



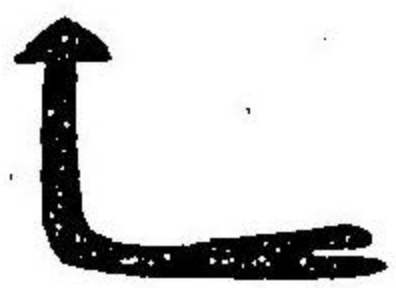
辰松し
まだ享
保年中
はやる



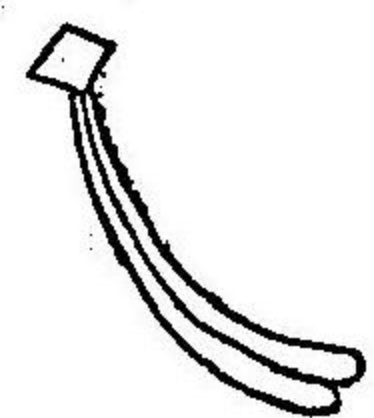
断同右



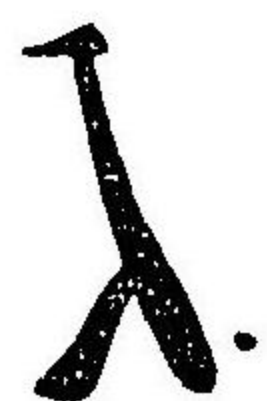
延享年
中此風
はやる
たぶを
なくし
て横に
びんを
開かせ
わけめ
ちいさ
く百會
いた
きへ上
て結え
り襟の
よごれ
ざるを
第一と
す



後小くなる



始は幅ひろ
し油かため
かみを付る



中ごろ

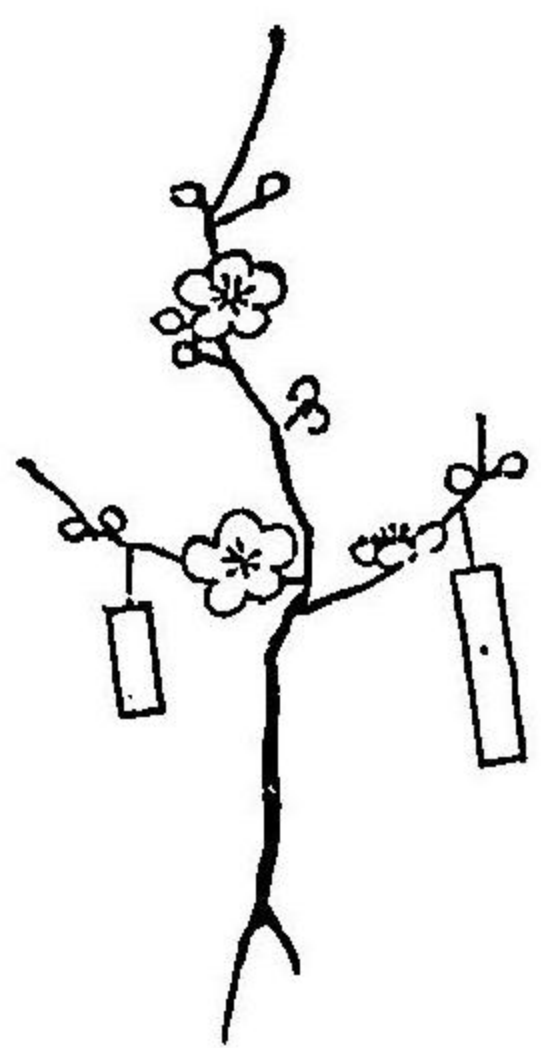
享保の末より延享迄はやるびんかづら古來なし寶永
頃より始る

○青桐寶永より後に出る不可考

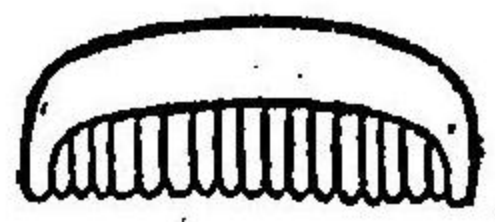
○享保頃よりかんざしと名付る物



上耳かき下髪かき
銀にて作る



元文寛保の頃には舞子金銀にて梅の枝に色紙短冊を付てさす往來すれば音のするやうにこしらへたり延享元年金銀の櫛笄かんざし堅く御停止其後象牙つものべつかう錫等にてこしらへさす寛延より御停止にかまはずさすなり



上古つげの櫛上品也甚小ぶり也

○其後木の薄櫛はやる明暦年中迄は大名の奥方ならでは櫛甲は不用遊女といへどもつげの櫛に鯨の棒かうがいにてすみぬ元祿の頃より世上活達になりて櫛甲もはやあきて蒔繪などかゝせ櫛甲も上品をえらび價の高下にかゝはるといへども金二兩を極品とす享保頃より櫛甲の上品五兩七兩となる依之常體の女求るに不及力木の櫛に色々の蒔繪切金等を入かゝせ百疋二百疋にて求むそれゆへ寛保年中より細工人に上手出來て水牛の色よきに櫛甲の黒班を入れて上櫛甲のまがひに賣是始は二十疋ほど致しける櫛笄ともに

上手に似せたり

正徳の頃厚棟の木ぐし流行棟に金銀粉にていつかけをしたり甚宜しく見へたり享保に至て木櫛大方薄手に成たり皆蒔繪あり元文中より象牙の櫛笄はやる男女とも身の飾り奢事は享保以來甚し元祿より正徳迄二十餘年の間は世上繁榮のやうなれども民奢らず享保以來上御儉約第一に被遊るゝといへども下の奢上古より甚し考るに享保年中より儉約つよしといへども米穀多く諸色雜用下直故朝夕のいとなみ心安かりし故身を奢りたりと見ゆ

○伽羅の油は古來なし寛永の末に芝神前前にせむし喜右衛門と云者花の露と云薬油を製す面部總體のふき出物によし面につやを付る匂ひ油也
大坂落城の時木村長門守重成河内若江口にて討死す必死と極め首實檢の晴にせんと伽羅を胡麻の油にて煎じ髪にすきこむ家康公其必死と極めたるを感じ(井伊掃部頭内安藤長三郎木村を討)たまひて御褒美の御詞ある此事諸書に少しの違ひあり是伽羅の油の始なるへし
寛文中日本橋室町一丁目へ若衆方中村數馬伽羅油

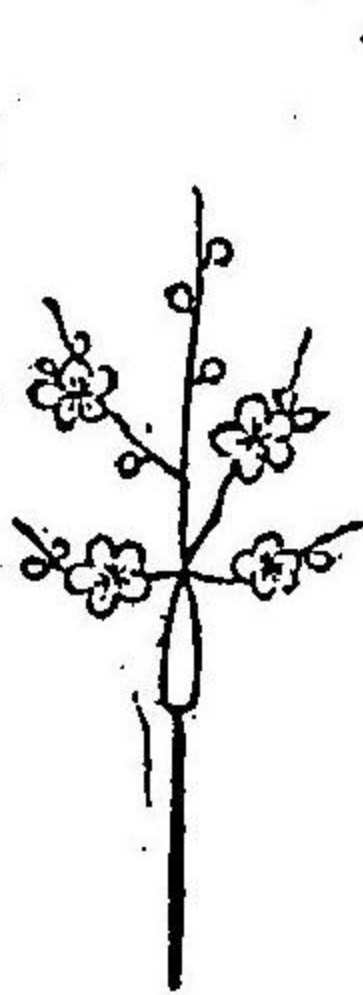
の見世を出す少し前に桃町へ谷嶋主水といへる女方油見世を出す是油みせの元祖なるべし淺草虎屋一之進は又少し其後也其頃武士は油を付れども町人百姓は油元結を不用依之遠方にて曾て事欠す用の序に油を求めに來る正徳迄は蛤貝に一兩入二兩入三兩入曲物五兩入

中村數馬

上油一兩に付代二十二文極上白匂油一兩代三十三六文極上々黒匂油一兩代四十四文

右之通にて賣に甚買入多し勿論蠟は下直なるゆへ至極吟味致し香具を入以梅花練ゆへ其段甚高直也寛永年中より髮結床にて晒蠟斗の油をつかふなり十五兩に付百二十三十錢也長くして紙に包正徳より世上蛤貝を不用皆々包紙になる油も龜相なり四兩五兩と云價四十錢或は五十文或は百文に十四兩に賣なり
○寶永より油元結の見世多く出たり元祿前より元結引有といへども買人稀なるゆへ多くはなし
○女子の櫛笄寛文迄は鯨なり其後櫛甲の薄く黒きをゑり出し頭にいちやう或ははづれ雪などの類を細工にせしを最上とせり後鹿の角を蘇枋染にして朝日の

櫛笄と云上品也後に元祿年中京都細工にて銀にて角切がくの内或は丸の内種種の紋を彫すかしにして櫛甲の頭にさす櫛の棟にも銀にて梅の枝或は唐草などをすかしさやのやうにはめたり重きゆへ髪下るとて後ほ不用享保末よりびいどろ笄はやる筆の軸のやうにして五色の綿を入たり後にはびいどろを捻りてかうがひにさす又元文中三味練の根緒にてけまんむすびにしてかうがいにさす其外すゝの類にて



この如く拵へかうがいとす又元結を糸にて作る

○貞享天和迄は鶴の脛骨のかがい最上たり享保頃よりは供をつれる女は不用老母など用たり元文の頃は馬の骨を鶴のよう拵へ價十錢位に賣る田舎出の下女など用る降神香或は竹に銀箔を置たる笄も此時なり下蒔繪櫛笄の類享保より延享迄に多く仕出したり
○享保八九年の頃櫛笄三ッ櫛放し櫛其外女子小道具

品々を現金掛直なし安賣代十九文にて目つきにより
どらせ賣る商人あり殊の外はやりて後には町々辻々
にて上物をも並べをき三十八文一通品々十九文品々
或は十三文一通品々數多並べ小刀はさみ糸類將葉駒
三味線道具鼻紙入緒盆塗物きせる鏡剃刀人形墨筆
の類に至るまで右の價に賣て少々も利に成るものは
何にでも置きて賣ゆへ見物の人多く珍しきゆへ調る
人多くいよ／＼繁昌したり

○現金安賣掛直なし根元は元祿年中越後屋八郎左衛
門と云吳服屋本町にて仲間はずれのものなりこれに
よつて駿河町木戸際に間口六間に興行十間ほどに住
て絹細郡内棧留木綿染の類を仕入上物はなし上物は
本町にて調る事なり然るに町人男女共衣裳能き物御
停止絹以下と御觸有之節春の事なれば年始に出る事
不能郡内紬を人々求めたり右越後屋御觸なき前に郡
内等の安物多く仕入れたれば此節格別下直に見えて人
人越後屋へと集る故繁昌のよふに見ゆる後には最負
出來て同直段にても越後屋／＼とて大に繁昌す
享保六年焼失して吳服店とは成ける北本店通室町三
丁目角迄一見世となる切れ店の方西へ六七間程寛保

三年廣がる木綿店元文五年東へ十間ほど廣がる其後
家城(本町)伊豆藏(同)富山(同)皆々寶永より現金掛
直なしとなる長谷川町に荒木日本橋一丁目白木屋皆
皆越後屋にならふ享保十年 木町越後屋新見世出
る元文に通町 屋(本町二丁目南側)壽字(寶曆九
卯年店を仕舞ふ)延享元年迄に出る正徳年中尾張町
夷屋龜屋濱田屋等も皆享保以來也見附の島屋元文以
來傳馬町大和屋延享二年春本郷伊豆藏十一屋は享保
年中也芝四國町に荒木出見世元文中此以後此類何
軒も出たれども中々越後屋に不及

白木屋は古來九尺店にて小間物問屋なりきせるを
多く仕込て利を得たり此事別に傳あり
寶曆元年大丸普請成就す大丸は元と小き手拭店に
て有りしが借金多くとも角にも身上立がたく今
より五代の祖妻子を捨て上方へ欠落す神奈川にて
晝飯を喰ふとき小き蜈蚣足の上に登る拂へば又の
ほる事都合三度常に毘沙門を信仰す此時きつと思
案を極め又江戸へ取て返し問屋向きへ斷を立借金
を云譯夫より身上取直し大見世となりたりと語る
人有其頃より家主今新道にあり其家主の娘の今八

十餘にて存命にて語りけりと伏見屋庄左衛門物語
なり享保の始の事なり

○刃物類は現金安うり掛直なし請合賣切悪敷は取替
申也とて淺草御藏前名護屋仁兵衛元祖也元文元年に
出す又二年の後木挽町采女ヶ原に名ごや久次とて仁
兵衛にかはらず大商賣也大にはやる久次寶曆八年七
月てりふり町へ店を出す

○前々より酒樽割醬油樽割とて一ト樽賣の代物割を
以て一合二合の小賣をし或は上酒より次酒段々價下
直に書付を廻し處々より出るといへども當分斗にて
未は外の酒店にかはる事なし爰に元文元年鎌倉河岸
豐嶋屋と云酒屋見世を大にして外々より格別下直に
賣たり毎日空樽二十を小賣にして明るほどに酒は
元直段にて樽をまうけにしけり其頃は樽一匁より一
匁二三分迄に賣たり其仕方をみるに片見世に豆腐作
り酒店にて田樂をやく豆腐一丁を十四に切る甚だ大
きなり豆腐外へは賣らず手前の田樂斗也其頃豆腐一
丁にて二十八文也是も元直段にて味噌も人も皆々外
物なりされども酒の明くを肝要とするゆへ田樂を大
きく安くみせ酒も多くつぎて安く賣ゆへ當前には荷

商人中間小者馬士駕籠の者船頭日備乞食の類多くし
て門前に賣物を下しをきて酒をのむこれによつて野
菜等を求めんと思ふ人は皆此豐嶋屋が見世先へ行け
ば望の物あるゆへ自ら見世先人立多きゆへ往來の人
も立寄内のていを見て繁昌なりと沙汰す後には樽賣
或は五升三升の通樽にて求に來る寛保の頃よりは大
名の御用酒をも被仰付御旗本衆小役人中の寄合にも
必ず豐嶋屋の樽なき事なし夫ゆへ廻町四ツ谷青山本
郷邊小石川番町小川町邊の屋敷より遠方を苦にもせ
ず山の手向車力馬足にて積送る所の酒屋よりは格別
下直にてまかも酒よく猶々評判を得たり新堀新川の
酒問屋にても金廻り悪敷問屋は元直段を引ても豐嶋
屋へ積送るに何百駄にてもかへす事なし問屋も前金
を借りて着船次第に酒をこすべきなど、約束して借
用する問屋もあり夏に至て十日二十日ならで持まじ
き酒をば皆々直段格別に引下げ豐嶋屋へ送るに一兩
日の内には飲盡す是より段々繁昌す其後近隣に此通
の酒屋出たれども手せまくして豐嶋屋に不及是醬油
かけ直なし安賣の元祖なり

○寛保年中日本橋南二丁目西の新道角へ現金安賣掛

直なしの桐油合羽屋出る外より少し安しといへども物悪し

○元文中處々に塗物類日光物等現金安うり見世出る

○墨筆硯類淺草御堂前藏前兩國廣小路に安賣の代附札に書出し置下物にて不用立

○延享に室町三丁目へ越後屋と云糸屋出たり安賣掛直なし外より少々安し一兩年過て外商になる

○享保二十年越後屋と云足袋屋安賣掛直なし同町に出たり外より安し今は本町二丁目へうつる

右の外茶の小賣盤の表方禮綿蒸籠入まんちう迄安賣札廻し有之二年とも不守外のごとくになる此安賣札

廻しの事は寶永頃よりたま／＼有之正徳にも有之享保より二季に札まわす寶永以前は是等の儀は無之由

○寶永前までは諸色高直に賣ても買入さのみぬかれたりとも思はず用の辨するを悦び高直に買ながら却

て下直なりと思へり是は公儀の御金下へ多くさがり武家町人百姓ともに金銀多き事なれば出れば又入出

入間もなく金銀の手廻るゆへなり享保三年公儀御儉約嚴く被仰出依之自然と公儀へ御金納て不出下々自

然と金銀ひつぱくして諸商ひも薄く年々せまり次第

次第に金をへらし一年／＼と見合す内元手もなくな

りさて俄に儉約すれども不及これによつて買べきも

のも不調して間に合せる時代なり一向商賣てい渡世

になりかね明地明店仕廻家等場所宜敷所に多くあり

かへつて場末の店賃安き所へと引うつり我勝にかけ

ねなしにても元をこせば買人を外へやらじとわれ勝

に商賣するゆへ諸色元直段をのづから素人もよくを

ぼへ高直には不買大方掛直なしのようになり然れ

ども米は下直なる時節にて町人も漸とつゞきけり

○正徳の頃までは五節句其外にも切れもの有て持た

る商人は大に利を得たり是は人正路にして嘉例を不

違相守り半道一里の處へも尋求て歸る也依て古來よ

り五節句の入用物賣を蓮葉商ひと云也蓮葉は盆前に

もし賣切ときは一葉十錢九錢に賣たり多き年は半錢

にも不成堀河へ打込てしまひぬ享保よりはなき時は

なきま／＼にすまし有る時は調るゆへ五節句の入用物

も多くは仕込す五節句物前より高直に見ゆまかれど

もそのゆくととき入合にすることなれば兎角欲には

なれて多くは仕入す依て例年よりきれもの多し

○天和貞享の町人は身に奢りをせず商賣多くもせず

渡世するに苦勞すること少し

○元祿の頃より町人をぐる然れども金銀多く利倍す

るゆへ心上品なり

○享保の頃は町人甚奢つよく物ずき出來利倍なきゆ

へ有ものはへらしなき者は身上をつぶし斷絶せり依

て心甚下品に成たり△小人はとかく下をみず上をみ

てうらやみ其後に驕をなす△君子豊にして不奢小人

は驕てゆたかならずと云り誠に天和貞享の町人は君

子の心に少はにたるべし享保以來の町人は小人の中

の小人なるべきか

○正保慶安の頃江戸中に武家は不及申町人ともに劍

術柔術の類大に流行す依て男伊達と云事はつかうせ

り△伊達と云事御國入の砌仙臺家士多くは人の目に

立衣裳をきたり依てあれは伊達衆なりと云より始

る△町人といへども武扁を立辻切喧嘩處々にあり此

節大小の神祇組とて若手の御旗本町人といへども一

つに組合何百人と云事を不知又白柄組(吉彌組と云)

風俗は髪を手一束に切たぶさを取れぬ用心し冬紺縮

緋白大綿入一ツ帯も白く三重に廻し袖口白太く括り

丈は三里の少し下へ下る程に短く(鉛三夕づ／＼くけ

こみつまをはねかへるをよしとす)長き大小を帶し

柄糸下緒何れも白し衆道専らに流行る其振廻人にま

くる事を死ともせず或は菓子や酒や茶や等にても空

腹の節は入て食之持合なき時も今日は拂はぬぞと云

商人不苦候とて猶々いんぎんにすればよし若しあい

しらいわるきとき六敷云て身上も仕舞程なりいんぎ

んにすれば一禮をのべて立ち重ねて五夕三夕の喰物

たりとも此間の代物何程とこまかにはいはずして慶

長金百疋或は一兩なげ出し先頃過分也とて遣すつり

を上んと云へばかへつて立腹す又他人にてもなか間

にても被頼何分御加勢奉願とひたすらに願へば命を

捨ても反故に不致只男道の強を表にして義を守り節

を失なはずさしてあばれ歩行にてもなし無理なる事

ははいをする故也然れども後盜賊方に被仰付此輩ごとく断絶せり然ども元非道をいはず強剛を元とする斗なればそれ迄の間二十年程は無事なりけり御停止の後も猶元祿迄此風のこる此時盜賊奉行中山勘解由絶之也

○寛延年中女黒裏の小袖はやる若き女斗なり
○寛保始若き男白茶の裏はやる寶永ごろすみ茶元文以來御納戸茶古來は萌黄裏也

○寛永十六年迄は武家は格別町人百姓ともに衣服甚倉相なり女も町人百姓の妻なれば順之正保慶安頃迄年々キシニテ輕き貧家の妻娘或家へ奉公に出る次第次第に立身し上ツ方の御服をも拜領し我家へ歸て嫁すにも右の拜領物を着し見物遊山祝儀などにも一ツ二ツ有るものを着したり故に自ら世上の女子目を奢せ有徳家の妻子等は手前金にて拜領物のごとくこしらへ著し右の倉服を忘れたり然れども數多くはなし宜き所なれども下女は夏冬木綿のはれ着也すでに明曆三年酉年大火事江戸御城焼失す此時嚴有院殿十七歳の御歳日本橋にて三日御施行の御粥を被下けり歴歷町人の妻娘爲冥加此粥を拜領せり貧家の妻女は申

に不及拜領せり寛文中より男女の衣服をろくをこる歌に

馬ならばいくつかはねん丑の年
扱もはねたり寛文元年

○寛文中に至ては惣鹿子の小袖を著す地白綸子或は紺緋紫の結鹿子惣地にせり尤結構也小舟町一丁目石川六兵衛と云者の妻甚奢たり此女常にさやちりめん綸子の類を著し晴がましき所へは純子綸子金入等を著す常憲院殿上野へ始て御成の時(延寶年中御代替)彼の六兵衛御成を拜すに黒門前に棧敷をかけさせ御簾をあげ幕を打せ名香を焚き(蘭奢待といへり)左右に女の切禿兩人緋縮緬の大振袖を着せ真中に座す御通行の節御簾を巻かせて拜せり是東照宮御他界以後漸四十餘年の御事なるに増て御城は明曆御焼失に間もなく御三代の御代替り其外キシ由井丸橋等天草亂其外色々天災有て其節迄は下々町人體へは御政務不行届も尤也しかれども石川六兵衛か程迄女房に爲奢上を憚らず仕方心付ぬと云はあまりなる事也ひつきやう萬事に付身の分限を忘れ放埒千萬也愚かなる町人の心なり其時の上意に是は何れの大名の奥方

ぞやあまり結構成様子なりあれ尋よとの嚴命にて則町人妻のよし申上る是よりして町奉行吟味の上石川夫婦遠島に被仰付欠所となる金入の小袖斗奢もの不久のたとへなり六兵衛たわけにもせよ名主町役人これを止めぬは皆々心なき事共なり是より町人百姓男女の衣類殊の外嚴重の御停止にて寛永の如く成にけり夫迄遊女も縹子純子を著し衣具も緋縹子に金紋などぬはせたり此時より相止む前文の越後や此時大にはやる也

○男子木綿合羽を著する事は寛文の頃有徳者の始る所也元祿よりは手代の三人も仕ふ主人著たり紺木綿襟もともるりうねさしあり装束は雲才にて作る丈足のくろ節の上止る手代などは晴れにも常にも木綿をきるゆへ木綿合羽著すに不及又目立ゆへ主人をはばかりて著す寛永ごろより材木屋手代米屋の手代主人の名代に出るにやわらか物も著すゆへ木綿合羽も著たり夫より装束羅紗等になる主人黒さんとめ或は毛とろめん装束黒びろうどにかはる丈けも寶永より長くなる正徳の末享保の始より武家へ出入合羽の丈ヶ短く半合羽となる歩行武士の供合羽を學ぶものし

其頃より合羽花いろ或はままかきのもく目藍みる茶色色物好したり元文頃より町人多くは半合羽になる大名の御供廻りは前々より半合羽を著す享保より町醫者などの家來半合羽を著る事慮外也しかし延享迄名主町人の供の者もめん合羽を著せず後は著するかも不知

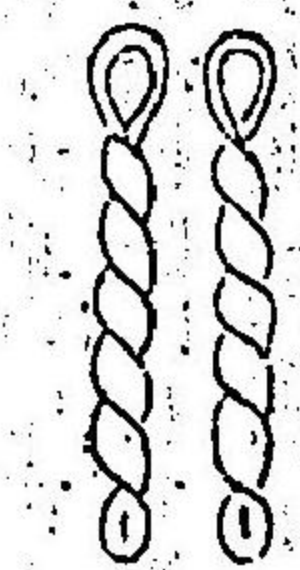
○元文より町人の羽織丈け長くなるは上るり大夫都古路に始るなり醫は東國西國ともに昔より長き也もつたい斗にもなし一體僧衣の略たるものか官も法眼法印にも任す衣をかたどりたりとみゆ俗人何ぞ衣を著せんや

○羽織は禮服に非ず無禮なるもの也大岡秀吉公の大御所の時常に小廣袖のかいまきを著して上に掩ふことを見て略したる物なるべし其頃茶人常に木綿のひとへをはをりて小袖のほこりをよけたり客きたる時はぬぎて進たり是を元とす然ればひとへ成べし

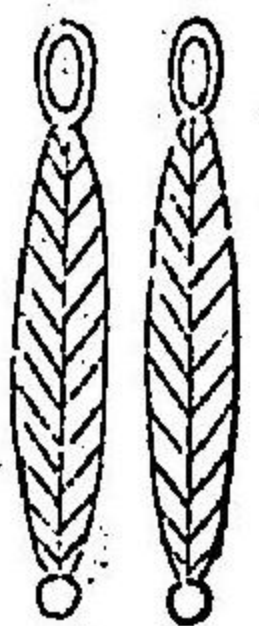
○羽織天正の頃丈きはまりなし天和貞享の頃まで其人の丈相應にして著る元祿より京大坂羽織の丈甚みじかし此頃京の人多く銀座へ下る銀座元祿の頃は三寶四寶の吹き最中なれば繁昌世界に及ぶ者なし晝

夜金銀をまうけ若き手代は我がちに悪所へ行て金銀澤山に遣ふゆへ悪所にても尊敬し銀座客を我一ともてなす世上の人は是をうらやみて形銀座をにせたり銀座もの袖長くかゝとを打羽織短く袖下に等し是より羽織江戸も短く小袖丈長くなる始めなり享保頃羽織丈元へ歸て中分也元文ごろ上方より都古路豊後掾と云淨瑠璃語り下る此一流皆羽織長し元文より此風世上にはやり先づかたちより我身へ寫す世の中なれば此一節を學ぶ若手は先髪を宮古路風に結び羽織も長くせり後々は學ばぬ人も羽織長くなる

○紐は元來とも切にてくけたり十徳の略也天和まで八ッ打也貞享より平打廣し元祿迄用ゆ寶永よりひら打牡丹がけ正徳黒く短きまきばたんがけはやる綾打武家方用ゆ享保末より紐太く少し長くなる元文長きひも四重に取て左より右へからげ付片紐も有り又結びて帶の下へ下るも有見苦し其頃市村羽左衛門帳元に庄左衛門と云者羽織紐を繩のごとくなひて牡丹がけにしたり然ども世上に知ものなし寛保三年より世上にも遊ぶ延享に至て糸屋にて作りて店へ出し置なり



如此庄左衛門は黒糸なり延享の頃賣しは茶びろうど



其後二重にしたるも出る

其頃黒或は紫にて八ッ打にし金糸ちらく入たり見事なり皆延享の仕出しなり若手是を用ゆ



古來八ッ打細く短き黄がら茶後ふとくして黒紫にする貞享頃也古來より少しふとめなり



元祿頃平打幅廣し淺黄はやる紫もあり寶永にはぼたんがけ寶永頃平打出る幅せまく短かくぼたんがけすみる茶多くは黒し綾打寶永より出る享保頃ふとく長く先き

とけるゆへ不用



享保末元文頃に都古路風の黒八ッ打出る長紐なり



其後黒糸にて少し細き八打を四重に取り左より右へかけ片ひもにするものも有見苦かりし

右の外ひもは大名の御家風ありて古來より定有格別の相違もなし但町人か様の物好きをする事なり寛延元太白の糸にて幾重もく合てひもとす見苦し同三年京師より組ものひもを出す或は輪違ひ或はけまん結び網の手法あり何れもぼたんがけ

○慰斗目は元來給を本とす綿を入は略也腰がはりにするもの也大紋の下に著すゆへ古來は小袖をつぎつきにしても著す質素を元とすつきくにしたることを知らしめんが爲なり

○羽織は天正年中より始るとみへたり茶人の服なる

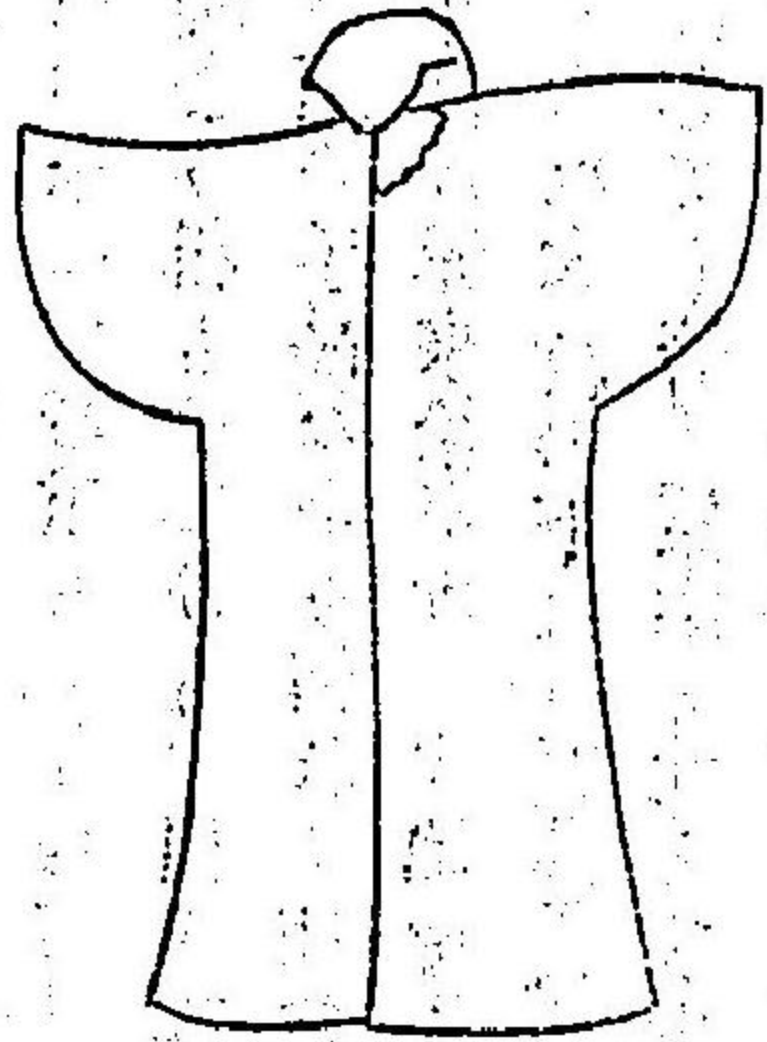
べし絹のひとへを元とせり下郎より始るものに非ず又禮服にてもなし閑居のとき著るものゝ上にはをりて客に對面するときは取てわきへ置きたり羽織の文字も後に書出したるべし慶長頃より心安き人には羽織の儘にて對面したり元來ちりよけにて衣類よごれざるように儉約にて心づきたるものなりいつの頃よりか下郎も上にも禮服のように思ひて後はうすもの羽織を仕立或は給綿入にもして著し袴を著して公儀を勤むるようには成たり

△上古羽織の拜領はなし是にて知るべし

△寛政の末より女の兒のゑりの後へ紋の隠るゝほど切れを當る是はたゞ襟の垢付をいとひて仕出したるなり夫さへ近年はびろうどへ緋ちりめんのへりをとり結構を盡す今は襟當てを賣る呉服屋もあり是等後世は禮服の内にも入べき可笑々々

木綿合羽前に云貞享頃迄は女などに合羽著るものなし皆々染浴衣にてすみぬ元祿の頃たまゝ老女夫の合羽を著し往來する者有大に目に立たりおかしき事といひぬ寶永頃出すぎたる女木綿合羽をこしらへ著したりしかし丸袖なり装束は黒びろうどにしたり

さへり皆もへぎ也



今田舎の老女な
どの著す合羽是
なり装束の裏は
皆金網を用ゆ江
戸も寶曆の末迄
是を用ゆ安永の
頃はや黒さやの
ゑりかけてボタ
ンガケは少くな
りしとぞ

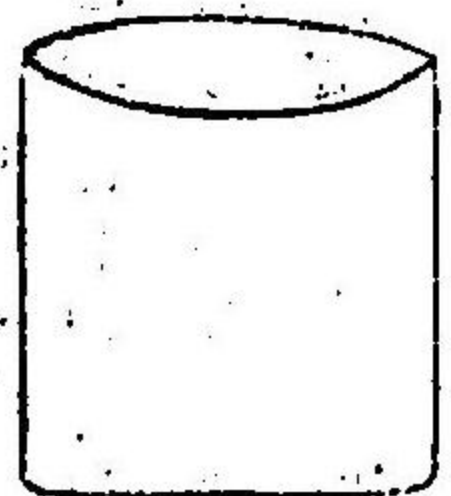
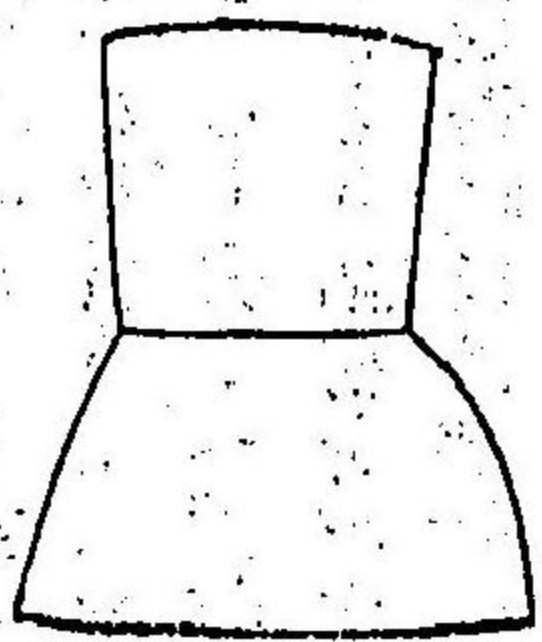
正徳末に至てふり袖の木綿合羽を著す袖長く内袖を
緋縹子ひどんすにしたりさへり紫此頃なり元舞子
より始るか上人の娘は駕籠に乗る事なれば下郎より
始るに究れり野郎役者の風を似せたり享保の頃俳諧
師合羽を仕立かへて著したり延享の頃は女も此風に
仕立たり併少し

正徳年中文照院殿御濱御殿へ被爲成候節雨天の時は
數多の上臈皆々猩々緋の合羽を著し御庭へ御供した
り是女人合羽を著しても笑ふべきに非ず併俗人と同
日の談に非ず

○男の頭巾女の帽子古來よりある事にや神代のかん
頭巾大黒天の如し年來かむりもの風かわる其圖

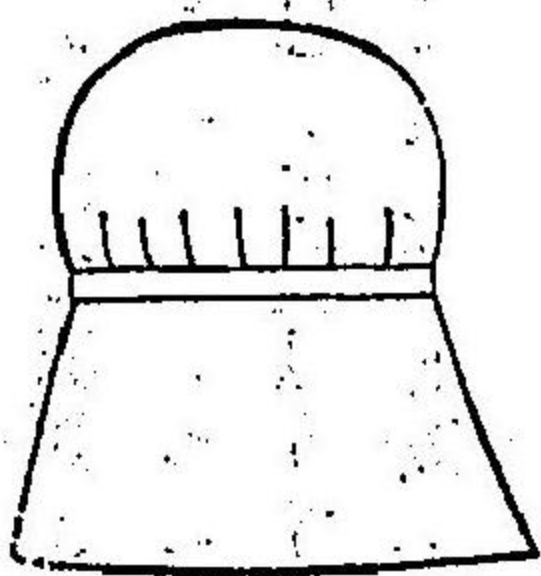
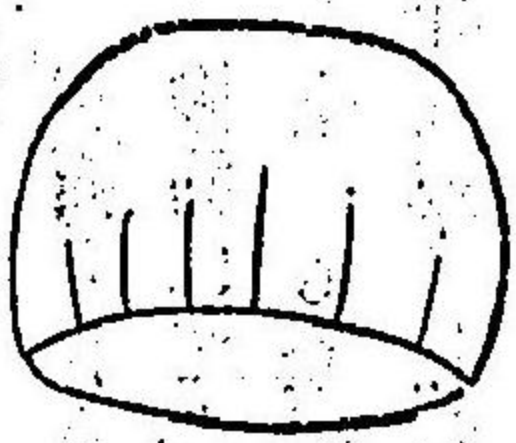
上代是を角頭ゆと云ふ

きぬ頭巾
しころなし



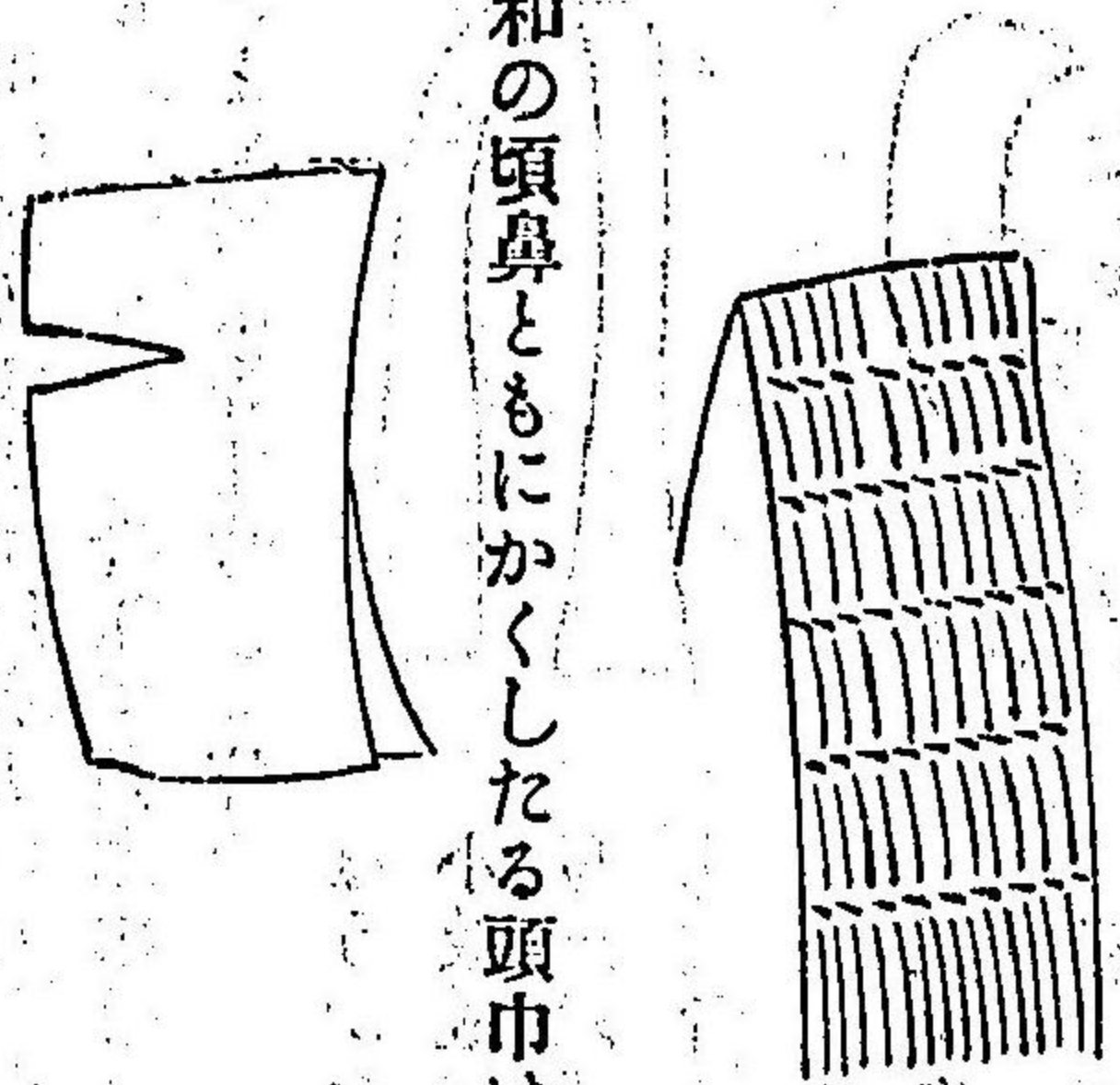
丸頭巾 慶長の頃より始る

同じころ附

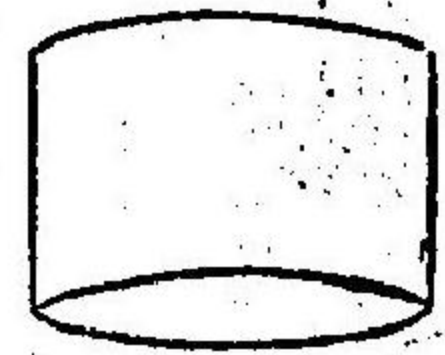


はくそ頭巾織田信長著す尤古き風也以芋作之元文
迄は山家の者多く用ゆ鷹匠杯用ゆるも有是は矢張
鳥の田家ものと見違へるやうに仕たるものか其頃

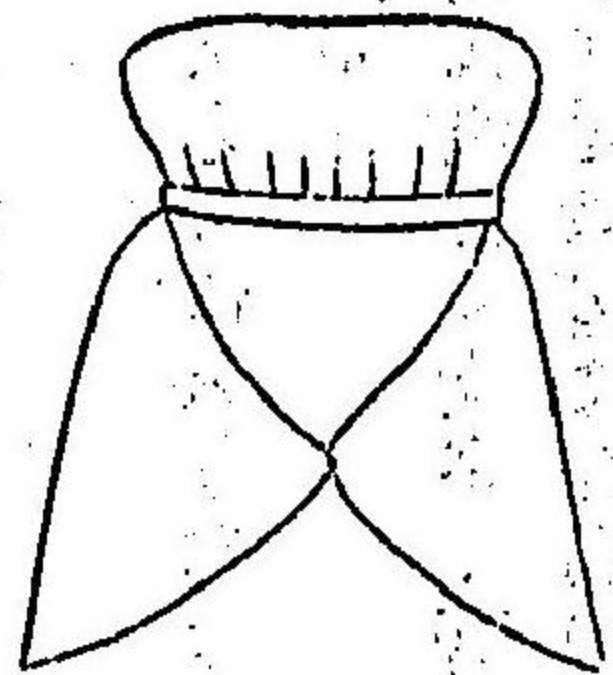
天和の頃鼻ともにかくしたる頭巾はやる



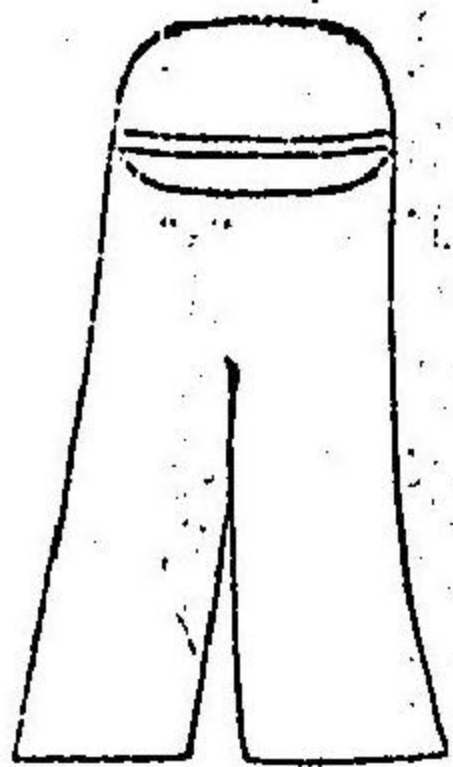
綱吉公の御妾にお傳殿と申は黒鍬の娘にて部屋方へ
召出され後甲府付となりて御妾になりたり綱吉公御
治世になりてお傳殿奉願候は私親は小山田彌四郎と
申浪人者に討れ候以御威光彼小山田を討申度に付國
國在に至る迄人形を以ての御吟味也日本の地尺寸の
居どころもなし依之定る住所なく右の頭巾をかむり
て徘徊し茶屋々々へ止宿す依之此頭巾御停止也此節
端々の茶や女も御停止也



黒縮緬○寶永の末正徳
頃より此頭巾はやる小
山田以後は裏紅絹絶て
シコロ頭巾なし

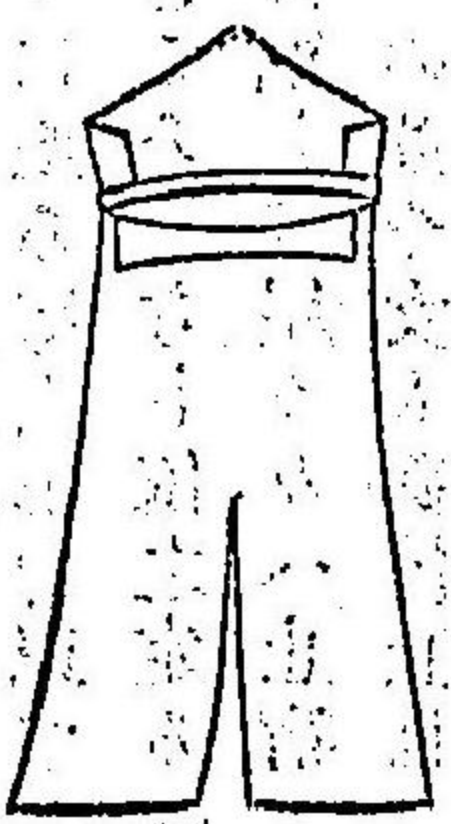


此頭巾は道心者或は出家
などのちりめんにてこし
らへかむりたり享保に至
て武士町人共かむる然ど
も若き者は角頭巾たり三
十歳以上用之

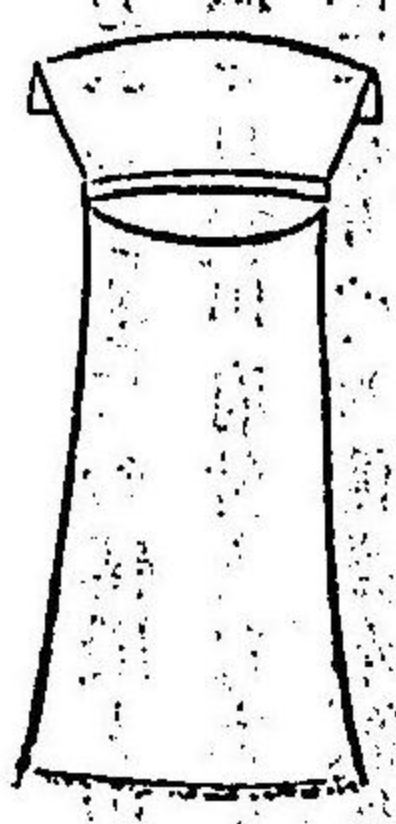


元文中よりしころ長
きものはやる熊坂と云
ちりめん裏紅背の紋し
ころにて見へす

寛保より鼻口の所へ別に切をあて、目計いだすづ
きんはやる

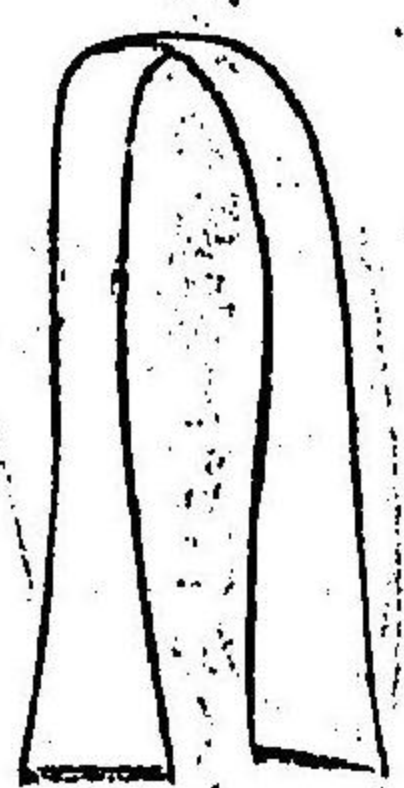


黒ちりめん裏もみ
しころ凡二尺餘き
まづきんと云

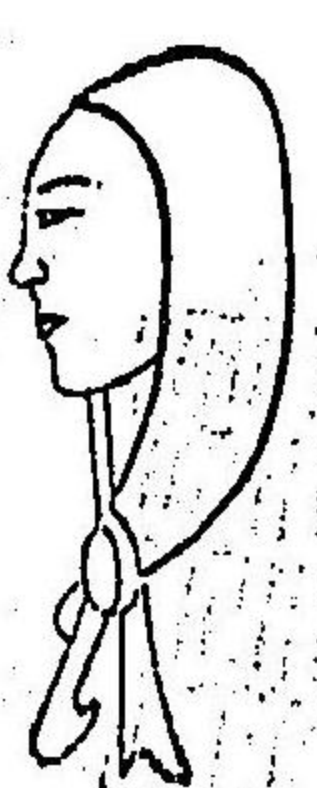


黒縮緬両面○又かやう
に前を一幅にして目の
前へまどをひらきたる
もの一種はやる

寛保三年盜賊改藤掛伊織火方の吟味強く都て冠り物
するものをとらへて吟味す角頭巾等はかまわず頬か
むりさまへ頭巾等此時より停止



ほうかむり表ちりめん
小紋或は黒縮緬紅裏丈
け三尺餘り頬かむりに
して下にて結び下げる



又かやうにうしろを
縫てかむるもあり

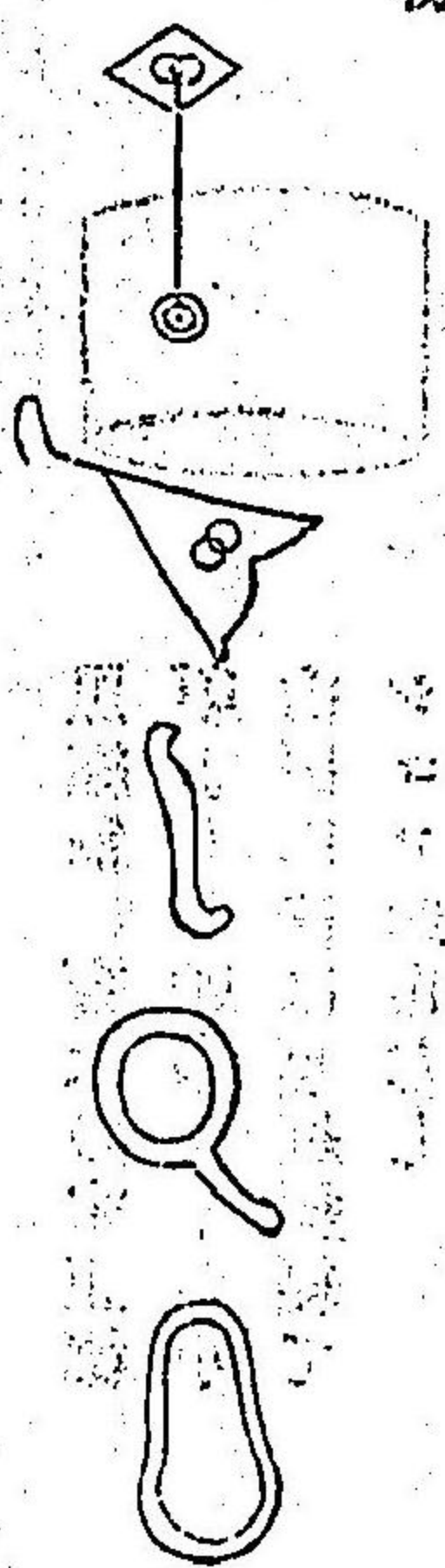
皆々如此冠りものするものは町人百姓舞子野郎など
若き武士の族町人とても思慮ある人は不用惡所へ通
ふ若き者などかむりて悦ぶ先づ法度破りの馬鹿者な
り

延享二丑年よりそろ／＼右の如くのかむり物用ゆ不
宜事なり

○三尺帽子とて木綿にて頬かむりにして又帯にも用
ゆ古へより有り後に麻にて色々のもやう染たるを三
尺手拭と云元祿より五尺手拭になる今の腰帶これな
り

○男女ともにゑりなき合羽を著す事享保七俳諧宗匠
著始る

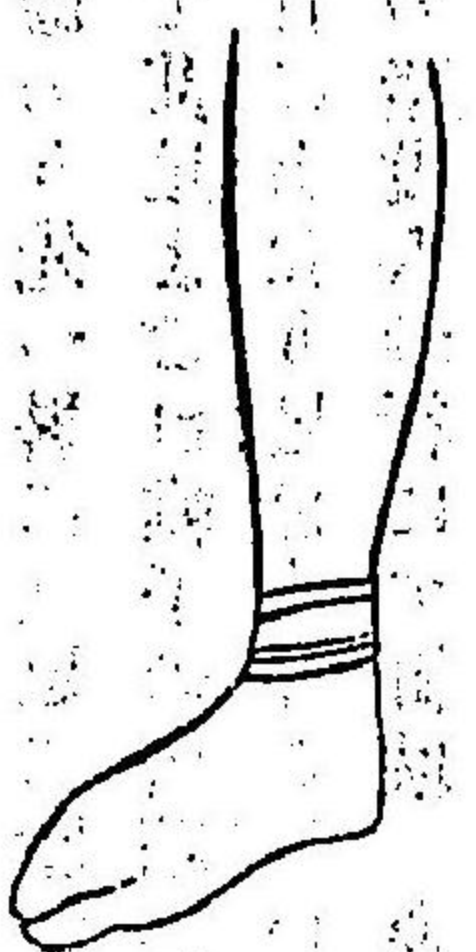
○元文頃より女多く著したり尤堺町邊の者多し寛文
頃より元祿迄は合羽のこはせ鯨なり夫より角又水牛
にて作る正徳頃より眞鍮のかなもの或はくろめかな
物



○古來より頭巾と云は有ことなれども享保のやうな
るはなしすでに寛文時代男達は寒中にもかむりもの
せすことに素足藁草履御代治るといへども亂世間な
きゆへに勇氣いまだ不止治世に究て勇氣衰へかむり
物にて頭面を包み風を防ぐは全く陽氣の不足とみへ
たり去るに依て近頃喧嘩口論もまれなり

○足袋は古來より有もの也寛文の頃女は紫草などに
てこしらへ筒長し白草淺黄草ありひも白繻子に致
す

古來足袋木綿を元とす草は後なり



如此筒なかし○し
かれども壹足にて
壹年も二年もきる
るまで用ひたり

天和の頃より木綿のうねざしの足袋はやる男はかわ
足袋にて公儀をつとむ十一月より二月頃まで節あつ
て止

△召水申我等が母當文化二丑年七十四歳生國常陸
水戸なるゆへ木綿足袋の上手也年々我等がはき料
とて彼うね差の足袋を二足づゝ給はる勿體なしと

申せど不聞入妻并娘兩人へも年々一足づゝ給る其
仕方足袋へ綿をうすく入れ其上を眞直に木綿糸に
て荒くすくひてさすゆへ畦の如くなる甚見事なり
我等はさしを見て須田町下總屋利兵衛小柳町池田
屋三九郎達て所望し是も年々一足づゝ遣す年寄の
老煩もなく氣根よく當年も下だされけり

木綿糸にてさすといへども至て奇麗なるゆへ貴
人の前へもはきて出らるゝなり

貞享に至て白さらし木綿にて女は足袋を拵へたり
元祿ころよりかなきん又は絹足袋をはく女まゝにあ
り男は薄柿もめんなり

寶永よりうすがきのくつ足袋はやる筒ある足袋はく
人稀なり皆こはせかけ也正徳の頃牡丹かけにする

○享保より半ぐつとてくつ足袋を少し筒をつけくる
ぶし下に限る紐を付はきたり大方淺黄なり

△足袋の圖有れども不顯今のくつに同じ併裏をさ
し指の股に白革をあつること此時より始る

享保の頃將軍吉宗公御鷹野被遊うの目がへしの御股
引紺のさし足袋を召たり依之其頃より裏附上下に紺
のさし足袋はく人もありされども目立て見ゆること

もなかりけり平人若手尤これをよしとす

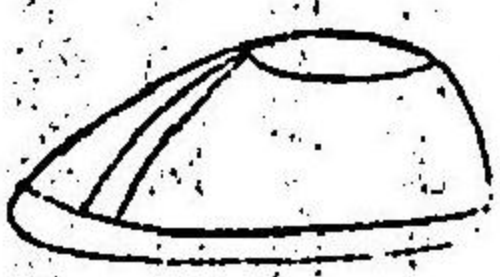
袋足袋と云は木綿とも裏の事なり元女の足袋の事なり

寶永の頃より夏足袋をはく尤好色人にあり

享保より大かたはく(まり歌に夏も足袋をはきばら緒の雪踏と云なり此頃の事か)夏足袋をはくに二つの徳あり先づ暑には足に脂浮て其上に土ほこりたりて甚足よこれ帷子の居舖黒くなるによつてはく也又日にあたり足黒くなるをいとひてはく寶永頃御旗本の諸役人歩行にて御城へ通はるゝ衆中冬木綿足袋をはき足袋のよごれざるように又其上へ革のくつ足袋をはく御城にて上の革足袋をとり木綿足袋斗にて上る是二足はくの始なり

正徳の頃まで革足袋兩種あり小人皮(ウスシ)唐皮也はだへこまかにして革もやはらか也足袋代八匁程する物なりくつ足袋六匁程也或やむ足袋渡り革なり小人より厚くやわらか也小人皮脂足にてはつめたく覺ゆまやむはあたゝかに覺ゆ小人は古くなる程光澤出てぬりたる如しじやむは古くなる程はげて肌あらく見ゆる下品也しやむ筒六匁位くつ足袋四匁五分位なり

履(小兒のはき物)正徳の頃ながら草履はやる是を三谷草履と名付吉原通ひの若男のはき物也其後は中ぬき藁草履流行すといへども下郎のはき物にあらず武士有徳町人のはき物なり尤かけながしなれば二十四銅ほどの草履をかけたしには常體の人はせず享保より中ぬき草履處々よりこしらへ出すゆへ代十二銅十四銅になり大概常體の人はきもの目立ぬようには成たり元文の頃より川崎邊より裏附ぞうり拵へ出し寛保頃は大方右の裏附ぞうりをはく此節わら草履緒びろうどなどを鼻緒にして女ははく緋ぢりめんもあり物好の女中多くは是をはく延享より三枚かさねの草履もみへたり是はしんしゃくして多くは不用よりく浮氣ものをはきしなり

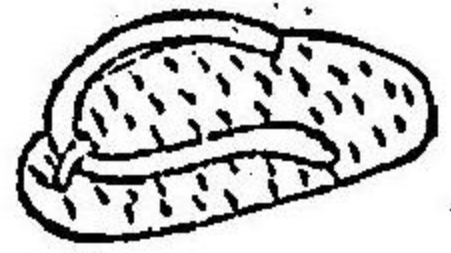


りけり享保の頃より右の渡り革足袋一切なし皆和革にて鹿の皮なり其上直段高く筒足袋にて十匁位くつにて七匁程なり古足袋直しもあり少し下直也古への皮足袋は直段安くしかも二三年も破れず近代和革足袋高直にてはやく破るゝなり正徳迄は紐も長く近代ひも短かくなりし

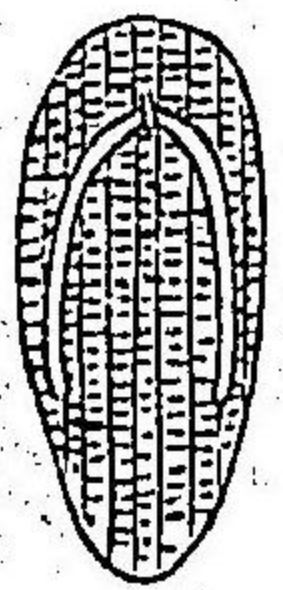
寶永ころ迄小兒の花足袋なし正徳の頃よりさらさ木綿の足袋をうる代二十四銅程なり享保末に至りて十六銅位になる又享保頃より小兒のくつはやる

表黒木綿指のまたの通へ赤き切にて筋をとる底はうすき馬の皮の沓の内白木綿はる足は足袋と草履と二つにしたるものにて歩行する小兒そのまゝにて陸地をふ

○草履藁草履元たるべし京草履とはちくにて拵へたる有り元祿頃はやる當地にても眞竹の皮にて拵へたる皮草履あり下郎のはきもの也湯土産等にくゝ草履(小兒のはき物)正徳の頃ながら草履はやる是を三谷草履と名付吉原通ひの若男のはき物也其後は中ぬき藁草履流行すといへども下郎のはき物にあらず武士有徳町人のはき物なり尤かけながしなれば二十四銅ほどの草履をかけたしには常體の人はせず享保より中ぬき草履處々よりこしらへ出すゆへ代十二銅十四銅になり大概常體の人はきもの目立ぬようには成たり元文の頃より川崎邊より裏附ぞうり拵へ出し寛保頃は大方右の裏附ぞうりをはく此節わら草履緒びろうどなどを鼻緒にして女ははく緋ぢりめんもあり物好の女中多くは是をはく延享より三枚かさねの草履もみへたり是はしんしゃくして多くは不用よりく浮氣ものをはきしなり



古來の藁草履今の葬禮草履を少し丁寧に拵へたる物なり代六銅づゝ

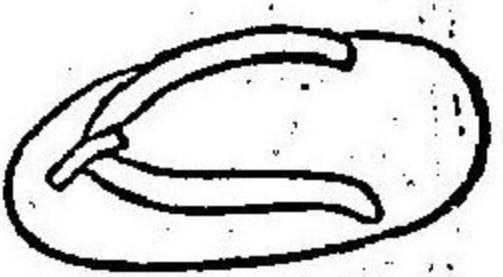


うら付

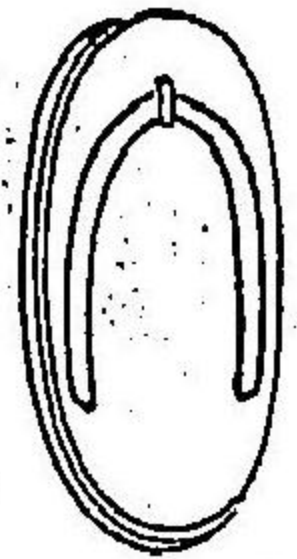
京草履は三十六銅ほどするハチクノ竹の皮にて作る

元祿のころ相州邊より出る二枚裏の草履表は藁の袴をとり二つにさき裏は袴の二つさきにてこしらへたりはなをもろこしがらさきて八ッ打

元祿頃はやるゐがらぞうり表は袴をとりわら打て尻をそらせ鼻緒太くゐがらにて卷前は紙

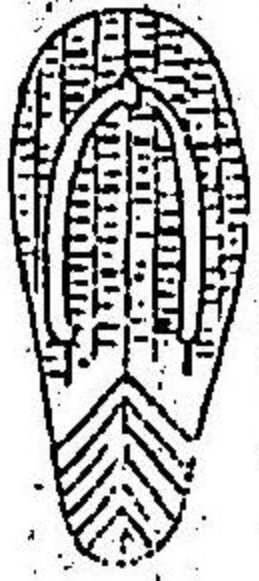


かわぞうり眞竹の皮下品なりまかれ共寛文前より有り

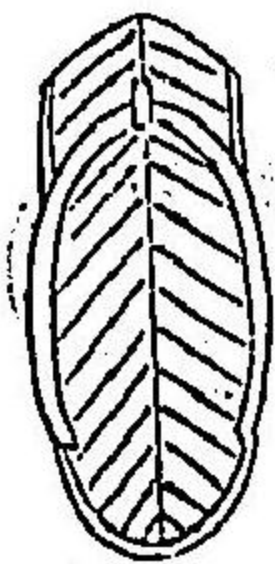


元文の頃より裏附ぞうり二枚裏附表ははちく眞竹三十六銅中五十銅上七十銅中と上と眞竹の斑なし甚だはきよし

裏附草履古來よりあり是は中へ革を入るものなり雪踏より高直なるもの也大名の玄關前茶人の路次入に水のしめらぬためなり元文の頃迄も是を晴天にはくもの一人もなし
延享始より木綿切を以て作るぞうりあり多くは紺淺黃黒など古切れを交たりやはらかなれども下品なり寛延の頃わらぢにもあり



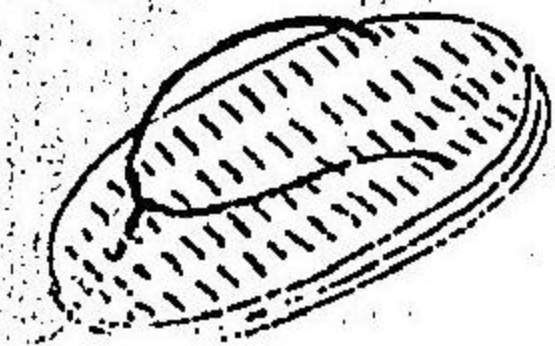
金剛草履として廁の草履なり齒にて作る前をなし手前にて作る是古來よりありといへども平人陸地ははかず



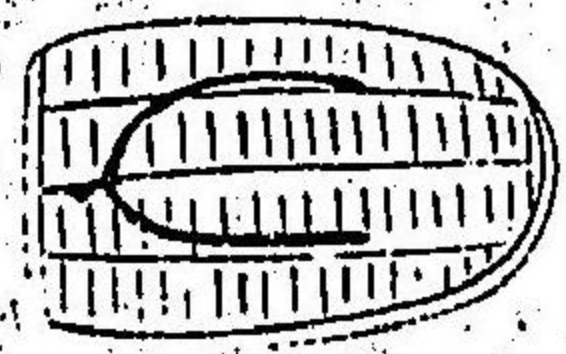
齒を以てつくる中にむねあり左右ひくし京より來り數寄屋廁草履なり薄手にてきれいなりしかし不用元文中也



江戸にて作る數寄屋廁草履なり眞竹の皮平目にして作り鼻緒も竹の皮うすくしたてよし同時に出す



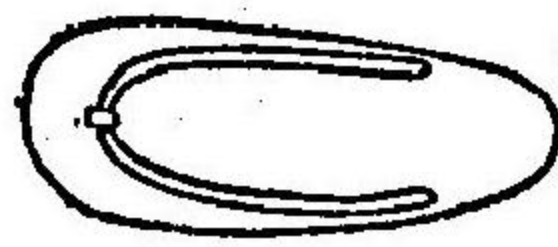
糸瓜草履延享元年始て京より下るへちまをさらし白くして二ツにわりて重ねたるもの鼻緒は白木綿持ぞうり又は風呂草履なり人の肌をよくすと云



榎皮ぞうり遠州より出る二枚重ねあま肌合て裏表なし下作なるものにてはきにくし竹椽廁の草履なり元文の頃のものにて後不見はなをくゝり鼻緒なり前はこより

有増如斯男草履の分なり

○女草履之部 中ぬき小ぶりをこしらへたり



京草履はなを緋ちりめん黒びろうど或は緋黒のないませ花色茶ちりめん前緒もみ元祿頃皆女中用之

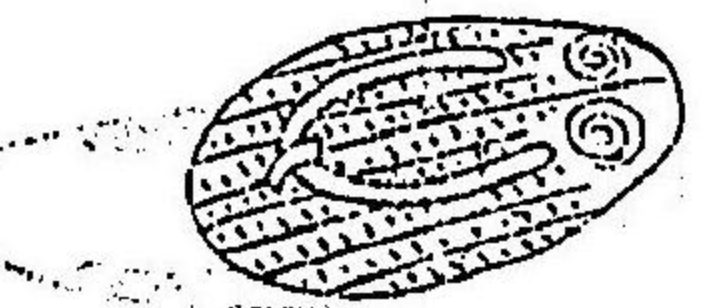


裏附ぞうり江戸にてこしらへるはかまとりのわらぞうりにてきれい也鼻緒京ぞうりのごとし寛保よりはやる川崎草履同時也いやし寛延二の春より三枚五枚の裏付ぞうり鼻緒にて丁寧に作り寛延三年午八月御停止



享保の初より爪かくしとして京ぞうりの前緒をつめて前の方上へそらし足の指向ふよりみへぬよふにしたる草履あり皆遊女のはき物にて常の女ははかず

右の外女中は草履はく事なし多く雪踏をはくもの也寛延より女も二枚三枚の裏付草履をはく是も物好の女計なり



蘭がらにて作る小兒のはき習
のわらじなり是を權藏と云權
藏と云人始て作るなるべし元
祿前に出る此ぞうりなき前は
小兒をば皆はだしにてあるか
せしと云土は小兒にふますべ
きもの也

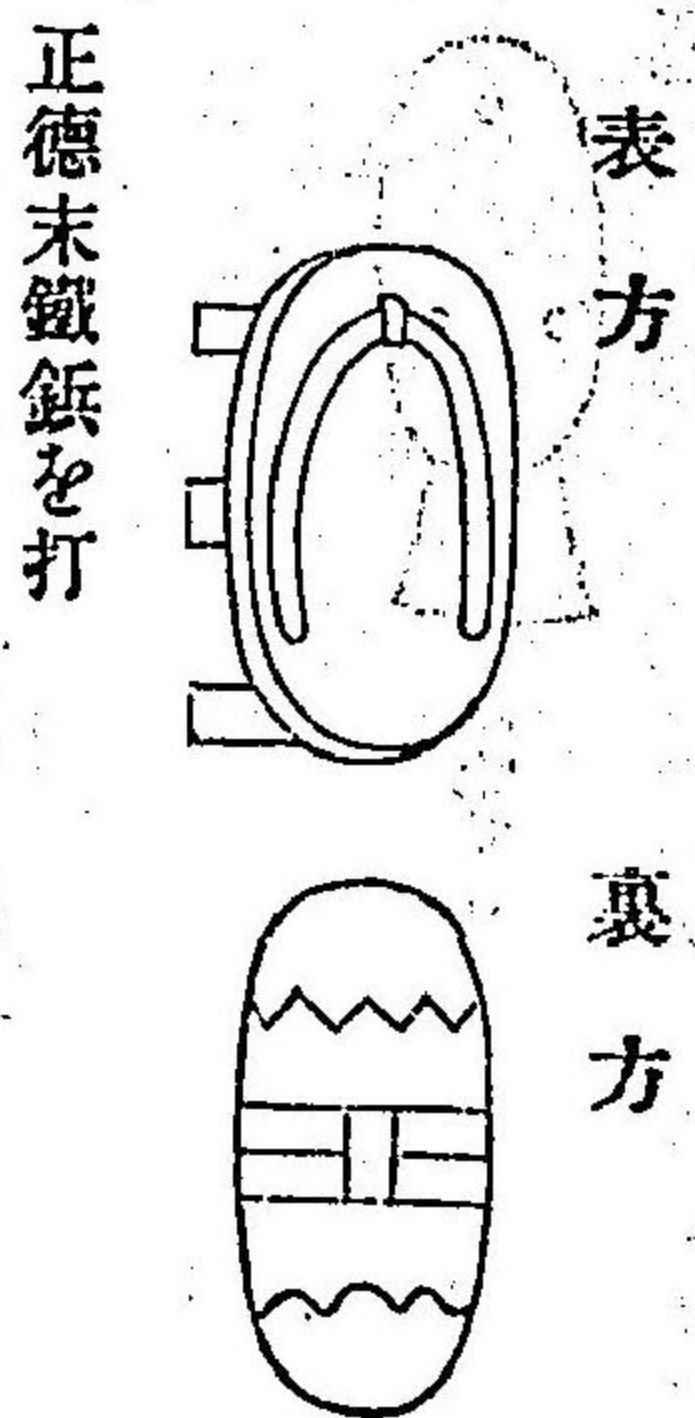
○貞享頃迄は地雪踏と云は襪多せつたの事也眞竹の
皮にて表を作り革は馬皮なり下品なるものは皮ぞう
りに裏を付たるもの也皆上方より下るは上品也革足
袋を商ふ人大津の石割とて強向きの雪踏をうる尤は
やる貞享の末に至て江戸雪踏の上手出来て若手あつ
らへ是をはきたり元祿始より切廻しとて上雪踏はや
る又表眞竹のさらし皮少しも黒みなし地合こまかに
唐櫛のごとしはなをたまごねち前ともをんと草と
て水牛也尻に鐵をうつ代元字金十夕位より二朱にう
る是より上方せつた下品になりかへつて京大坂へ登
せる然ども重し老人にはいかいなり
元祿寶永に至て若手の腕こすりするもの切廻しの雪
踏にうす柿の足袋(クツナリ)はかぬものなし其後革

緒の切廻し出る(黒ぬり赤ぬり)足袋つきの方をぬら
す白革にて半分をぬりたり又白皮一色もあり鼻緒白
かはのよりなり
享保の末に至てはなを切付にする黒塗赤塗前緒同前
切付雪踏下品なり茶屋ものなどはく
元文より女雪踏小兒の雪踏も作る末よりは上方より
右の地雪踏を似せて下す甚まわし新町よりも出す細
工をとりて下直なり近年雪踏上手になりて切まわし
玉子ねち或は八ツ打にして下す是より雪踏の類寶永
頃よりは格別下直なる切付の上雪踏三百銅又は二百
八十文夫より下直なるもあり依之地雪踏作りも上方
より取よせて賣ようには成たり寛保頃より地雪踏と
云は稀なりたま〜有ても高直なり
雪踏屋は元照降町東側三軒並で有又人形町西側にま
ま有享保末より新町細工上手になる雪踏の尻がね長
くなるも此時より也
寶永頃までは僧の雪踏表わらみごにて細に織り裏皮
付表へかけてへり皮あり白し鼻緒白革又皮三枚重ね
表皮を黒く漆ぬりにし或はためあり是をかひたんせ
つたと云所化武士醫者などのはきものなり平人は不

用すべりてはきにくし冬はつめたく覺ゆ古く成れば
塗はげてみにくし此前新町より表毛の儘皮を付鼻緒
も毛皮の雪踏あり元文の頃より不見
女雪踏は寶永迄みなく上方雪踏を用ゆ地雪踏の上
品出て下女をつかふ女中は切廻しのたまごねち雪踏
をはく前緒は紅絹或は淺黄の絹なり
正徳頃まで寶永の餘風有享保より切まはし黒ひろう
どの鼻緒に成元文頃茶ひろうどはやる寛保より裏付
草履になる
表とんす裏皮をつけたる乗物せつた寛文頃より奥方
の御はき物にあり享保の頃より京下り表みご織り廻
り紫皮にてへりを取たるを出すまゝ陸地をはく女も
見へたりよわきゆへ不通用小兒にはあり寛保頃表細
代に組たる草履出る小兒のはきものなり
○寶永頃より京下り草履下駄あり則京草履に下駄を
打付たるものなり正徳より皮はなをの雪踏の表に齒
をつけたるこま下駄出るはりがねにてからくる

表方

裏方

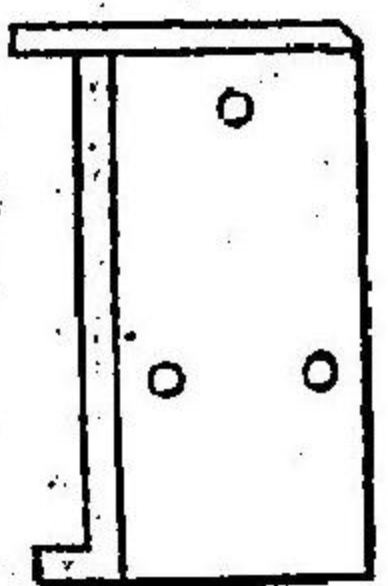


正徳末鐵鉞を打

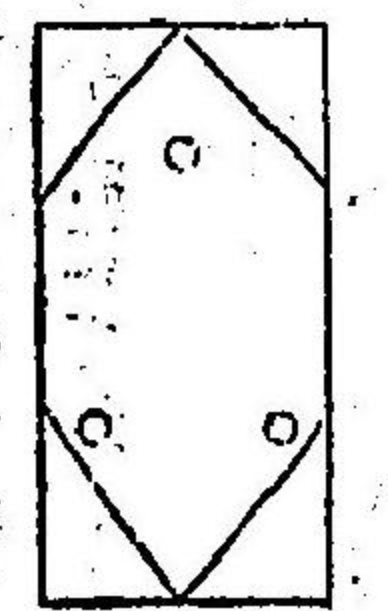
表みごをり
寛保の末鉞打

あじろをり
ひろうど鼻緒ひぢ
りめん紅白なひ交
もへぎ笹へり紫さ
さへり

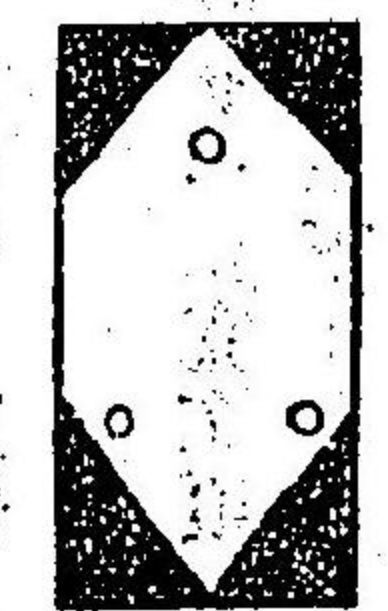
表



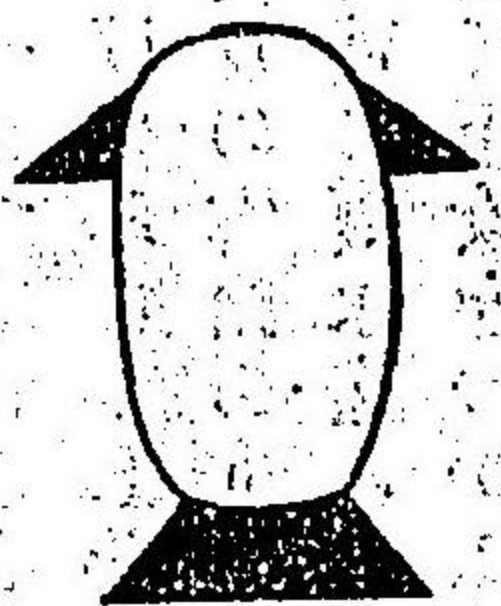
裏



貞享よりある駒下駄なり路次厠等に用ゆ杉にて大ぶりに作るきれいなり上方より下る地にては作らず



元祿の比より上方より下る小兒のこま下駄なり表下地すほう染上うす漆ぬり裏すみぬり

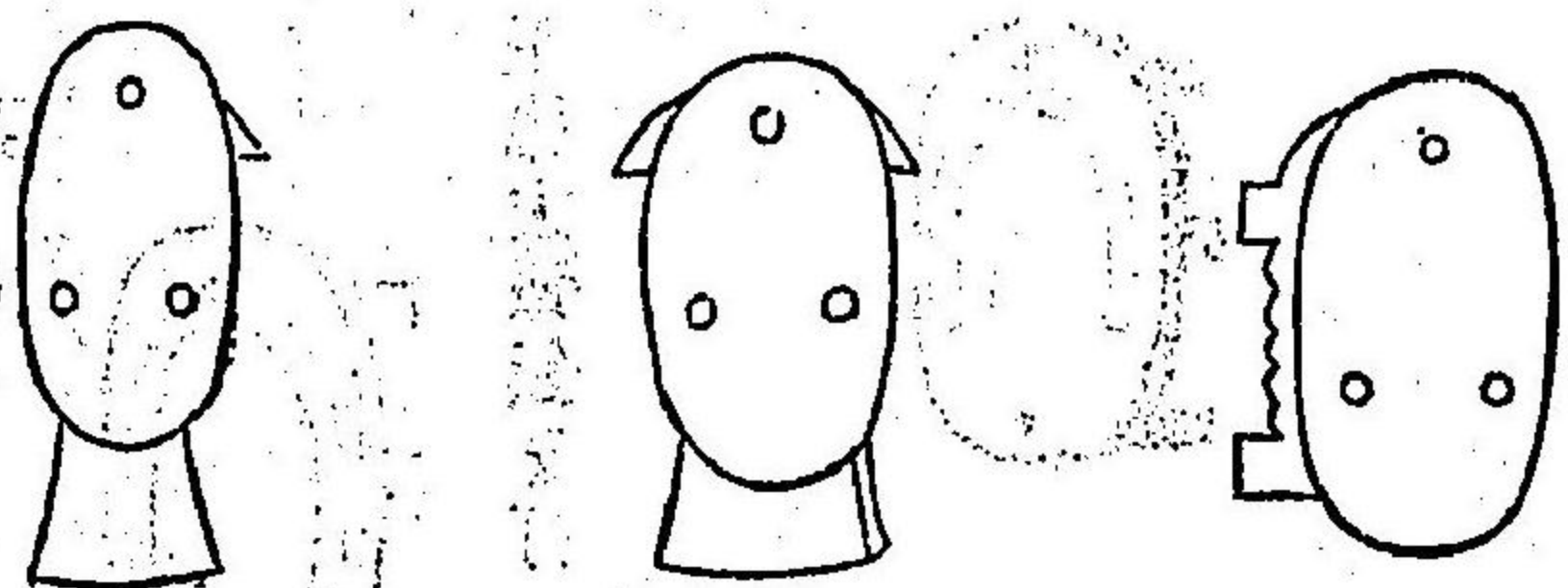


女足駄表すほうぞめ元祿是を用ゆ○物好にて地たまごねち表へこま下駄打付てはくものなり

○古來より下駄はある事なり地下駄桐にて作る山下駄と云あり山にて作て出す下品なり

元祿の頃より地にて作る桐下駄男女ともにはくといへども下駄はひくきものゆへ先づは女のはきものなり

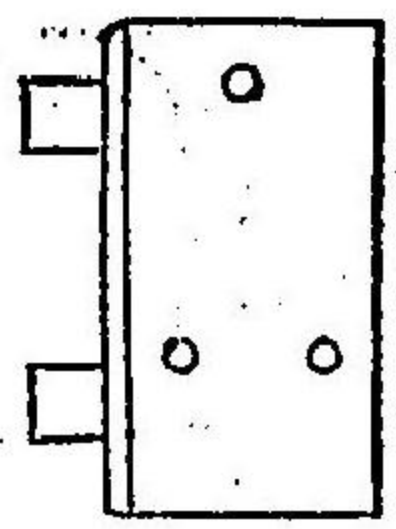
寶永の頃より下駄の齒を高くそらしたるを遊女比丘尼はく齒損じ安し



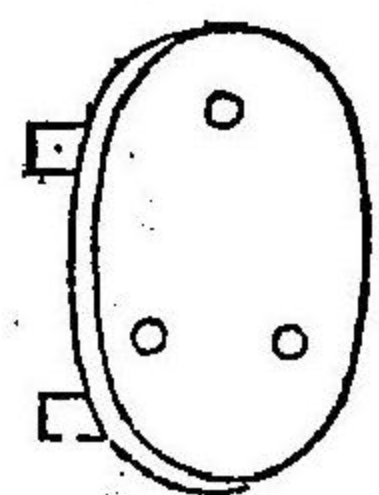
齒ぞり



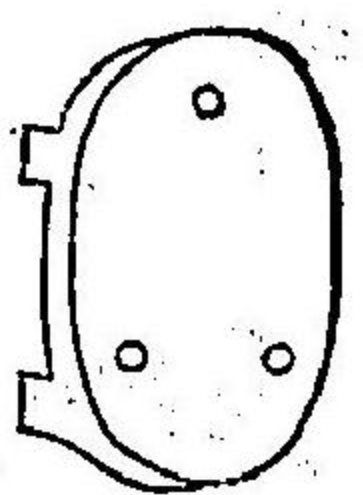
正徳の頃上方より下りの塗下駄赤黒ぬり有り齒大にそる



山下駄(是は茶やなどへ客あり雨ふりてかへるときのかけながしなり吉原下駄と云)

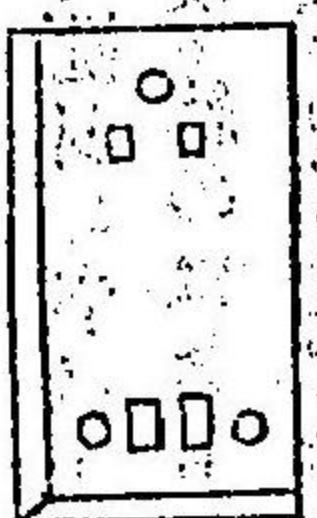


柳の木にて作る丸下駄享保頃より下る角下駄はなし齒そんせずはきよし

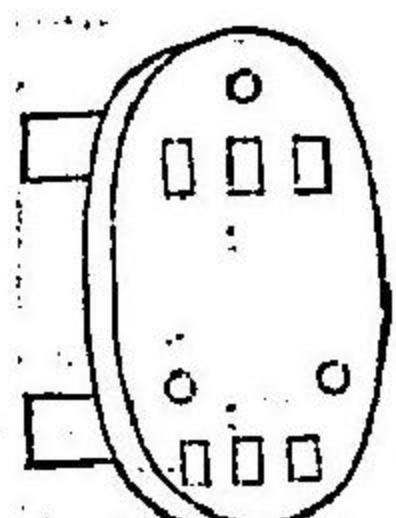


寛保頃より斯のごとく前齒をくりし下駄出るせんだんの木○京都より下る表疵ありてそそうなりされどもはきよし重ければ老人は用ひず

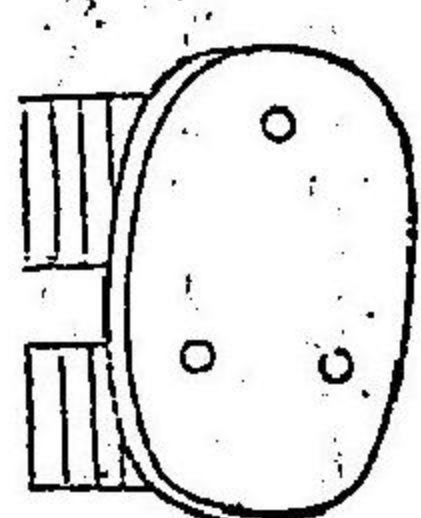
足駄も古來より有ることなり貞享迄は地足駄なり細工あし



表へ齒を指出す表桐齒けやき

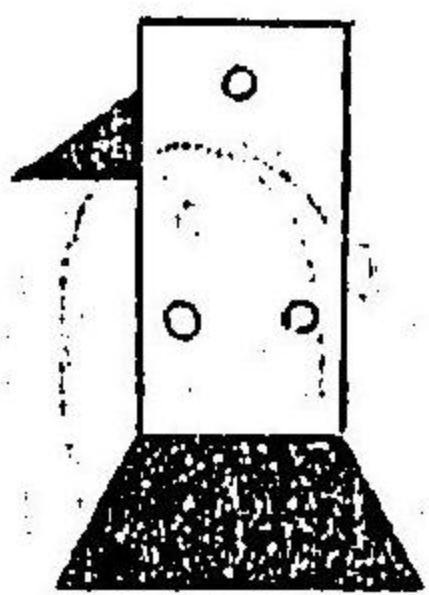


元祿より丸きもあり下女などはく



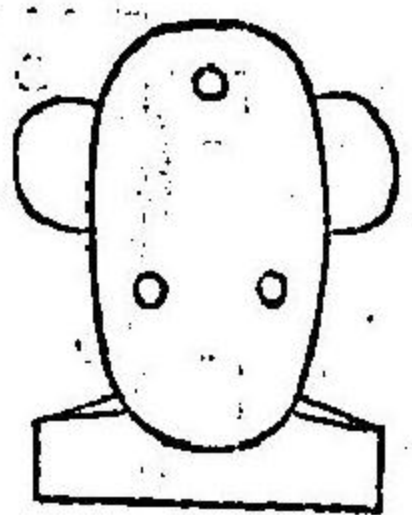
寶永の頃より小田原町足駄にて表嶋桐のこまかなるを用齒は樗の木なり始てありにさす後にけやきを用ゆ

寶永頃より上方色々の塗下駄を下す皆女下駄なり



齒をそらせたり表の
方本塗なり黒赤青漆
もあり齒は黒ぬりな
り

同頃和泉町新道にげほうの足駄作りの上手ありげほ
う下駄として名代なり正徳頃より他町にても知り多く
役者のはき物を作るゆへなり



表桐の正目齒は
檜の木丸齒なり
足駄ひくくはは
きよし

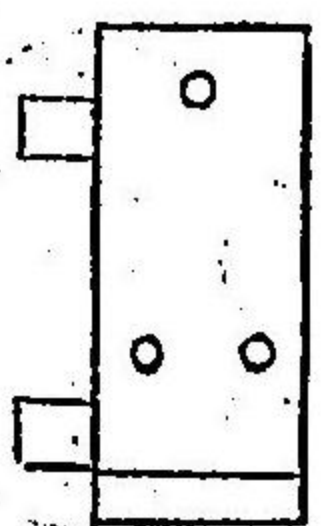
後に役者の下駄あしだ皆々赤塗也江戸塗下駄の
始めはげほう也然ども平人は用ひず

享保より下直なる塗下駄處々にて作る是より僧醫者
武士などもはく女はかくべつなり男はかざるものな
り唐にて朱履とて朱ぬりのくつをはく人は高官なら

でははかす下駄足駄を赤塗にしてはくは世上をは
からす無禮なり寛保頃より上るり太夫三絃引舞子俳
諧師いづれもよろしからぬ人のはきものなり

△やはりべんがらにて下を染澁にてとめ漆をはく
安ものなり

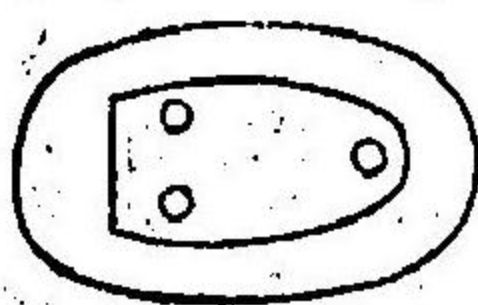
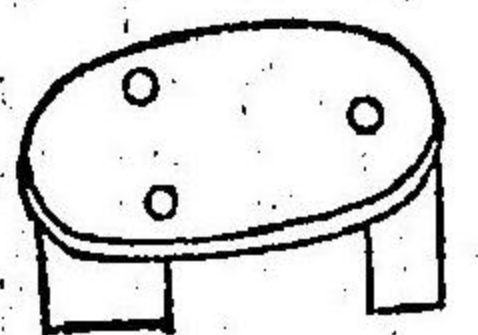
享保年中上方より柳にて作り齒ほうのきの足駄大
にはやる



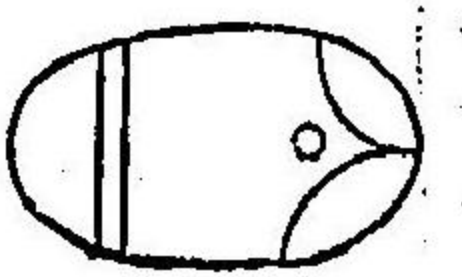
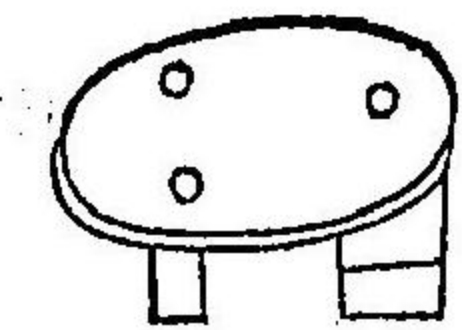
皆角○足駄の前後に
を打ありさし齒ぬけす
極印

其頃地細工表ひの木の足駄はやる齒はげやきなり
○貞享の頃までは萬事心ゆたかにしてしかも不奢元
祿ごろより奢る氣ざし見えて切付鼻緒をはくしかれ
ども隨身の者は上を恐れてはかす寶永頃かるきも
のに塗緒のはきものをはくもの髪結とていやしむ髪
結計ぬり緒をはきたり正徳よりはくもの多し享保末
より延享に至て十五年以來武士出家醫師平人百姓手
代小者年季者非人等に至る迄古き革ばな緒を下駄足

駄に上げてはくやうには成ぬしかも世の中享保より
次第く下困窮して身はかへつて奢るなればいよ
いよ渡世なりかぬるも道理なり



桐木にて作る下作なり此下駄多く田舎向にて元
文頃いづる



前方下駄にて後の方高足駄の齒入たる下駄なり
用ゆるもの少し寛保頃よりみゆる但ぬかりみち

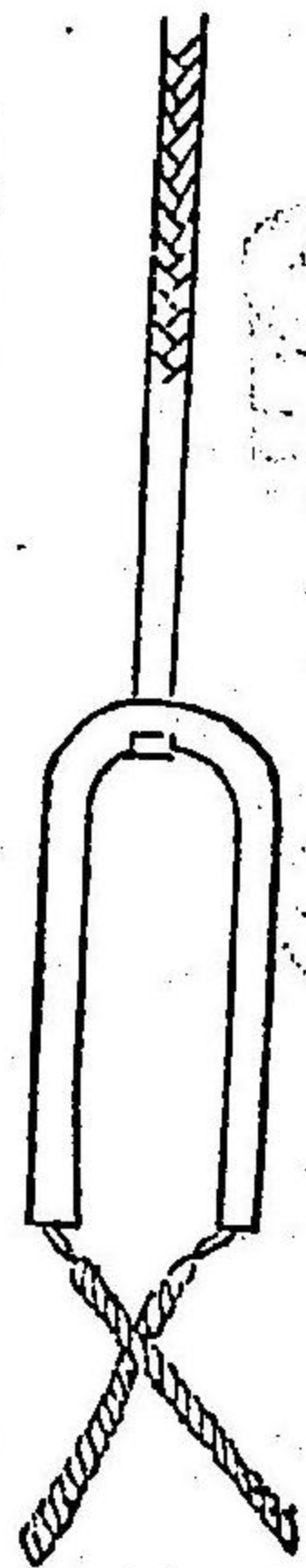
にはねのかぐらぬよふにしたり
男女塗下駄足駄とも寛延三年八月御停止元文頃焼桐
をぬぐひ漆にてはきし下駄足駄はやる甚ひかりて伽
羅の如し上人は不用

正徳の頃よりするが町越後屋大下駄をこしらへる紛
尖なき用心なり長一尺二寸餘横五寸他になきはきも
のなり
下駄足駄の鼻緒昔は手前にて繩をないすげる女は木
綿にて括りてはきたり後在々よりこしらへ出す寛文
迄竹のかはを用ゆ貞享頃く繩をよしとす元祿もろ
こしがらはやる寶永に至てたまごねちの雪踏鼻緒大
にはやる

元祿頃より下り革鼻緒あり上下兩品上は一匁下は六
分位するされどもはく人なし小田原町其頃繁昌して
年中陸地かはくことなし長雨ふりたるごとくなれば
若手のむすこども足駄を專一とせり皮鼻緒をはく武
士も歴々ならではく人まれなり

○寶永の頃革細工へ鼻緒をあつらへてなめしがはに
て作之(引通し本なり)甚上品にて二匁程せり享保よ
り地にて此切付鼻緒作ること武家小者の細工或は新

町或は雪踏屋より作り出す元文頃甚しく紙にて似せをこしらへ直段下直にうる後は人知て買はず(元文の末より鼻緒職人多くなる寛延より芋を不用せゆるの毛にて作る)
享保元より前緒のうごかぬようにする

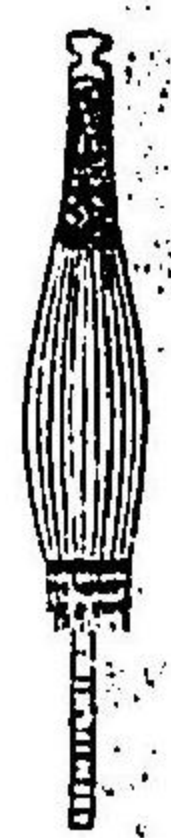


芋縄一筋にておと先へ糸引ぬく是を引通しと云前々の鼻緒前を丸くくゝる寶永の切付より平目にぬいたり切ぬきにして前を引通すゆへ不動
○傘は古來より有と見へたり天和の頃までは大坂より來る傘を用大黒屋の雙がさと云は名代也貞享の頃より地にて作る上品なり

下り傘厚紙にて細工ぶとうなりつよき糸せうぞ



下り女傘少し小ぶり糸せうぞくなしうす花色がみにて蛇の目のように作る下作也



貞享より地のもみぢがさきやしやなり天上青紙青どさにて細くへりを取絹糸せうぞく柄と卷



元祿より蛇の目がさ出る上青どさ深くのき厚く青どさせうぞくきぬ糸三通りろろ元青どさ代金貳朱位

女傘はろくろもとねりぢりもへぎ五色の糸三だんにまく骨黒ぬり手かるくこしらへたり是上傘の始なり正徳頃より次傘は下りがさのごとくにしてほねのみ

がきよく作りもみぢがさは上はきぬ糸装束まがひは木綿糸蛇の目にもめん糸あり
享保の頃紀州若山傘下るかるく小ぶりにしてきれいなり常のさしりやうにはよはし挾箱へ入る用心傘なり

元文頃より傘の風きやしやを第一として巧者の上手出とかく手ぬきをして下直にうる

地にても白張骨みがき花奢にして装束なし直段六七匁程なり格好よく高直なり

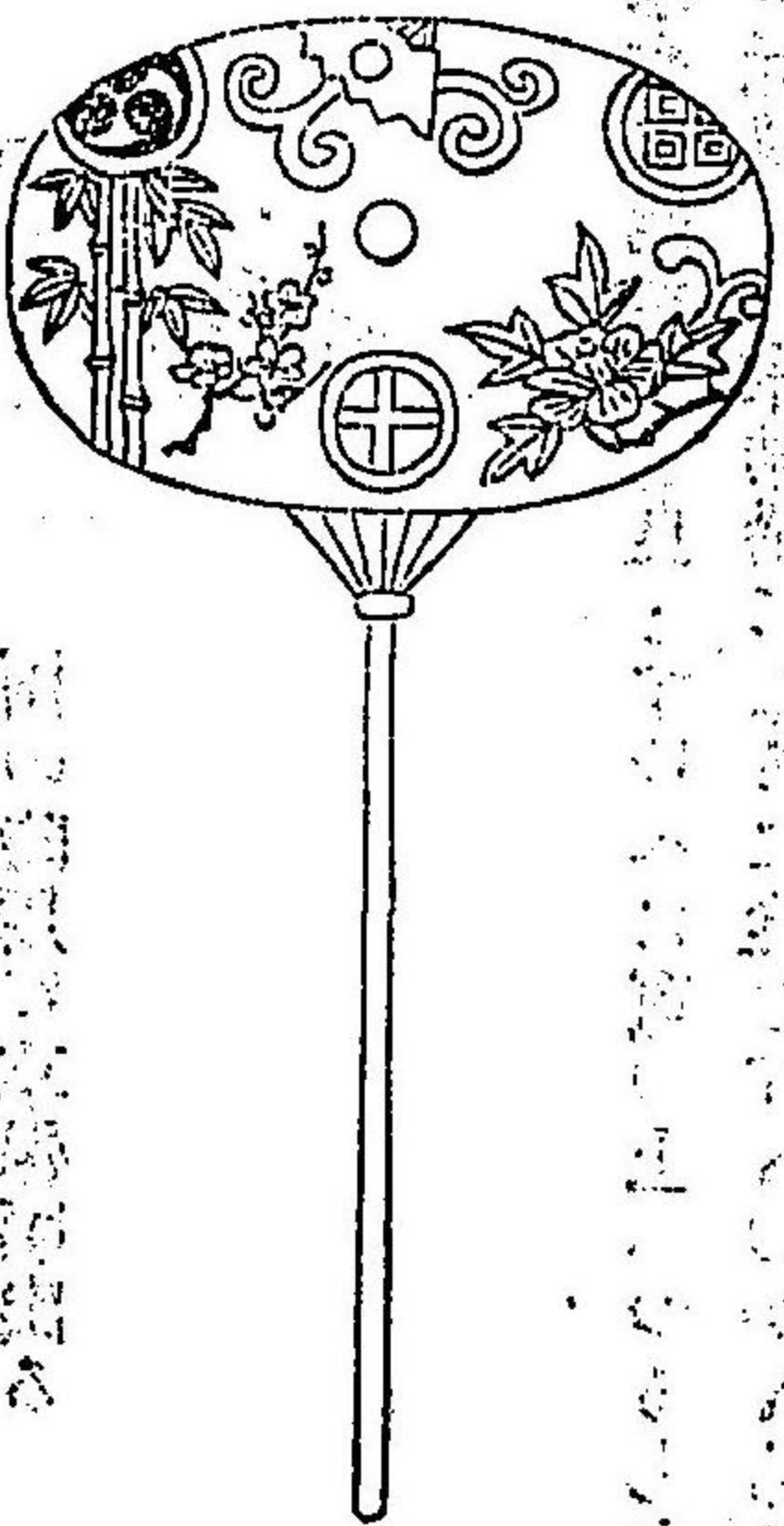
其後爪折の手傘出るこれかりそめながら從四位以上の傘にて平人不用もの也不知はふびん也白張蛇の目内紋を切扱事享保末より始る青土佐厚く張る事も此頃より始る

小兒の傘も古來はなし是てんごう也手習子は元祿より有徳者の子供計さしたり享保の頃より三四歳計の小兒も少なき傘をさす世智辨是にて可考

日傘は古來より有と見ゆ小兒日傘も天和頃より下る地にても作る五色の彩色したるもの也青紙のはあつらへなり藍紙にて一色に染たるものあり近來大人もさす僧醫者のたぐひ上方にては前々よりあるよし

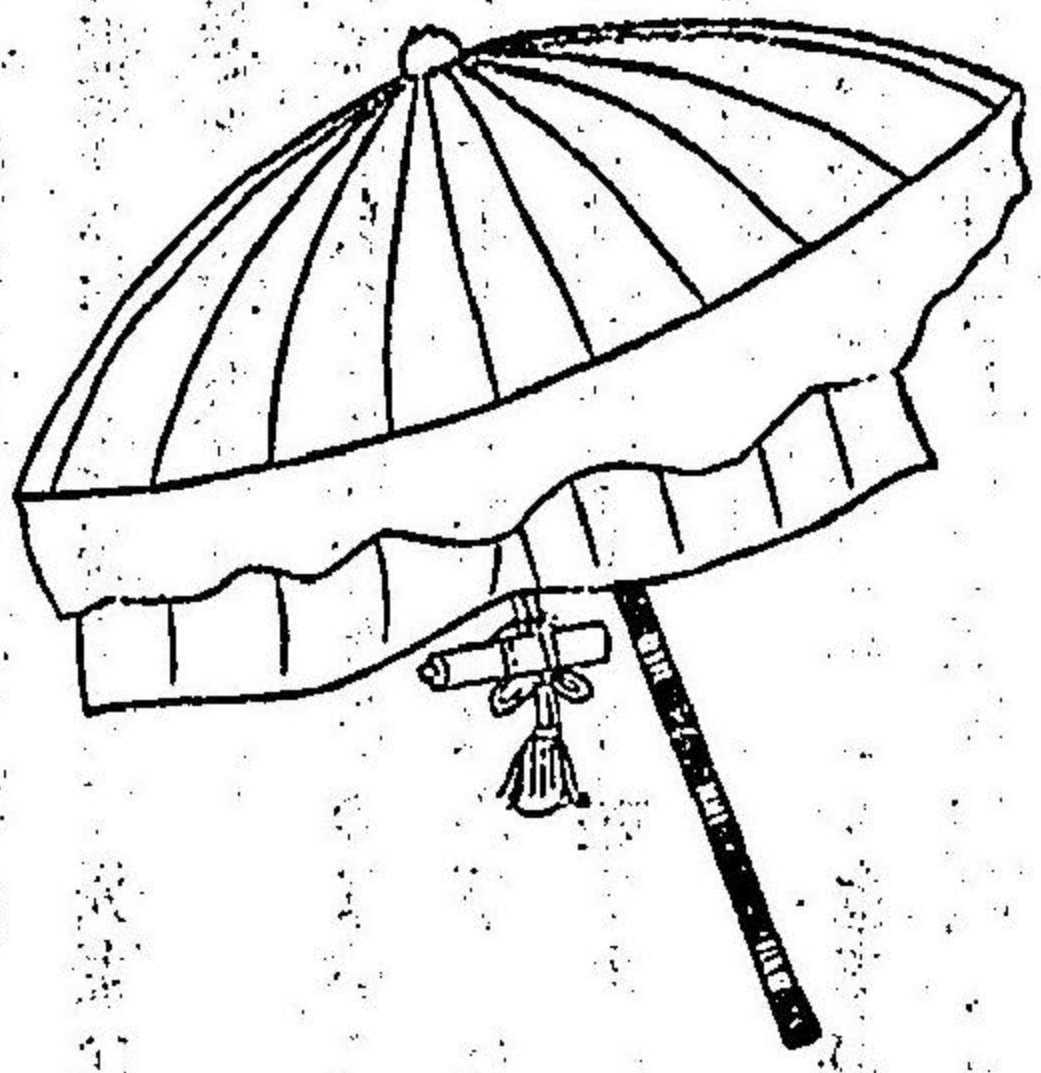
△日傘は婦人に限るべきか髪のをこねるをいとへばなり僧醫者のたぐひはかむり笠を用ても可ならぬものを

天和頃より下る日傘



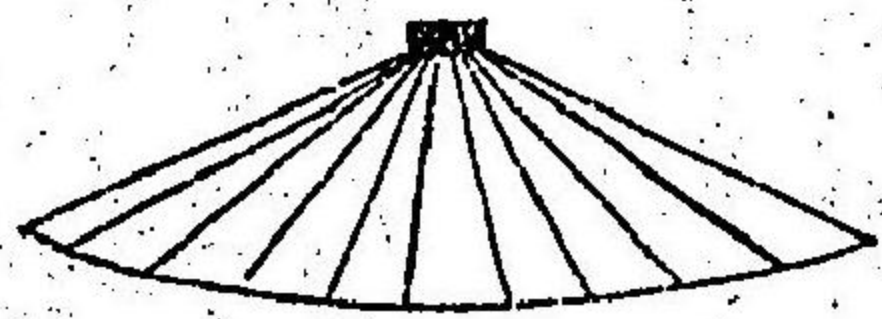
寛保の頃よりさす處の日傘皆青紙張也又小兒山王八幡明神天王等の祭禮にねり子供さす傘は皆丹染の一式也他人さして子供を覆ふゆへ柄長しのきには鈴又は絹を張り内には鈴守ふくさ等をつける△此餘風今祭禮に残るものか

大人青紙の日傘さす事寛延二年己巳に御停止再觸寛延三年午八月別てきびしく仰付らる(小兒計用ゆる翌三年より日傘にうるしを遣ふ)



參内傘は常にはなし御規式の節用之少將以上用

之しかれども家柄によりて持十萬石以上の物也



懷中傘たゝみて袖へ入る俄雨の時用ゆ享保頃出る

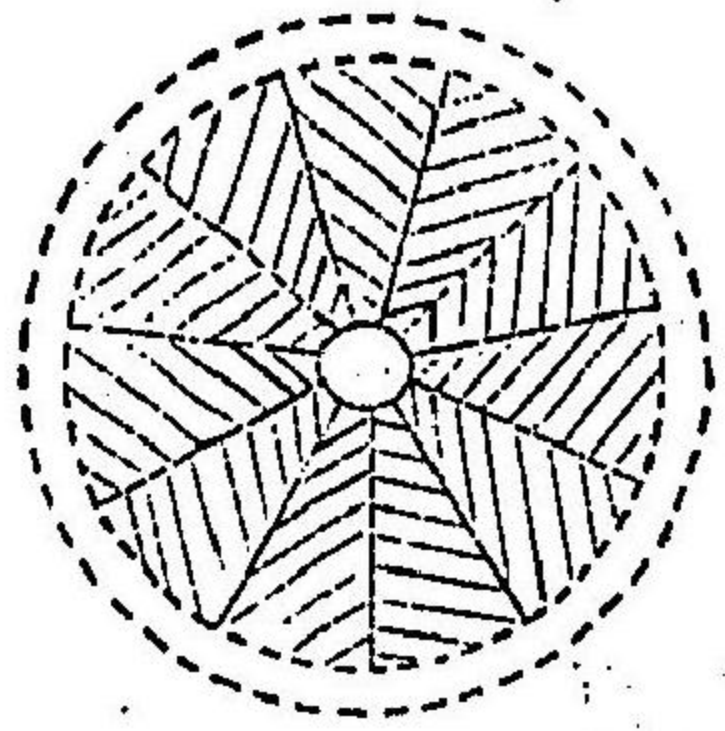
古來傘は能枯すを良とすゆへに籠の上へつるしをきたり元祿より傘結構になるに従ひすゝのかゝらぬ様にとて紙の袋へ納れて夫より木綿の袋に定紋を染て入るゝ延享頃沓町人は不用武家或は醫者計なり
○簑は古來より有なり歌に雨によりたゝみのゝ島と詠り又大名も簑箱あり然れば陣中は簑用ふと見へたり簑の上品は加賀を第一とす表へ糸のあみをはり風吹に著てみのけ吹ちらす淺草觀音十二月十七八日市

有川向牛島に簑市古來より有ことなり

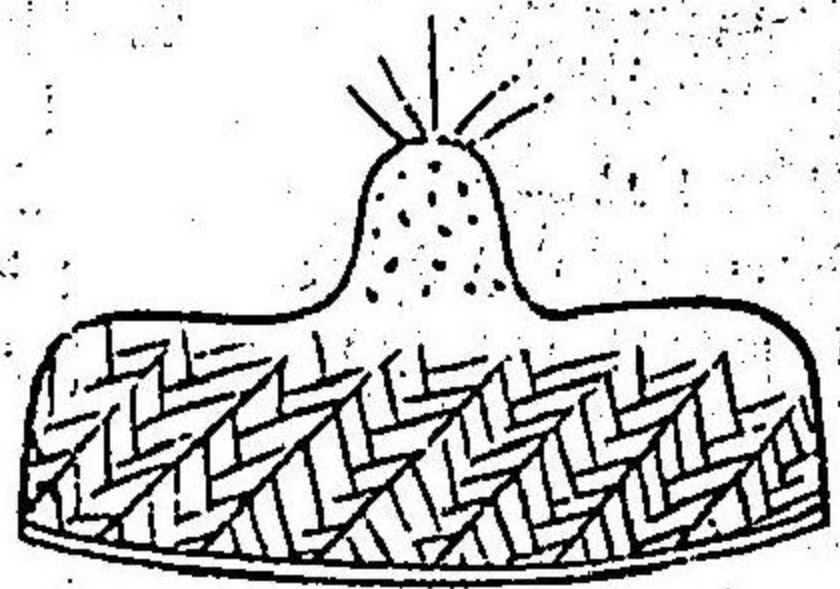
○慶長の頃にも桐油合羽ありけるにや大名供の末に合羽籠あり古來は丸合羽の薄桐油と見ゆ元丸合羽はみのゝ略なり

赤合羽青漆きぬ桐油杯寛永の比より出る○寛永の頃より桐油の覆出たり○寛保に懷中合羽として厚紙單にて小紋を染桐油を引細にたゝみふところに入る

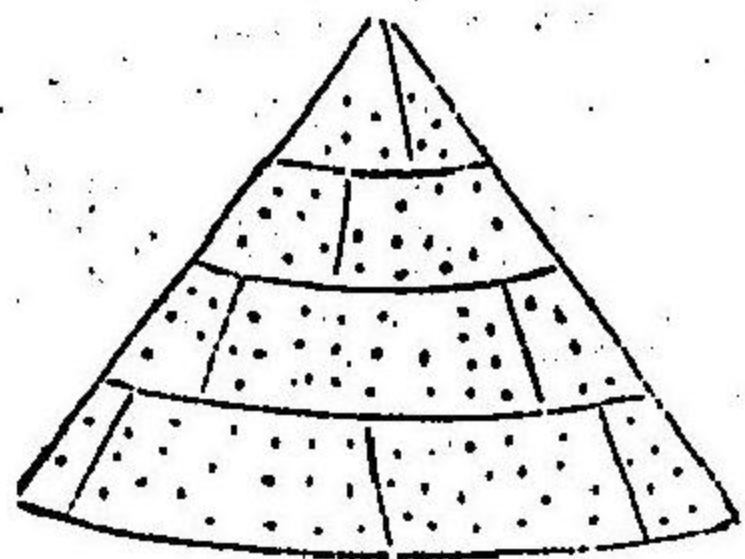
○男笠の事菅笠を元とすされども張笠笏笠古風なりでん中と云菅笠を用ゆ



檜笠尤古來より有和州大峰へ入山伏是を冠ること古來より有雨笠日笠兩用にす



享保年中如此笠を作り出す網の上を雨のもらぬ様にかぶせたり所々をかはにてしめむすびすてにす軒の廻り結びたり大笠なり雨に用ゆ



延寶の頃より地にて作る眞竹皮の小ぶりなりおさへ竹もあらし日笠雨笠兩用にす